

各務原市地域防災計画

(改定案)

地震対策計画

令和元年 10 月

各務原市防災会議

各務原市地域防災計画 地震対策計画 目次

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等	1
(各班)	
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3
(各班)	
第3節 岐阜県の特質と災害要因	16
(各班)	
第4節 地域としての災害特性	17
(各班)	

第2章 地震災害予防

第1節 総 則	21
(各班)	
第2節 防災思想・防災知識の普及	26
(各班)	
第3節 防災訓練	31
(各班)	
第4節 自主防災組織の育成と強化	34
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第5節 ボランティア活動の環境整備	38
(本部班、秘書広報班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班)	
第6節 広域的な応援体制の整備	41
(本部班、秘書広報班)	
第7節 緊急輸送網の整備	44
(本部班、秘書広報班、庶務班、土木第一班、土木第二班)	

第 8 節 防災通信設備等の整備	48
(本部班、秘書広報班、庶務班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班、水道対策班、 下水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 9 節 火災予防対策	51
(住宅対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 10 節 避難対策	56
(本部班、秘書広報班、庶務班、財政会計班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、 避難収容班、土木第一班、土木第二班)	
第 11 節 必要物資の確保対策	62
(本部班、秘書広報班、庶務班、財政会計班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、 避難収容班)	
第 12 節 要配慮者・避難行動要支援者対策	65
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、商工観光班、住宅対策班)	
第 13 節 応急住宅対策	71
(避難収容班、住宅対策班)	
第 14 節 医療救護体制の整備	72
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、医療対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、 消防団班)	
第 15 節 防疫予防対策	78
(本部班、秘書広報班、庶務班、財政会計班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、 農政班、避難収容班、水道対策班、下水道対策班)	
第 16 節 まちの不燃化・耐震化	83
(福祉救援班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、消防総務班、消防予防班、 救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 17 節 地盤の液状化対策	92
(本部班、秘書広報班、商工観光班、農政班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、水道対策班、 下水道対策班)	
第 18 節 災害危険区域の防災事業の推進	100
(本部班、秘書広報班、商工観光班、農政班、土木第一班、土木第二班、都市計画班)	
第 19 節 ライフライン施設対策	105
(本部班、秘書広報班、商工観光班、水道対策班、下水道対策班)	

第 20 節 文教対策	113
(本部班、秘書広報班、福祉救援班、避難収容班、消防予防班、救急指令班、消防署班)	
第 21 節 行政機関の業務継続体制の整備	120
(各班)	
第 22 節 企業防災の推進	123
(本部班、秘書広報班、商工観光班、商工団体)	
第 23 節 防災施設等の整備	125
(本部班、都市計画班)	

第 3 章 地震災害応急対策

第 1 節 活動体制	127
(各班)	
第 2 節 ボランティア対策	152
(福祉救援班、避難収容班)	
第 3 節 自衛隊災害派遣要請	154
(本部班)	
第 4 節 災害応援要請	159
(本部班、福祉救援班)	
第 5 節 交通応急対策	166
(本部班、秘書広報班、庶務班、商工観光班、農政班、土木第一班、土木第二班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班)	
第 6 節 通信の確保	188
(本部班、秘書広報班、庶務班、調査市民班)	
第 7 節 地震情報の受理・伝達	194
(本部班、秘書広報班、救急指令班)	
第 8 節 地震災害情報の収集・伝達	196
(本部班、庶務班、調査市民班、水道対策班、下水道対策班)	
第 9 節 災害広報	212
(本部班、秘書広報班、避難収容班)	

第 10 節 消防・救急・救助活動	230
(本部班、秘書広報班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、下水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 11 節 浸水対策	239
(本部班、秘書広報班、農政班、避難収容班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 12 節 県防災ヘリコプターの活用	237
(本部班、庶務班、商工観光班、農政班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班)	
第 13 節 災害救助法の適用	249
(本部班)	
第 14 節 避難対策	254
(本部班、調査市民班、福祉救援班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 15 節 建築物・宅地の危険度判定	270
(都市計画班、住宅対策班)	
第 16 節 食料供給活動	273
(本部班、庶務班、商工観光班、農政班、避難収容班)	
第 17 節 給水活動	280
(秘書広報班、庶務班、福祉救援班、商工観光班、農政班、避難収容班、水道対策班)	
第 18 節 生活必需品供給活動	286
(本部班、秘書広報班、庶務班、商工観光班、農政班、避難収容班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者対策	290
(秘書広報班、調査市民班、福祉救援班、医療対策班、避難収容班)	
第 20 節 帰宅困難者対策	307
(本部班、商工観光班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 21 節 応急住宅対策	311
(秘書広報班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班)	
第 22 節 医療・救護活動	329
(本部班、庶務班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、避難収容班、都市計画班、住宅対策班、水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	

第 23 節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬	339
(調査市民班、環境衛生班、医療対策班、都市計画班、住宅対策班、下水道対策班)	
第 24 節 防疫・食品衛生活動	345
(本部班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班、避難収容班、水道対策班)	
第 25 節 保健活動・精神保健	348
(秘書広報班、福祉救援班、医療対策班)	
第 26 節 清掃活動	353
(調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、医療対策班、都市計画班、住宅対策班、下水道対策班)	
第 27 節 愛玩動物等の救護	371
(本部班、環境衛生班)	
第 28 節 災害義援金品の募集配分	372
(本部班、財政会計班、福祉救援班、商工観光班)	
第 29 節 公共施設の応急対策	374
(庶務班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、商工観光班、土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、水道対策班、下水道対策班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 30 節 ライフライン施設の応急対策	380
(本部班、商工観光班、土木第一班、土木第二班、水道対策班、下水道対策班)	
第 31 節 文教災害対策	389
(避難収容班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 32 節 災害警備活動	400
(本部班、秘書広報班、庶務班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第 4 章 東海地震に関する事前対策	
第 1 節 総 則	403
(各班)	
第 2 節 活動体制	407
(各班)	
第 3 節 協力体制	411
(本部班)	

第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達	412
(本部班、秘書広報班)	
第5節 広報対策	414
(本部班、秘書広報班)	
第6節 事前避難対策	417
(本部班)	
第7節 消防・水防	418
(土木第一班、土木第二班、都市計画班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第8節 警備対策	419
(本部班)	
第9節 交通対策	420
(商工観光班、農政班、土木第一班、土木第二班)	
第10節 緊急輸送対策	422
(本部班、秘書広報班、庶務班、土木第一班、土木第二班)	
第11節 物資等の確保対策	424
(本部班、秘書広報班、庶務班、福祉救援班、医療対策班、商工観光班、農政班)	
第12節 保健衛生対策	425
(環境衛生班)	
第13節 生活関連施設対策	427
(本部班、商工観光班、水道対策班、下水道対策班)	
第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	431
(本部班、商工観光班、消防総務班、消防予防班、救急指令班、消防署班、消防団班)	
第15節 公共施設対策	432
(本部班、商工観光班、土木第一班、土木第二班、水道対策班、下水道対策班)	
第16節 大規模な地震に係る防災訓練	434
(各班)	
第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	435
(本部班、秘書広報班)	

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則	437
(各班)	
第2節 防災訓練	439
(各班)	
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	440
(本部班、秘書広報班)	

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備	443
(本部班、秘書広報班、都市計画班、住宅対策班)	
第2節 公共施設災害復旧事業	447
(本部班、庶務班、調査市民班、環境衛生班、福祉救援班、商工観光班、農政班、避難収容班、 土木第一班、土木第二班、都市計画班、住宅対策班、水道対策班、下水道対策班、消防総務班)	
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	449
(庶務班、財政会計班)	
第4節 被災者の生活確保	452
(本部班、秘書広報班、調査市民班、福祉救援班、商工観光班、消防署班)	
第5節 被災中小企業の振興	462
(商工観光班)	
第6節 農林漁業関係者への融資	464
(農政班)	

第1章 総則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び各務原市防災会議条例第2条の規定に基づき、各務原市防災会議が作成する計画であって、市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、市の地域における地震にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。特に、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の様々な教訓、課題を踏まえ、震度6弱以上の大規模地震への対応の指針となることを期して策定するものである。

第2項 計画の性質

- 1 「地震対策計画」は、「各務原市地域防災計画」の「地震対策計画」編として、東海地震、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震をはじめとする海溝型地震や、平成7年（1995年）兵庫県南部地震、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定める。
- 2 「地震対策計画」は、県、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。
- 3 「地震対策計画」中、第4章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第5章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく推進計画とする。
- 4 「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

第3項 計画の構成

「地震対策計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、各務原市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期する。

- 第1章 総則
- 第2章 地震災害予防
- 第3章 地震災害応急対策
- 第4章 東海地震に関する事前対策
- 第5章 南海トラフ地震に関する対策
- 第6章 地震災害復旧

第4項 他の計画との関係

- 1 県地域防災計画その他法令に基づく防災業務計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき市域に係る災害から市民（来市者を含む）の生命、身体

及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画並びに岐阜県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2 各務原市総合計画との関係

各務原市総合計画は、地方自治法に基づき、市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定される。現在、各務原市総合計画が平成27年度を初年度とし、西暦2024年を目標年次とする各務原市のまちづくりの基本指針となっている。

市が行う防災に関する施策も当然この各務原市総合計画に基づき実施されており、前期基本計画における基本目標6「いつまでも住み続けたい安全・安心のまち（防災・防犯）」のうち、分野1「防災体制」、分野2「消防・救急」がそれにあたる。しかし、現代の災害のあり様は年々変化しており防災所管部の行う、狭義の防災施策だけでは、その目標である「住民の生命・身体・財産の保護」を十分に達成することは困難である。市の各部や各関係機関、事業所、市民が一体となって行うトータルな「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」によりはじめて達成できるといえる。そうしたことを背景として地域防災計画と各務原市総合計画との関係を整理すると、おおよそ次のようになる。

——この計画と各務原市総合計画との関係——

- この計画は、各務原市総合計画に定められた防災施策、防災関連施策はもちろん、その他の分野の施策も含めて「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」の観点から体系化した。
- 各務原市総合計画が行政施策に関する計画であるのに対し、この計画は、市域における、あらゆる個人及び機関の安全と財産を守るという限りにおいて、市、事業所及び個人の果たすべき役割について規定する。

第5項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年（4月1日現在）検討を加え、必要があると認めるときはこれを市防災会議において修正する。したがって、各対策担当部並びに防災機関は関係のある事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要する事項についてはそのつど市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議（事務局：市長公室防災対策課）へ提出しなければならない。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 方針

災害対策の実施にあたっては、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

5 市民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域市民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 各務原市防災会議及び各務原市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災都市づくり事業の推進
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (5) 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備

- (6) 市域にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導
- (7) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (8) 防災に関する調査研究
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査
- (10) 市域にある市民等への避難の勧告、指示及び誘導
- (11) 市域にある市民等への災害時広報及び災害相談の実施
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災者の救護救助その他の保護
- (14) 緊急道路及び緊急輸送の確保
- (15) 被災した市施設・設備の応急復旧
- (16) 災害時における清掃・防疫その他の保健衛生に関する措置
- (17) 災害時における応急教育及び社会福祉施設入所者保護
- (18) 管内の関係防災機関が実施する災害応急対策の調整
- (19) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
- (20) 被災者の生活確保
- (21) 民生の安定及び社会経済活動の早期安定
- (22) 施設及び設備の災害復旧

2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

①県岐阜地域防災係

- (1) 支部内の連絡、調整
- (2) 災害関係職員の動員、派遣
- (3) 気象情報の伝達等
- (4) 庁舎その他財産の災害に関すること
- (5) 消防に関すること
- (6) 自衛隊の災害派遣

- (7) 市における災害対策の指導又は連絡、調整
 - (8) 災害時における清掃及び清掃施設の対策
 - (9) 災害時における下水道終末処理施設に関すること
 - (10) 災害救助用物資の確保についての協力
 - (11) 災害対策用舟艇に関すること
 - (12) 電力、ガス等の災害復旧
 - (13) 緊急輸送車両確認証明書の交付
 - (14) 災害活動に協力する婦人会の連絡及び調整
 - (15) 災害救助法に関すること
 - (16) 国民健康保険関係の災害対策
 - (17) その他社会福祉関係の災害対策
 - (18) 商工業関係の災害対策
- ②岐阜県税事務所
- (1) 災害に伴う県税の減免
 - (2) 他班の実施事項の応援のための県税関係職員を動員
- ③岐阜保健所
- (1) 災害時における医療、助産
 - (2) 災害時における飲料水に関すること
 - (3) 災害時における防疫
 - (4) 庁舎その他財産の災害対策
 - (5) 災害時における広域火葬計画
 - (6) その他保健衛生関係の災害対策
- ④岐阜農林事務所
- (1) 農務関係の災害対策
 - (2) 畜産関係の災害対策
 - (3) 蚕業関係の災害対策
 - (4) 林務関係の災害対策
 - (5) 土地改良事業の災害対策
 - (6) 治山・林道事業の災害対策
 - (7) 災害時における農業改良の対策
- ⑤病虫害防除所
- (1) 災害時における病虫害の防除
- ⑥中央家畜保健衛生所
- (1) 災害時における家畜の防疫、診断
 - (2) 庁舎その他財産の災害対策
 - (3) その他家畜保健衛生関係の災害対策
- ⑦岐阜土木事務所
- (1) 水防の全般に関すること
 - (2) 交通不能箇所の調査及びその対策
 - (3) 庁舎その他財産の災害対策
 - (4) その他土木関係の災害対策
- ⑧岐阜・西濃建築事務所

- (1) 公営住宅の災害対策
- (2) 被災者に対する国庫資金の融資
- (3) 災害救助用仮設住宅の建設及び住宅応急修理についての協力
- (4) その他災害対策

⑨岐阜教育事務所

- (1) 災害救助用教科書等支給についての協力
- (2) 災害活動に協力する青年団、学校生徒等の連絡及び調整
- (3) 学校、公民館等に避難所等を開設することについての協力
- (4) その他教育関係の災害対策

⑩各務原警察署

- (1) 警察関係の災害対策
- (2) 警察通信による災害救助、水防等の協力

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること
- ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること
- オ 情報の収集及び連絡に関すること

(2) 東海財務局岐阜財務事務所

ア 立会関係

- a 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会
- b その他予算補助による災害復旧事業費査定立会

イ 証券関係

- a 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請
- b 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請
- c 預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請

ウ 融資関係

- a 地方公共団体の災害復旧事業債の融資
- b 地方公共団体に対する短期資金の融資

エ 金融関係

- a 災害関係の融資に関する措置の要請
- b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請
- c 手形交換、休日営業等に関する措置の要請
- d 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請
- e 営業停止等の対応に関する措置の要請

オ 国有財産関係

- a 災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可
- b 激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付
- c 災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付

- d 被災を受けた貸付財産の貸付料の減額
 - e 普通財産の被害状況の把握、現地調査
 - f 県内未利用地の情報提供、有効活用
 - g 被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置
- (3) 東海農政局
- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集
 - ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導
 - エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置
 - キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
 - ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (4) 中部森林管理局（岐阜森林管理署）
- ア 国土保全事業の推進
 - a 治山事業の充実
 - b 保安林の整備とその適正な管理
 - イ 災害予防対策
 - a 森林施業の防災措置
 - b 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策
 - c 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策
 - d 国有林野の火災防止対策
 - ウ 災害応急対策
 - a 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣
 - b 災害応急又は災害復旧用資機材の貸付
 - c 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給
 - エ 災害復旧対策
国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
- (5) 中部経済産業局
- ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 電力及びガスの安定的な供給の確保
 - ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
 - エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置
- (6) 中部近畿産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の施設の保安確保指導
 - イ 鉱山に関する災害防止対策の指導及び監督
 - ウ 鉱山に関する災害発生時における規模に応じた鉱務監督官の現地派遣及び適切な応急対策

に関する指導

(7) 中部運輸局

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨
- ウ 円滑な港湾荷役実施のための必要な指導
- エ 船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
- オ 特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
- ク 自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置
- サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣

(8) 岐阜地方気象台

- ア 地震情報の伝達
- イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達
- ウ 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供
- エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- オ 防災訓練の実施及び関係機関との協力

(9) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 被災地区における電気通信施設放送設備等の被害状況の調査
- エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- オ 非常通信協議会の運営
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与

(10) 岐阜労働局

- ア 事業場における労働災害の防止
- イ 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
- ウ 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保
- エ 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
- オ 労働保険料等の納付猶予の措置

(11) 中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、岐阜国道事務所）

ア 災害予防

- a 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
- b 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- c 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
- d 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画、指導及び事業実施
- e 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- f 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び市民・事業者への伝達手段の確保
- g 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有

イ 初動対応

情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施。

ウ 応急・復旧

- a 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- b 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- c 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- d 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- e 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- f 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- g 所管施設の緊急点検の実施
- h 情報の収集及び連絡
- i 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画、指導及び事業実施
- j 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

(12) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 災害時における廃棄物に関すること

4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
 - ア 医療、助産、保護の実施
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 義援金の募集配分
- (3) 中部電力株式会社
 - ア 電力施設等の整備と防災管理
 - イ 災害時の電力供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 電気通信施設及び電力施設の整備
 - ウ 列車の運転規制に係る措置
 - エ 迂回輸送等輸送に係る措置
 - オ 列車の運行状況等の広報
 - カ 鉄道施設等の応急復旧
 - キ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）

災害時における鉄道車両等による救助物質等輸送の協力に関すること
- (6) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資及び要員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (7) 中日本高速道路株式会社
 - ア 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (8) 独立行政法人水資源機構
 - ア 水資源機構施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (9) 日本放送協会
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 放送施設の保守
- (10) 日本郵便株式会社
 - ア 災害時における郵便業務の確保
郵便の運送、集配の確保

- イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
 - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - b 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除
- ウ 郵便局の窓口業務の維持
- (11) 東邦ガス株式会社
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧

6 指定地方公共機関

- (1) 岐阜県LPガス協会
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び要員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 岐阜県トラック協会
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策要員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
 - ア 農業用ため池等の施設の設備と防災管理
 - イ たん水防除施設の整備と防災管理
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (6) 岐阜県水防協会、水防管理団体
 - ア 水防施設、資材の整備と防災管理
 - イ 水防計画の策定と訓練
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧

- (7) 岐阜県医師会、岐阜県病院協会、岐阜県歯科医師会、岐阜県薬剤師会
 - ア 医療及び助産活動の協力
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) 岐阜県看護協会
 - 看護師派遣の協力
- (9) 岐阜県社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
- (10) 全岐阜県生活協同組合連合会
 - 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
- (11) 日本水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (12) 日本下水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による下水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (13) 岐阜県環境整備事業協同組合
 - ア 被災地域の清掃等
 - イ 無償による災害一般廃棄物の収集運搬
- (14) 岐阜県建設業協会
 - ア 被災住宅の応急修理
 - イ 被災者の救出支援
 - ウ 道路、河川、その他の施設の応急復旧
 - エ 緊急輸送道路の確保のための措置
- (15) 岐阜県警備業協会
 - ア 災害時における交通誘導業務
 - イ 避難場所等の警戒活動
- (16) 岐阜県バス協会
 - 災害時における自動車による要員の緊急輸送

7 一部事務組合

- (1) 木曾川右岸地帯水防事務組合
 - それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 各務原市医師会
 - ア 医療及び助産活動
 - イ 防疫及び遺体の検案の協力
 - ウ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整

- (2) ぎふ農業協同組合
 - ア 市本部が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - イ 農産物の災害応急対策の指導
 - ウ 被災農林家に対する融資及び斡旋
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
 - オ 災害時における食糧及び物資の供給
- (3) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における被災負傷者の医療及び助産救助
- (4) 岐阜バス
 - 災害時における要員、物資等の輸送のための車両の供給
- (5) 各務原市土木防災協会、各務原市土木研究会、各務原市新土木組合、各務原市建築工業協同組合、グリーンパーク推進協会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力
 - エ 倒壊公共樹木の復旧、処理の協力
 - オ その他災害時における復旧活動の協力
 - カ 加盟各事業者との連絡調整
- (6) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護
 - ウ 災害時における高齢者、障がい者等のための専用避難所の提供
- (7) 市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受け入れ
 - イ 要介助者への救助及び生活支援活動の協力
 - ウ 県による生活福祉資金貸付の申込み受付
- (8) 各務原市国際協会
 - ア 市が行う外国人救援活動への協力
 - イ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布への協力
- (9) 各務原市赤十字奉仕団、福祉関係団体等
 - ア 市が行う要配慮者救援活動への協力
 - イ 会員との連絡調整の協力
 - ウ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力
- (10) 自治会、自主防災組織、P T A等地域団体、N P O及びボランティア
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力
 - イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力
 - ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力
 - エ 自主防災活動の実施
- (11) 共同募金会
 - 義援金品の募集、配分

- (12) 商工会議所
 - ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
 - エ 被災者に対する炊き出し及び支援
 - オ 加盟各事務所との連絡調整
- (13) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (14) 学校法人
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災者における教育の対策
 - ウ 被災施設の災害復旧
 - エ 災害時における施設利用者の保護
 - オ 災害時における地域住民の一時避難への協力
 - カ 市が行う応援救急教育活動への協力
- (15) 高圧ガス取扱機関
 - ア 高圧ガスの防災管理
 - イ 災害時における高圧ガスの供給
- (16) 毒物劇物・放射性物質等保管施設の管理者
 - 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備
- (17) ガソリン等危険物取扱機関
 - ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (18) 火薬類等取扱機関
 - 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備
- (19) 専用水道設置者及び市営簡易水道事業者
 - ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (20) ゴルフ場経営者
 - ア 災害時における防災情報通信機能の確保
 - イ 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動
- (21) 医薬品供給機関
 - 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第4項 市民等の基本的責務

1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力し平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経

済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、国、公共機関、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想される被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

また、県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福利の向上に努める。

第5項 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成17年4月1日施行）に基づき、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指す。

第3節 岐阜県の特質と災害要因

県内には12の主要断層帯が存在し、特に濃尾断層帯及び養老・桑名・四日市断層帯に沿う西濃・岐阜地域、長良川上流断層帯に沿う中濃地域、跡津川断層帯・牛首断層及び高山・大原断層帯に沿う飛騨地域、阿寺断層系に沿う東濃・飛騨南部地域、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯に沿う東濃地域は、これらの断層の活動に伴う大規模な被害を受ける可能性がある。

第1項 県内各地域の特色

1 山間部

山間部では、地震の影響により大規模な山崩れ・地すべりや土石流による被害を受けることが想定され、孤立地が生じる可能性がある。

2 平野部

平野部は、地盤が軟弱であるため山間部に比べ液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。

特に沖積層が厚く堆積した所の地盤は軟弱であり、羽島市、大垣市付近から下流の輪中地帯では、地盤が特に軟弱であることから被害が更に大規模となることが懸念される。

今日、岐阜・西濃地域などの平野部の諸都市では、住家や工場、ライフラインなどの施設が濃尾地震や昭和の東南海地震のころとは比べものにならないほど密集していることから、地震災害の潜在的な被害主体が当時に比べ著しく増大している。

第2項 災害要因

1 海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。

この歪による変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている東海地震、東南海・南海地震は、この海溝型地震である。

2 内陸型地震

活断層は、「最近の地質時代に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のあるとみなされる断層」と定義され、内陸型地震の原因となることから、その存在が重要視されている。

1891年に本巣郡根尾村（現本巣市）を震源地として発生した濃尾地震もこの内陸型地震で、岐阜県を含む日本の中央部には、多数の活断層が分布していることが最近の研究で明らかになっている。

第4節 地域としての災害特性

第1項 地震

1 想定地震の設定

今回の調査では、第1に近い将来に起こりうる地震であって、各務原市に甚大な地震被害をもたらす可能性のある地震であること。第2に、防災拠点に甚大な被害が及ぶことを前提として地域防災計画を策定する観点から震源域を設定すること。以上2つの要件を満たす地震として、「南海トラフ巨大地震」、「養老-桑名-四日市断層帯地震」の2つを想定地震とした。

2 県における被害想定調査

これまで岐阜県では、海溝型地震である「複合型東海地震」、及び岐阜県に影響のある「関ヶ原-養老断層系地震」などの内陸直下型地震を対象に地震被害想定調査を実施してきた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、海溝型の想定地震を複合型東海地震から、内閣府の中央防災会議で検討が進められている「南海トラフ巨大地震」へと見直し、内陸直下型の想定地震についても、関ヶ原-養老断層系地震を、より規模が大きい「養老-桑名-四日市断層帯地震」へと見直し、最大級の地震に対する効果的な地震対策のための基礎的資料となる調査となっている。

さらに、具体的な対策の必要量の把握につなげるために、地震が発生した場合に必要な応急対策を時系列的に想定し、応急対策に関する資源の過不足や障害を定性的に把握することで、必要な防災対策を明確にした調査となっている。

3 県調査における市域に係る被害想定概要

平成25年2月に県が発表した「南海トラフ巨大地震等被害想定調査結果」に基づく、市域に係る地震による被害想定概要は次のとおりである。

○想定地震、想定条件

地震の名称	震源域	規模	地震の発生時期
南海トラフ巨大地震	南海トラフ（駿河湾～紀伊半島から日向灘） 震源：紀伊半島沖	M9.0	・冬：午前5時 ・夏：午後12時
養老-桑名-四日市断層帯地震	養老-桑名-四日市断層帯 震源：断層帯の南端	M7.7	・冬：午後6時

4 県調査に基づく市域の被害想定結果

地震の名称	震度		震度に対応する人口比 (%)	
	最小	最大	震度6弱	震度6強
南海トラフ巨大地震	5強 (5.46)	6弱 (5.96)	100	0
養老-桑名-四日市断層帯地震	5強 (5.19)	6強 (6.17)	91	9

地震の名称	P L 値（液状化指数）		P L 値に対応する面積比 (%)			
	最小	最大	対象外	0～5	5～15	15～
南海トラフ巨大地震	0.00	58.30	25	0	0	75

養老-桑名-四日市 断層帯地震	0.00	38.82	25	12	21	42
--------------------	------	-------	----	----	----	----

地震の名称	建物被害						
	全壊（棟）			半壊（棟）		合計（棟）	
	揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化	全壊	半壊
南海トラフ 巨大地震	661	2,347	0	4,365	3,578	3,008	7,943
養老-桑名-四日市 断層帯地震	786	1,256	1	4,251	1,916	2,043	6,167

地震の名称	火災								
	午前5時			午後12時（正午）			午後6時		
	炎上出 火件数	残火災 件数	焼失 棟数	炎上出 火件数	残火災 件数	焼失 棟数	炎上出 火件数	残火災 件数	焼失 棟数
南海トラフ 巨大地震	2	0	0	2	0	0	5	3	19
養老-桑名-四日市 断層帯地震	2	0	0	2	0	0	6	4	21

地震の名称	人的被害							
	午前5時				午後12時（正午）			
	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数
南海トラフ 巨大地震	40	917	68	158	15	457	44	81
養老-桑名-四日市 断層帯地震	48	918	81	189	19	470	49	95

地震の名称	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	帰宅困難者数
	午後6時					
	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数		
南海トラフ 巨大地震	24	523	45	104	14,487	1,065
養老-桑名-四日市 断層帯地震	29	532	52	123	10,713	

5 土砂災害について

各務原市域における土砂災害発生の危険性のある地域については、美濃帯中・古生層よりなる山地部及び各務原層よりなる各務原台地縁辺部（段丘崖）があげられる。平成24年3月と8月、平成27年3月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」、土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域が「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」として指定された。

このほか、土砂災害の発生する可能性のある箇所については、岐阜県林政部、各務原市消防本部により以下のとおり調査がなされている。土砂災害のタイプとしては、山地部を含めて急傾斜地における落石・崩壊、溪流部における土石流が想定される。

区 分	指定箇所数	指定者
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	171	岐阜県知事
急傾斜地の崩壊	114	
土石流	57	
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	149	岐阜県知事
急傾斜地の崩壊	113	
土石流	36	

区 分	調査箇所数	調査実施機関
山地災害危険地区調査	43	岐阜県林政部
山腹崩壊危険地区	22	
崩壊土砂流出危険地区	21	
各務原市消防本部急傾斜地調査	16	各務原市消防本部
西部方面消防署（尾崎出張所）管内	8	
西部方面消防署南出張所管内	1	
東部方面消防署（みどり坂出張所）管内	5	
東部方面消防署北分署管内	2	

「各務原市防災アセスメント業務調査報告書」では、これらの危険箇所のうち現地調査等さらに調査すべき箇所を28箇所選定し、危険度判定を実施している。

その結果は、以下のとおりである。

区 分	箇所数	備 考
Aランク	9	中・古生層 6箇所 各務原層 3箇所
Bランク	6	中・古生層 6箇所
Cランク	13	中・古生層 13箇所

- ※ 各務原市土砂災害ハザードマップ (資料編資料 3)
- ※ 各務原市の災害履歴 (資料編資料 4)
- ※ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (資料編資料 7-1)
- ※ 災害危険箇所一覧表 (市消防本部) (資料編資料 7-2)
- ※ 山地災害危険地区 (資料編資料 7-3)

第2章 地震災害予防

第1節 総 則

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における迅速な初動体制確立の重要性
- 防災に関するスペシャリストの育成・強化
- 市施設における防災拠点機能の整備・強化
- 初期消火の重要性と身近な消防水利確保の必要性
- 自然水利の有用性・重要性の再評価
- 災害の予防・応急対策は、災害事例研究に基づくことで実際的なものとなること
- 地震対策は、阪神・淡路大震災、東日本大震災の経験にたくさんのことを学ぶべきこと
- 県はじめ防災関係機関との普段の情報交換・資料交換が非常時に役立つこと
- 防災上有効な設備・技術は日進月歩であること
- 地域で過去に発生した災害で得た教訓を生かし、後々まで伝承することは重要であること

第1項 防災協働社会の形成推進

1 方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

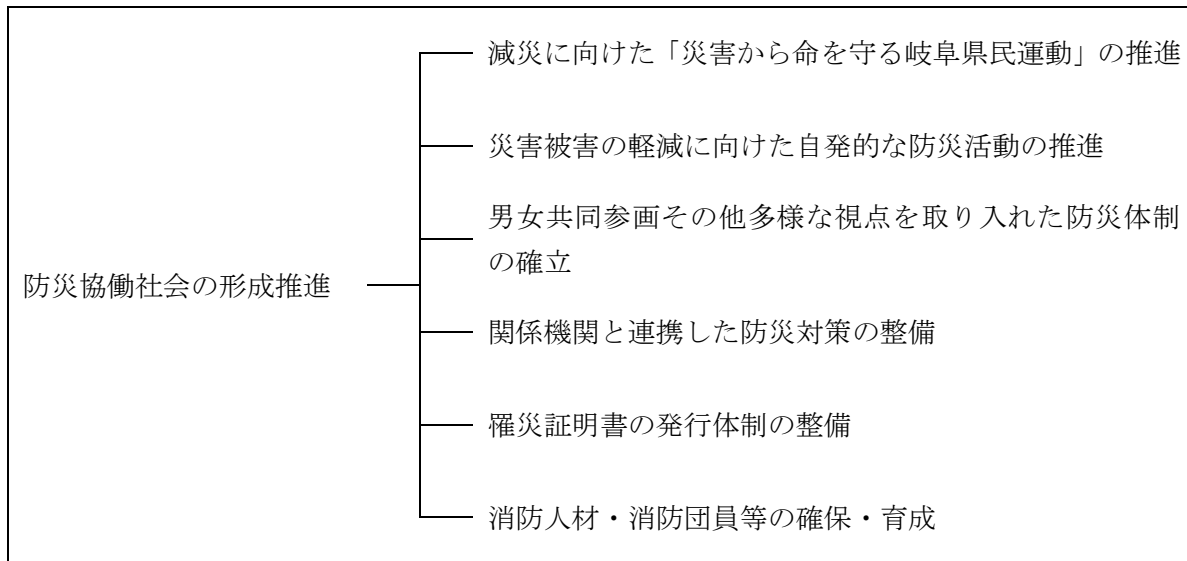
最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

■施策の体系



(1) 減災に向けた「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に努める。

また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から市は関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなどに必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

市は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。

市は、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
他市町村との防災資料交換の積極的推進	地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、他市町村との交換を推進する。特に、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び東海豪雨等被害市町村に対して、積極的に行う。 [市長公室]	市
県・国等関係機関との情報交換等の実施	県各機関、国等関係機関との情報交換等に努める。特に県を中心として進められる地震予知観測体制の整備等について、積極的に行う。 [市長公室]	市
消 防 団 の 強 化	各地域における水防行動力を強化する観点から、都市化や高齢化の進展等の状況の変化に対応した、消防団の強化策を検討し、その実現に努める。 [消防本部・市長公室]	市

第2項 震災に関する調査研究

1 方針

地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意する。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

2 対策

■施策の体系

震災に関する調査・研究	———	市の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究
-------------	-----	-------------------------------

県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成 10 年 3 月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成 15 年 7 月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成 16 年 8 月）」、「南海トラフ等被害想定調査（平成 25 年 2 月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年 2 月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

市は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国の協力の下、関係機関、市民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努める。

なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

(1) 市の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

ア 活断層に関する調査・研究

市の周辺地域における活断層に関する調査・研究を行うよう検討する。

イ 都市直下型大規模地震対応に関する調査・研究

防災アセスメント実施技法の改良の進展等に対応して、随時総合的な防災アセスメント調査を実施する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
活断層に関する調査・研究	市の周辺地域における活断層に関する調査・研究を行うよう検討する。 [市長公室・都市建設部]	市
都市直下型大規模地震対応に関する調査・研究	防災アセスメント実施技法の改良の進展等に対応して、随時総合的な防災アセスメント調査を実施する。 [市長公室]	市
土砂災害に関する調査・研究	市の山地部及び各務原台地（段丘崖）における土砂災害に関する調査・研究を行うよう検討する。 [消防本部・市長公室]	市

地下水汚染防止対策に関する調査・研究	宅地化の進展や都市の高密度化の進行並びに災害発生時における地下水汚染防止対策に関する調査・研究を行うよう検討する。 [市民生活部]	市
--------------------	--	---

第2節 防災思想・防災知識の普及

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 災害発生初期における「生命・身体及び財産の安全」は市民自ら守るほかないのが現実であること
- 大規模地震発生の場合は、市をはじめ行政・防災関係機関職員自身も被災すること
- 全職員が専門外・担当外の任務もこなせることが必要であること
- 非常時には、今まで隠れていた才能・能力が思い掛けず発揮されること
- 阪神・淡路大震災、東日本大震災等災害事例研究に基づく「個人の防災行動力」の向上

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、市民の自助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

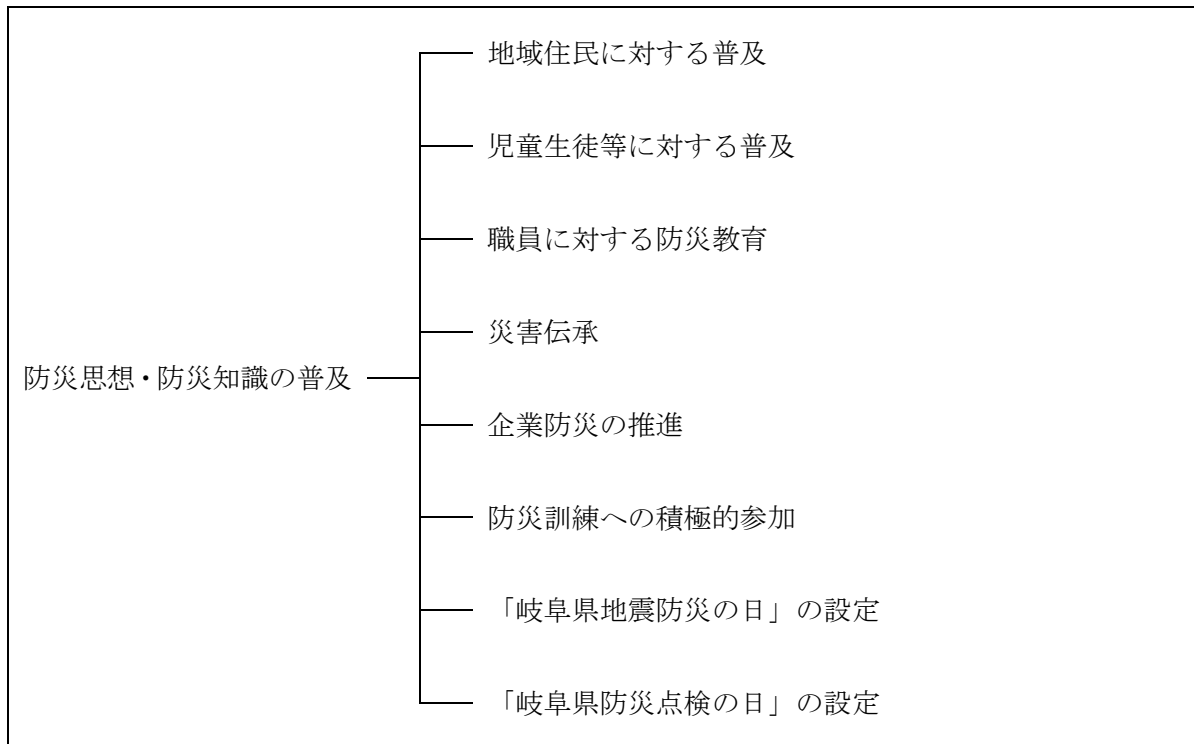
なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	水道対策班
秘書広報班	農政班	下水道対策班
庶務班	避難収容班	消防総務班
財政会計班	土木第一班	消防予防班
調査市民班	土木第二班	救急指令班
環境衛生班	都市計画班	消防署班
福祉救援班	住宅対策班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 地域住民に対する普及

市は、市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、市民向け防災ハンドブック、パンフレット、チラシ等の配布、岐阜県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等¹の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

ウ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

エ 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるとともに、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

(2) 児童生徒等に対する普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

(3) 職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

また、職員用非常時マニュアルを作成しその習熟の徹底を図る。

(4) 災害伝承

市は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努め、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(5) 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

要配慮利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(6) 防災訓練への積極的参加

市等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

(7) 「岐阜県地震防災の日」の設定

岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、明治24年（1891年）濃尾大震災が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実に努める。

市は、地震防災対策の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。

市民、事業者は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実に努めるよう努める。

(8) 「岐阜県防災点検の日」の設定

濃尾大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

市は、「岐阜県防災点検の日」にあたり、市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等につい

て点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。

市民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
市民向け防災ハンドブックの更新	市地域防災計画のあらましを示すとともに、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とする、市民向け防災ハンドブックを更新し配布する。 [市長公室]	市
市民向けイベントへの参加等	関係機関と連携し、防災関係施設等見学会、講習会、地震体験車などの開催や市民向けイベントへの参加により、防災に関する知識の普及を図る。 [市長公室・消防本部]	市 県
学校・事業所等における防災教育の推進	各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒・従業員のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育を推進する。 [市長公室・健康福祉部・教育委員会・消防本部]	市
職員用非常時マニュアルの作成	市地域防災計画のあらましを示すとともに、大規模災害時における職員としての行動基準、各対策項目ごとの初期活動要領、防災関係機関リスト等を内容とする、職員用非常時マニュアルを作成しその習熟の徹底を図る。 [各部]	市
職員研修の実施	新任研修、職場研修、幹部研修等を総合的に組み合わせ、職員の生涯研修プランを作成するとともに、その効果的实施に努める。 [市長公室]	市
職員への各種資格の習得奨励	職員に対し、無線従事者資格、手話通訳、カウンセリング資格等様々な技術・ノウハウに関する資格の習得を奨励するとともに、制度的促進手段についても検討する。 [市長公室]	市
阪神・淡路大震災、東日本大震災関連図書ライブラリーの整備	阪神・淡路大震災、東日本大震災及び東海豪雨関連の研究報告書、出版物資料等の収集を行い、図書ライブラリーとして整備する。	市

	[市長公室・教育委員会]	
過去の災害の伝承	防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓を生かし、後々まで伝承するよう努める。 [市長公室]	市
学校・事業所等における防災教育の推進	各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒・従業員のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育を推進する。 [市長公室・健康福祉部・教育委員会・消防本部]	市
事業所防災計画の作成促進	大規模小売店舗、病院、工場等で多数の人が出入又は勤務する防火対象物については、消防計画に防災対策を含め作成するよう指導する。また、その他の事業所においても、それに準じた措置を講ずるよう、指導に努める。 [消防本部]	市
総合防災訓練の実施	地震や火災など大規模災害を想定し、毎年1回以上「総合防災訓練」を実施する。 訓練の実施にあたっては、県や他市町村、防災関係機関と連携し、より実践的な内容になるよう努める。 [市長公室・各部]	市 県 国 各 防災 機関
災害対策本部訓練の実施	実際に即した条件設定を想定し、少なくとも毎年1回以上消防機関、学校等関係機関の協力を得て、災害対策本部訓練を実施する。 [市長公室・各部]	市 県
地域防災訓練の実施	大規模災害に備え、自主防災組織間の連携が図られるよう避難所単位による防災訓練を毎年1回以上実施する。 [市長公室・消防本部]	市
「県防災点検の日」毎月28日定期点検の実施	明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなみ、毎月28日を「防災点検の日」として、各部の通信訓練をはじめ市の防災体制、職員の防災活動体制等に関する点検を行う。 特に、10月28日は「岐阜県地震防災の日」であることから、県との情報伝達訓練を実施するなど連携強化を図る。 [各部]	市

第3節 防災訓練

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震時には、職員の参集上様々な困難が想定されること
- その他災害発生の場合は、ある程度の混乱は避けられないものと想定する必要性
- 不測の事態を想定した訓練により混乱を最小限に留め得ること
- 訓練の実施により「机上の計画」を「実際的な計画」に近づけることができること
- 訓練の実施により今まで見逃していた計画上の漏れや不都合が発見されること

1 方針

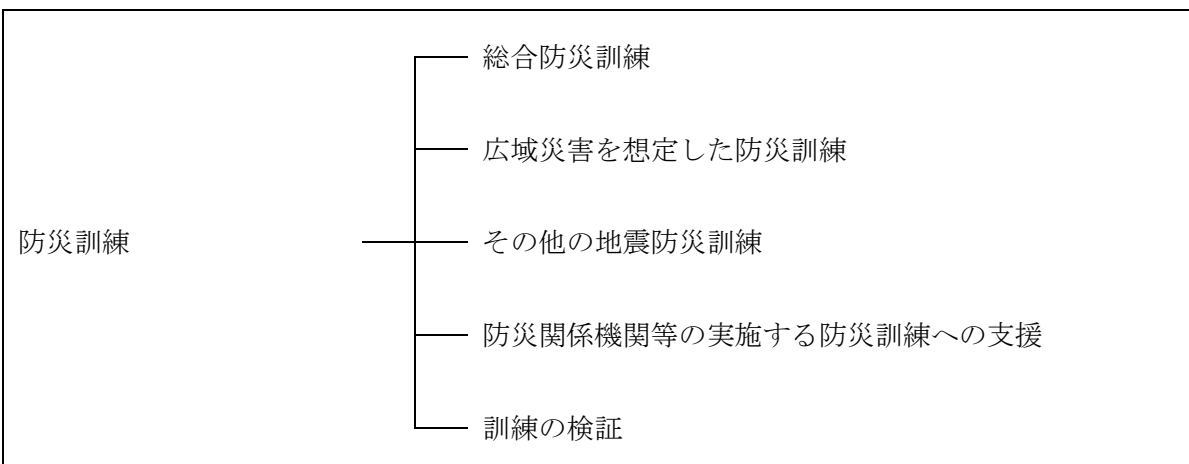
地震災害発生時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から防災訓練を継続的に実施し、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	救急指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
商工観光班	水道対策班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 総合防災訓練

市は、阪神・淡路大震災タイプの大規模地震発生時を想定し、毎年1回以上「総合防災訓練」を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(2) 広域災害を想定した防災訓練

市は、他市町村に及ぶ広域災害等を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

(3) その他の地震防災訓練

市は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

ア 通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ 動員訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練

ウ 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。

市民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

(4) 防災関係機関等の実施する防災訓練への支援

市は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていく。

(5) 訓練の検証

市等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
総合防災訓練の実施	地震や火災など大規模災害を想定し、毎年1回以上「総合防災訓練」を実施する。 訓練の実施にあたっては、県や他市町村、防災関係機関	市 県 国

	と連携し、より実践的な内容になるよう努める。 [市長公室・各部]	各 防 災 機 関
災害対策本部訓練の実施	実際に即した条件設定を想定し、少なくとも毎年1回以上消防機関、学校等関係機関の協力を得て、災害対策本部訓練を実施する。 [市長公室・各部]	市 県
地域防災訓練の実施	大規模災害に備え、自主防災組織間の連携が図られるよう避難所単位による防災訓練を毎年1回以上実施する。 [市長公室・消防本部]	市
職員参集訓練の実施	職員の迅速かつ適切な非常配備体制を確保するため、緊急初動特別班を中心として、年1回以上参集訓練を実施する。 [市長公室・各部]	市
各部ごとの個別訓練の実施	各対策項目に習熟し、その実施手順の点検・整備を行うため、各担当部は計画的に個別訓練を実施する。 [各部]	市
防災機関における訓練の実施	各防災機関は、防災活動を円滑かつ迅速に行うため、年1回以上の訓練を実施する。また市・県が行う防災訓練に参加する。 [市長公室・各部]	各 防 災 機 関

第4節 自主防災組織の育成と強化

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震発生の場合は、市をはじめ行政・防災関係機関自体も被災すること
- 災害発生初期における「生命・財産の安全」は自ら守るほかないのが現実であること
- 初期消火や救出の多くが地域ぐるみの協力で実行されたこと
- 地域自治活動が日頃活発な地域では、避難所の運営も市民主体で行われたこと
- 地域ぐるみで「要配慮者」を支援し助け合う防災体制確立の重要性
- 阪神・淡路大震災、東日本大震災等災害事例研究に基づく「地域としての防災力」の強化

1 方針

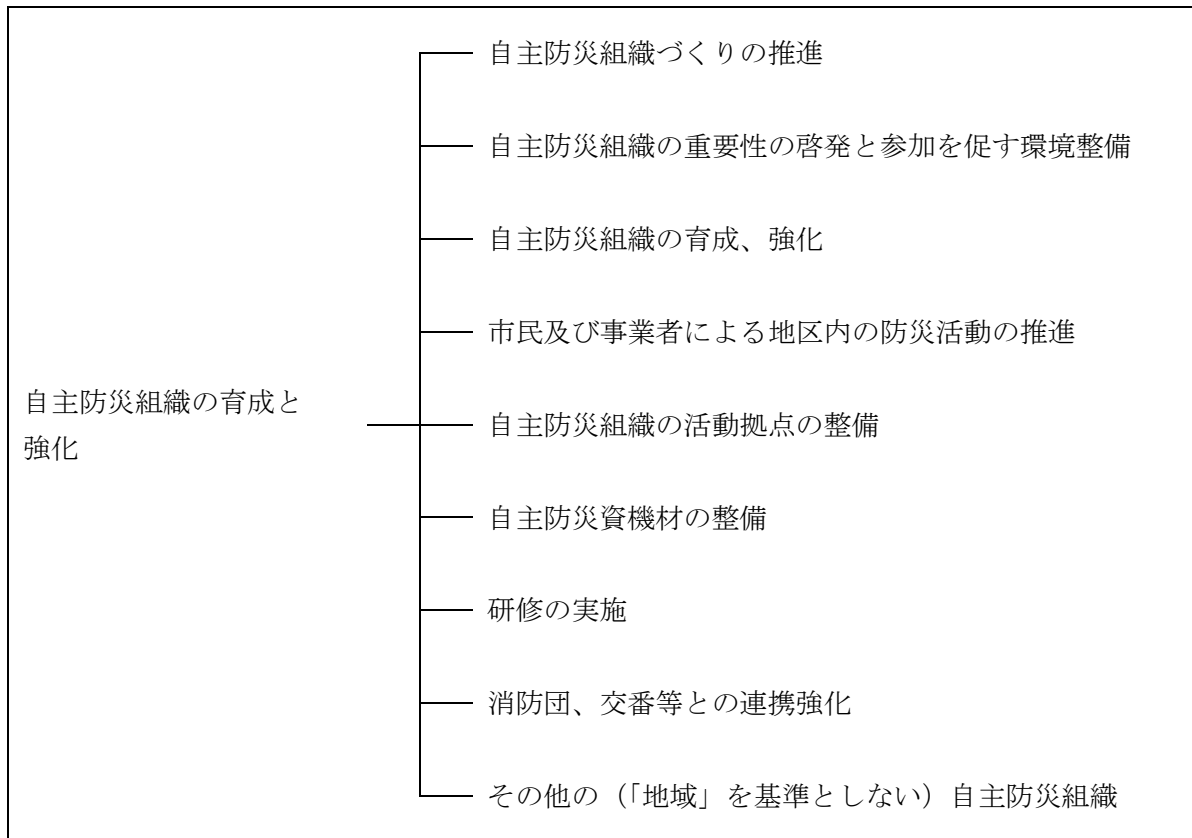
大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
福祉救援班	消防予防班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進し、自治会等を単位として、自主防災組織の結成を促進する。また消防署・消防団並びに防災関係機関と協力・連携し、自主防災組織としての防災行動力の強化を支援するため、自主防災組織を対象とした講習会の開催、消火・救出活動のための資機材の配備や各種訓練等を行う。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

(3) 自主防災組織の育成、強化

ア 自主防災リーダーの育成、強化

地域の防災活動に主体的・継続的に取り組み、また防災に対する正しい知識や技術を取得した地域の自主防災リーダーを育成するため、講座を開催し多くの方が参加されるよう取り組む。また、自主防災リーダーが地域で活動しやすくなるよう適宜サポートを行う。

イ 自衛消防組織の設置等の促進

市は県と連携し、スーパー、病院、ホテル、工場等で多数の人が出入又は勤務する一定規模以上の事業所については、自衛消防の活動に必要な要員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、隊員講習・訓練等の指導を行い、防災行動力の向上に努める。また、危険物施設については、消防法等に基づき自衛消防組織の結成を指導するとともに、高圧ガス関係保安団体を通じて、相互に効果的な応援活動を行うよう努める。

(4) 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市計画に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定める。

(5) 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、自治会等に1箇所割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。

(6) 自主防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

(7) 研修の実施

市、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実させる。

また、市及び県は、連携して地域に根ざした各種の団体（シニアクラブ、女性団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

(8) 消防団、交番等との連携強化

市、県及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、市は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

(9) その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

ア 施設、事業所等の自衛消防組織等

市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努める。

イ 建設防災支援隊

地域の建設事業者は、市又は県が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
自主防災組織の結成 促進・強化	<p>市民相互の助け合いの精神による、自主的な防災活動の推進を図るため、自治会等を単位として、自主防災組織の結成を促進する。また消防署・消防団並びに防災関係機関と協力・連携し、自主防災組織としての防災行動力の強化を支援するため、自主防災組織を対象とした講習会の開催、消火・救出活動のための資機材の配備や各種訓練等を行う。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・消防本部]</p>	市
自主防災リーダー 研修会等への参加促進	<p>市は県と連携し、スーパー、病院、ホテル、工場等で多数の人が出入又は勤務する一定規模以上の事業所については、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、隊員講習・訓練等の指導を行い、防災行動力の向上に努める。また、危険物施設については、消防法等に基づき自衛消防組織の結成を指導するとともに、高圧関係保安団体を通じて、相互に効果的な応援活動を行うよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市 県
事業所防災計画の 作成促進	<p>大規模小売店舗、病院、工場等で多数の人が出入又は勤務する防火対象物については、消防計画に防災対策を含め作成するよう指導する。また、その他の事業所においても、それに準じた措置を講ずるよう、指導に努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市
地域における相互協力 の促進	<p>自主防災組織は地域における防災行動力の向上を図るため、関係機関と連携し、相互協力を促進する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部・市長公室・健康福祉部]</p>	市 県
各部ごとの個別訓練の 実施	<p>各対策項目に習熟し、その実施手順の点検・整備を行うため、各担当部は計画的に個別訓練を実施する。</p> <p style="text-align: right;">[各部]</p>	市
自主防災リーダー研修 会等への参加の促進	<p>警察署等関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会、講習会、防災対策会議等への参加を促進するため、リーダーズマニュアルを活用し、その防災行動力の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市 県

第5節 ボランティア活動の環境整備

1 方針

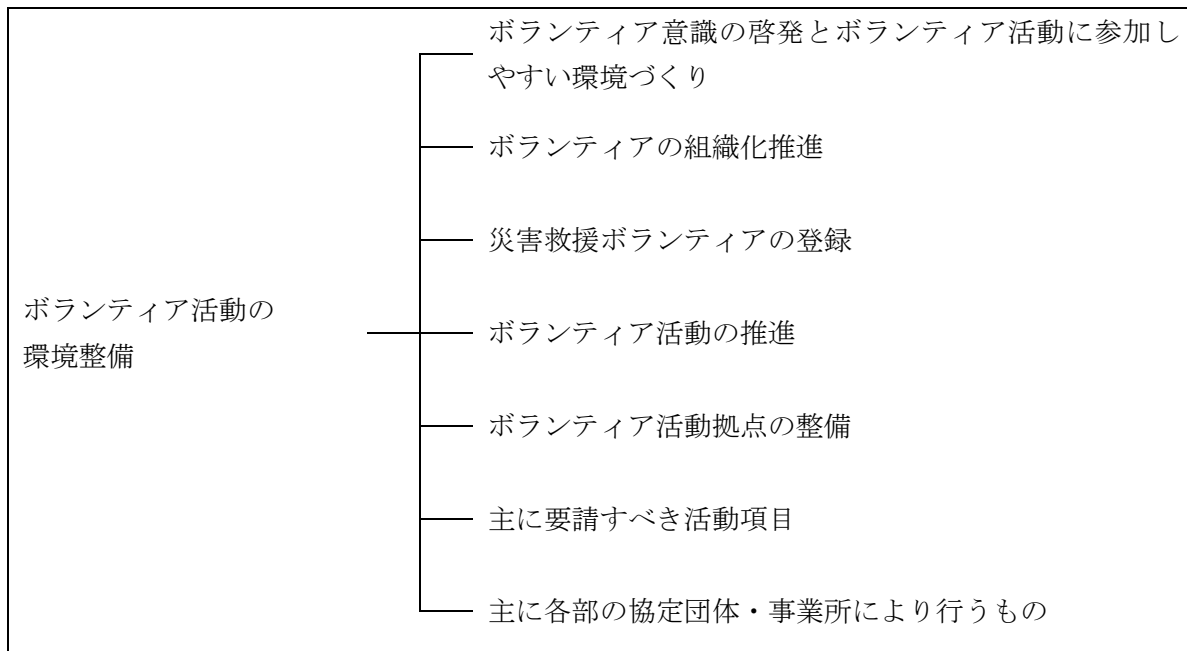
大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 実施担当班

本部班	環境衛生班	医療対策班
秘書広報班	福祉救援班	

3 実施内容

■ 施策の体系



(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(2) ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

(3) 災害救援ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害救援ボランティアの登録受付を行う。市は、市社会福祉協議会が

行う、迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

(4) ボランティア活動の推進

ア ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、それぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

市は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援する。

イ ボランティアコーディネーターの育成

市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

市は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

ウ ボランティア支援を担う職員の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成する。

(5) ボランティア活動拠点の整備

市社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

(6) 主に要請すべき活動項目

市が、災害時ボランティア体制において、協力を要請すべき活動項目は、そのつど必要に応じて各担当部長が決めるが、おおむね次のとおりとする。

ア 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送

イ 発生後初期の避難所における運營業務への協力

ウ 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力

エ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力

オ 高齢者、障がい者等要配慮者の安否確認業務への協力

カ 高齢者、障がい者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力

キ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力

ク 地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供

ケ 管内の仮設住宅入居者向「生活便利ガイド」の編集・作成

コ その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）

サ 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向資料の作成等）

シ 市が行う災害時における情報収集活動への協力

ス 災害廃棄物の仮置場における分別指導への協力

(7) 主に各部の協定団体・事業所により行うもの

ア 発生初期における消火活動

イ 倒壊建物・土砂災害等による生存者の救出活動（建築・土木業関係団体等）

ウ 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護協会等）

エ 災害時における広報広聴活動への協力

（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）

オ 災害時における情報収集活動への協力

(アマチュア無線、タクシー無線等)

- カ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- キ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- ク 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、物流業者等による）
- ケ 建物危険度判定調査への協力（建築士等による）
- コ 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- サ 心のケア業務への協力
- シ 「災害時総合相談窓口」業務への協力
(法律相談、税務相談、家計再建相談等)
- ス その他各部が行う災害応急対策業務への協力

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
ボランティア受入体制 の整備	市社会福祉協議会を核とする防災ボランティアの活動拠点等の整備、ボランティア保険への加入促進並びに助成、「広報かかみがはら」紙面、学校教育等における普及啓発活動、各市町村社会福祉協議会等諸団体間における相互応援協定の締結等、ボランティア組織の育成・連携の強化に努める。 [健康福祉部]	市
ボランティアによる 「情報団」の創設等	災害時にきめ細かな情報収集・伝達の役割を担うために必要な無線システム構築事業所、アマチュア無線有資格者など、近隣コミュニティや事業所ごとに情報の収集や伝達等を行うボランティア組織として、「情報団」をつくる。 [市長公室]	市

第6節 広域的な応援体制の整備

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における大量かつ迅速な救援対策ニーズへの対応
- 近隣市町村及び関係機関相互の連携強化の必要性
- 各種団体の協力体制並びに広域的支援体制強化の必要性
- 障がい者向け、外国人向けその他専門的ノウハウを必要とする救援活動の必要性
- 非常時におけるボランティア受入れ体制の整備

1 方針

大規模地震災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

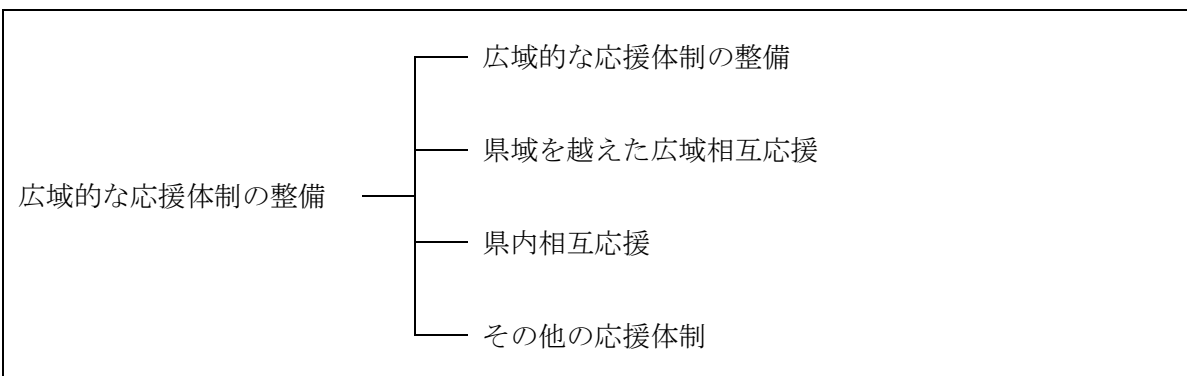
2 実施担当班

本部班

秘書広報班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 広域的な応援体制の整備

市は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連絡体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

また、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の確保を図る。

(2) 県域を越えた広域相互応援

ア 他の都道府県との相互応援協定の締結

県は、次のとおり、大規模地震災害にあたっての他の都道府県との相互応援に関する協定

を締結し、又は締結を検討する。

- a 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- b 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定
- c 隣接県との災害時の相互応援に関する協定
- d 同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定

イ 県外の市町村との相互応援協定の締結

市は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

ウ 防災関係機関との協力体制

市は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認し定期的な情報交換、必要なマニュアル等の整備を進める。

(3) 県内相互応援

ア 市及び県災害時相互応援協定

市及び県は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市相互の応援が円滑に実施できるように努める。

また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの養成に基づき派遣する県職員を養成する。

イ 広域消防相互応援協定

市は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努める。

(4) その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊

市は、大規模地震災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

イ 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
防災会議の拡大・強化	<p>市域を所管又は市内にある「指定地方行政機関」(国の機関)、「指定公共機関」「指定地方公共機関」(以上、公共的機関、公益的の事業を営む法人で、それぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの)及び「公共的団体」等のうち、現在防災会議委員となっていない機関等の代表者について、防災会議委員となるよう拡大を図るとともに、相互の連絡を密にし防災会議の一層の強化に努める。</p> <p>なお、地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、専門部会、実務担当者会議等を適宜設置する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市

<p>近隣市町村・関係機関との連携の強化</p>	<p>岐阜地域広域市町村圏をはじめとする近隣市町村や警察署等関係機関との連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るよう努めるとともに、定期的な情報交換を実施し、必要なマニュアル等の整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>広域的市町村相互応援協定の締結</p>	<p>大規模災害により市域が被災した場合でも同時に被災する可能性が少ない遠隔都市と相互応援協定を締結する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>応援要請及び受入体制等に関する環境整備</p>	<p>相互応援協定を締結した市町村等や自衛隊等への応援要請手順や応援部隊が効率的に活動できるための受入手順に関してマニュアルを整備するとともに、要請・受入に関する環境整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>

第7節 緊急輸送網の整備

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震等発生直後における緊急輸送道路確保の重要性
- 大規模地震等発生直後、幅員 10 m 未満の道路は通行困難になる可能性が高いこと
- 道路交通容量低下により緊急通行車両のみによっても渋滞発生の可能性があること
- 被害甚大地域内に、救援物資配送拠点は設置すべきでないこと
- トラック協会等民間業者との応援協定締結の必要性
- 大規模地震発生直後、道路は損壊・渋滞等により通行困難になる可能性が高いこと
- 重傷者の被災地外病院への転送は一時を争うこと
- 輸血その他救急医療活動用医薬品等の病院への供給は一時を争うこと
- 大規模地震発生直後における航空輸送手段確保の重要性

1 方針

大規模地震災害発生時には、道路、橋りょう等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

2 実施担当班

本部班

庶務班

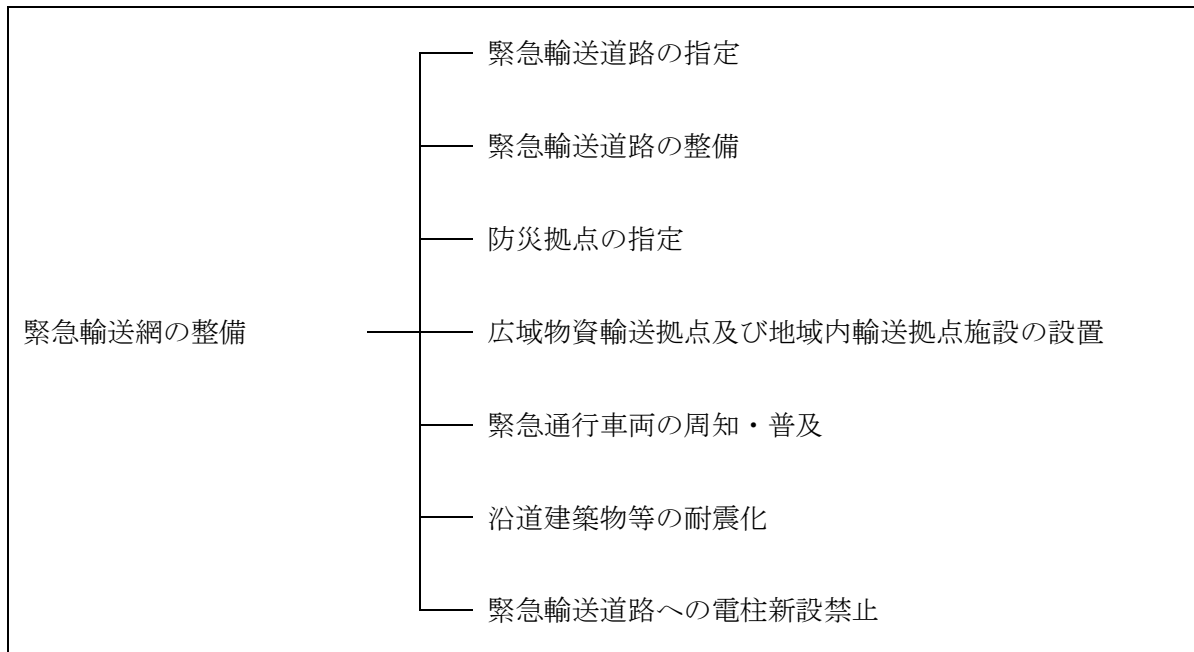
土木第二班

秘書広報班

土木第一班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 緊急輸送道路の指定

市は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急輸送道路」を指定し優先的な耐震強化を進める。また必要に応じ、国・県に対し道路の整備について要請する。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化し、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(3) 防災拠点の指定

市は、防災拠点として以下の2つを指定している。

- ①市役所本庁舎（那加桜町 1-69）
- ②産業文化センター（那加桜町 2-186）

(4) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置

市は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置する。

(5) 緊急通行車両の周知・普及

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

(6) 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

(7) 緊急輸送道路への電柱の新設禁止

地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めない。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
臨時ヘリポートの指定・整備	<p>重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを、防災上拠点となる施設もしくはその周辺地に確保し、その整備に努める。</p> <p>あわせて、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し、周知徹底を図るなど所要の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">[企画総務部]</p>	市
広域的な救援物資の集配拠点の指定・整備	<p>市外からの広域的な救援物資の受入・保管・仕分・配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資集配拠点施設を指定し、あわせて、必要な環境整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市
警察・道路管理者等関係機関との連携強化	<p>非常時における緊急輸送環境を整備するため、臨時交通規制用資機材の整備・調達協力、迂回路設定計画等、警察・道路管理者等関係機関と協議し、その連携を強化する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・市長公室]</p>	市
緊急通行車両等の事前届出の促進	<p>警察署が大規模災害時における緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握し、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図れるよう、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両について、事前届出を促進する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	市
警察その他関係機関との連携の強化	<p>臨時ヘリポートに指定される場所が災害時において、その機能を果たし有効に活用し得るよう、周辺地域の市民に理解協力を求めるとともに、関係各部及び警察その他関係機関と連携し必要な措置を講ずる。</p>	市

	[企画総務部・教育委員会・都市建設部]	
--	-----------------------	--

第8節 防災通信設備等の整備

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における電話の輻輳もしくは途絶
- 市自前の市民向情報伝達手段をもつことの有用性
- 市出先施設、関係機関等間の非常時通信・連絡ルート確立の必要性
- 情報分析のスペシャリストもしくはマニュアルの必要性

1 方針

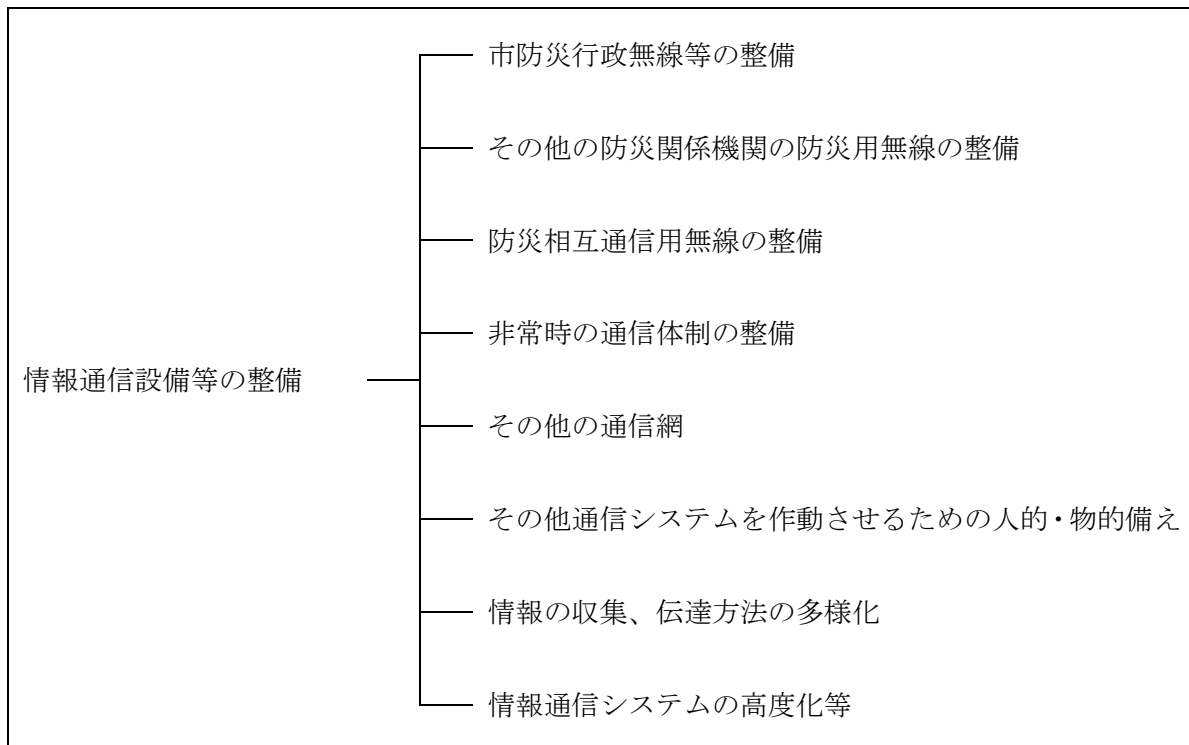
超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるため、情報通信体制の整備拡充を図る。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	消防総務班
秘書広報班	避難収容班	消防予防班
庶務班	医療対策班	救急指令班
調査市民班	水道対策班	消防署班
環境衛生班	下水道対策班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 市防災行政無線等の整備

市は、市本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努める。

(2) その他の防災関係機関の防災用無線の整備

その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

(3) 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

(4) 非常時の通信体制の整備

市は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(5) その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

ウ タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

(6) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市、県及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

(7) 情報の収集、伝達方法の多様化

市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、災害現場情報等の収集に努める。

(8) 情報システムの高度化等

ア 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

また、道路管理者は、高度化したシステムにより、通行規制情報の円滑な提供に努める。

イ 情報収集・連絡システム

市は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
非常時における情報 対策マニュアルの 作成等	情報が集まらない場合もしくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできる情報対策マニュアルを作成するとともにスペシャリストの育成を図る。 [各部]	市
災害時優先電話指定の 拡充	市各部、市民サービスセンター、その他出先施設、小・中学校その他避難所予定施設、防災関係機関に対し、災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図る。 [市長公室・企画総務部・市民生活部・健康福祉部・水道部・教育委員会・消防本部]	NTT 西日本
市 職 員 の 連 絡 ・ 動 員 体 制 の 確 保	市職員の携帯電話番号を登録するとともに、「各務原市職員緊急メール」を用いて緊急情報連絡・動員体制を確保する。 [各部]	市
「緊急速報メール」 サービスへの加入	(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が提供する「緊急速報メール」サービスに加入し、市域内にある携帯電話機に対して避難情報など、市民の生命に被害が生じるおそれのある緊急情報を一斉配信する。 [市長公室]	市
無 線 従 事 者 の 確 保	市職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保を図る。 [市長公室・消防本部]	市
非常時における「電話 利用自粛ルール」の 周知徹底	災害発生直後の電話の輻輳を防止するため、市民に対し、非常時における「注意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話利用は控える」よう、広報に努め、その徹底を図る。 [市長公室]	市

第9節 火災予防対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における消火事案の同時多発
- 建築物の密集地域における出火危険のきわめて大きいこと
- 地域における市民・事業所等の協力による初期消火活動の重要性
- 地震時においても発揮できる消防力の整備・強化

1 方針

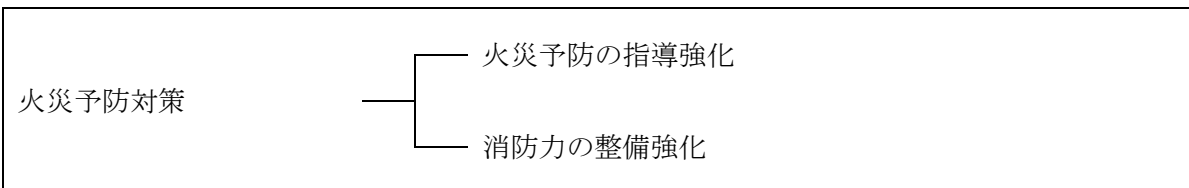
大規模地震災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施担当班

住宅対策班	消防予防班	消防署班
消防総務班	救急指令班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 火災予防の指導強化

ア 地域住民に対する指導

市は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、市民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

- a 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- b 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- c 火災予防条例の周知、徹底

イ 防火対象物の管理者等に対する指導

市は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- a 防火対象物及び消防設備の耐震性の確保
- b 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、地震対策を含めた消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- c 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- d 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法

- e 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
 - f 消防法の規定に基づく建築同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底
- ウ 危険物等関係施設の所有者・占有者に対する指導
- 市は、危険物等関係施設の所有者・占有者に対し、次の指導等を行う。
- a 自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育
 - b 年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項についての指導
 - c 火災予防条例に規定される指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについての指導
- エ 初期消火体制の確立
- 市は、各家庭等で消火しきれない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。
- a 街頭消火器の設置、その使用方法及び消防ホース、消火栓の使用方法
 - b 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動
- (2) 消防力の整備強化
- ア 消防力の強化
- 市は、消防力の基準に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震災害が発生した場合の道路交通の障害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。
- a 市消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保、防災拠点となる消防庁舎の耐震化
 - b 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
 - c 必要な資機材等の整備
 - d 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
 - e 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進かつその育成
 - f 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化
- イ 消防水利等の確保
- 市は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。
- a 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備
 - b 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
 - c 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
一般住宅に対する 防 火 指 導	<p>(1) 火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火もその可能性は大である。消防本部は、一般住宅の所有者等の承諾を得て住宅防火査察等を行い、震災時における出火防止に努めるとともに、通常での火災予防にも万全を期す指導強化を図る。</p> <p>(2) 地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ及び企業の自衛消防隊組織等を通じて、一般家庭の市民や企業の従業員等に、消火器具・消防用水・消防用設備の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性を認識させ、有事における消火活動の円滑化を図る。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市
防火対象物の防火体制 の強化推進	<p>(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険度が高い。このため、消防法の規定する防火管理・防災管理が必要な対象物には、防火管理者・防災管理者を選任するよう徹底指導する。また、その者には地震を事前に予知された場合も含め、日頃の防火対策はもとより、震災時における対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火・避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備・火気使用又は取扱いに関する指導を行う。また、消防法に基づく消防用設備の完全設置を行うよう指導強化を図る。</p> <p>(2) 立入検査の指導強化 消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途・規模等に応じ、計画的に立入検査を実施し常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険の排除を図り予防対策の効果的指導を行うよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市
危険物等関係施設の 防火体制、安全性確保 の 指 導	<p>(1) 危険物等関係施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。</p> <p>(2) 危険物等関係施設に対して年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。</p> <p>(3) 火災予防条例に規定される指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについても所有者・占有</p>	県 市

	者に対し助言又は指導する。 [消防本部]	
林野火災予防の啓発 指導及び訓練	消防本部は、林野火災予防として「山火事予防運動」の期間を中心とし、林野火災予防啓発活動を実施し森林愛護及び防火思想の普及に努める。 また、林野の所有者に対し火災予防の指導を積極的に行う。 なお、県防災ヘリコプターの参加を要請し、林野火災を想定した消火訓練を定期的実施する。 [消防本部]	市
無線従事者の確保	市職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保を図る。 [市長公室・消防本部]	市
建設確認同意制度の活用	市は、建築物の新築・増改築等計画の段階で防火上の観点からその安全性を確保できるよう、消防法の規定や建築基準法の防火に関する規定の効果的な運用を図り、防火対策の徹底に努める。 [都市建設部・消防本部]	市
消防水利の充実と耐震性防火水槽の増設	消防水利には、消火栓・防火水槽のほか河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用が制限されることが予測されることから、次の施策を積極的に進め必要量の確保に努める。 (1) 上水道対策は、緊急給水上重要であるため、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大に努める。 (2) 消防水利の基準から本市は消火栓及び耐震性防火水槽が不足しているので、年間計画により増設に努める。 [消防本部]	市
化学消防力の強化	大震災時には建物の崩壊、道路の寸断、消防水利の途絶、大規模工場火災、危険物施設等の油脂火災など通常の消防力では対応できない事案が予測されることから、以下のとおり大震災に向けての化学消防力の計画的導入に努める。 (1) 大規模火災、特殊火災に備え、小型動力ポンプ付水槽車及び各種消防車両の配備に努める。 (2) 高層建築物での災害を想定し、はしご車の配備に努める。 (3) 岐阜県防災ヘリコプター等の航空機の運用を含めた空中消火体制のあり方について、検討する。	市

	<p>(4) 電気通信の技術革新と進展を展望し、消防通信体制の充実、機器の改善等に関する調査研究を行い、消防通信の高度化及び体制の強化に努める。</p> <p>[消防本部]</p>	
--	--	--

第10節 避難対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震時に伴う住宅密集地大火に備えた避難対策確立の必要性
- 被災者の一時的な生活の場となる避難所が想定する以上に多数必要となること
- 被災者の一時的な生活を維持するために必要な備蓄・設備等の各所整備の必要性
- 阪神・淡路大震災、東日本大震災の被害調査結果に基づく避難場所対策の重要性

1 方針

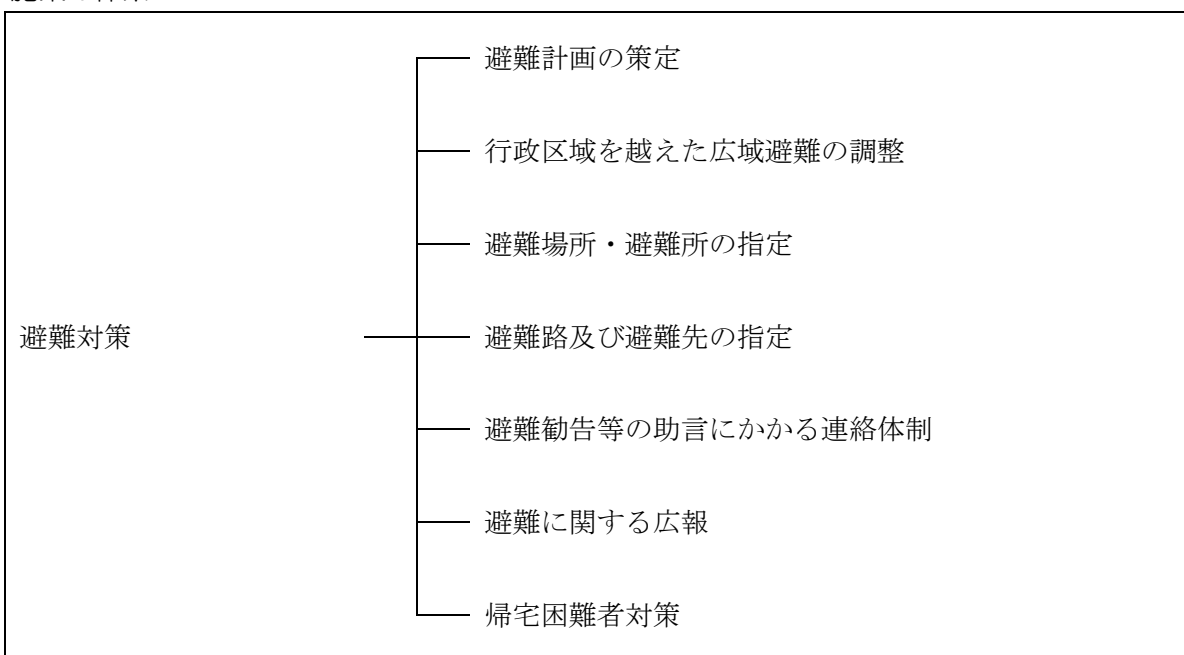
大規模地震発生時には、がけ崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の市民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な環境生活の確保に努める。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	土木第一班
秘書広報班	商工観光班	土木第二班
庶務班	農政班	
福祉救援班	避難収容班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 避難計画の策定

市は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をするとともに、市民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(2) 行政区域を越えた広域避難の調整

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

(3) 避難場所・避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておく。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、市は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確

保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

市は、指定学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所の指定に努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

ウ 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者の協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを市民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

(4) 避難路及び避難先の指定

市は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から市民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5) 避難勧告等の助言にかかる連絡体制

市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(6) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや災害時の広報活動マニュアル、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。

市は、災害情報や安否情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムで提供する手段として携帯電話による情報メール、SNSを活用することとし、運用にあたっては登録者の増大を図る。

(7) 帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
非常時用広報対策マニュアルの作成	「地震時」を想定した、「災害時の広報活動マニュアル」を作成する。なおマニュアルには、状況別広報文例集、協力機関リスト、要配慮者向広報活動関係資料等を含む。 [市長公室]	市
「一時退避場所」の確保	大規模地震が発生した場合等の住宅密集地大火発生時において、火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な安全距離が確保されたオープンスペースとして、住宅密集地の各2 km 圏に1箇所ずつ「一時退避場所」を確保するよう努める。 なお、「市民公園・学びの森」「那加第三小学校・那加中学校・各務原西高校」、「那加第二小学校・桜丘中学校」、「東海学院大学・短期大学部」「那加第一小学校」、「中央小学校・中央中学校・各務原スポーツ広場・各務野スポーツの森」、「鶉沼第二小学校・鶉沼西保育所・岐阜各務野高校・空の森運動公園」、「市民プール・少年自然の家」、「各務原浄化センター」、「各務原市総合運動公園」、「緑陽中学校・緑苑小学校」、「市民球場・勤労者総合グラウンド」、「川島スポーツ公園」の13箇所を確保し、非常時における避難誘導に必要な周辺環境の整備を進める。 [市長公室]	市
「避難一時集結場所」の決定・周知	大規模地震等が発生した場合の地域での安否確認や情報収集拠点となる自治会単位の「避難一時集結場所」を、各自治会が決定し、避難路マップの回覧等で自治会内に周知するよう毎年度当初に要請する。 [市長公室]	市
指定緊急避難場所の指定	災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに「指定緊急避難場所」を指定する。	市

	[市長公室]	
<p>地震発生時における指定避難所の指定・整備</p>	<p>大規模地震が発生した場合における、「指定避難所」として、市立の各小学校・中学校を指定する。この場合、「指定避難所」は以下のような役割を果たすべきものと位置づける。</p> <p>○ 市は、各地域における消防団並びに自主防災組織・事業所自衛消防隊の初期消火活動や救助活動のための「防災拠点」として、また延焼火災や危険物の爆発等の事態の発生により二次的な避難が必要になった場合の「情報連絡拠点」として必要な整備に努める。</p> <p>なお、主な整備目標項目として以下のものを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部・現地連絡所との相互情報連絡手段の多ルート化 ・初期消火・救助救援活動を行うために必要な機材の備蓄 ・夜間・休日において、地域住民が「指定避難所」として利用するために必要な準備措置等 <p>○ 大規模災害発生時においては、多くの市民が住宅を失う。事態が正常化し、市民が生活再建を果たすまでにはかなりの時間を必要とする。そのため、市は、被災した市民が自立復旧するために必要最小限度における一時的居住施設として、「指定避難所」を開設し提供する。</p> <p>なお、「指定避難所」は小・中学校をはじめとする市の施設の転用利用により確保するが、もとより居住を目的とした施設はほとんどなく、また施設によっては、居住性に相対的格差がみられるため、高齢者・障がい者等要配慮者に優先的な配慮した運用を行う。</p> <p>なお、地域の状況により必要な場合は県立高等学校等県の施設についても「指定避難所」として提供を要請していく。また市域を越えた避難所開設が必要な場合は、県と調整を図る。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・教育委員会・企画総務部・健康福祉部・産業活力部]</p>	市
<p>福祉避難所の指定・整備</p>	<p>市施設のうち、福祉センター、保育所並びに総合福祉会館その他の福祉関連施設については、高齢者・障がい者等の要配慮者の避難所として指定・整備する。あわせて、市民・自主防災組織に対してその趣旨の徹底と、非常時における安全避難への協力確保を図るため平常時より広報に努める。</p>	市

	[市長公室・健康福祉部・企画総務部・産業活力部]	
学校施設における避難所としての「住」環境整備	<p>小・中学校余裕教室の有効活用の一環として、畳敷きのスペースを確保するよう検討する。また、教室が避難所として使用されることを想定し、カーテン・レールの設置等必要な設備について、関係各部と協議の上優先順位をつけて実施する。その他トイレの改善、出入口その他の段差の解消等要配慮者への配慮を行う。</p> <p>[市長公室・教育委員会・企画総務部・健康福祉部・産業活力部]</p>	市
その他市施設の避難所としての「住」環境整備	<p>福祉センター並びに保育所、総合福祉会館その他の福祉関連施設については、福祉避難所として、被災者のプライバシーの保護、畳部屋の確保等など必要な環境整備を行う。</p> <p>[健康福祉部・市長公室]</p>	市
避難路の整備等	<p>各地域における市民等の円滑な避難を確保するため、都市計画道路等の主要幹線道路及び生活関連道路の整備を進めるとともに、夜間における安全避難や要配慮者の安全避難に配慮した誘導標識等の整備を順次進める。</p> <p>[都市建設部・市長公室]</p>	市 県 国
避難所周辺地区の安全性確保	<p>一時退避場所及び避難所の周辺地区について、安全避難の確保の観点から、誘導標識の整備、不燃化や緑化の促進等の施策を面的環境整備として進めるよう努める。</p> <p>[都市建設部・市長公室]</p>	市
避難情報伝達体制の整備・強化	<p>市は、拠点となる各避難所にあらかじめ「直行職員」を指名し、適切な避難情報の伝達にあたらせる計画であるが、あわせて地域防災行政無線等の整備を進め、緊急を要する避難情報の伝達を行うよう万全を期する。</p> <p>[都市建設部・市長公室]</p>	市
ニューメディア広報機能導入	<p>市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムで提供する手段として携帯電話による情報メール、SNSを活用することとし、運用にあたっては登録者の増大を図る。</p> <p>[市長公室]</p>	市

第11節 必要物資の確保対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震の場合、発生後1週間程度までは「自力でしのげる」だけの備えが必要となること
- 岐阜県災害時広域受援計画においては、想定される避難者数の1日分の物資を市町村が備蓄するという方針が示されていること
- 各避難所における備蓄を基本とするものの、避難所ごとに避難者数が異なることを想定し、迅速に不足を補える備蓄体制を整備する必要があること
- 橋りょうや鉄道は、被災によりしばらく利用困難になるものと想定しておく必要があること

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賅えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

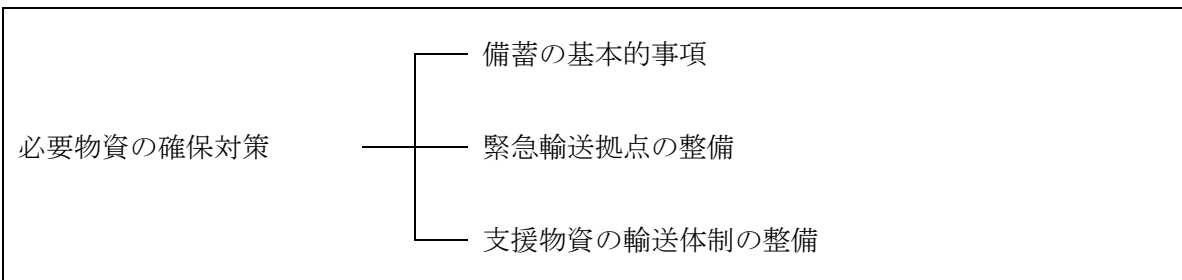
また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	農政班
秘書広報班	医療対策班	避難収容班
庶務班	商工観光班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 備蓄の基本的事項

大規模地震災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによる。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、想定される避難者数を考慮し、不足が懸念される場

合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

ア 個人備蓄

大規模地震災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄する。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、市は、それらの啓発に努める。

イ 市備蓄

大規模地震災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難所を基本とし、不足する場合は、別途補完する備蓄施設の確保に努める。

(2) 緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(3) 支援物資の輸送体制の整備

市は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施し、供給方法等について、実施計画を作成する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
備蓄計画に沿った 備蓄体制の確保	各務原市備蓄計画に沿って、想定される避難者数等を踏まえ、避難生活に必要な物資や資機材等の備蓄を進める。備蓄にあたっては、各避難所における備蓄を基本とし、あわせて、物資の不足に対して迅速かつ柔軟に対応できるよう、避難所の備蓄を補完する防災備蓄倉庫を確保する。 [市長公室]	市
「避難一時集結場所」 の決定・周知	大規模地震等が発生した場合の地域での安否確認や情報収集拠点となる自治会単位の「避難一時集結場所」を、各自治会が決定し、避難路マップの回覧等で自治会内に周知するよう毎年度当初に要請する。 [市長公室]	市

<p>市民向け防災ハンドブックの活用</p>	<p>市民向防災ハンドブックの活用により、各家庭・事業所における食料・水・生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄（3日分から1週間程度をめやすとする）奨励に努める。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>避難所開設のための必要な備品類の備蓄等</p>	<p>小・中学校に防災備蓄倉庫を設置し、避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行う。</p> <p>なお、被害の状況により指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、県その他関係機関・団体・事業所等の協力を得て、避難のための施設の提供・確保、野外受け入れ施設用資材（テント・ビニールシート等）の確保・調達のための体制の確立に努める。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・教育委員会・健康福祉部・企画総務部・産業活力部]</p>	<p>市</p>
<p>県からの調達に関する実施要領の作成</p>	<p>県からの物資等の調達に関する手順等を統一化し、非常時における実施を円滑にするため、実施要領を作成する。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室・産業活力部]</p>	<p>市</p>
<p>関係団体・事業所等との応援協定の締結</p>	<p>災害時における救援物資等の調達等について関係団体、事業所等との応援協力体制を確立するとともに、供給方法等について実施計画を作成する。</p> <p style="text-align: right;">[産業活力部]</p>	<p>市</p>

第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 阪神・淡路大震災による死者の大半を高齢者が占めたこと
- 高齢者や障がい者・病弱者等の安否確認が遅れがちになることが想定されること
- 救援対策上、高齢者や障がい者・病弱者等向けの細かな配慮が要請されること
- 要配慮者向救援サービス実施上、事前の準備・民間団体の協力等が不可欠なこと
- 福祉のまちづくり（まちのノーマライゼーション）の重要性

1 方針

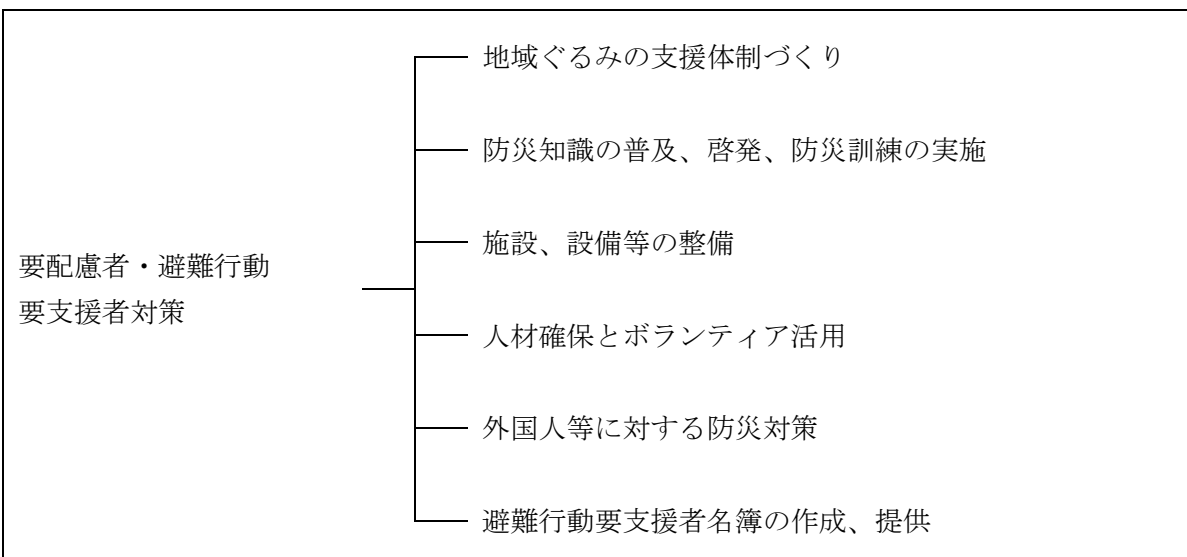
近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	住宅対策班
秘書広報班	商工観光班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態を生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア 市

市は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導し、市民向防災ハンドブックを活用し、災害発生直後、避難所居住時等における要配慮者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

(3) 施設、設備等の整備

ア 市

市は、地震災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生・児童委員、警察活動協力員、地域住民等との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と要配慮者支援マップの整備・充実による要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。また、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努める。

イ 市及び県

市及び県は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図り、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等の情報収集、伝達体制の確立に努める。

ウ 施設等管理者

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。また、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(4) 人材の確保とボランティア活用

ア 市及び県

市及び県は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボ

ランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

イ 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

(5) 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、地震災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- a 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- b 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- c 多言語による防災知識の普及活動を推進
- d 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- e 多言語による外国人防災パンフレットの作成及び配布
- f インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

(6) 避難行動要支援者名簿の作成、提供

災害対策基本法（平成25年6月21日改正）の規定に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎とする名簿である「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で関係者に提供する。

ア 避難行動要支援者名簿掲載者の範囲

- ・本制度の対象となる者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

高齢者等	要介護認定3～5を受けている者
障がい者 障がい児	a 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
	b 療育手帳A・A1・A2を所持する者
	c 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
上記以外で本人が希望し、市長が支援の必要性を認めた者	

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ・名簿に記載する個人情報
 - ①氏名②生年月日③性別④住所又は居所⑤電話番号⑥避難支援等を必要とする理由
 - ⑦その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

・個人情報の入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、関係部局が保有する情報を目的外使用することにより名簿を作成する。

ウ 避難支援等関係者となる者

- ・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会（地区社協）、消防機関、県警察、近隣住民など避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とする。

エ 避難支援等関係者の安全確保

- ・避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のと

おりの配慮を行う。

- ① 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ規則を決め、計画を作り、周知するよう努める。
- ② 避難行動要支援者に避難の必要性や、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

オ 避難行動要支援者の円滑な避難のための通知・警告の配慮

- ・市は、避難行動要支援者の円滑な避難のため次のとおり配慮を行う。
 - ① 高齢者や障がい者にもわかりやすい言葉や表現、説明などを用いて、的確に伝わるようにする。
 - ② 高齢者や障がい者にあつた、必要な情報を選択して流すよう努める。
 - ③ 防災行政無線（同報系）、携帯メール、緊急速報メールなど、多種多様な情報伝達の手段を確保し、それらを有機的に組み合わせて活用するよう努める。

カ 避難行動要支援者名簿の情報漏えい防止のための措置

- ・市は、避難行動要支援者名簿の提供に際して情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の事項について、周知・徹底に努める。
 - ① 避難行動要支援者名簿は、紛失等しないよう適正に管理する。
 - ② 避難行動要支援者名簿は、登録制度の趣旨による目的以外には使用しない。
 - ③ 避難行動要支援者名簿は、支援体制を整えるための地域組織の役員会などで利用する場合を除き、支援者に対しては、対象とする要配慮者に限定した情報の提供にとどめ、安易に情報を公開しないこと。
 - ④ 避難行動要支援者名簿は、複写しない。ただし、市長もしくは災害対策本部長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - ⑤ 避難行動要支援者名簿の利用が終了したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに市へ返却する。
 - ⑥ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
在宅要配慮者居住住宅の耐震補強等の支援	自ら耐震補強等の措置を講ずることが困難な高齢者世帯、障がい者世帯を対象として、耐震診断・耐震補強工事等の斡旋、サービス給付、屋内家具の固定化サービス措置など、要配慮者居住住宅耐震化等支援メニューを検討する。 [健康福祉部・都市建設部・市長公室]	市
地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり	自治会を中心とした、要配慮者の近隣住民、自主防災組織やボランティア組織との連携により、平常時からの見守りネットワーク活動と要配慮者の実態把握に努め、災害時	市

	<p>における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。また、避難行動要支援者避難支援プランの作成も推進する。</p> <p>[健康福祉部・市長公室]</p>	
避難行動要支援者名簿の作成、提供	<p>災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援を実施するための基礎とする名簿である「避難行動要支援者名簿」を作成し、必要な限度で避難支援等関係者に提供することにより、避難支援の体制づくりを進める。</p> <p>[市長公室・健康福祉部]</p>	市
緊急通報システムの整備	<p>災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、消防署並びに警察署その他関係機関と連携し要配慮者に対する緊急通報装置の給付、設置の斡旋など、緊急通報システムの整備を図る。</p> <p>[健康福祉部・市長公室]</p>	市 県
市民向け防災ハンドブックの作成、活用	<p>市民向防災ハンドブックを活用し、災害発生直後、避難所居住時等における要配慮者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。</p> <p>[市長公室]</p>	市
福祉避難所の指定等	<p>市施設のうち、福祉センター、保育所・総合福祉会館・その他集会施設等で、小・中学校等の施設に比べ居住性能のよい施設については、高齢者・障がい者・乳幼児、病弱者その他非常時における福祉避難所として指定・確保する。あわせて市民・自主防災組織に対して、その趣旨の徹底と、非常時における安全避難への協力確保を図るための広報に努める。</p> <p>[市長公室]</p>	市
福祉避難所の確保	<p>県からの物資等の調達に関する手順等を統一化し、非常時における実施を円滑にするため、実施要領を作成する。</p> <p>[市長公室・産業活力部]</p>	市
関係団体・事業所等との応援協定の締結	<p>県をはじめ関係機関と連携し高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者その他非常時における福祉避難所として、市内の福祉施設、老人保健施設並びに他市町村所在の同様施設を確保するよう、必要な体制の整備を図る。</p>	市 県 国

	[健康福祉部]	
外国人対策の推進	災害時における外国人の安全確保を図るため、外国人防災パンフレットの作成・配布、防災訓練への参加促進、その他防災知識の普及・啓発に努める。また、通訳ボランティアの確保に努める。 [産業活力部・市長公室]	市

第13節 応急住宅対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震発生時における建物被害がきわめて多数想定されること
- 余震や降雨による建物の二次的な被害の発生の可能性があること
- 個人が自己責任で短期間に建物危険度判定を行うことは、事実上困難であること
- 避難所生活は、被災者の心身の健康上から早期に解消される必要があること
- 短期に大量の住宅供給を行うことは、物理的にきわめて困難であること
- 引き続き居住可能と判定される住宅については、逐次帰宅を促すことが必要であること
- 危険度判定のためのノウハウをもった専門的ボランティアが多数必要となること
- 被災地内では、大量の住宅供給・補修・解体を行うことは、物理的にきわめて困難であること
- それぞれの分野における専門的技術者及び資機材の広域的かつ大量の調達が必要となること
- 避難所生活は、被災者の心身の健康上から早期に解消されることが必要であり、公営住宅空家の確保、応急仮設住宅の建設並びに引き続き居住可能な住宅については補修し、総合的に帰宅を促す対策を講ずることが必要であること

1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

2 実施担当班

避難収容班

住宅対策班

3 実施内容

■施策の体系

応急住宅対策

——— 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

(1) 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第14節 医療救護体制の整備

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震時には、木造・非木造問わず経年建築物、鉄道、道路等の損壊が予想されること
- 救急・救助機関の能力を大幅に上回る救急・救助事案件数の想定されること
- 生存者の救出・救護は一時を争うこと（挫滅症候群）
- 地震発生直後の救急・救助活動は、地域ぐるみ（自主防災組織等）で行うべきこと
- 大規模地震により被災地内医療機関施設・設備やスタッフ自身も被災すること
- 電気・水道等の停止により被災地内医療機関の医療救護能力は大幅にダウンすること
- 同時多発的な救急医療事案の想定されること
- 地震時の救急医療活動は、被災地外医療機関への迅速な転送体制確立が重要となること
- 精神科救急医療活動の必要性（「こころ」の救急医療体制）

1 方針

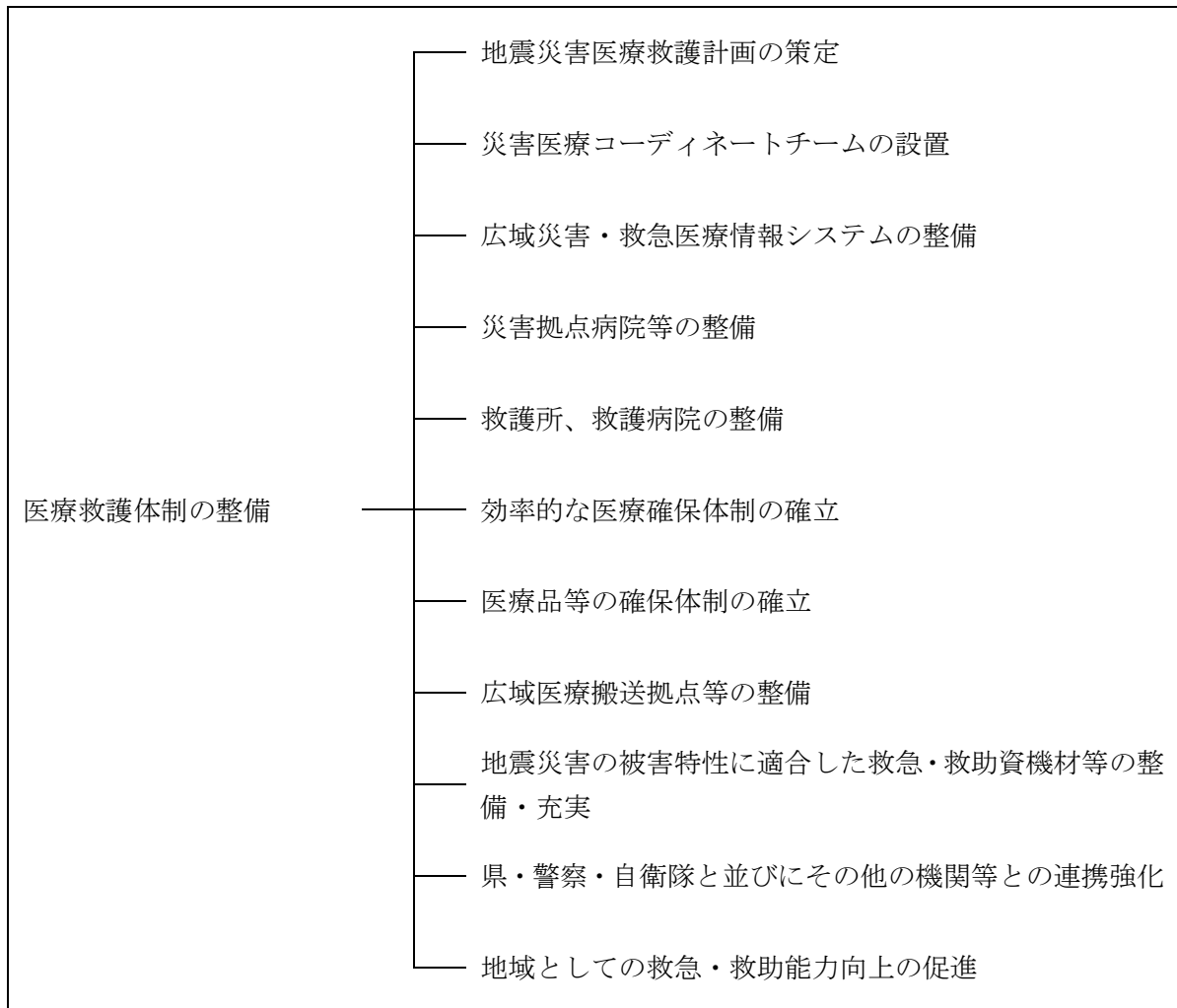
大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 実施担当班

本部班	医療対策班	救急指令班
秘書広報班	消防総務班	消防署班
福祉救援班	消防予防班	消防団班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 地震災害等医療救護計画の策定

県は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下に、災害時の医療救護体制等を規定した計画を策定する。

市は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定める。

(2) 災害医療コーディネートチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、岐阜地域における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他県地域並びに隣接県の後方支援医療機関とのネットワークの確立を促進する。

(4) 災害拠点病院等の整備

災害発生直後の医療救護活動の拠点となる病院施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行うよう促進する。

また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気容量、上水量を確保できるよう、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化を促進するよう指導する。

なお、公立学校共済組合東海中央病院の建物は現行の耐震基準を満たし、病院本館は免震構造を採用、また、自家発電装置を本館建屋内に設置、耐震基準を満たした受水槽も設置された。

(5) 救護所、救護病院の整備

市は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、市民への周知を図っておく。

(6) 効率的な医療確保体制の確立

市は、災害発生直後の医療救護活動の担い手となる市医師会との連携を強化し、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る。

(7) 医療品等の確保体制の確立

市及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

ア 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

イ 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

(8) 広域医療搬送拠点等の整備

県は、広域後方医療施設への重症者の広域医療搬送にあたり広域医療搬送拠点を県内2箇所（各務原市、高山市）に設置するとともに、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営に必要な資機材を整備する。

市は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

(9) 地震災害の被害特性に適合した救急・救助資機材等の整備・充実

ア 災害対応救急処置用資材等整備事業

消防署に応急救護所用エアートントを配備するとともに、救急用包帯等の外傷処置資材を、消防施設、警察署、交番、防災用備蓄倉庫、避難施設、公共施設等に備蓄する。（各消防署、分署、出張所すべてに高規格救急車を配備完了）

イ 災害対応救助用資機材整備事業

高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）の整備と、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機を消防機関に増強を進める。

また初動期の救助体制を強化するため各消防署に消防隊用救助資機材（大型万能ハンマー、チェーンソー、大型バール、のこぎり、鉄線カッター、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等）の整備を図る。

ウ 救急救命士等救急隊員の養成等

災害時における救急救護活動を効果的に実施するため、救急業務高度化計画に基づき、救急救命士等救急隊員を計画的に養成するとともに、職員の訓練をさらに充実する。

エ トリアージタグの整備

市内救急医療関係機関において、統一規格に従ったトリアージタグ（傷病者識別票）を配布し、災害発生時に多数傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の重傷度を素早く判定し、重傷度の区分に応じた救命活動体制の確立を図る。

(10) 県・警察・自衛隊並びにその他の機関等との連携強化

ア 県防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

関係機関等の協力により、震災時に多発するものと想定される、挫滅症候群患者の救命対

策として、県防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、民間所有ヘリコプター等の活用により救急搬送体制の確立を図る。

イ 警察・消防・自衛隊並びにその他の救助隊との連携強化

警察・消防、自衛隊並びにその他の救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確立する。

(11) 地域としての救急・救助能力向上の促進

ア 消防団等の救出・救護活動能力の向上

消防団車庫、防災備蓄倉庫、避難施設等に応急救護資器材（担架・救急カバン等）及び簡易救助器具を整備し、消防団や地域住民が災害時に活用できるようにするとともに、地域住民及び各事業所等に対し救出・救護の知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

イ その他地域としての救急・救助能力向上の促進

地域住民、各事業所における自主防災組織の強化と防災ボランティアの募集登録を進めるとともに、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との救急・救助活動等に関する非常時協力協定の締結等を進め、地域としての救急・救助能力向上を図る。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
広域的な後方支援医療機関ネットワークの確立	岐阜地域における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他県地域並びに隣接県の後方支援医療機関とのネットワークの確立を促進する。 [健康福祉部・消防本部]	市
市内救急医療拠点となる病院の確保	災害発生直後の医療救護活動の拠点となる病院施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行うよう促進する。 また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気容量、上水量を確保できるよう、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化を促進するよう指導する。 [健康福祉部]	市 県
市医師会との連携の強化による災害医療スペシャリストの確保	災害発生直後の医療救護活動の担い手となる市医師会との連携を強化し、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る。 [健康福祉部]	市
災害対策用備蓄医療品（救急箱）の配備	各地区防災拠点に設置される防災備蓄倉庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備にあたっては、内容品等について、医師会等の協力を得て医療分野の進歩等に適応していくよう努める。	市

	[市長公室・健康福祉部]	
岐阜県薬剤師会各務原支部・市内薬局等との協力体制の確保	非常時における、救急医薬品・医療資器材等の調達を適切に行うため、岐阜県薬剤師会各務原支部・市内薬局等との協力体制を確保する。 [健康福祉部]	市
災害対応救急処置用資材等の整備事業	消防署に応急救護所用エアートントを配備するとともに、救急用包帯等の外傷処置資材を、消防施設、警察署、交番、防災用備蓄倉庫、避難施設、公共施設等に備蓄する。 (各消防署、分署、出張所すべてに高規格救急車を配備完了) [消防本部・市長公室]	市
災害対応救助用資機材整備事業	高度救助用資機材(ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機)の整備と、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機を消防機関に増強を進める。 また初動期の救助体制を強化するため各消防署に消防隊用救助資機材(大型万能ハンマー、チェーンソー、大型バール、のこぎり、鉄線カッター、大ハンマー、スコープ、救助ロープ等)の整備を図る。 (地震防災緊急事業五箇年計画) [消防本部]	市
救急救命士等救急隊員の養成等	災害時における救急救護活動を効果的に実施するため、救急業務高度化計画に基づき、救急救命士等救急隊員を計画的に養成するとともに、職員の訓練をさらに充実する。 [消防本部]	市
トリアージタグの整備	市内救急医療関係機関において、統一規格に従ったトリアージタグ(傷病者識別票)を配布し、災害発生時に多数傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の重傷度を素早く判定し、重傷度の区分に応じた救命活動体制の確立を図る。 [健康福祉部・消防本部]	市 県 各 救 急 機 関
県防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立	関係機関等の協力により、震災時に多発するものと想定される、挫滅症候群患者の救命対策として、県防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、民間所有ヘリコプター等の活用により救急搬送体制の確立を図る。	市 県

	[消防本部]	
警察・消防・自衛隊並びにその他の救助隊との連携強化	警察・消防、自衛隊並びにその他の救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確立する。	市 県 国
	[消防本部]	
消防団等の救出・救護活動能力の向上	消防団車庫、防災備蓄倉庫、避難施設等に応急救護資器材（担架・救急カバン等）及び簡易救助器具を整備し、消防団や地域住民が災害時に活用できるようにするとともに、地域住民及び各事業所等に対し救出・救護の知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。	市
	[消防本部・市長公室]	
その他地域としての救急・救助能力向上の促進	地域住民、各事業所における自主防災組織の強化と防災ボランティアの募集登録を進めるとともに、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との救急・救助活動等に関する非常時協力協定の締結等を進め、地域としての救急・救助能力向上を図る。	市 県
	[消防本部・健康福祉部・市長公室]	

第15節 防疫予防対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 水道・電気・ガスの停止等により食中毒や感染症の発生が懸念されること
- 大規模災害により多数の遺体処理事案が想定されること
- 避難所など公衆衛生的アプローチの必要な場所が多数発生すると想定されること
- アスベスト・化学物質等人体に有害な物質による環境汚染危険が増大すること
- 大規模地震により処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身も被災すること
- よって災害時に必要な公衆衛生並びに環境保全対策は広域的体制の確立により実施されるほかないこと
- 避難所を主な排出源として大量のし尿が発生すること
- 平常時を大幅に上回る収集体制確立と「し尿」処理施設確保が必要であること
- よって災害時に発生するし尿は広域的に処理・処分するほかないこと
- ただし下水道管路への投入により効率的かつ迅速な収集・処理が可能になったこと

1 方針

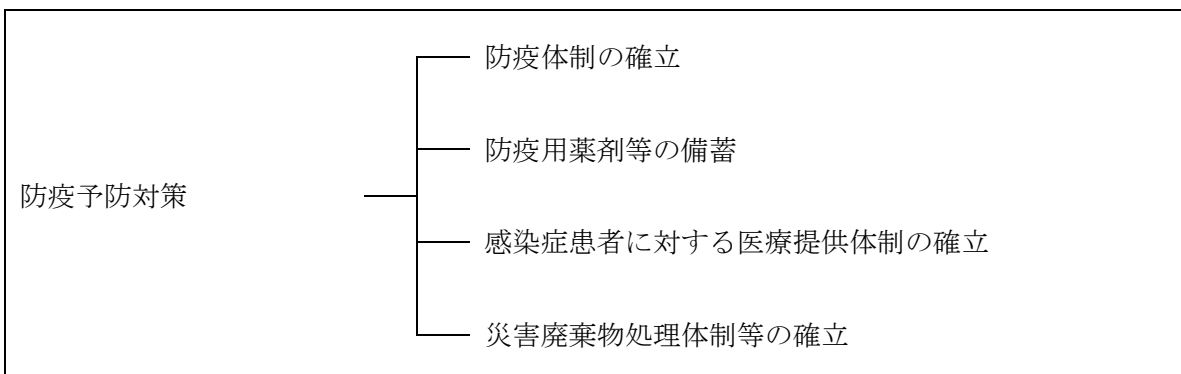
被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	避難収容班
秘書広報班	医療対策班	水道対策班
庶務班	商工観光班	下水道対策班
環境衛生班	農政班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 防疫体制の確立

市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

ア 大規模災害時想定作業実施計画の作成

大規模災害時に想定される、公衆衛生等対策実施作業量を推定し、「非常時作業実施計画」を作成する。

イ 埋火葬案件への適切な対応体制の確立

大規模災害時に大量に発生することが想定される埋火葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう体制の確立に努める。(身元不明遺体の一時安置施設、設備の耐震化等整備された火葬場・斎場 平成18年6月供用開始)

ウ 大規模災害時想定し尿処理・処分計画の作成

大規模災害時においては、多くの市民が住宅を失い避難所に避難する。そのため、避難所を中心として、大量なし尿が発生し、市の能力は低下するものと想定される。

そうした非常時において、適切かつ迅速に処理するため「非常時処理・処分計画」を作成するとともに木曾川右岸流域浄化センターとの協力体制を確立する。

エ クリーンセンター施設整備

大規模災害時において、し尿処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備等の整備を進める。

オ バキュームカー・仮設トイレ・携帯トイレ等し尿の暫定処理のための資機材の確保体制の確立

市備蓄並びに県・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達によるバキュームカー・仮設トイレ・携帯トイレ等し尿の暫定処理のための資機材確保体制の確立に努める。なお、高齢者・障がい者等への配慮を行う。

カ 避難所予定施設における「トイレ用水」等の確保

各小・中学校等避難所予定施設管理者と連携し、河川水の利用やプール水・民間井戸等により、水道停止時の水洗トイレ使用のための「水」の確保に努める。

また、くみ置き水等を利用した水洗トイレや仮設トイレの利用方法・維持管理方法等に関するマニュアルの整備を行う。

キ 公共施設・公園等における仮設トイレ類似利用の検討

公共施設のし尿貯留槽や公園の敷地内有効利用等の手法について、各施設所管部の協力を得て、検討し、大規模災害時における処理計画の基礎資料とする。

また、今後建設される公共施設・公園等の設計に災害時の多目的利用を想定した配慮が反映されるよう努める。

ク 市民向防災ハンドブックの活用

市民向け防災ハンドブックを活用し、携帯トイレ等の各戸備蓄について、事前広報を徹底する。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材（防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等）について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

(4) 災害廃棄物処理体制等の確立

大規模災害発生時における、ごみ・がれき等災害廃棄物処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

ア 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定

大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。市は、そうした事態にあっても迅速かつ適切に対応する。そのため「非常時処理・処分計画」を作成し非常時に備える。

イ 有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報

大規模災害時には、平常時をかなり上回る大量のごみを収集・処理しなければならない。そのため、平常時にも増してごみの分別・排出抑制により作業量を減らすよう、市民・事業所等の協力が重要となる。特に、有害ごみ・危険ごみの、発生時点分別がきわめて重要であることが阪神・淡路大震災、東日本大震災の大きな教訓となっている。そのため、市は、広報紙や市民向け防災マニュアルの作成その他さまざまな機会を通じて、以上の点を強く訴えるなど事前広報を徹底する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
大規模災害時想定作業実施計画の作成	大規模災害時に想定される、公衆衛生等対策実施作業量を推定し、「非常時作業実施計画」を作成する。 [健康福祉部・市民生活部]	市
埋火葬案件への適切な対応体制の確立	大規模災害時に大量に発生することが想定される埋火葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう体制の確立に努める。 (身元不明遺体の一時安置施設、設備の耐震化等整備された火葬場・斎場 平成 18 年 6 月供用開始) [市民生活部]	市
大規模災害時想定し尿処理・処分計画の作成	大規模災害時には、多くの市民が住宅を失い避難所に避難する。そのため、避難所を中心として、大量なし尿が発生し、市の能力は低下するものと想定される。 そうした非常時において、適切かつ迅速に処理するため「非常時処理・処分計画」を作成するとともに木曾川右岸流域浄化センターとの協力体制を確立する。 [市民生活部・水道部]	市
クリーンセンター施設整備	大規模災害時において、し尿処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備等の整備を進める。 [市民生活部]	市

<p>バキュームカー・仮設トイレ・携帯トイレ等し尿の暫定処理のための資機材の確保体制の確立</p>	<p>市備蓄並びに県・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達によるバキュームカー・仮設トイレ・携帯トイレ等し尿の暫定処理のための資機材確保体制の確立に努める。なお、高齢者・障がい者等への配慮を行う。</p> <p>[市民生活部]</p>	<p>市</p>
<p>避難所予定施設における「トイレ用水」等の確保</p>	<p>各小・中学校等避難所予定施設管理者と連携し、河川水の利用やプール水・民間井戸等により、水道停止時の水洗トイレ使用のための「水」の確保に努める。</p> <p>また、くみ置き水等を利用した水洗トイレや仮設トイレの利用方法・維持管理方法等に関するマニュアルの整備を行う。</p> <p>[市民生活部・企画総務部・健康福祉部・産業活力部・教育委員会]</p>	<p>市</p>
<p>公共施設・公園等における仮設トイレ類似利用の検討</p>	<p>公共施設のし尿貯留槽や公園の敷地内有効利用等の手法について、各施設所管部の協力を得て、検討し、大規模災害時における処理計画の基礎資料とする。</p> <p>また、今後建設される公共施設・公園等の設計に災害時の多目的利用を想定した配慮が反映されるよう努める。</p> <p>[市民生活部・企画総務部・健康福祉部・都市建設部・教育委員会]</p>	<p>市</p>
<p>市民向防災ハンドブックの活用</p>	<p>市民向け防災ハンドブックを活用し、携帯トイレ等の各戸備蓄について、事前広報を徹底する。</p> <p>[市長公室・市民生活部]</p>	<p>市</p>
<p>防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制の確立</p>	<p>市備蓄並びに県・他市町村・民間業者からの調達による防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制の確立に努める。</p> <p>[健康福祉部・消防本部]</p>	<p>市 県</p>
<p>大規模震災時想定ごみ処理・処分計画の作成</p>	<p>大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。市は、そうした事態にあっても迅速かつ適切に対応する。そのため「非常時処理・処分計画」を作成し非常時に備える。</p> <p>[市民生活部]</p>	<p>市</p>
<p>有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報</p>	<p>大規模災害時には、平常時をかなり上回る大量のごみを収集・処理しなければならない。そのため、平常時にも増してごみの分別・排出抑制により作業量を減らすよう、市</p>	<p>市</p>

	<p>民・事業所等の協力が重要となる。特に、有害ごみ・危険ごみの、発生時点分別がきわめて重要であることが阪神・淡路大震災、東日本大震災の大きな教訓となっている。そのため、市は、広報紙や市民向け防災マニュアルの作成その他さまざまな機会を通じて、以上の点を強く訴えるなど事前広報を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">[市民生活部]</p>	
--	---	--

第16節 まちの不燃化・耐震化

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 直下型地震発生時において防災機関施設自体も被災すること
- 老朽建築物（木造・非木造とも）の倒壊危険のきわめて大きいこと
- 阪神・淡路大震災犠牲者のほとんどが圧死・窒息死による即死であること
- 同じく高齢者が過半数を占めること
- 建築物倒壊現場においては生理者救出がきわめて困難なこと
- 阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく建築物耐震性強化の重要性

1 方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

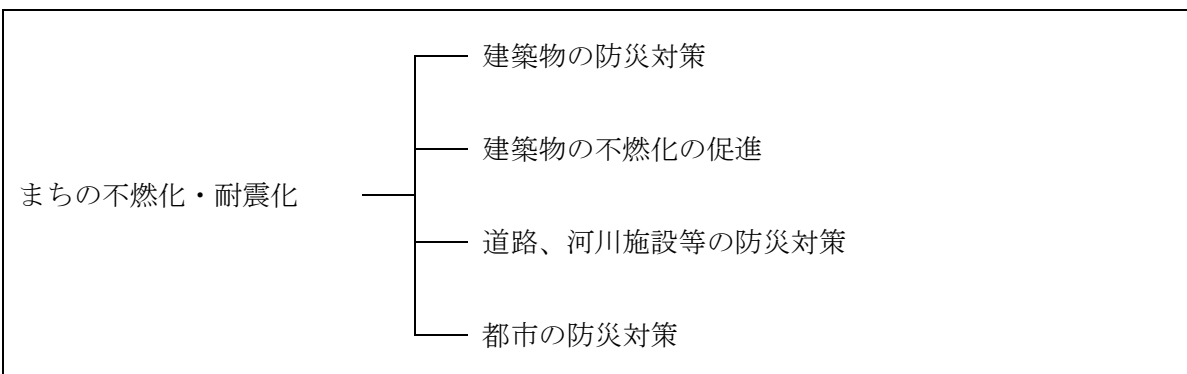
このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

2 実施担当班

福祉救援班	都市計画班	救急指令班
医療対策班	住宅対策班	消防署班
土木第一班	消防総務班	
土木第二班	消防予防班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 建築物の防災対策

ア 防災上重要な建築物の耐震性確保

市及び公共的施設管理者は、県有施設の耐震化に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

イ 一般建築物の耐震性強化

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発

を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

a 耐震化に関する市民相談の実施

耐震相談窓口を開設し、市民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

b 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての資料配布、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

c 耐震化についての啓発強化

市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

d 建築士会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

ウ 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

a 危険度判定活動の普及啓発

県は、市と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

b 震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ震前判定計画を作成する。

県は、市の支援養成に応じて円滑な支援が行えるよう、あらかじめ震前支援計画を作成する。

c 研修機会の拡充

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。

エ その他の安全対策

市及び施設管理者は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていく。

(2) 建築物の不燃化の促進

ア 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、指定の拡大を進める。

ウ 建築物の防火の促進

市は、新築、増改築等建築物の防火について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、

既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図るものとする。

a 既存建築物に対する改善指導

百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

エ 一般住宅に対する防火指導

a 火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火もその可能性は大である。消防本部は、一般住宅の所有者等の承諾を得て住宅防火査察等を行い、震災時における出火防止に努めるとともに、通常での火災予防にも万全を期す指導強化を図る。

b 地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ及び企業の自衛消防隊組織等を通じて、一般家庭の住民や企業の従業員等に、消火器具・消防用水・消防用設備の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性を認識させ、有事における消火活動の円滑化を図る。

オ 建築確認同意制度の活用

市は、建築物の新築・増改築等計画の段階で防火上の観点からその安全性を確保できるよう、消防法の規定や建築基準法の防火に関する規定の効果的な運用を図り、防火対策の徹底に努める。

(3) 道路、河川施設等の防災対策

ア 道路・橋りょう等の整備

県をはじめとした各道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋りょう等の整備を推進する。

a 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。

b 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋りょう等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋りょうについては、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋りょうから、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が載っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋りょうにおいて橋台背面の段差対策を実施する。

c ライフライン共同収容施設の整備

地震災害発生時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

イ 河川等の整備

河川管理者及び市は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

a 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

b 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

c 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

d 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

(4) 都市の防災対策

ア 都市防災の推進

市は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

イ 防災空間の確保

a 緑の基本計画の見直し

都市における「安全とアメニティ」を検討し、緑の保全、創出、育成に努めるための基本指針として、「緑の基本計画」を見直す。

b 緑地保全地区の指定

市は、都市緑地法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

c 都市公園の整備

市は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

ウ 市街地の開発等

a 市街地再開発の推進

市は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業、優良再開発建築物整備促進事業、市街地再開発資金融資制度の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

b 住環境整備事業の推進

市は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

c 土地区画整理事業

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的な効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
市施設及び公共公益性の高い建築物の耐震診断及び耐震強化	<p>市施設及び病院、学校、不特定多数者利用施設等は、災害時における避難、救護、復旧対策活動の拠点となるため、市並びにそれぞれの施設の管理者は耐震診断及び耐震補強工事を順次行う。なお耐震補強にあたっては、生命の安全を第一とし、施設構造物の「重要度」に応じた耐震性の向上を図るとともに、個々の施設構造物の耐震設計のほか、代替性や多重化等に配慮し、総合的にシステムの機能を確保するようにする。(市耐震改修促進計画)</p> <p style="text-align: right;">[各部]</p>	市
在宅要配慮者居住住宅の耐震化等支援メニューの検討	<p>自ら耐震化等の措置を講ずることが困難な高齢者世帯、障がい者世帯を対象として、耐震診断・耐震補強工事等の斡旋、同じくサービス給付、屋内家具の固定化サービス措置など、要配慮者居住住宅耐震化等支援メニューの検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">[健康福祉部・都市建設部・市長公室]</p>	市
耐震診断・耐震補強工事等	<p>木造の民間建築物所有者に対し、耐震診断及び耐震補強工事助成制度の広報、活用など建築物の安全確保に関し普及・啓発を行う。(市耐震改修促進計画)</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
応急危険度判定士の養成・確保の促進	<p>県との連携により、地震発生により破損した建築物が余震等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う応急危険度判定士の養成・確保を促進する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
判定実施のために必要な備品類の整備	<p>建物の応急危険度判定は、大規模災害発生後、可能な限り速やかに実施することは余震等による二次災害防止を図るとともに、あわせて避難所から自宅への帰宅を促進し、市民の自立再建を促すことにつながる。そのため、市は、県と連携し他市町村からの応援を受入れ、必要な判定実施体制を確保する。</p> <p>なお建物関係書類や各物件を示す住宅地図については、バックアップ措置を講じておくとともに、市内の地理不案内な判定士のための、住宅地図など必要な備品類を検討し、その整備に努める。</p>	市

	[都市建設部]	
防火・準防火地域の指定	家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域又は準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築物の防火性能を強化するものとする。	市
	[都市建設部]	
一般住宅に対する防火指導	地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年防火クラブ及び企業の自衛消防隊組織等を通じて、一般家庭の市民や企業の従業員等に、消火器具・消防用水・消防用設備の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性を認識させ、有事における消火活動の円滑化を図る。	市
	[消防本部]	
防火対象物の防火体制の強化推進	<p>(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険度が高い。このため、消防法の規定する防火管理・防災管理が必要な対象物には、防火管理者・防災管理者を選任するよう徹底指導する。また、その者には地震を事前に予知された場合も含め、日頃の防火対策はもとより、震災時における対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火・避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備・火気使用又は取扱いに関する指導を行う。また、消防法に基づく消防用設備の完全設置を行うよう指導強化を図る。</p> <p>(2) 立入調査の指導強化</p> <p>消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途・規模等に応じ、計画的に予防査察を実施し常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険の排除を図り予防対策の効果的指導を行うよう努める。</p>	市
	[消防本部]	
道路、橋りょうの耐震性の強化	道路は、避難及び応急対策を実施する上で不可欠である。このため、各道路管理者は、道路、橋りょう（旧建設省が平成8年11月1日に示した「橋、高架の道路等の技術基準について」に基づく）の耐震性の強化や、防災施設の整備を図ってきたが、阪神・淡路大震災の被害状況をふまえ、今後、さらに道路施設の安全化を推進する。	国 県 市 高速 道路 会社
	[都市建設部]	
国における耐震性の強化	所管施設の事前点検により、震災対策を必要とする橋りょうについて、緊急を要するものから逐次整備を進めてい	国

	<p>る。なお、阪神・淡路大震災をふまえ、補強を要する橋りょうについて対策を行っていく。また、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内共同溝の震災対策をさらに実施していく。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	
県における耐震性の強化	<p>既設橋りょうについては、兵庫県南部地震と同程度の地震に対しても、橋脚の倒壊や落橋等といった甚大な被害が発生しないよう、橋りょうの補強を実施する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	県
市における耐震性の強化	<p>市が管理する道路について、耐震性の強化を図る。特に、地震に対する橋りょうの安全性を確保するため、市道橋りょうの点検並びに落橋防止等の工事を実施する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	市
中日本高速道路株式会社における耐震性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高架橋の安全性の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○橋りょうの耐震対策 (平成 19 年度中に対策が必要なすべての橋脚の工事完了) (補強鉄筋、巻立てコンクリート) ○落橋防止構造、支承(橋りょうを支える台座)の一層の強化 ○地盤の液状化により生じる地盤流動対策 ・地震が発生したときの情報収集・伝達等のシステム構築 <ul style="list-style-type: none"> ○地震計測システムの構築 ○通信網の整備 ○電力バックアップの強化 ・地震が発生した時の利用客の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ○利用客への情報伝達の充実 ○避難・誘導施設の整備 ○運転者等の対処方法についての十分な広報 ・構造物及び道路付属物その他の管理施設等の常時点検 ・災害時における情報収集・伝達等に必要通信施設等の常時点検 <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	高速道路会社
河川施設の耐震化の推進	<p>河川管理施設の耐震性を点検し、適切な対応策を実施する。</p> <p>特に、浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築、改良を優先的に行う。</p>	市 県 国

	[都市建設部]	
非常時活動体制 マニュアルの作成	阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、迅速な非常時活動体制を確立し、二次災害防止と迅速な復旧作業を行えるよう、活動体制マニュアルを作成する。 [都市建設部]	市 県 国
道路・河川・鉄道沿線の 延焼遮断機能強化 施策の推進	道路・河川・鉄道の有する延焼遮断機能を強化するため、沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹木による街路樹整備等の施策を総合的に推進する。 [都市建設部]	国 県 市
消防水利の充実と耐震 性防火水槽の増設	消防水利には、消火栓・防火水槽のほか河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用が制限されることが予測されることから、次の施策を積極的に進め必要量の確保に努める。 (1) 上水道対策は、緊急給水上重要であるため、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大に努める。 (2) 消防水利の基準から本市は消火栓及び耐震性防火水槽が不足しているため、年間計画により増設に努める。 [消防本部]	市
化学消防力の強化	大震災時には建物の崩壊、道路の寸断、消防水利の途絶、大規模工場火災、危険物施設等の油脂火災など通常の消防力では対応できない事案が予測されることから、以下のとおり大震災に向けての化学消防力の計画的導入に努める。 (1) 大規模火災、特殊火災に備え、小型動力ポンプ付水槽車及び各種消防車両の配備に努める。 (2) 高層建築物での災害を想定し、はしご車の配備に努める。 (3) 岐阜県防災ヘリコプター等の航空機の運用を含めた空中消火体制のあり方について、検討する。 (4) 電気通信の技術革新と進展を展望し、消防通信体制の充実、機器の改善等に関する調査研究を行い、消防通信の高度化及び体制の強化に努める。 [消防本部]	市
都市計画 マスタープランに おける位置付け	各務原市における土地利用の基本方針となる、都市計画マスタープランにおいて、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により「まちの防災ブロック化」を総合的に推進するよう位置付ける。	市

	[都市建設部]	
都市再開発事業の推進	駅前広場の拡張、街路の拡幅、その他公共スペースの確保のため、再開発事業を推進する。	市
	[都市建設部]	
土地区画整理事業の推進	中心市街地の住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等の観点から現在施行中もしくは計画中の土地区画整理事業について、引き続き推進に努める。 また、生活基盤整備や都市機能が整った新市街地の整備をめざし、施行地区や施行方法についての調査を行う。	市
	[都市建設部]	
「緑の基本計画」の見直し	都市における「安全とアメニティ」を検討し、緑の保全、創出、育成に努めるための基本指針として、「緑の基本計画」を見直す。	市
	[都市建設部]	
都市公園の整備	緑の基本計画に基づき公園緑地に関する整備に努める。	市 国
	[都市建設部]	

第17節 地盤の液状化対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 液状化により河川堤防・橋りょう等公共土木構造物が被災したこと
- ライフライン施設の管路を中心とした液状化被害が予想されること
- 阪神・淡路大震災において液状化対策工法の有効性が証明されたこと
- 阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく液状化対策の重要性
- ブロック塀の耐震基準は建築物に比べ低いこと
- ブロック塀は管理が不十分になりがちであること
- 人的被害や道路障害物発生の要因となること
- 阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づくブロック塀等対策の重要性
- 屋内落下物による死傷例が少ないこと
- 屋内外問わず落下物に対する備えは不十分になりがちであること
- 人的被害だけでなく道路障害物発生の要因ともなること
- 阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく落下物等対策の重要性

1 方針

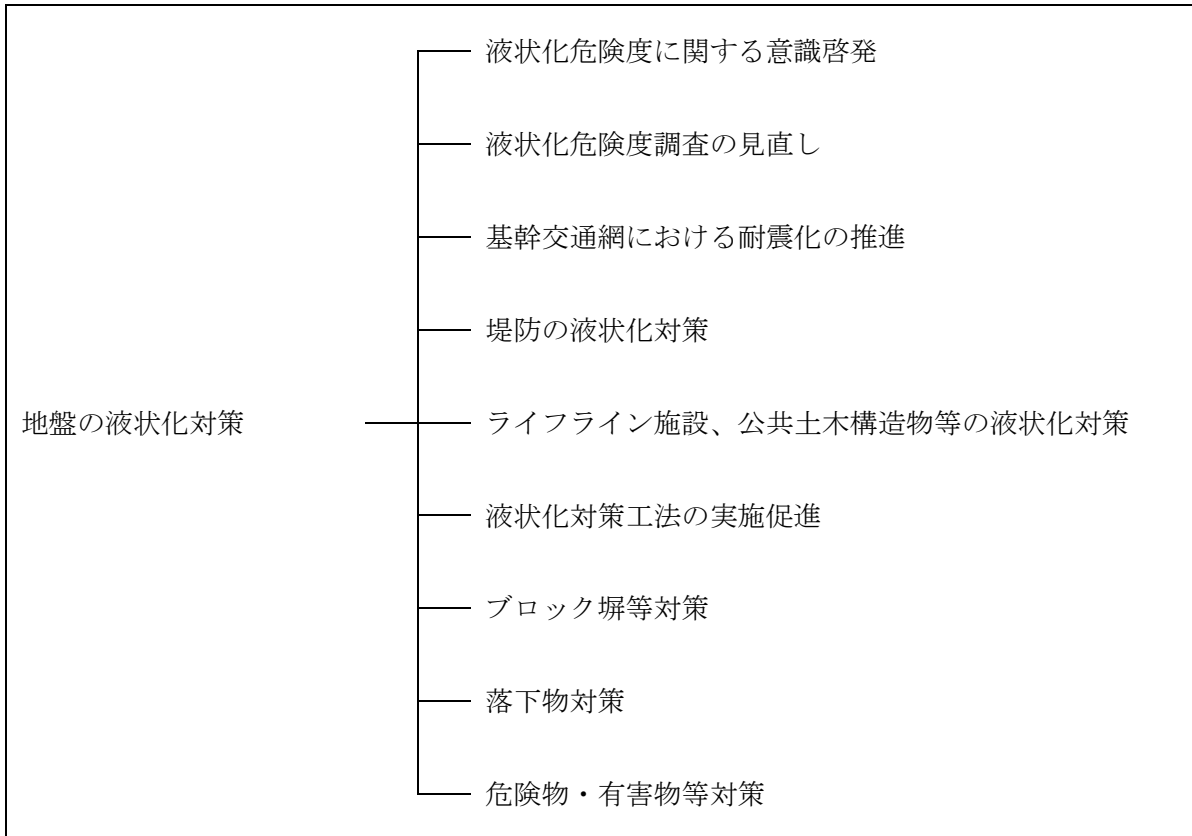
本県平野部（特に沖積層が厚く堆積したところ）の地盤は軟弱であることを踏まえ、岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

2 実施担当班

本部班	農政班	都市計画班
秘書広報班	土木第一班	水道対策班
商工観光班	土木第二班	下水道対策班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 液状化危険度に関する意識啓発

市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握を進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する情報の提供、啓発を行う。

液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発する。

また、県が実施した東海地震被害想定調査及び内陸直下型地震被害想定調査並びに市が実施した防災アセスメント調査により把握された液状化危険度をはじめとする各種の地盤情報の公開体制の整備・促進に努める。

(2) 液状化危険度調査の見直し

市は、揺れの時間長さを考慮した精度の高い液状化危険度マップ作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、市民に対する危険度の周知に努める。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

市は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

(4) ライフライン施設、公共土木構造物等の液状化対策

市は、ライフライン施設や公共土木構造物に関して、地盤改良、基礎杭の打設等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施することとする。

また、地下に埋設される管路については、耐震シミュレーション等による評価や関係専門分

野の知見に基づき地盤改良、可とう性・伸縮性・冗長性の確保等の液状化対策を総合的に実施する。

(5) 液状化対策工法の実施促進

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

- ・木造建物については、基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

(6) ブロック塀等対策

ア 学校等公共施設における生け垣化の推進

小・中学校、保育所、福祉センター等市施設の接道部について、生け垣化の推進に努める。

イ 事前指導の強化

建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、建設業者に対して、安全施工の実施について協力を求める。

ウ 定期点検の実施その他安全確保のための広報

狹隘道路沿い等のブロック塀等重量塀の所有者に対し、定期点検の実施、改修・除去その他安全化措置の実施を促すよう、広報に努める。

エ 危険度調査の実施並びに調査に基づく改善指導

市内の幹線道路等を対象として実施した「道路防災総点検」に基づき危険箇所を改善するとともに、民地等に関しても指導を行う。

(7) 落下物対策

ア 公共施設における落下物危険の防止

a 学校等公共施設における落下物危険の防止

小・中学校、保育所等の公共施設の窓ガラスについて、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラス化等の措置を講ずるとともに、屋内における倒壊・落下物危険の防止に努める。

b 不特定多数の人が集まる施設における落下物危険の防止

大規模小売店舗、文化的施設等の不特定多数の人が集まる公共公益施設等について、市の施設に準ずる措置を講ずるよう協力を要請する。

イ 各家庭における屋内落下物危険の防止

屋内における家具等の転倒、落下物による死傷例の広報に努めるとともに、家具類・冷蔵庫・テレビ等の転倒防止措置の実施を促進する。

ウ 道路上における落下物危険の防止

a 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市は屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関し、一層の改善指導に努める。

b 自動販売機の転倒防止

県は、道路に設置する自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、通行の阻害要因となることなどから道路管理上支障となるため、設置を認めていない。そのため違法に占用されたものについては、設置者及び自動販売機業界に対して、撤去指導を行う。また、道路に隣接設置された自動販売機については、転倒防止を図るよう指導する。

エ 危険度調査の実施並びに調査に基づく改善指導

窓ガラス等落下危険物のある建築物について個別調査を実施し、危険度の高いものから改

修等を指導する。また落下物等について、国・県が示す技術基準の普及・啓発に努める。

(8) 危険物等対策

ア 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導

- a 消防法第4条及び第16条の5の規定により、危険物及び毒物・劇物を保有する事業所に立入り、危険物施設の位置、構造、設備の状況並びに危険物の取扱いの状況が法令の技術上の基準に適合しているか否かを査察する。また、毒物・劇物については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の適否及び毒物・劇物の取り扱い、保管状況等を査察する。また必要に応じ、県及び市が関係機関・団体等と連携して、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する。また、高圧ガス保安法第62条の規定により、高圧ガス関係事業所に立入り、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため立入検査する。また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条の規定により、液化石油ガス関係事業所に立入り、同法律の施行に必要な限度において立入検査する。また、火薬類取締法第43条の規定により、火薬類関係事業所に立入り、同法律の施行に必要な限度において立入検査する。
- b 公害関係法に係る有害物質使用特定工場の立入調査を随時行い、届出の確認、耐震状況、使用状況等について指導し有害物質の公共用水域及び地下水等への漏洩防止に努める。

イ 自主防災体制の確立の指導

必要に応じ、県及び市が関係機関・団体等と連携し、各施設管理者に対し、次のとおり自主的な防災体制確立を指導する。

- a 危険物については、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び消防法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を、毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第5条（登録基準）等の規定を遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。
高圧ガスについては、高圧ガス保安法第1条（目的）に従い、高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進に努めるよう指導する。
液化石油ガスについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第1条（目的）に従い、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正に努めるよう指導する。
火薬類について、火薬類取締法第1条の目的に従い、火薬類の災害を防止するよう指導する。

- b 消防法第8条（消防計画作成義務）及び消防法第14条の2（予防規程義務）等の規定による防災体制、高圧ガス保安法第26条（危害予防規程）及び高圧ガス保安法第27条（保安教育）等の規定による自主保安体制、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条（保安業務）等の規定による保安体制、火薬類取締法第28条（危害予防規程）及び火薬類取締法第29条（保安教育）等の規定による保安体制を、常に事業所の操業実態に合ったものとするよう指導する。

- c 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力及び保安体制を強化する。

ウ 危険防除のための消防力等の強化

危険物等が地震等により施設周辺の地域住民に大きな危険性をもたらすおそれがある。これらの特異的災害の危険を防除するため、化学車両、救助工作車両等の装備、隊員の安全確保のための防護服の配備、有毒ガス等漏洩探知器の配備等を推進する。

エ 保安教育の強化並びに防災意識の向上

危険物等事業所の所有者、管理者等に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物等に関する資格取得者に対し、火災予防運動、危険物安全週間等の機会をとらえて講習会の開催等を通じて、危険物等に関する知識や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
地域地盤情報の公開体制の整備・促進	<p>県が実施した東海地震被害想定調査及び内陸直下型地震被害想定調査並びに市が実施した防災アセスメント調査により把握された液状化危険度をはじめとする各種の地盤情報の公開体制の整備・促進に努める。</p> <p>[都市建設部・市長公室]</p>	県市
公共土木構造物の液状化対策の推進	<p>地盤の液状化による公共土木構造物の機能障害を最小限のものとするため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、必要に応じて、地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策を行う。</p> <p>[各部]</p>	国 県市
ライフライン施設の液状化対策	<p>地下に埋設される管路については、耐震シミュレーション等による評価や関係専門分野の知見に基づき地盤改良、可とう性・伸縮性・冗長性の確保等の液状化対策を総合的に実施する。</p> <p>[都市建設部・水道部・産業活力部]</p>	県市
液状化対策工法の実施促進	<p>液状化に関する情報の公開に努めるとともに、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。</p> <p>木造建物については、基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。 基礎杭を用いる。</p> <p>[都市建設部・各部]</p>	市
学校等公共施設における生け垣化の推進	<p>小・中学校、保育所、福祉センター等市施設の接道部について、生け垣化の推進に努める。</p> <p>[都市建設部]</p>	市
事前指導の強化	<p>建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、建設業者に対して、安全施工の実施について協力を求める。</p>	市

	[都市建設部]	
定期点検の実施その他安全確保のための広報	狭隘道路沿い等のブロック塀等重量塀の所有者に対し、定期点検の実施、改修・除去その他安全化措置の実施を促すよう、広報に努める。	市
	[都市建設部]	
学校等公共施設における落下物危険の防止	小・中学校、保育所等の公共施設の窓ガラスについて、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラス化等の措置を講ずるとともに、屋内における倒壊・落下物危険の防止に努める。	市
	[各部]	
不特定多数の人が集まる施設における落下物危険の防止	大規模小売店舗、文化的施設等の不特定多数の人が集まる公共公益施設等について、市の施設に準ずる措置を講ずるよう協力を要請する。	市
	[各部]	
各家庭における屋内落下物危険の防止	屋内における家具等の転倒、落下物による死傷例の広報に努めるとともに、家具類・冷蔵庫・テレビ等の転倒防止措置の実施を促進する。	市
	[市長公室]	
屋外広告物に対する規制	地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市は屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関し、一層の改善指導に努める。	市
	[都市建設部]	
危険度調査の実施並びに調査に基づく改善指導	窓ガラス等落下危険物のある建築物について個別調査を実施し、危険度の高いものから改修等を指導する。また落下物等について、国・県が示す技術基準の普及・啓発に努める。	市
	[都市建設部]	
立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導	○ 消防法第4条及び第16条の5の規定により、危険物及び毒物・劇物を保有する事業所に立入り、危険物施設の位置、構造、設備の状況並びに危険物の取扱いの状況が法令の技術上の基準に適合しているか否かを査察する。また、毒物・劇物については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の適否及び毒物・劇物の取り扱い、保管状況等を査察する。また必要に応じ、県及び市が関係機関・団体等と連携して、施設の設置地盤の状況を調	県市

	<p>査し、耐震化に努めるよう指導する。また、高圧ガス保安法第 62 条の規定により、高圧ガス関係事業所に立入り、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため立入検査する。また、液化石油ガスの保安の確保及び取引適正化に関する法律第 83 条の規定により、液化石油ガス関係事業所に立入り、同法律の施行に必要な限度において立入検査する。また、火薬類取締法第 43 条の規定により、火薬類関係事業所に立入り、同法律の施行に必要な限度において立入検査する。</p> <p>○ 公害関係法に係る有害物質使用特定工場の立入調査を随時行い、届出の確認、耐震状況、使用状況等について指導し有害物質の公共用水域及び地下水等への漏洩防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部・市民生活部]</p>	
<p>自主防災体制の確立の指 導</p>	<p>必要に応じ、県及び市が関係機関・団体等と連携し、各施設管理者に対し、次のとおり自主的な防災体制確立を指導する。</p> <p>(1) 危険物については、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）及び消防法第 14 条の 3 の 2（定期点検義務）等の規定を、毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 5 条（登録基準）等の規定を遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。</p> <p>高圧ガスについては、高圧ガス保安法第 1 条（目的）に従い、高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進に努めるよう指導する。</p> <p>液化石油ガスについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引適正化に関する法律第 1 条（目的）に従い、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正に努めるよう指導する。</p> <p>火薬類について、火薬類取締法第 1 条の目的に従い、火薬類の災害を防止するよう指導する。</p> <p>(2) 消防法第 8 条（消防計画作成義務）及び消防法第 14 条の 2（予防規程義務）等の規定による防災体制、高圧ガス保安法第 26 条（危害予防規程）及び高圧ガス保安法第 27 条（保安教育）等の規定による自主保安体制、液化石油ガスの保安の確保及び取引適正化に関する法律第 27 条（保安業務）等の規定による保安体制、火薬類取締法第 28 条（危害予防規程）及び火薬類取締法第 29 条（保安教育）等の規定による保安体制を、常に事業所の操業実態に合ったものとするよう指導する。</p> <p>(3) 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促</p>	<p>県市</p>

	<p>進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力及び保安体制を強化する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	
危険防除のための消防力等の強化	<p>危険物等が地震等により施設周辺の地域住民に大きな危険性をもたらすおそれがある。これらの特異的災害の危険を防除するため、化学車両、救助工作車両等の装備、隊員の安全確保のための防護服の配備、有毒ガス等漏洩探知器の配備等を推進する。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	市
保安教育の強化並びに防災意識の向上	<p>危険物等関係事業所の所有者、管理者等に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物等に関する資格取得者に対し、火災予防運動、危険物安全週間等の機会をとらえて講習会の開催等を通じて、危険物等に関する知識や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。</p> <p style="text-align: right;">[消防本部]</p>	県市

第18節 災害危険区域の防災事業の推進

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 都市化の進展に伴う災害に対する脆弱性の高まり
- 土砂災害は、降雨時のみならず地震時にも発生が懸念されること
- 人的被害や道路障害物発生の要因となること
- 阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく土砂災害対策の再評価

1 方針

大規模な地震が発生した場合、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等の被害により、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされるおそれがあり、防災事業の推進が必要である。

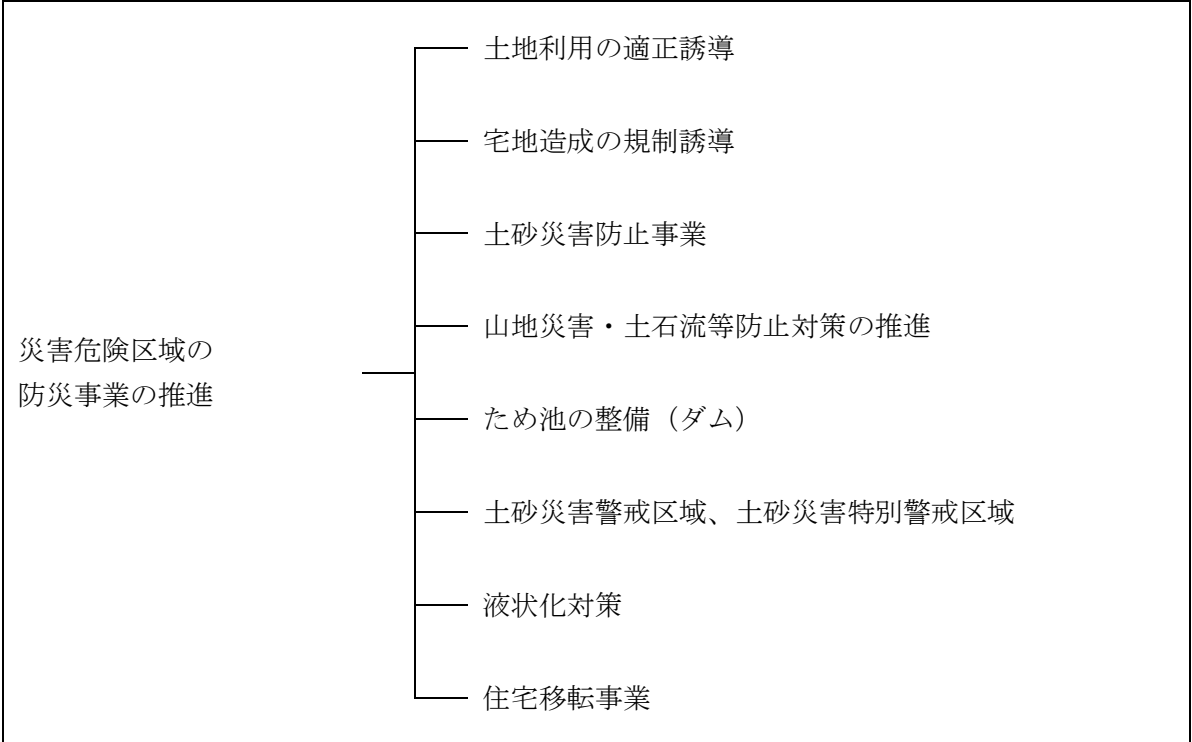
このため、国、県、市は、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

2 実施担当班

本部班	農政班	都市計画班
秘書広報班	土木第一班	
商工観光班	土木第二班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 土地利用の適正誘導

市及び県は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、土砂災害ハザードマップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

(2) 宅地造成の規制誘導

市及び県は、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

さらに、許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意呼びかけを実施する。

この他、開発行為が行われた年次、設計基準等阪神・淡路大震災の教訓をふまえた指標を設定し、造成地データベース（台帳）を作成する。これにより予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る。

(3) 土砂災害防止事業

市及び県は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図る。

受益者負担など市民の理解、協力を得ながら、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく規制の指導強化を国や県に要請し、急傾斜地崩壊防止対策工事の促進、がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告等の安全化対策の推進に努める。

ア 砂防

土石流発生による被害が大きいと予想される都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施

イ 地すべり

地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、都市周辺地区、人家密集地区及び下流地域への影響の大きい地区を重点に地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事を実施

ウ 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5 m 以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施

エ 総合的な土砂災害対策

土砂災害危険箇所、及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、土砂災害危険箇所表示看板を設置し、地域住民に対し周知

を実施

(4) 山地災害・土石流等防止対策の推進

ア 山地災害危険地の安全化

治山治水緊急措置法に基づく林野庁長官通達により県が実施した「山地災害危険地区調査」をふまえて、治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。

イ 土石流発生危険渓流の安全化

県が実施した調査により、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いとされたものについて、砂防指定地への編入と対策工事の早期実施を促進する。

(5) ため池の整備（ダム）

市及び県は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生のおそれのあるものについて、防災重点ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図る。

市は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(6) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

市及び県は、集中豪雨等による、がけ崩れや崩壊の危険が予想される場合の巡視の実施、危険区域内居住者宅への、安全確保のための啓発活動を行う。

市及びその他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地であって、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。

さらに土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は市の意見を聴いて、災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、市は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努める。

市内で土砂災害警戒区域の指定がなされた場合県は、土砂災害警戒区域に関する資料を市に提供し、県は、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

(7) 液状化対策

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

市においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、市民等に周知徹底を図っていく。

(8) 住宅移転事業

ア 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害危険区域のうち、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図り、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努める。

イ かけ地近接危険住宅移転事業

市は、県建築基準条例で指定した「災害危険区域」及び建築を制限している区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、かけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図り、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画主体
防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保	都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害に関する危険性について周知する。また、災害に弱い地区は土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を指導する。 [都市建設部]	県市
土砂災害危険箇所の周知徹底と法の適切な運用	土砂災害ハザードマップにより土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域などの土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、危険防止のための法の適切な運用を図る。 [市長公室・都市建設部・産業活力部]	県市
造成地データベース（台帳）の作成	開発行為が行われた年次、設計基準等阪神・淡路大震災の教訓をふまえた指標を設定し、造成地データベース（台帳）を作成する。これにより予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る。 [都市建設部]	市
災害防止に関する指導・監督等	造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、建築基準法、その他に基づき、許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意呼びかけを実施する。 [都市建設部]	県市
急傾斜地崩壊危険区域の指定及び整備	受益者負担など市民の理解、協力を得ながら、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく規制の指導強化を国や県に要請し、県の危険区域の指定による急傾斜地崩壊防止対策工事の促進、かけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告等の安全化対策の推進に努める。 [都市建設部]	県市
山地災害危険地の	治山治水緊急措置法に基づく林野庁長官通達により県	県

<p>安全化</p>	<p>が実施した「山地災害危険地区調査」をふまえて、治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">[産業活力部]</p>	<p>市</p>
<p>土石流発生危険溪流の安全化</p>	<p>県が実施した調査により、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いとされたものについて、砂防指定地への編入と対策工事の早期実施を促進する。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>県市</p>
<p>土石流災害計画区域・土砂災害特別計画区域の巡視及び啓発活動等</p>	<p>集中豪雨等による、がけ崩れや崩壊の危険が予想される場合の巡視の実施、危険区域内居住者宅への、安全確保のための啓発活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>県市</p>
<p>地域地盤情報の公開体制の整備・促進</p>	<p>県が実施した東海地震被害想定調査及び内陸直下型地震被害想定調査並びに市が実施した防災アセスメント調査により把握された液状化危険度をはじめとする各種の地盤情報の公開体制の整備・促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部・市長公室]</p>	<p>市</p>
<p>警戒体制の確立</p>	<p>地震による土砂災害は、地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面等を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。そのため、降雨による土砂災害と同様に必要な資器材通信や手段等の確保・調達計画等を平常時から確立するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[都市建設部]</p>	<p>市</p>

第19節 ライフライン施設対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時においてライフライン施設の対策及び役割の重要性
- ライフライン施設が火災や爆発等二次災害発生要因ともなりうること
- ライフライン機関並びに消防その他関係機関相互の連携・協力の重要性
- 電気・ガス・水道及び電話停止時の代替サービス供給の重要性
- 大規模災害時において鉄道施設の果たすべき役割の重要性
- 経年施設の大破危険の大きいこと
- 地震発生直後における職員・利用者の安全確保対策の重要性
- 鉄道施設管理者と消防・警察その他関係機関相互の連携・協力の重要性
- 施設損壊時の迅速な応急復旧対策実施の重要性
- 阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく鉄道施設対策の重要性

1 方針

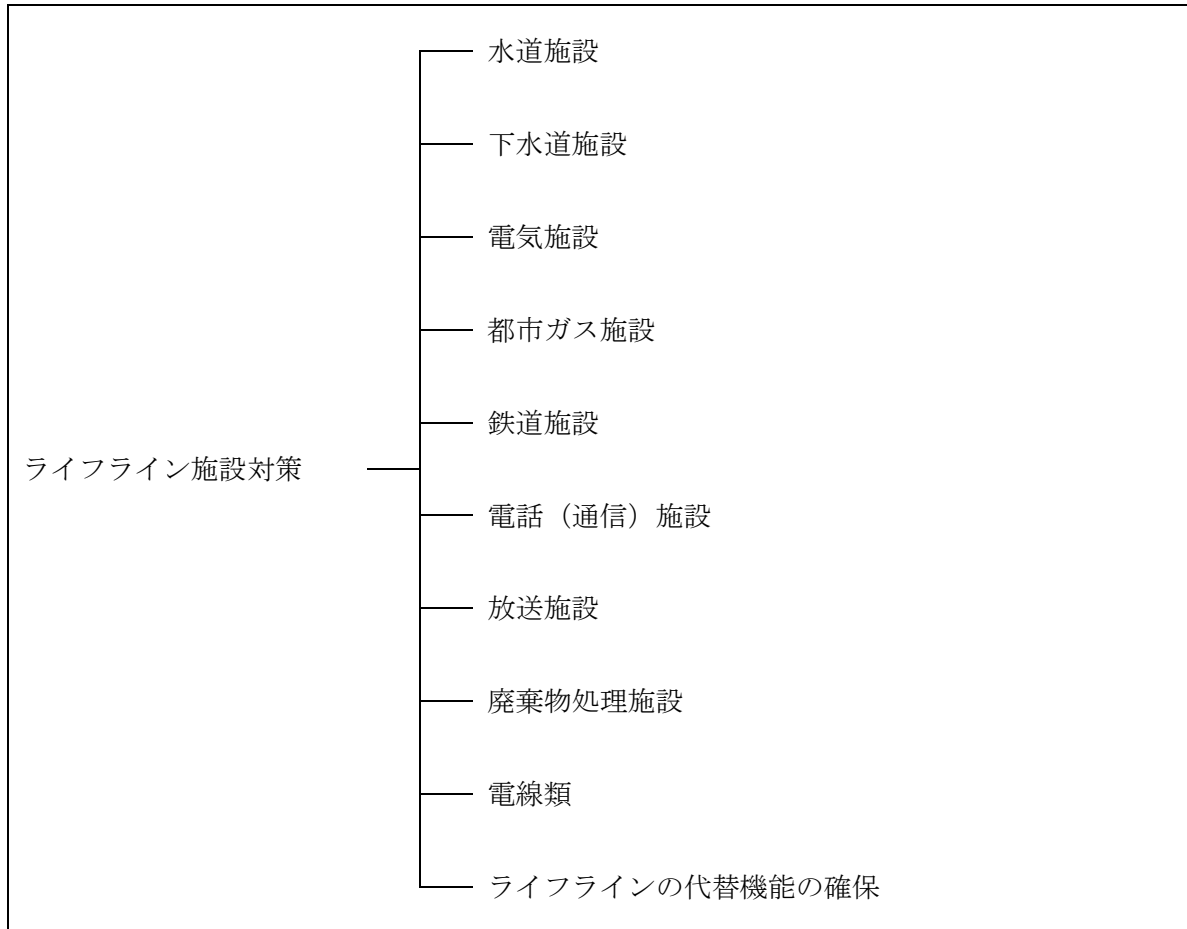
電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。そのため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	水道対策班	

3 実施内容

■ 施策の体系



(1) 水道施設

ア 水道事業者(水道用水供給事業者を含む。)は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

- a 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- b 浄水場施設等の安全性の確保
- c 管路施設の整備
- d 電力設備の確保
- e 緊急時給水拠点の設定
- f 資機材の備蓄等
- g 広域的相互応援体制の整備

イ 水道施設の耐震化

- a 水源地及び主要配水池等の耐震診断を行い、補修・更新を行う。
- b 浄・配水施設の設備機器の増設、改良にあたって、耐震性の強化を行うとともに、地震時の停電に備え自家発電設備の整備を図る。
- c 導・送水管及び主要配水管や配水池から避難所に至る配水管など、震災対策上重要な配管について、耐震性の高い工法や管材料を採用し整備する。
また、主要配水管には、仮設応急給水用の消火栓を整備する。
- d 給水装置の耐震化を進めるとともに、需要者に受水槽・高置水槽の耐震化を図るよう指

導する。

ウ 水道施設のバックアップ機能強化

- a 導・送水管ルート之二系統化を図る。
- b 配水池相互間の連絡配水管を整備する。
- c 配水区域のブロック化を図り、早期復旧しやすい管路整備を図る。

(2) 下水道施設

ア 下水道管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

- a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- b 下水道施設設備の耐震・液状化対策等
既存施設については、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管きよ等の根幹的施設に関し、より高い耐震性能が保持できるよう、耐震診断を行い、調査結果に基づく耐震補強工事を実施する。
- c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- e 管きよ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- f 下水道台帳の整備
- g 中部ブロック災害応援体制の整備

(3) 電気施設

ア 電気事業者は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- a 電力供給施設の耐震性確保
 - ・架空電線路…電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
 - ・地中電線路…地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
 - ・変電設備…機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針に基づいて設計を行う。
- b 防災資機材及び緊急資機材の整備
- c 要員の確保
- d 被害状況収集体制の整備
- e 広域的相互応援体制の整備

(4) 都市ガス施設

ア 都市ガス事業者は、地震災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- a 都市ガス施設の耐震化
地震に対するライフラインとしての防災性能を向上させるため、以下の事項を中心とし

て行う。

- ・地震計の設置と供給区域のブロック化
※これにより被害甚大地域の供給停止と被害軽微地域への供給継続を両立させることが可能となる。
 - ・安全装置付ガスメーターの設置
※二次災害を防止するため、約200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム。
 - ・中圧導管の耐震対策の推進 ※特殊な埋設環境にあるガス導管の検討
 - ・低圧導管の耐震対策の推進 ※優先復旧施設対策
- b 遮断バルブの設置促進
 - c ガス供給地域における地震計の設置
 - d 地震対応型マイコンメーターの設置促進
 - e 防火、消火施設設備の充実
 - f 保安電力の確保
 - g 要員の確保
 - h 代替熱源による供給体制の整備
 - i 資機材の整備
 - j 広域的相互応援体制の整備

(5) 鉄道施設

ア 鉄道事業者は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行う。

- a 鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
- b 地震計設置による早期点検体制の確立
- c 耐震列車防護装置等の整備増強
- d 防災資機材の整備点検
- e 要員の確保

イ 鉄道施設の耐震化

線路建造物の災害に伴う被害が予想される、高架橋・橋りょう・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行うとともに、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。

ウ 運転士、指令間の情報連絡設備の整備

耐震列車防護装置、落石警報装置等緊急時における列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。

エ 災害対策本部設置時の取扱手順に基づく非常時活動体制の整備・強化

大規模な災害による鉄道施設の被害により運転不能箇所が発生し、社会的影響を及ぼすおそれのある場合は、災害対策本部が設置され必要な初動措置が講ぜられる。社員はその習熟に努めるとともに、必要な資機材・物資等の備蓄、県・市・関係機関・協力会社等との連携体制の確立を図る。

また、地震計の設置による地震発生時における早期点検体制の確立を進める。

(6) 電話（通信）施設

電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。

ア 電話通信施設、設備の耐震化

地震に対するライフラインとしての防災性能を向上させるため、以下の事項を中心として行う。

- ・電気通信設備の整備と防災管理
- ・災害時における緊急通話の取扱い
- ・被災設備の調査と復旧

イ 災害対策機器の配備

ウ 重要通信の確保

エ 要員の確保

(7) 放送施設

放送事業者は、地震災害発生時における市民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模地震災害発生時の機能を確保するため、次の予防対策を行う。

ア 送信所、放送所の建物、構築物の耐震性の強化

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策

ウ 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置

エ 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置

オ 建物、構築物、放送設備等の耐震性等についての定期的自主点検

(8) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

ア 大規模災害時想定ごみ処理・処分計画の作成

大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。市は、そうした事態にあっても迅速かつ適切に対応する。そのため「非常時処理・処分計画」を作成し非常時に備える。

イ 最終処分場整備事業等の推進

大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれきの最終処分量を含めた、処分場を確保するよう努める。

(9) 電線類

市等は、道路沿いの電線周囲の危険を回避するため立木の伐採等を推進する。

(10) ライフラインの代替機能の確保

ア 市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- a 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- b 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- e 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- g 新エネルギーシステムの導入

イ ガス代替供給体制の整備

都市ガス事業者は、復旧が長期化した場合に備えて、需要者の生活支援、防災拠点施設の

機能確保のための代替熱源として、ガス代替供給を行えるよう体制を整備する。

ウ 「災害用伝言ダイヤル171」の提供

電気通信事業者は、電話の輻輳緩和のための対策として、「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板 Web171」の提供を行う。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
水道施設の耐震化	<p>○水源地及び主要配水池等の耐震診断を行い、補修・更新を行う。</p> <p>(配水池等及び建築物・場内配管・土木構造物・その他)</p> <p>○浄・配水施設の設備機器の増設、改良にあたって、耐震性の強化を行うとともに、地震時の停電に備え自家発電設備の整備を図る。</p> <p>○導・送水管及び主要配水管や配水池から避難所に至る配水管など、震災対策上重要な配管について、耐震性の高い工法や管材料を採用し整備する。</p> <p>また、主要配水管には、仮設応急給水用の消火栓を整備する。</p> <p>○給水装置の耐震化を進めるとともに、需要者に受水槽・高置水槽の耐震化を図るよう指導する。</p> <p style="text-align: right;">[水道部]</p>	市
水道施設のバックアップ機能強化	<p>○導・送水管ルートの子系統化を図る。</p> <p>○配水池相互間の連絡配水管を整備する。</p> <p>○配水区域のブロック化を図り、早期復旧しやすい管路整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">[水道部]</p>	市
下水道施設の耐震化	<p>既存施設については、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管きよ等の根幹的施設に関し、より高い耐震性能が保持できるよう、耐震診断を行い、調査結果に基づく耐震補強工事を実施する。</p> <p style="text-align: right;">[水道部]</p>	市 県
災害防止に関する指導・監督等	<p>造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、建築基準法、その他に基づき、許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意呼びかけを実施する。</p>	県 市

	[都市建設部]	
電力施設の耐震化	<p>○架空電線路…電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>○地中電線路…地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>○変電設備…機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針に基づいて設計を行う。</p>	中部電力
	[産業活力部]	
都市ガス施設の耐震化	<p>地震に対するライフラインとしての防災性能を向上させるため、以下の事項を中心として行う。</p> <p>○地震計の設置と供給区域のブロック化 ※これにより被害甚大地域の供給停止と被害軽微地域への供給継続を両立させることが可能となる。</p> <p>○安全装置付ガスメーターの設置 ※二次災害を防止するため、約200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム。</p> <p>○中圧導管の耐震対策の推進 ※特殊な埋設環境にあるガス導管の検討</p> <p>○低圧導管の耐震対策の推進 ※優先復旧施設対策</p>	東邦ガス
	[産業活力部]	
鉄道施設の耐震化の推進	<p>線路建造物の災害に伴う被害が予想される、高架橋・橋りょう・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行うとともに、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。</p>	各鉄道会社
	[産業活力部]	
運転士、指令間の情報連絡設備の整備	<p>耐震列車防護装置、落石警報装置等緊急時における列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。</p>	各鉄道会社
	[産業活力部]	

<p>災害対策本部設置時の取扱手順に基づく非常時活動体制の整備・強化</p>	<p>大規模な災害による鉄道施設の被害により運転不能箇所が発生し、社会的影響を及ぼすおそれのある場合は、災害対策本部が設置され必要な初動措置が講ぜられる。社員はその習熟に努めるとともに、必要な資機材・物資等の備蓄、県・市・関係機関・協力会社等との連携体制の確立を図る。</p> <p>また、地震計の設置による地震発生時における早期点検体制の確立を進める。</p> <p style="text-align: right;">[産業活力部]</p>	<p>各 鉄 道 会 社</p>
<p>電話施設の耐震化</p>	<p>地震に対するライフラインとしての防災性能を向上させるため、以下の事項を中心として行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気通信設備の整備と防災管理 ○災害時における緊急通話の取扱い ○被災設備の調査と復旧 <p style="text-align: right;">[産業活力部]</p>	<p>NTT 西日本</p>
<p>大規模災害時想定ごみ処理・処分計画の作成</p>	<p>大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常が発生量を大幅に上回るものと推定される。市は、そうした事態にあっても迅速かつ適切に対応する。そのため「非常時処理・処分計画」を作成し非常時に備える。</p> <p style="text-align: right;">[水道部]</p>	<p>市</p>
<p>最終処分場整備事業等の推進</p>	<p>大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれきの最終処分量を含めた、処分場を確保するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">[水道部]</p>	<p>市</p>
<p>ガス代替供給体制の整備</p>	<p>復旧が長期化した場合に備えて、需要者の生活支援、防災拠点施設の機能確保のための代替熱源として、ガス代替供給を行えるよう体制を整備。</p> <p style="text-align: right;">[産業活力部]</p>	<p>東邦 ガス・ LP ガ ス協 会</p>
<p>「災害用伝言ダイヤル171」の提供</p>	<p>電話の輻輳緩和のための対策として、「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言版 Web171」の提供を行う。</p> <p style="text-align: right;">[市長公室]</p>	<p>NTT 西日本</p>

第20節 文教対策

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 大規模地震発生の場合、学校教職員は避難所開設・運営への協力が要請されること
- 学校区内で被災した多数の児童・生徒に対する迅速かつ適切な教育的ケアが必要となること
- 避難所運営への協力と学校経営とを両立させるためには、地域住民との適切な連携が重要であること

第1項 文教対策

1 方針

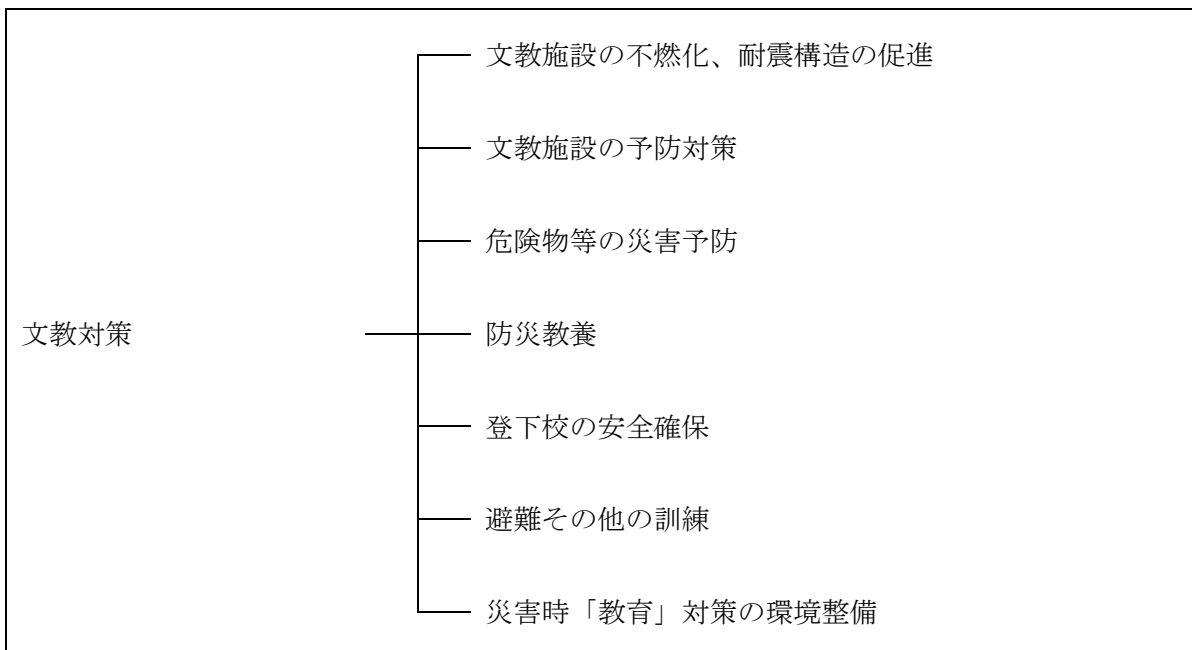
学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施担当班

本部班	避難収容班	消防署班
秘書広報班	消防予防班	
福祉救援班	救急指令班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 文教施設の不燃化、耐震構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設にあたっては、耐震性を考慮した適切な構造物による建築に努める。耐震補強にあたっては、生命の安全を第一とし、施設構造物の「重要度」に応じた耐震性の向上を図るとともに、個々の施設構造物の耐震設計のほか、代替性や多重化等に配慮し、総合的にシステムの機能を確保するようにする。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防にあたる。

ア 組織の整備

文教施設の補強、補修等が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

イ 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備にあたる。

ウ 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(3) 危険物等の災害予防

化学薬品及びその他の危険物等を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

(4) 防災教養

市又は学校等の管理者と協力して、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

(5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施にあたっては、次の点に留意する。

- a 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- b 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- c 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- d 訓練は毎学期1回程度実施する。
- e 訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- f 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- g 計画の策定及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- h 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

(7) 災害時「教育」対策の環境整備

ア 大規模地震発生時における学校教職員の初動マニュアルの策定

大規模地震発生の場合を想定し、「大規模地震発生時における学校教職員の初動マニュアル」を策定する。

(基本事項)

- 教職員の連絡網の作成
- 教職員の待機及び出勤
- 学校の避難所開設及び運営
- 避難と学校運営
- 児童・生徒及び教職員の被害状況の把握

イ 大規模地震発生時における応急教育対策用カリキュラムの作成

大規模地震発生の場合を想定し、「大規模地震発生時における応急教育対策用カリキュラム」を作成する。

(基本事項)

- 児童生徒の在宅時における指導
 - ・児童生徒の緊急連絡網の作成と連携
 - ・家庭における避難の仕方
 - ・家庭における安全な生活の仕方
 - ・児童生徒の被害状況の把握
- 児童生徒の学校生活時における指導
 - ・安全な登下校の仕方
 - ・保護者と学校との連携、家庭・勤務先との連絡網
 - ・避難所での児童生徒の学校生活の仕方
 - ・避難所での児童生徒の家庭生活の仕方
 - ・災害に対する児童生徒の避難の仕方
 - ・被害状況の把握
- 教科書が入手できない場合における教育内容

- ・新聞・ラジオ等容易に入手できるものを教材とする方法
- ・災害に関する自然科学的・社会科学的知識の学習
- ・教室以外の場所における学習（体育、理科、美術等）
- 幼児の在宅時及び園生活時における指導
 - ※小・中学校に準じたカリキュラムの策定
- ウ P T A等関係者との協力計画の策定

以下の点を中心として、P T A等関係者との協力計画を作成する。

(基本事項)

 - 初動マニュアルに従った協力体制の確立
 - ・学校の対策本部の設置
 - ・市対策本部と学校の対策本部との連携
 - ・学校とP T A及び地域との連携
 - ・被災者への援助、協力体制
 - 避難所の開設・運営
- エ 被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等に関する研究

以下の点を中心として、被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等に関する研究を行う。

(基本事項)

 - 被災者に対するこころのケア対策
 - 児童・生徒の教育的ケア等の研究
 - ・カウンセリングマインド
 - ・家庭及び地域、関係団体との連携
 - ・学校教育全体及び道徳、特別活動（安全指導等）

(年間カリキュラムに関連づけること)

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計 画 主 体
市施設及び公共公益性の高い建築物の耐震診断及び耐震強化	市施設及び病院、学校、不特定多数者利用施設等は、災害時における避難、救護、復旧対策活動の拠点となるため、市並びにそれぞれの施設の管理者は耐震診断及び耐震補強工事を順次行う。なお耐震補強にあたっては、生命の安全を第一とし、施設構造物の「重要度」に応じた耐震性の向上を図るとともに、個々の施設構造物の耐震設計のほか、代替性や多重化等に配慮し、総合的にシステムの機能を確保するようにする。(市耐震改修促進計画)	市
学校・事業所等における防災教育の推進	各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒・従業員のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育を推進する。	市

<p>大規模地震発生時における学校教職員の初動マニュアルの策定</p>	<p>大規模地震発生の場合を想定し、「大規模地震発生時における学校教職員の初動マニュアル」を策定する。</p> <p>(基本事項)</p> <p>教職員の連絡網の作成 教職員の待機及び出勤 学校の避難所開設及び運営 避難と学校運営 児童・生徒及び教職員の被害状況の把握</p> <p>[教育委員会]</p>	<p>市</p>
<p>大規模地震発生時における応急教育対策用カリキュラムの作成</p>	<p>大規模地震発生の場合を想定し、「大規模地震発生時における応急教育対策用カリキュラム」を作成する。</p> <p>(基本事項)</p> <p>○児童生徒の在宅時における指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の緊急連絡網の作成と連携 ・家庭における避難の仕方 ・家庭における安全な生活の仕方 ・児童生徒の被害状況の把握 <p>○児童生徒の学校生活時における指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な登下校の仕方 ・保護者と学校との連携、家庭・勤務先との連絡網 ・避難所での児童生徒の学校生活の仕方 ・避難所での児童生徒の家庭生活の仕方 ・災害に対する児童生徒の避難の仕方 ・被害状況の把握 <p>○教科書が入手できない場合における教育内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・ラジオ等容易に入手できるものを教材とする方法 ・災害に関する自然科学的・社会科学的知識の学習 ・教室以外の場所における学習（体育、理科、美術等） <p>○幼児の在宅時及び園生活時における指導</p> <p>※小・中学校に準じたカリキュラムの策定</p> <p>[教育委員会]</p>	<p>県市</p>
<p>P T A 等関係者との協力計画の策定</p>	<p>以下の点を中心として、P T A等関係者との協力計画を作成する。</p> <p>(基本事項)</p> <p>○初動マニュアルに従った協力体制の確立</p>	<p>市</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の対策本部の設置 ・市対策本部と学校の対策本部との連携 ・学校とPTA及び地域との連携 ・被災者への援助、協力体制 ○避難所の開設・運営 <p style="text-align: right;">[教育委員会]</p>	
被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等に関する研究	<p>以下の点を中心として、被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等に関する研究を行う。</p> <p>(基本事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者に対するこころのケア対策 ○児童・生徒の教育的ケア等の研究 <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングマインド ・家庭及び地域、関係団体との連携 ・学校教育全体及び道徳、特別活動（安全指導等） （年間カリキュラムに関連づけること） <p style="text-align: right;">[教育委員会]</p>	市

第2項 文化財保護対策

1 方針

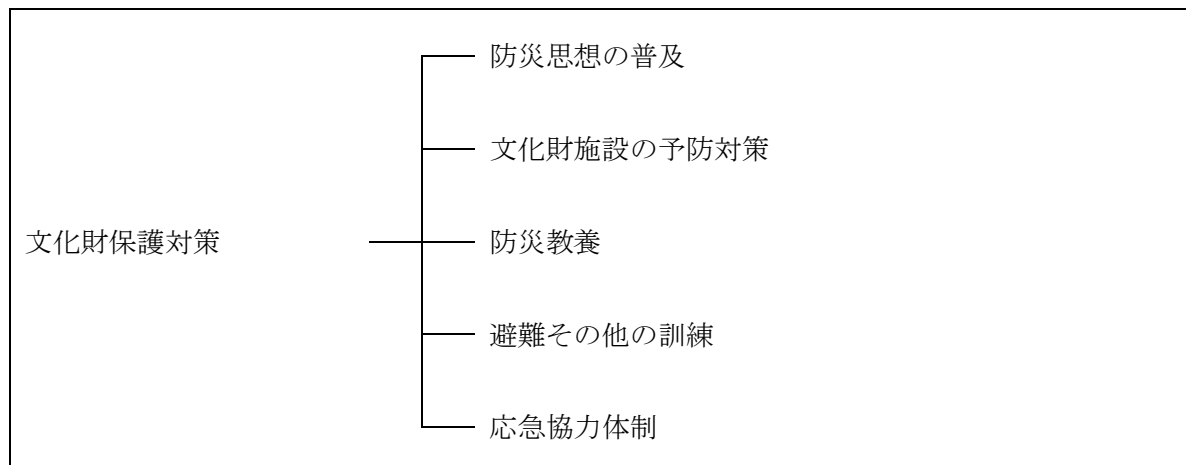
大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

2 実施担当班

避難収容班	救急指令班
消防予防班	消防署班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

イ 市

- a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
- b 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。
- c 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために文化財の防災の手引きを発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。
- d 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- e 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。
- f 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

県は、市教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第21節 行政機関の業務継続体制の整備

●施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 突発的な大規模災害時における迅速な初動体制確立の重要性
- 防災に関するスペシャリストの育成・強化
- 市施設における防災拠点機能の整備・強化
- 阪神・淡路大震災の被害調査結果に基づく市応急活動体制の整備・強化

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、市民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

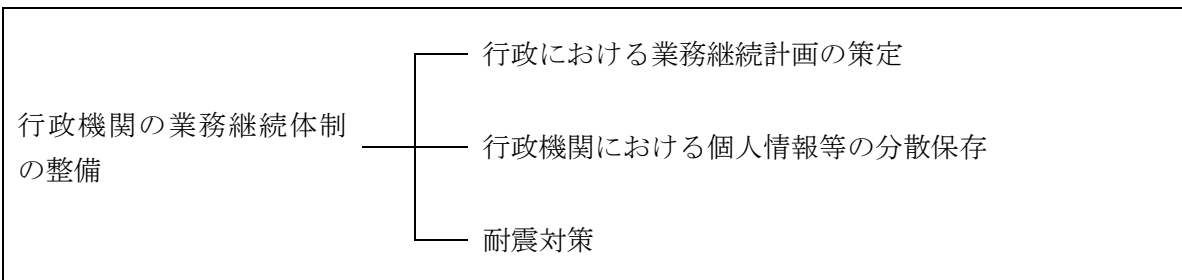
こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	救急指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
医療対策班	水道対策班	

3 実施内容

■施策の体系



(1) 行政における業務継続計画の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる要員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う

とともに、市機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受け入れができる体制の確立を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、市における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(2) 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）の分散保存の促進を図る。

市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

また電気が停止した場合でも、事務用機器が使用可能な能力を有する自家発電の整備、強化を進め、迅速なシステム復旧を行うため、非常時専用回線の確保に努める。

(3) 耐震対策

市並びに施設の管理者は特に災害時の拠点となる庁舎等について、耐震診断及び耐震補強工事を順次行う。なお耐震補強に当たっては、生命の安全を第一とし、施設構造物の「重要度」に応じた耐震性の向上を図るとともに、個々の施設構造物の耐震設計のほか、代替性や多重化等に配慮し、総合的にシステムの機能を確保するようにする。

▼部署ごとの計画

計 画 名	計 画 内 容	計画 主体
業務継続計画の策定	大規模災害時においても通常業務が継続実施できるよう業務継続計画を策定し、更新する。 [各部]	市
商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備	市役所本庁舎、産業文化センター等の防災拠点において、電気・水道が停止した場合にも、ファックス・コピー等事務用機器が使用可能な能力を有する自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化を進める。 [企画総務部]	市
行政情報電算処理の災害対策計画	非常時において、迅速なシステム復旧を行うため、非常時専用回線の確保等を中心とした、災害対策計画の見直しを行う。 [企画総務部]	市
市施設及び公共公益性の高い建築物の耐震振動及び耐震強化	市施設及び病院、学校、不特定多数者利用施設等は、災害時における避難、救護、復旧対策活動の拠点となるため、市並びにそれぞれの施設の管理者は耐震診断及び耐震補強工事を順次行う。なお耐震補強に当たっては、生命の安	市

	<p>全を第一とし、施設構造物の「重要度」に応じた耐震性の向上を図るとともに、個々の施設構造物の耐震設計のほか、代替性や多重化等に配慮し、総合的にシステムの機能を確保するようにする。(市耐震改修促進計画)</p> <p>[各部]</p>	
--	--	--

第22節 企業防災の推進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

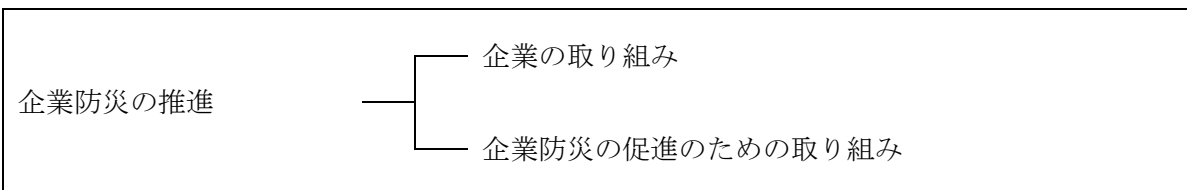
県、市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施担当班

本部班	商工観光班
秘書広報班	商工団体

3 実施内容

■施策の体系



(1) 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

市、県、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業防災力向上の促進を図る。

また、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

ア BCPの策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第23節 防災施設等の整備

1 方針

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

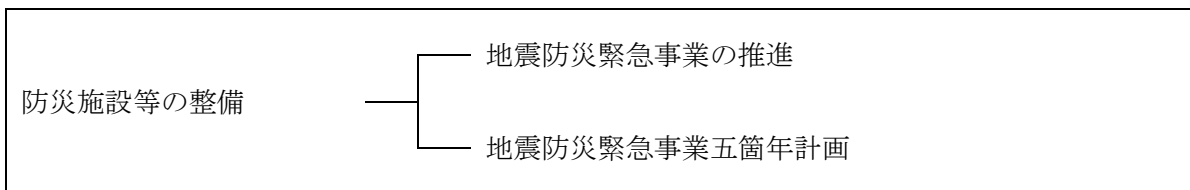
2 実施担当班

本部班

都市計画班

3 実施内容

■施策の体系



(1) 地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、市は、これらの計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行う。

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画

ア 概要

- a 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画
- b 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県
- c 作成主体は、都道府県知事
- d 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等に関する事項

イ 経緯

第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から平成32年度

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

基本的考え方	<p>市は、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。</p> <p>この節においては、地震その他の災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、「本部」としての指揮命令系統の確立を最優先として行うよう「緊急初動体制」の迅速な立ち上げから「災害対策本部」「現地連絡所」の設置に関する手順、副本部長による各「部門」内の要員・資機材等の柔軟な運用調整の実施、震度ごとの配備基準による「職員の動員・配備」のための手順、そして市域が甚大な被害を受けたため職員の参集率が低く市単独では適切な対応が不可能と認められる場合の「応急活動体制」に関する事項について記載する。特に「職員の配備・動員」に関して、震度6弱以上の地震をはじめ大規模な災害が発生した場合には、勤務時間内外を問わず、全ての職員が所定の場所に参集すべきことが自動的に発令されたものとする旨を定めている。あわせて現地連絡所（各地域における防災活動拠点となる、緑苑小学校以外のすべての市立小学校と稲羽中学校、緑陽中学校に設置）及び本庁舎への「緊急初動特別班」の編成・配置により、大規模で同時多発的な被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行えるよう、また二・三次的被害の未然防止を図れるよう配慮している。なお、市域が甚大な被害を受け、職員自身が被災し、参集率が低いことにより、市単独では適切な対応が不可能と認められる場合の「応援協力の要請」に関しては、第4節「災害応援要請」による。</p>
--------	--

第1項 方針

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第2項 緊急初動体制等

基本的 考 え 方	<p>大規模な災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには「一刻を争う」対策の実施が必要とされる。また市長に事故があるなど様々な不測の事由により市長が不在であることも十分想定される。そのような場合、市長との連絡がとれ指示が発せられるまでの間、無為に過ごすことは許されない。本庁舎にある各部長及び各職員は、あらかじめこの計画で定める手順に従い、直ちに「本部」としての指揮命令系統の迅速な確立を最優先課題として、必要な応急措置を講ずるとともに、具体的な救援対策プランを策定し実施する必要がある。</p> <p>また、災害時には、平常時の職員配置のままでは、各現場における迅速かつ適切な対応が困難となることが予想されるため、特別要員の配置等の準備措置が必要となる。そのため市域に一定程度以上の被害発生が想定される震度5弱以上の地震が発生した場合等により局地的な災害が発生した場合に備えて、勤務時間内外を問わず、あらかじめ指名する職員をもって「緊急初動特別班」を編成・配置し対応する。</p> <p>なお、地震等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部（以下、「本部」という）を設置するまでの間は、この計画に定める体制により災害応急活動を行う。</p>
--------------------	--

1 災害事態等における体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に市がとる体制は、次の4段階に区分する。各体制の配備等の基準は、「災害等事態における体制区分等」に示す。

(1) 警戒準備体制

災害発生のおそれがあり、気象情報等への警戒が必要な事態で、防災対策課長（不在時は防災対策係長又は防災対策課長が指名する者）が一部職員をもって警戒準備室を設置する。

(2) 警戒本部体制

災害発生のおそれがあり、最大の警戒が必要な事態で、市長公室長（不在時は防災対策課長）が一部職員をもって警戒本部を設置する。

(3) 第1災害対策本部体制

市域の数地域に災害が発生し、又は一部市民の避難が必要な事態で、市長（不在時は副市長）が一部職員をもって災害対策本部を設置する。

(4) 第2災害対策本部体制

全市域に災害が発生又は甚大な災害が発生し、総力による応急措置が必要な事態で、市長（不在時は副市長）が全職員をもって災害対策本部を設置する。

2 各部の警戒体制

各部長は、災害が発生し又は発生するおそれがあると認めるときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める震度相当又は風水害被害相当の配備体制が指令されたものとして、必要な職員の配備、警戒活動の実施その他の応急措置を講ずる。

あわせて市長もしくは副市長に対し必要な指示の要請、状況説明その他を行うとともに、市長の指示に備える。

3 防災所管部のとるべき措置

- (1) 防災対策課長が、勤務時間外に災害情報を収受したとき又は市域に震度5弱以上の地震が発生したことを知ったときは、本庁当直者に必要な指示を行った後、市長公室長に連絡の上直ちに登庁し「緊急初動特別班」を指揮し本部設置までの初期応急活動を行う。
- (2) 市長公室長が、勤務時間外に災害情報を収受したとき又は市域に震度5弱以上の地震が発生したことを知ったときは、副市長に連絡の上直ちに登庁し「警戒本部」又は「災害対策本部」の設置を市長に要請する。
- (3) 勤務時間内にあっても前各号に準じて措置する。
- (4) 本庁宿日直者は災害情報を収受したとき、直ちに防災対策課長に連絡するとともに、防災対策課長の指示により「緊急初動特別班」指名職員へ動員の連絡を行う。

4 緊急初動特別班

勤務時間内外を問わず、緊急事態発生時において迅速な初動体制を確立するため、警戒本部又は災害対策本部の設置に先立ち、「緊急初動特別班」を組織する。「緊急初動特別班」の活動は、以下のとおり行う。

(1) 夜間・休日等勤務時間外の場合

ア 本庁舎に配置する「緊急初動特別班」

- ① 「緊急初動特別班」指名職員は、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合には、それぞれ自動的に「参集指令」が発令されたものとして、自主的に参集する。また、風水害時等特に必要と思われる場合は、防災対策課長の指示により参集する。
- ② 「緊急初動特別班」指名職員は、参集後直ちに市長公室長、防災対策課長、防災対策官、企画総務部総務課長もしくは先着上位職員の指示に基づき「緊急初動特別班」を編成し本部設置までの初期応急活動を行う。
- ③ 「緊急初動特別班」は、警戒本部又は災害対策本部の設置により必要な引継ぎを行った後本部要員として活動する。
- ④ 「緊急初動特別班」の要員は、防災会議の幹事、本部事務局員を含み各部長が指名する。

イ 現地連絡所に配置する「緊急初動特別班」

- ① 参集から初期応急措置を行うまでの手順については、本庁舎の場合と同様とする。
- ② 当該地域に避難所が開設される期間中、引き続き地域における防災対策拠点としての活動を行う。

(2) 勤務時間内の場合

勤務時間内において、災害が発生した場合もしくは災害発生のおそれがある場合は、本庁内に「緊急初動特別班」体制を確立し、市長公室長の指揮により警戒本部もしくは災害対策本部設置までの初期応急措置を実施する。また、市長公室長は、各小中学校に配置する「緊急初動特別班」要員に対し、出動を指示し現地連絡所の開設等必要な対策に従事させる。

なお、震度6弱以上の場合及び本部長が必要と認める場合は各小中学校派遣とし、その他の場合は、本部長が必要と認める小学校に派遣する。

(3) 緊急初動特別班の編成等

ア 緊急初動特別班の要員は、原則として、本庁舎又は現地連絡所設置予定施設（小中学校18校）最寄在住職員のうちあらかじめ指名する職員とする。

イ 本庁舎及び現地連絡所における緊急初動特別班の編成等は、概ね以下に示すとおりとする。

- 地震時 本庁62人・消防本部8人・現地連絡所36人

直 行 場 所		配 置 部 署 ・ 要 員	地震時
市 役 所 ・ 本 庁 * 市長公室長の指揮のもとに 配置に付く	市長公室	防災対策課	5人
		人 事 課	2
	企画総務部	総 務 課	3
		管 財 課	2
		企画政策課	2
		財 政 課	1
		情報推進課	1
	市民生活部	税 務 課	2
		市 民 課	3
		環境政策課	3
	健康福祉部	福祉総務課	3
		社会福祉課	2
		高齢福祉課	2
		介護保険課	3
		子育て支援課	2
		健康管理課	2
	産業活力部	商工振興課	2
		農 政 課	2
		いきいき楽習課	2
	都市建設部	建設管理課	2
		用 地 課	2
		都市計画課	2
		道 路 課	2
		河川公園課	2
		建築指導課	2
	水 道 部	水道総務課	2
		下 水 道 課	1
	教育委員会	総 務 課	3
	消 防 本 部	総 務 課	3
		救急指令課	5
現地連絡所	小中学校 18	1箇所 2名 (所長・所長補佐) 必要に応じて 9名	36

(4) 緊急初動特別班の任務

本 庁 舎	<p>ア 職員に対する動員指示の連絡</p> <p>イ 地域防災無線の利用その他の方法による情報収集</p> <p>ウ 参集途上の報告・調査員派遣その他の方法による情報収集</p> <p>エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡</p> <p>※震度6弱以上の場合もしくは震度6弱以下であっても大規模な災害が発生していると認める場合は、本部長名にて直ちに支援要請を行う。</p> <p>オ 警戒本部又は災害対策本部設置の準備</p> <p>カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備</p> <p>キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備</p> <p>ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備</p> <p>ケ その他市長公室長、防災対策課長、防災対策官、企画総務部総務課長又は先着上位職員の指示した事項</p>
現 地 連 絡 所	<p>ア 電話もしくは伝令の派遣等による発生直後報告の本庁舎への連絡 (※ 被害の有無も含めて、発生直後の状況を1時間以内に報告)</p> <p>イ 各地域における防災活動拠点としての現地連絡所の開設 (「各務原市災害対策本部現地連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺市民にその存在を明らかにすることが第1の任務である。)</p> <p>※ 要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</p> <p>ウ 地域内防災関係機関との連絡</p> <p>エ 地域内の市民の避難誘導</p> <p>オ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</p> <p>カ 災害初期の地域内の情報収集連絡及び広報活動</p> <p>キ その他防災対策課長、防災対策官、企画総務部総務課長又は先着上位職員の指示した事項</p> <p>(注意) 第1の任務は、それぞれの配備場所において、市民や関係機関からの通報や情報の受付、とりまとめにあたることであり、それぞれの配備場所を決して「無人」にしないこと。</p>

5 警戒本部

地震等による災害が発生するおそれがあり、最大の警戒が必要な場合は、警戒本部を設置する。警戒本部設置後に災害対策本部を設置する必要が生じた場合は、災害対策本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の実施は警戒本部により行う。

警戒本部は、市長公室長を本部長とし市長公室次長又は市長公室長が指名する者を副本部長とする。警戒本部の組織及び事務分担並びに設置に関する事項は、災害対策本部の規定を準用する。

第3項 災害対策本部

基本的考え方	<p>大規模な災害が発生した場合、市長は、自らを本部長とする災害対策本部（現地連絡所を含む）を設置し、救援・救護活動を行う。これは市の全組織をあげて災害対策活動にあたらせるために、また、法が定めるあらゆる権限を行使するために必要不可欠な手続きである。</p> <p>この計画においては、震度5強以上の地震が発生したときには市域に大規模な災害が生ずるものと想定し、自動的に災害対策本部を設置するとりきめとしている。</p> <p>したがって、市長が不在もしくは市長に事故あるときにおいては、副市長、企画総務部長もしくは先着上位の職員が本部を設置する。また、震度4以下であっても物的な被害が大きい場合や物的被害が比較的軽微であってもその社会的影響が大きく「総合的応急対策を必要とする」場合には、災害対策本部を設置する。</p> <p>災害対策本部を設置するもう一つの「意義」は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にし、各級職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る態勢を確保することにある。</p>
--------	--

市は、市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災対法の規定により市災害対策本部を設置し、災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めたときはこれを廃止する。

市は、市の地域内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、市災害対策本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市町村災害対策本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難勧告等の発令も含め市民への周知・伝達を図る。

また、市長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

なお、災害対策本部等の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生したとき（※自動発令）
- (2) 各務原市に気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風等の警報・特別警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき
- (3) 各務原市を含む地域に地震その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき
- (4) その他市長が本部を設置し総合的応急対策を行う必要があると認めたとき
例えば、以下のような場合がある。
 - ① 市役所その他公共機関に地震その他の災害による大きな被害が報告されたとき

- ② 市域に災害救助法の適用を要する地震その他の災害が発生したとき
- ③ 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の「警戒宣言」が発令されたとき

2 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として市役所（本部員会議室：本庁舎4階大会議室）内とする。ただし庁舎内に設置することが不可能な場合は、以下の順位にしたがい設置する。

第1位	産業文化センター	那加桜町2丁目	(平成5年建築)
第2位	総合福祉会館	那加桜町2丁目	(昭和60年建築)
第3位	中央図書館	那加門前町3丁目	(平成3年建築)

3 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が設置基準及び表「災害等事態における体制区分等」の事態区分に基づき、必要な配備体制を指令することにより行う。ただし、市長不在の場合は副市長又は市長公室長が設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。また、市長公室長以外の部長並びにその他の職員は、本部設置の必要があると判断したときは、以下のとおり行う。

なお、普段から市長、副市長が同時に不在とならないよう努める。

ア 本部組織に基づく本部員にあてられている者（以下「部長等」という）は本部を設置する必要があると認めたときは、市長公室長を通じ市長に本部の設置を要請する。

イ 市長公室長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副市長を通じ市長に本部設置を要請する。

ウ 市長公室長は、非常事態にあつて上記の協議を行う時間のないときは、直ちに本部設置を市長に要請する。

(2) 廃止の決定

本部長（市長。以下同じ）は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

4 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、市長公室長は直ちに以下のとおり電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所本庁舎内各部・課	防災対策課長	地域防災無線・庁内放送・庁内電話 職員緊急メール 口頭その他迅速な方法
各部出先機関	各主管部 担当課長	地域防災無線・ファクシミリ・電話 職員緊急メール 口頭その他迅速な方法

消防本部消防長・消防団長	防災対策課長	地域防災無線・ファクシミリ・電話 口頭その他迅速な方法
市 民	広報課長	同報無線・広報車・報道機関 口頭その他迅速な方法
県 知 事	防災対策課長	地域防災無線・県防災行政無線 ファクシミリ・電話 口頭その他迅速な方法
各 務 原 警 察 署 長		
そ の 他 市 防 災 会 議 委 員		
近 隣 市 町 村 長		
報 道 機 関	広報課長	ファクシミリ・電話・口頭又は文書

(2) その他

本部が設置されたときは、市本庁舎入口（市本庁舎被災の場合は本部を設置した建物の見やすい場所）に「各務原市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また本部長室、本部員会議室、同事務局、現地連絡所、避難所、拠点救護所等の設置場所一覧を明示するなどして市民等の問い合わせの便宜を図る。

5 組織・運営等

本部の組織及び組織の運営は、各務原市災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところに基づき以下のとおり行う。

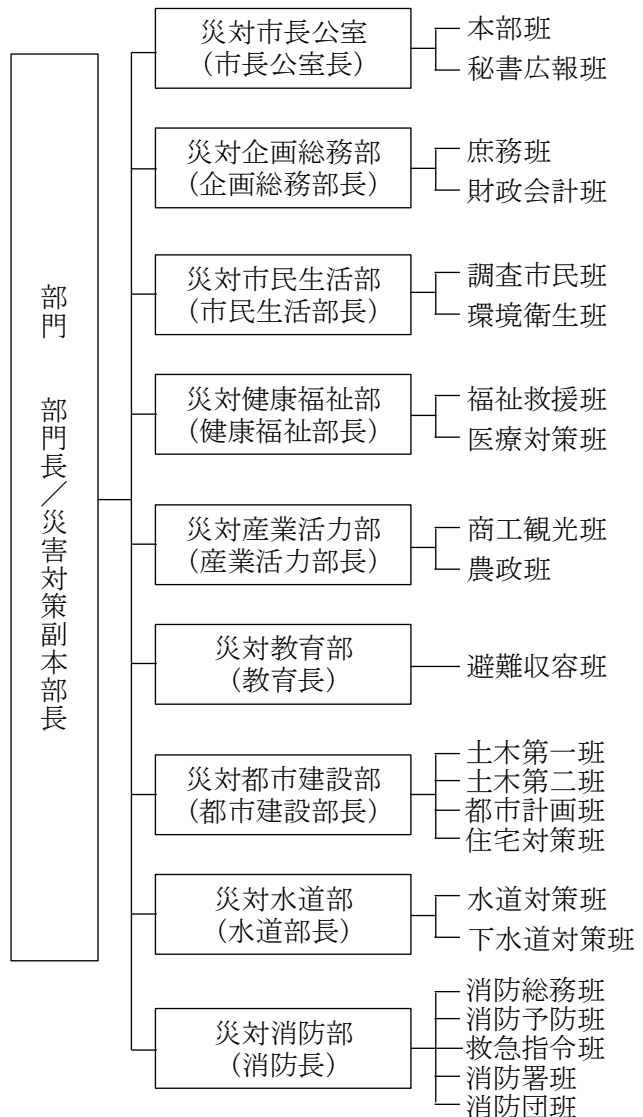
(1) 組織

ア 災害対策本部組織図

災害対策 本部長	市長
災害対策 副本部長	副市長

本部 員 会 議	災害対策 本部員	市長公室長 企画総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業活力部長 都市建設部長 水道部長 教育長 教育委員会 事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選管・監査 事務局長
	局長	防災対策課長
本部 事務局	本部 事務局員	災害対策本部条 例施行規則第5 条第4項による

現地災害 対策本部	現地災害 対策 本部長	災害対策 副本部長
	災害対策 本部その 他の職員	災害対策本部員 その他の職員か ら災害対策本部 長が指名する者



イ 本部長、副本部長及び本部員

本部設置時の職名	平常時の職名	主 な 任 務
本 部 長	市 長	1 防災会議、本部員会議の議長となること 2 避難の勧告・指示、警戒区域の指定を行うこと 3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 5 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること 6 本部長室又は本部員会議室に在席もしくはは所在を明らかにしておき、適宜休養・睡眠をとること
副 本 部 長	副 市 長	1 本部長が不在もしくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 部門長として、担当部（本部組織図参照）に関する情報をつねに掌握し本部長に適切なアドバイスを行うこと 3 部門長として、担当部間の職員・資機材等の過不足調整を行うこと 4 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう本部長の交替要員となること
本 部 員	(本部組織図参照)	1 部長もしくは副部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部員会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は、災害対策本部員会議の順序とする。 4 部の職員に過度な負担・責任がかからないよう、明快な指示を行うとともに、応援職員その他の交代要員の確保により適宜休養・睡眠をとらせること

※ 副本部長は各部記載の職員又はその都度部長が指名する職員をいう。

ウ 本部員会議

災害対策本部の基本方針及び各部長単独では決定が困難な問題を協議するため、本部長は随時本部員会議を招集する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。なお、本部員に事故ある場合は、当該部の副部長又は次席責任者が代理として出席する。

エ 本部員会議事務局

本部員会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部員会議事務局を置く。本部員会議事務局は、災対市長公室長、本部班長、同班員及び各部本部事務局員により構成する。

オ 本部事務局（オペレーションルーム）

災害情報の収集・分析、災害対策に係る見積り・計画の案出、防災関係機関等との連絡・調整、各部、各班の連絡等に関する事務及び本部員会議の庶務に関する事務を行い、災害事態への対処を的確に実施するため、災害対策本部条例施行規則第5条により、本部に本部事務局を置く。

本部事務局は、本部事務局長及び本部事務局員により構成する。

本部事務局員は、各部の課長1名及び係長相当職2名を基準とし、本部員、各部の課長又は本部事務局長の判断又は要請により、増減することができる。本部事務局の事務分掌は、以下のとおり。

- ① 本部員の補佐（状況により本部員会議への参加を含む。）
- ② 災害に関連する各種情報の収集、分析に関すること
- ③ 防災関係機関等との連絡、調整に関すること
- ④ 本部員会議決定事項等の各部等への指示、連絡に関すること
- ⑤ 各部等からの報告事項の本部員への報告に関すること
- ⑥ 本部員会議事務局、他部及び部内各班の連絡調整に関すること。
- ⑦ 部内職員の動員、配備のとりまとめ
- ⑧ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ
- ⑨ 所管施設の災害予防（避難を含む）及び災害復旧対策のとりまとめ
- ⑩ 本部会議及び各部の庶務に関すること。

カ 現地災害対策本部

本部長は、開発住宅団地等において崩壊その他の危険のおそれがあり、迅速な避難勧告・指示の発令並びに誘導體制の確立が必要と認めるとき、もしくはその他の事由により本部長が必要と認めるときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を置く。この場合、本部長は現地本部長に対し避難に関する本部長権限の委譲を行うなど、現地本部が適切に対処するために必要な措置を講ずる。

なお、現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部職員は災害対策本部職員のうちからそれぞれ本部長がその都度指名する。

キ 防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）

防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）は、アドバイザーとして事務局に参加するとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。また、状況により、本部員会議に参加することができる。

ク 各部の編成及び事務分掌

部門名	部・班名			事務分掌
	部名	班	班員となる 平常時課名	
			各部共通任務	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に必要な要員の確保に関すること 2 職員の参集状況、参集時に収集した被害状況等の災害対策本部への報告に関すること 3 部に関する情報の収集及び調査並びに災害対策本部への報告に関すること 4 災害対策本部、各部及び部業務関係機関との連絡調整に関すること 5 部内の応援調整及び他部への応援に関すること 6 部内の業務継続計画の策定及び実施、見直しに関すること 7 部に関する防災啓発及び広聴に関すること 8 部内に必要な資機材、車両等の調達、調整に関すること 9 部内の災害対応記録の取りまとめに関すること
			各班共通任務	<ol style="list-style-type: none"> 1 班の災害対応マニュアルの策定及び見直しに関すること 2 班の業務に必要な応援協定等の締結に関すること 3 管理施設の災害対策に関すること 4 所管する施設の指定管理者との災害時利用及び対応についての調整に関すること 5 所管する施設の被害状況の調査に関すること 6 班の災害対応記録に関すること 7 班の受援に関すること

部門名	部・班名			事務分掌
	部名	班	班員となる 平常時課名	
本部 総務部門 部長 （副市長）	災対市長公室長 （市長公室長）	本部班		1 防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整 2 災害対策本部の設置、運営の統括 3 現地連絡所の設置、運営の統括 4 避難の勧告・指示その他本部長命令の伝達及び総合調整 5 関連情報の収受及び情報収集活動全般の統括 6 防災行政無線及び地域防災無線の管理、統制活用 7 災害対策従事職員の動員、安否確認及び派遣 8 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊健康管理その他のバックアップ業務 9 国・自衛隊、県への要請、他自治体等との相互協力・応援並びに民間協力団体等への協力要請 10 受援体制の統括及び外部受援者との連絡調整 11 災害救助法適用の申請 12 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整 13 本部員会議の庶務への協力
		班長 防災対策課長 （防災対策官）	防災対策課	
		副班長 人事課長	人事課	
		秘書広報班		1 災害時における広報業務 2 報道機関との連絡調整 3 本部長の秘書業務 4 災害状況の記録撮影 5 災害見舞い及び視察者の対応 6 他市からの災害派遣職員の受入れ 7 自主防災組織・自治会との連絡調整 8 災害時の交通規制に関する連絡、調整 9 災害時の防犯対策における警察との協議及び情報共有 10 災害時総合相談窓口の開設・運営 11 その他災害相談の実施
班長 広報課長	広報課			
	副班長 まちづくり 推進課長	まちづくり 推進課 秘書室		

部門名	部・班名		事務分掌	
	部名	班		班員となる 平常時課名
本部 総務部門 部門長 (副市長)	災害対策総務部 部長 (企画総務部長) 副部長 (議会議務局長)	庶務班		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時救援物資等輸送ネットワークの計画及び連絡調整 2 臨時ヘリポート開設の計画 3 災害時の応急的空地利用の調整 4 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成に関する事 5 所管する施設の避難所開設、運営 6 市全体の災害対応記録の取りまとめ 7 庁舎の業務継続計画に基づく資機材の確保 8 庁舎その他市有建築物等の修理 9 災害対策本部の設営 10 災害対策本部におけるトイレの確保 11 災害時の車両の確保、配車及び資材、労力の輸送 12 災害対策に係る資機材及び物品の調達、配置 13 災害時の情報システム及び情報機器の管理 14 災害対策本部における情報ネットワークの確保 15 現地連絡所の設置、運営の統括への協力 16 市議会議員との連絡調整
		班長 総務課長	総務課	
		副班長 企画政策課長 情報推進課長 管財課長 議会議務局長 総務課長	企画政策課 情報推進課 管財課 議会議務局 選挙管理委員会 事務局兼監査事務局	
		財政会計班		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係の予算及び決算 2 災害経費の支払い 3 災害対策に係る工事の契約 4 義援金の募集・受付・配付への協力
	班長 財政課長	財政課		
	副班長 契約経理課長 会計課長	契約経理課 会計課		
市民生活 部 部長 (市民生活部長)	災害対策市民生活部 部長 (市民生活部長)	調査市民班		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査、その他災害情報の収集 2 被害状況等の撮影及び記録 3 罹災(被災者)台帳の作成 4 家屋等の被害調査 5 罹災証明書の発行 6 被災者等への租税の減免等 7 国民健康保険料の減免等 8 公共施設の被害状況調査への協力 9 広報活動への協力 10 要配慮者の救助・援助の協力 11 遺体の埋葬・火葬に伴う事務への協力 12 がれき解体に伴う事務への協力
		班長 税務課長	税務課	
		副班長 市民税課長 資産税課長 市民課長 医療保険課長	市民税課 資産税課 市民課 各サービス センター 医療保険課	

部門名	部・班名		事務分掌
	部名	班 班員となる 平常時課名	
本部総務部門 部門長（副市長）	災対市民生活部部長 （市民生活部部長）	環境衛生班	1 災害時の環境保全 2 ごみの収集及び処理（がれきを含む） 3 し尿の収集及び処理 4 仮設トイレの設置及び管理 5 遺体の処理（検視後の安置及び埋火葬） 6 被災地等における食品衛生 7 防疫活動 8 その他環境衛生に関すること 9 愛玩動物の収容対策
		班長 環境政策課長 環境政策課 クリーンセンター 北清掃センター	
本部総務部門 部門長（副市長）	災対健康福祉部部長 （健康福祉部部長）	福祉救援班	1 要配慮者の救助・救援 2 要配慮者用の備蓄食料、備蓄品対策 3 避難行動要支援者の避難、誘導 4 要配慮者の安否確認、避難誘導等の支援対策 5 福祉避難所及び所管する施設の避難所開設、運営 6 福祉避難所の受入れ調整 7 福祉避難所における避難者の支援 8 その他の要配慮者の支援 9 災害救助法適用後の実施 10 災害見舞金及び災害弔慰金の支給 11 災害援護資金の貸付 12 被災者生活再建支援金 13 被災世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付け 14 社会福祉施設の被害情報の調査、取りまとめ報告 15 社会福祉協議会・ボランティア団体等との連絡・調整 16 災害時における応急保育の実施 17 被災園児の避難・救護 18 義援金の募集・受付・配分の計画 19 身元不明遺体 20 拠点救護所の設営に関する協力 21 医療器材・薬品等の調達に関する協力 22 その他医療、助産、救護に関する協力
		班長 福祉総務課長 副班長 社会福祉課長 子育て支援課長 高齡福祉課長 介護保険課長 福祉総務課 社会福祉課 子育て支援課 高齡福祉課 介護保険課	

部門名	部・班名		事務分掌
	部名	班 班員となる 平常時課名	
本部 総務部門 部門長（副市長）	災対健康福祉部長 （健康福祉部長） 班長 健康管理課長	医療対策班	1 拠点救護所の設営 2 市医師会等との連絡・調整 3 医療器材・薬品等の調達 4 その他医療、助産、救護 5 遺体の検案 6 被災者の健康管理 7 要搜索者名簿の作成への協力 8 遺体の収容への協力
		健康管理課	
	災対産業活力部部长 （産業活力部部长） 班長 商工振興課長 副班長 観光交流課長 産業政策室長 いきいき 楽習課長	商工観光班	1 食品、日用品その他救助救援物資の確保・調達・受入並びに配付 2 物資配送拠点等の設置、運営 3 物資配送に必要な資機材の調達 4 所管する施設の避難所開設、運営 5 公共施設以外の帰宅困難者対策 6 要配慮者（外国人）の支援対策 7 外国人相談所の開設・運営 8 商工業、観光施設の被害調査及び応急復旧 9 被災商工業者等に対する融資斡旋 10 被災者への職業の斡旋 11 商工会議所等関係団体との連絡調整 12 社会教育関係団体等との連絡調整 13 避難者の誘導及び収容への協力 14 避難所の開設・運営への協力 15 現地連絡所の運営への協力 16 応急給水活動への協力
商工振興課		観光交流課 産業政策室 いきいき楽習課	
	班長 農政課長	農政班	1 主要食料その他救助救援物資の確保・調達・受入並びに配付 2 農作物、農業用施設等の災害対策 3 治山、林業施設の災害対策 4 畜産等の災害対策 5 病虫害に関すること 6 その他農林業の災害応急・復興対策 7 農協等関係団体との連絡調整 8 被災者への職業のあっ旋への協力 9 応急給水活動への協力
		農政課	

部門名	部・班名			事務分掌
	部名	班	班員となる 平常時課名	
本部総務部門 部門長（副市長）	災対教育部部長（教育長）	避難収容班		1 避難者の誘導及び収容 2 避難所の開設・運営の統括 3 協定等に伴う広域避難の受入れ調整 4 学校職員の避難所運営への支援、協力 5 被災児童・生徒の避難・救護 6 災害時における応急教育の実施 7 被災児童・生徒に対する学用品の支給 8 炊き出しの実施 9 文化財等の災害調査及び復旧 10 現地連絡所の運営への協力 11 応急給水活動への協力 12 拠点救護所の開設への協力 13 災害時物資集積場所の開設への協力 14 仮設住宅建設用地の確保のための協力 15 臨時ヘリポートの開設への協力
		班長 教育委員会 総務課長 副班長 学校教育課長 青少年教育 課長 文化財課長 スポーツ課長	教育委員会 総務課 学校教育課 青少年教育課 文化財課 スポーツ課 社会教育施設 社会体育施設 教育センター	
土木救援部門 部門長（副市長）	災対都市建設部部長（都市建設部長）	土木第一班		1 道路、橋りょう、河川等の災害対策 2 緊急輸送道路の確保 3 水防活動の全般 4 地すべり、がけ崩れの災害調査及び復旧 並びに危険区域等の安全確保 5 建設業者団体等との連絡調整 6 湛水地域の排水 7 災害時の交通規制実施への協力
		班長 建設管理課長 副班長 用地課長	建設管理課 用地課	
		土木第二班		
		班長 道路課長	道路課	
		都市計画班		1 災害復興に係る都市計画 2 都市計画施設の災害対策 3 水防活動の全般 4 倒壊建物生き埋め被災者の救出 5 危険建物・区域等の安全確保 6 宅地造成等の災害予防、復旧指導 7 要配慮者の救助・救援の協力 8 行方不明者の搜索、遺体の収容への協力 9 臨時ヘリポートの開設への協力
		班長 都市計画課長 副班長 河川公園課長	都市計画課 河川公園課 土地活用推進室	
		住宅対策班		1 倒壊建物生き埋め被災者の救出 2 危険建物・区域等の安全確保 3 被災建物応急危険度判定の実施 4 被災住宅の応急修理 5 応急仮設住宅用地の確保及び設営 6 その他被災者向住宅供給に関すること 7 市営住宅に関すること 8 要配慮者の救助・救援の協力 9 行方不明者の搜索、遺体の収容への協力
		班長 建築指導課長	建築指導課	

部門名	部・班名		事務分掌	
	部名	班 班員となる 平常時課名		
土木救援部門 部門長 (副市長)	災対水道部部長 (水道部長)	水道対策班		1 水道施設の点検、整備及び復旧 2 緊急時用水及び飲料水の確保 3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水 4 水道施設の災害対策 5 管工事関係業者団体等との連絡調整
		班長 水道総務課長 副班長 水道施設課長	水道総務課 水道施設課	
		下水道対策班		1 下水道施設の点検、整備及び復旧 2 倒壊建物生き埋め被災者の救出への協力 3 行方不明者の搜索、遺体収容への協力
		班長 下水道課長	下水道課	
災 対 消 防 部 長 (消 防 長)		消防総務班		1 警防本部の庶務に関する事 2 災害経過及び活動状況の記録に関する事 3 公務災害に関する事 4 消防応援部隊の支援に関する事 5 消防団の連絡調整に関する事
		班長 消防本部 総務課長	消防本部総務課	
		消防予防班		1 防火対象物の資料の確保に関する事 2 警防活動の資料確保に関する事 3 危険物の資料の確保、対策に関する事
		班長 消防本部 予防課長	消防本部予防課	
		救急指令班		1 消防機械器具の確保及び応急整備に関する事 2 資機材及び支援物資の調達に関する事 3 人員、資機材等の輸送に関する事 4 消防応援部隊の対応に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 災害通信の指令及び統制に関する事 7 情報通信装置の維持管理に関する事 8 救急医療の通信及び連絡に関する事 9 消防応援要請の伝達、事務に関する事
		班長 消防本部 救急指令課長	消防本部 救急指令課	
		消防署班		1 警防活動、災害対応 2 警防本部への活動報告 3 災害状況の把握 4 駆け込み対応に関する事 5 消防団との連携に関する事
		班長 消防署長	消防署	
消防団班		1 避難者の誘導及び救出に関する事 2 行方不明者の情報収集及び搜索 3 被災者の情報収集及び救護 4 消防署との連携に関する事 5 自治会・自主防災組織との連携に関する事		
班長 消防団長 副班長 消防団副団長	第一分団～ 第十分団 音楽隊分団・ 女性分団			

(2) 本部の運営等

ア 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、すみやかに本部員会議を開催する。

a 報告事項

副本部長及び本部員は、ただちに本部に参集し各部の配備態勢と緊急措置事項を報告する。

b 協議事項

本部員会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは副本部長並びに本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

——本部員会議の協議事項——

- 本部の非常配備態勢の切替え及び廃止に関する事
- 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事
- 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関する事
- 災害救助法の適用に関する事
- 激甚災害の指定に関する事
- 災害対策に要する予算及び資金に関する事
- 国・県等への要望及び陳情等に関する事
- その他災害対策の重要事項に関する事

イ 本部員会議室の開設並びに運営上必要な資機材等の確保

災対市長公室長は、本部設置が決定されたときは、次の措置を講ずる。

a 本部員会議室等の開設

- 本部員会議室開設のために相当スペースの部屋を確保する
- 本部員会議事務局員及び防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）が入室する部屋を確保する。

b 本部員会議室開設に必要な資機材等の準備

- 各務原市災害対策図板（各種被害想定図を含む）の設置
- パソコン、プロジェクタ、スクリーン、被害状況図板・黒板等の設置
- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオ・テレビの確保
- コピー機等の複写装置の確保
- ビデオ・ICレコーダ、カメラ等の記録装置の確保
- 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- 懐中電灯その他必要資器材の確保

c 通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- 県防災行政用無線
- 各務原市地域防災無線
- 携帯電話
- 臨時電話
- ファクシミリ
- インターネット

d 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のために必要な措置を講ずる。

ウ 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、副本長、本部事務局員及び災害対策本部員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

※ 各務原市災害対策本部条例 (資料編資料 8-4)

※ 災害対策本部の標識等 (資料編資料 8-6)

第4項 現地連絡所の設置

基本的考え方	<p>大規模な地震災害が発生した場合、災害発生直後から避難所が開設される期間中(災害発生直後から2週目までを目途とする)、避難所となる緑苑小学校を除く全小学校、稲羽中学校、緑陽中学校に「現地連絡所」を設置する。「現地連絡所」は、避難所に一時避難した市民並びにその他の市民のための徒歩圏内における身近な「市本部の窓口」として各種書類の交付・受付を行うなど、本庁舎本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。</p> <p>あわせて、副次的な効果としてその設置により市機関の健在を市民に知らせひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることを事実をもって示す。</p>
--------	---

1 現地連絡所を設置するとき

現地連絡所を設置するとき	現地連絡所の設置場所
(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき (自動発令)	(1) 緑苑小学校を除く市立全小学校、稲羽中学校、緑陽中学校(全18箇所)
(2) その他本部長が必要と認めたとき	(2) 避難所が開設された施設 (3) その都度本部長が指定する施設

2 現地連絡所の所員

現地連絡所の所員は、あらかじめ指名しておく。

また、「緊急初動特別班」班員職員は、特に夜間・休日等の勤務時間外において、震度5弱以上の地震が発生したことを知ったときは連絡を待たず、あらかじめ定める施設に自主的に参集し現地連絡所の所員とし初期対応を行う。

なお、情報収集活動や広報活動等の現地連絡所の業務への参画と、行政と市民、行政と学校とのパイプ役としての役割を担っていただくことを目的として、自治会連合会長と一次避難所が開設される小中学校の教頭が、現地連絡所副所長に就任している。

第5項 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

1 非常災害対策本部

国は、非常災害が発生し、その規模等により、内閣総理大臣が特別に必要と認めたときは、国務大臣を本部長とし、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員を構成員とした非常災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置に関する計画の実施などを行う。

また、災対法の規定により、非常災害現地対策本部を非常災害対策本部長の定めるところにより、非常災害対策本部に置くことができる。

2 緊急災害対策本部

国は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、内閣総理大臣が特別に必要と認めたときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置することができる。

所掌事務は、非常災害対策本部の例に準ずる。

また、災対法の規定により、緊急災害対策本部に緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。

さらに、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域について災害緊急事態の布告を発することができる。

この災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会を開くいとまがないときは、緊急措置をとるため法に規定された項目について政令を制定することができる。

3 連絡調整

市は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第6項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要な組織を設置し、その運営等についても防災活動に即応するよう定める。

第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織は、指定地方行政機関の防災組織に準ずる。

第8項 職員の動員・配備

1 配備体制の時期及び内容

災害に対処するため本部長は、災害の状況により別に示す配備体制のうち必要な体制を指令する。ただし、地震発生時は、震度に相当する体制を自動的に指令したものとする。なお、本部長は災害の状況その他必要があると認めるときは、特定の部又は課に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。

※ 災害等事態における体制区分等

2 動員の手続

職員の動員の手続は、人事課長が行う。各部長は、あらかじめ部内各課の活動要領を定めるとともに、部所属の職員に対して周知徹底しておく。また、勤務時間外にも必要な指示の連絡を行えるよう課員の住所・連絡方法について定め周知徹底しておく。なお、緊急を要する場合で電話不通時には、「緊急出動報」が発令される。

3 動員の区分及び動員人員

(1) 動員の区分

各部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し任務分担を明らかにしておく。

ア 所属動員

(自らの勤務場所に参集)

- ① 課長補佐相当職以上で各部の副部長、連絡員となる職員
- ② 応急対策上欠くことのできない次の職務を担当する職員
 - 本部員会議事務局要員となる職員
 - 各部の庶務担当職員
 - 各部において業務の遂行上必要な職員

イ 指定動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した場所へ参集）

- ① 本庁舎の「緊急初動特別班」要員として指名された職員
- ② 現地連絡所の「緊急初動特別班」要員として指名された職員
- ③ 避難所要員として指名された職員
- ④ 公共施設管理保安要員として指名された職員
- ⑤ 業務の遂行上必要な職員

ウ 直近動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した直近の場所へ参集）

- ① ア、イ以外で、自らの居住地に最も近い現地連絡所に指定される施設及びその他課長が指定する施設に参集するよう指名された職員
- ② ア、イ以外で、所属する部局の出先機関へ参集するよう指名された職員

(2) 動員人員

種別配備体制時の各部の動員数は、「災害等事態における体制区分等」の記載に基づき各部においてあらかじめ定めたとおりとする。

4 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ順次「災害応急対策班」を編成するとともに次の措置を講

ずる。

- | |
|----------------------|
| ア 災害に対処できるよう職員を配置 |
| イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置 |
| ウ 高次の配備体制に移行できる措置 |
| エ 他部への応援の要請 |

(2) 職員動員の報告

各部課は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長を通じて、災対企画総務部庶務班長（総務課長）に報告する。

庶務班長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、災対市長公室長（市長公室長）を通じて、本部長に報告する。報告の時期については、本部長（市長）が特に指示した場合は除き体制の発令から60分ごととする。

※ 職員動員に関する様式 (様式編様式 1)

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

勤務時間内における遵守事項
① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
② 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
③ 全ての行事、会議、出張等を中止する。
④ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
⑤ 災害現場に出動した場合は、腕章（別記様式）を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用する。
⑥ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

※ 災害対策本部の標識等 (資料編資料 8-6)

5 各部の配備・動員計画

(1) 各部長は、所管の部の「非常配備体制動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知をする。

(2) 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ア 勤務時間外動員用職員名簿 | (様式編様式 1-1) |
| イ 非常配備体制別配備人員名簿 | (様式編様式 1-2) |
| ウ 職員参集（予定・報告）表 | (様式編様式 1-3) |

エ 職員動員伝達系統表

(各部で使用のもの)

(3) 各部長は、作成もしくは修正した計画を随時市長公室長に報告する。

なお、市長公室長は、各部長から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理するとともに、その都度部内担当者に周知し非常時の動員連絡に万全を期する。

6 自主参集（勤務時間外の場合）

(1) 災害が発生し、その災害が「災害等事態における体制区分等」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当することが推定されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。

(2) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

(3) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する服、ヘルメット、長靴等を着用し、職員緊急初動マニュアル、リュックサック（両手は空けておく）、筆記用具、懐中電灯（防水仕様）、携帯電話、ラジオ、電池、飲料水（2L程度）、食料（3食分）、運転免許証、現金（紙幣、小銭）、着替え（適宜）、雨具、笛、薬品（絆創膏等）を携帯する。

(4) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

表 災害等事態における体制区分等

地震災害が発生したときの体制・配備等は下表を基準とする。

体制区分	事態区分	体制の基準 (体制をとる課)	配 置 場 所			
	地震		市役所	出 先 機 関	現 地 連 絡 所	避 難 所
警戒準備体制	震度 4	警戒準備室の設置 市長公室防災対策課 消防本部救急指令課 都市建設部各課	○ 関係課内	×	×	×
	被害情報の収集と状況・推移の監視					
警戒本部体制	震度 5 弱	警戒本部の設置 災対各班の行動計画記載の業務遂行可能な体制（目安として全職員の約 1 割動員、(東海地震注意情報発表時の体制に準じる)必要に応じ体制を強化)	○ 4 階 大会議室	×	○	○
	災害の発生について最大の警戒を実施するとともに非常態勢へ移行準備					
第 1 災害対策本部体制	震度 5 強	災害対策本部の設置 災対各班の行動計画記載の業務遂行可能な体制（目安として全職員の約 3 割動員必要に応じ体制を強化)	○ 4 階大 会議室	△	○	○
	局地的又は数地域に災害が発生等					
第 2 災害対策本部体制	震度 6 弱以上	災害対策本部の設置 全職員	○ 4 階大 会議室	○	○	○
	全市地域又は激甚な災害が発生					

凡例 ○：体制をとる △：市長公室長の指示による ×：自宅待機

第2節 ボランティア対策

基 本 的 考 え 方	<p>災害時におけるボランティア活動は、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援ニーズと市の救援サービス供給能力低下というアンバランスを是正するために行われる。また、一時的に混乱状態に置かれた市民に対して、いつときも早い復興への意欲・自立を促すために行われる。したがって質・量両面において、ボランティア活動は迅速かつ圧倒的な供給体制をもって実施されることが重要である。特に、災害発生初期においては、「ボランティア要員の供給」が最優先されなければならない。確かに各団体や個人が思い思いにボランティア活動を開始し、地域や個人ごとに「サービスの偏り」のあることは望ましいことではない。しかし、それを恐れるあまり救援活動の開始そのものが遅れるようならば「サービスの不公平」以上に、多くの市民が孤立無縁の状態のまま放置されるという点でデメリットが大きい。</p> <p>市本部においては、災対健康福祉部長が市各部長等と連携・協力して、必要かつ十分なボランティア活動実施のための拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに努める。また、市社会福祉協議会は、総合福祉会館等において、提供を受けたスペース、救援物資、コピー機・印刷機・電話などの使用可能な機材・設備、専門的能力を持つ要員等を活用して、避難所在住の被災者及び支援を必要とする市民に対し、必要な支援サービスが供給されるよう努める。</p> <p>なお、各部があらかじめ協定する団体・事業所については、それぞれの部が必要な専門的能力を要する要員の受入・活動の調整を行う。</p>
----------------------------	---

1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

2 実施担当班

福祉救援班

避難収容班

3 実施内容

(1) 市の活動

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

災対健康福祉部長は、必要と認めたときは、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり

災害時ボランティア受入体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への要請	① 災害時ボランティア体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への協力要請	① 災害時ボランティア体制に関する広報活動の要請 (災対市長公室長) ② 場所・資機材・設備・活動資金等の提供協力の要請 (災対市長公室長、災対教育部長) ③ その他の協力要請 (その他各部長)
報道機関対応	① 報道機関へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請 ② 周辺市報道機関各支局への災害時ボランティア体制に関する放送枠、紙面確保等の要請
ボランティア対策班の編成	① 市社会福祉協議会との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 市民対応

(2) 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

(3) 市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市及び県と連携して、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請する。

(4) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行う。

第3節 自衛隊災害派遣要請

1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

2 実施担当班

本部班

3 実施内容

(1) 災害派遣要請の基準

災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が対策本部の職員等の動員だけでは不可能もしくは困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。

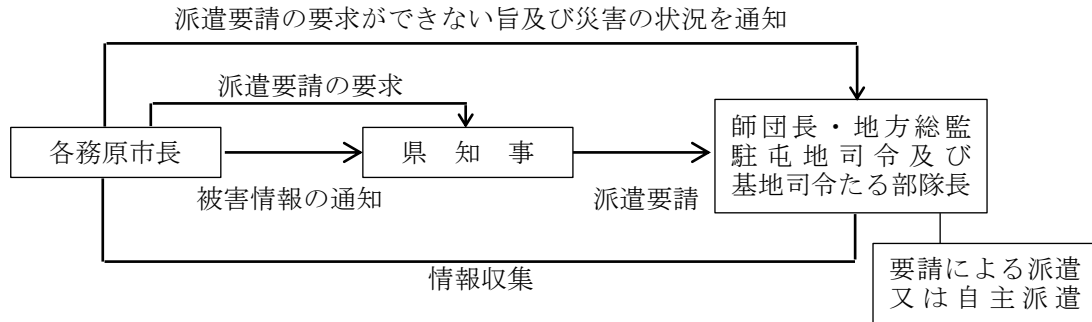
なお、現行自衛隊法（第83条）及び災害対策基本法（第68条の2）では出動について以下の6つの場合を定めている。

- ① 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ③ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ④ 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- ⑤ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがない場合に、自衛隊が自主的に派遣する場合
- ⑥ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣の要請

県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請する。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。



- (3) 災害派遣要請を受けられる者
- a 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊経由）
 - b 航空自衛隊第2補給処長
 - c 海上自衛隊横須賀地方總監

(4) 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
要員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な要員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	① その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

	② 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長又は警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。
--	--

(5) 災害派遣要請の手続き

ア 要請手続

- a 本部長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、岐阜県災害時広域受援計画に基づき、県防災課に次に掲げる事項を把握できた範囲で明らかにし、自衛隊に対する派遣要請書により要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

<p>① 災害の状況及び派遣を要請する理由</p> <p>② 派遣を希望する期間</p> <p>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>④ その他参考となるべき事項</p>

※ 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

(様式編様式 3)

- b 緊急避難、人命救助の場合、自体が急迫し、県知事に対し災害派遣要請の依頼を行ういとまがないときは、直接下記へ通知する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

表 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連 絡 責 任 者 (電話番号)	
	時 間 内 (平日)～17:00	時 間 外
① 陸上自衛隊第35普通科連隊 (守山)第2科	第35普通科連隊第2科 052-791-2191(内線4821)	部隊当直幹部 052-791-2191(内線4509)
	FAX 052-791-2191(内線4839)	
	岐阜県防災情報通信システム 防災電話 652-701(事務室) 防災FAX 652-719	
② 航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課運用班 382-3225 (直通)	基地当直幹部 382-1101 (内線2225)
	岐阜県防災情報通信システム 防災電話 653-701(事務室) 653-703(当直室) 防災FAX 653-719	

イ 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、地震による災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 災害派遣部隊の活動拠点候補地

名称	所在地	面積 (㎡)
各務原市民公園	各務原市那加門前町 3-1-1	65,315
各務原市総合運動公園	〃 下中屋町 974	328,262
各務原市民プール・ 各務原市少年自然の家	〃 鵜沼小伊木町 4-300	90,285
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	各務原市下切町 5-1	81,480

エ 災害派遣部隊の受入措置

本部長（市長）は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

表 災害派遣部隊の受入手順

項 目	活 動 内 容
準 備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資器材等の確保・調達を行う。派遣部隊の待機所、車両、器材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。なおこの場合、他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業を分担するよう配慮する。
受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。なお、派遣部隊の仮泊予定地として市内の公共空地进行を緊急に確保する。
県 へ の 報 告	災対市長公室長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県防災課に報告する。
派 遣 部 隊 の 撤 収 要 請	派遣部隊の撤収要請は県知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県知事に対しその旨報告する。ただし文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

(6) 県警への協力

県は、自衛隊派遣を容易にするため必要があると認めたときは、県警察と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を要請する。

(7) 経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。

- a 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- b 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- c 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

d 県、市が管理する有料道路の通行料

イ その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

(8) 派遣部隊撤収時の手続き

市長等は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」(様式3号)を提出する。

県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに「自衛隊の撤収要請書」(様式4号)により要請を行う。

(9) その他

ア 連絡幹部の派遣

県は、災害派遣の要請を要するような災害の発生が予想されるとき又は県が警戒体制をとったときは、自衛隊との連絡を密にするものとし、調整により自衛隊から連絡幹部の派遣を受け、情報交換、部隊の派遣等に関して連絡調整を図る。

イ 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

a 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」にその旨を明示

b 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ実施

b 他の市町村に対する応援要請

市は、市域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、市に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して市を応援することを求める。

c 県による指示

県は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示することができる。また、市から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

ウ 経費の負担

国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

(2) 消防活動に関する応援要請

ア 相互応援協定に基づく応援要請

市は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求め、また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求め、

また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求め、なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、市の指揮の下に行動する。

(3) 応援の受入体制の整備

県及び他市町村が応援を求めた場合、市は必要に応じてその応援の受入体制を整備する。

(4) 応急措置の代行

県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

国土交通省等は、被災により、市を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させ

る権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(5) 市による応援要請

ア とりまとめ責任者

区 分	職 名		役 割 の あ ら ま し
県その他防災機関	正	災対市長公室長	他市町村、県、国の機関への要請、受入の窓口となる。また民間団体に関する要請・受入の総合調整を行う。
	副	本部班長	
民間団体 及び事業所	正	各所管部長	医師会、建築・土木業関係団体、スーパー、物流業者等各部が所管する団体・事業所への要請、受入の窓口となる。
	副	各所管部担当班長	
ボランティア	市社会福祉協議会		センター本部を総合福祉会館内に置く。本部は市民ボランティア、市外からのボランティアの受入窓口、活動の拠点となる。
	正	災対健康福祉部長	市本部としての連絡・調整窓口となる。
	副	福祉救援班長	

イ 要請実施のめやす

a 被害が甚大であるため、応援を要請する必要がある場合

本部長が必要と認めた場合もしくは市域に震度 6 弱以上の地震が発生し以下の要件の 1 つ以上に該当する場合とする。

- ・耐震性が高いと推定される建築物の重大な被災が報告された場合（※）
 - ・大規模住宅団地に多数の建物倒壊が報告された場合
 - ・住宅密集地に延焼火災が発生していることが報告された場合
 - ・3 時間以上経過後も「安否情報」が報告されない現地連絡所がある場合
- ※ 東海北陸自動車道、国道 21 号立体交差部、産業文化センター等

b 地震後の参集状況に応じて、応援を要請する必要がある場合

- ・地震発生後 3 時間における職員参集率が 30%未満の場合
- ・地震発生後 6 時間における職員参集率が 50%未満の場合
- ・地震発生後 12 時間における職員参集率が 70%未満の場合

第 2 項 県との相互協力

1 基本方針

- (1) 市は、県と災害対策上必要な資料を交換する等平素より連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、市域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。
- (2) 本部長は、市域内の災害が市の総力をもってしても万全を期し難い場合は、県又は他市町村長等の協力について、県知事及び他市町村長等に要請する。
- (3) 本部長は、県知事に対して応援又は職員派遣の斡旋を求める場合には、岐阜県防災課に対し必要事項を記載した文書をもって要請する。ただし緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し事後速やかに文書を送付する。なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入れについては、災対市長公室長が調整統括する。

要 請 の 内 容	事 項
被災者の移送	ア 被災者の他地区への移送を要請する理由 イ 移送を必要とする被災者数 ウ 希望する移送先 エ 被災者の収容に要する期間 オ その他必要な事項
応援又は応急措置の実施 (県各部局)	ア 災害の状況 イ 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに職種別要員 エ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) オ その他必要な事項
応援の斡旋 (他市町村・ 指定地方行政機関)	ア 災害の状況 イ 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) カ その他必要な事項
職員派遣の斡旋 (他市町村・ 指定地方行政機関)	ア 派遣の斡旋を求める理由 イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項
放送の依頼 (NHK岐阜局、 岐阜放送ラジオ・ テレビ)各社	ア 放送依頼の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時・送信系統 エ その他必要な事項

(4) 県知事から他市町村等への協力を指示されたときは、自らの応急対策に支障のない限り、積極的に協力する。

2 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、都道府県及び他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、以下の表のとおり法令に基づき行う。

表 法令に基づく国、都道府県及び他市町村からの派遣職員の経費負担

	給与等の種別	給与等支払者	経費負担
国	俸給、俸給の特別調整額、 初任給調整手当 扶養手当、遠隔地手当、期末手当、 勤勉手当、暫定手当、 寒冷地手当、薪炭手当 公務災害補償又はこれらに相当するもの 退職年金、退職一時金その他共済制度による給付	国	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受ける県又は市町村が負担
	退職手当		国において負担
都道府県・市町村	通勤手当、特殊勤務手当、 時間外勤務手当、休日勤務手当、 夜間勤務手当、宿日直手当、 定時制通信教育手当、産業教育手当 又はこれらに相当するもの 災害派遣手当 旅費	派遣を受ける 県、市町村	派遣を受ける県又は市町村が負担
	給料手当（退職手当を除く） 旅費 退職年金、退職一時金その他共済制度による給付	派遣した 都道府県・ 市町村が支給	派遣を受ける県又は市町村が負担
退職手当	派遣した都道府県・市町村が負担		

第3項 他市町村・防災関係機関等との協力

1 協定市及び県内他市町村との協力

現在、市は福井県敦賀市と「災害時等の相互応援に関する協定」、神奈川県綾瀬市と「災害時における相互応援に関する協定」、宮城県塩竈市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結している。

また県及び県内市町村との間についても、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」、「岐阜圏域における越境避難に関する協定」を締結している。

協力の要請にあたっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして、各市町村へとりあえず口頭、電話等をもって要請し後日書により改めて処理する。

表 応援要請の内容・事項等

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	備考
ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ その他災害に際し特に必要と認める事項（※）	ア 被害の状況 イ 応援を要する応急措置の種類 ウ 応援を要する職種別要員及び資器材等の品名、数量 エ 応援を要する場所及び期間 オ 広報活動の実施を要請する場合における広報文 カ その他応援に関して必要な事項	○要請時に明らかにすべき事項は把握できた範囲でよい ○要請時に明らかにすべき事項は可能な限り、希望優先順位を付け加えること
※ 例えば、以下のようなものが想定される。 ○ 行政境界地域等における災害時広報活動 ○ 病院、産院その他医療施設の斡旋 ○ ごみ、がれき、し尿の処理に関して必要な要員、車両機材、施設の提供 ○ 避難行動要支援者対策を実施するために必要な要員、車両機材、施設の提供		

※ 災害時等の相互応援に関する協定

(資料編資料 18)

2 その他市町村への協力要請（災対法第67条に基づく要請）

市長は、上記協定市町村の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、協定外の市町村長に対し、応援を要請する。

なお協定締結市以外の市町村への協力の要請については、災対市長公室長が各部の要請・市の状況等を踏まえ「応援希望項目リスト」を作成・送付の上行う。ただし、直接他市町村より応援の申出があった場合もしくは緊急やむを得ない事情により、そのいとまがない場合には直接要請し、事後速やかに災対市長公室長に報告する。

3 民間団体及び事業所との協力

(1) 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- イ 災害に関する予警報、その他の情報の地域内住民への伝達
- ウ 災害時における広報活動への協力
- エ 震災時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- オ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- キ 被害状況調査への協力
- ク 道路交通規制・被災地域内の秩序維持への協力
- ケ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- コ 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- サ 生活必需品の調達等の業務への協力
- シ その他市が行う災害応急対策業務への協力

(2) 協力要請の方法

災害時における協力要請にあたっては、可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数
- ウ 調達を要する資器材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となるべき事項

(3) 業種別団体組織及び事業所

災害時に協力すべき団体及び事業所との協定締結を進める。

※ 協力団体等

(資料編資料 19)

第5節 交通応急対策

基
本
的
考
え
方

災害発生直後の救援救護活動において、物資・資機材・要員の輸送をいかにして迅速かつ適切に行うかは極めて重要な課題である。「輸送」は、「情報の伝達・収集」と並び、いわば災害発生直後の救援救護活動を支える「基盤」であり、この2つのどちらが欠けても効率的で円滑な応急対策の実行は著しく困難となる。

しかし、同時多発的で大規模な災害発生時には、多くの道路・橋りょう・信号機・交通標識等の破損、停電による信号機・交通標示板の停止、建物の倒壊・駐車車両等による交通障害物の発生など、市域内外の広い範囲にわたり道路交通の混乱の生ずることが予想される。そしてまた、応急対策要員となるべき防災機関職員自身が少なからず被災し、当面は限られた参集職員をもって対応せざるを得ないことが予想される。災害時における「輸送」を適切に行うべく必要となる「道路の交通確保」は、第一義的には警察機関が責任を負うべき任務であるが、以上のような二律背反の事態をふまえると、警察機関単独で担うことは困難であると想定される。

第1項 交通道路対策

1 方針

地震災害により道路、橋りょう等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施担当班

本部班	農政班	避難収容班
秘書広報班	土木第一班	都市計画班
商工観光班	土木第二班	住宅対策班

3 実施内容

(1) 輸送道路の確保

基本的考え方	<p>市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合の道路被害を想定すると、盛土区間における崩壊、橋りょう・立体交差部の落橋・損傷、橋りょう取付部における段差の発生、上・下水道幹線が埋設される区間等における陥没、道路亀裂の発生そして沿道の建物・電柱等の倒壊・斜面の崩壊・路上駐車等による交通障害物の発生があげられる。特に、道路の障害物による被害については、阪神・淡路大震災にみまわれた神戸市では幅員 6～8 mの道路の約半数が通行不能となった。</p> <p>道路は、市をはじめとする防災関係機関が避難誘導、救助、消火等、災害発生直後の緊急を要する活動を行う上で、また、救援物資、対策用要員の輸送を円滑に行う上で、必要不可欠なものである。しかし、災害発生直後における道路の確保対策の実施は、限られた時間、限られた要員、限られた資機材・車両によらざるを得ず、最も効果的な要員・資機材・車両の運用を行うことが必要である。</p>
--------	---

ア 道路の確保順位

災対都市建設部長は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。

- a 市は、国・県と連携し、市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、グリーンパーク推進協会の協力を得て、指定路線のうち第一順位の路線から順次確保する。
- b 市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、グリーンパーク推進協会は、市からの依頼がなくとも、震度 6 弱以上の地震が市域に発生したときは、各区間ごとに定めた複数の会員（施工業者）に道路の確保のための作業を開始するよう指示する。ただし、この場合、事後速やかに災対都市建設部長に連絡する。

◎各務原市指定 緊急輸送道路一覧表

	No.	路 線 名	区 間	管理者
第 一 順 位	1	東海北陸自動車道	市内全区間	中日本
	2	一般国道 21 号	市内全区間	国
	3	主要地方道江南関線（県道 17 号）	市内全区間	県
	4	主要地方道春日井各務原線（県道 27 号）	市内全区間	県
	5	主要地方道川島三輪線（県道 93 号）	市内全区間	県
	6	一般県道松原芋島線（県道 180 号）	全線	県
	7	一般県道一宮川島線（県道 115 号）	全線	県
	8	一般県道一宮各務原線（県道 114 号）	川島河田町地内、河田橋	県
	9	市道 1 級川 1 号線	全線	市
	10	主要地方道芋島鶴沼線（県道 95 号）	市内全区間	県
	11	一般県道岐阜各務原線（県道 152 号）	岐阜市境～市道那 816 号線（旧国道）	県
	12	一般県道下中屋笠松線（県道 178 号）	市内全区間	県
	13	市道 1 級那 837 号線（北洞西市場線）	全線	市
	14	市道 2 級那 141 号線（那加中通り）	那加前洞新町地内	市

	No.	路 線 名	区 間	管理者
第 一 位 順	15	飛行場通り (市道1級那813号線、稲802号線)	全線	市
	16	稲羽本通り (市道1級稲803号線、稲804号線、稲286号線)	全線	市
	17	いちょう通り (市道1級蘇南100号線、蘇南1号線、那819号線)	全線	市
	18	市道1級 蘇北558号線	全線	市
	19	市道1級蘇北560号線、蘇北559号線	全線	市
	20	市道1級鶉49号線 (各務原駅前通り)	全線	市
	21	市道2級鶉698号線 (鶉沼宿街道)	全線	市
	22	緑苑環状道路 (市道1級鶉435号線、鶉561号線、鶉1109号線)	全線	市
	23	市道1級鶉691号線 (みどり坂)	全線	市
	24	市道1級那816号線 (旧国道21号)	全線	市
	25	市道1級那804号線 (かえで通り)	全線	市
	26	市道那450号線	全線 (金属団地アクセス)	市
	27	市道那692号線	全線 (旧岐阜各務野高校岐女商校舎アクセス)	市
	28	市道稲253号線	全線 (総合運動公園アクセス)	市
	29	市道蘇北735号線、蘇南53号線 (旧 一般県道六軒停車場線)	全線	市
	30	一般県道長森各務原線 (県道205号)	市内全区間	県
	31	一般県道一宮各務原線 (県道114号)	川島除く全区間	県
	32	一般県道岐阜那加線 (県道181号)	市内全区間	県
	33	市道鶉1200号線	全線	市
	34	市道2級那351号線	全線	市
	35	市道2級蘇北396号線	全線	市
	36	市道蘇北433号線 (山田寺通り)	全線	市
	37	市道1級蘇南4号線	全線	市
	38	市道1級鶉41号線 (産業通り)	全線	市
	39	市道2級稲805号線	全線	市
	40	市道2級鶉1004号線	全線	市
	41	市道稲551号線	全線	市
	42	市道2級稲288号線	全線	市
	43	市道稲108号線	前渡西町6地内 (稲羽東小アクセス)	市
	44	市道2級各6号線	全線 (各務小アクセス)	市
	45	栄通り (市道1級蘇北484号線、蘇南2号線)	全線 (蘇原第一小アクセス)	市
	46	市道1級鶉869号線ほか	全線 (陵南小アクセス)	市

	No.	路 線 名	区 間	管理者
第 一 順 位	47	市道鶉 1210 号線、鶉 1226 号線 (八木山通り)	全線 (八木山小アクセス)	市
	48	市道 2 級鶉 1082 号線 (伊木山通り)	全線 (鶉沼第一小アクセス)	市
	49	市道那 234 号線	那加石山町地内 (那加第一小学校アクセス)	市
	50	市道那 261 号線	那加野畑町地内 (那加第一小学校アクセス)	市
	51	市道 2 級那 842 号線	全線	市
	52	市道蘇北 333 号線ほか (蘇北 276、330、743 号線、各 47 号線)	全線	市
	53	市道蘇北 84 号線	全線	市
	54	市道稲 676 号線	全線	市
	55	市道稲 685 号線	三井東町地内	市
	56	市道各 443 号線	全線	市
	57	市道鶉 36 号線	全線	市
	58	市道稲 1 号線	前渡東町 6 地内	市
	59	市道鶉 824 号線	全線	市
	60	市道各 416 号線	全線	市
	61	市道稲 926 号線	全線 (各務原大橋含む)	市
	62	市道蘇北 770 号線	全線	市
	63	市道蘇北 390 号線	全線	市
	64	市道鶉 1087 号線	市道鶉 1082 号線～ 主要地方道春日井各務原線	市
65	市道 2 級鶉 941 号線	全線	市	
66	市道稲 422、499 号線	市道稲 286 号線まで	市	

イ 道路管理者の対応

道路管理者は、交通の障害となっている道路上の放置車両について、緊急通行車両の通行ルートを確認するため、緊急の必要がある場合、監理する道路の区間を指定して以下のとおり実施することができる。

- a 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して、移動を命じることができる。
- b 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。その際やむを得ない限度において車両を破壊することができる。

(2) 発見者等の通報

地震災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市に通報するものとする。通報を受けた市は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報する。

(3) 災害時交通規制実施体制の確立

基本的 考え方	<p>大規模な地震発生後、国道21号、東海北陸自動車道並びに各インターチェンジへのアクセス道路が直ちに交通規制が実施されない場合、広域的な救援ネットワークは事実上機能マヒに陥るものと想定される。そのため市域に震度6弱以上の地震が発生した場合には、この計画において、以下のとおり行うよう定める。</p> <p>第1に県公安委員会に要請し市域全域及びその他必要と認める区域を交通管制区域として指定する。</p> <p>第2に各務原警察署に管制本部を設置するとともに、各道路管理者に対し、管制本部要員の派遣を要請する。</p> <p>第3に各機関は、あらかじめ集結拠点を定めるなどして、対策要員確保に万全を期する。</p> <p>第4に明らかに各務原警察署管内限りで事態に対処することが可能である場合を除き、直ちに広域緊急援助隊の出動を要請するとともに、県警本部・隣接県警察をはじめとする広域的な協力を得られるよう必要な措置をとる。</p>
------------	---

ア 交通管制区域の指定

a 交通管制区域の指定

各務原警察署長は、各務原市において震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは災害の発生その他により必要があると認めた場合は、直ちに県公安委員会に市全域及びそのつど必要と認める区域について、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う区域（以下「交通管制区域」という）として、指定するよう要請する。

災対市長公室長は、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは災害の発生その他により必要があると認めた場合は、把握した限りの被害状況を本部長及び各務原警察署長に報告するとともに、交通管制区域の指定に関し照会確認する。併せて対策要員の確保、管制本部要員の派遣その他必要な措置をとる。

なお、通行の禁止又は制限の対象、期間の設置については、「(4) 災害時交通規制の実施」による。

b 交通管制区域の指定に関する広報

各務原警察署長は、県公安委員会より交通管制区域指定の連絡を受けた場合は、直ちにその旨を市災害対策本部長、各道路管理者その他関係機関に通知する。また市民等に対し周知するため、警察の車両等による広報、ラジオ・新聞・テレビ局その他報道機関に対する協力要請、道路情報板による広報等を行う。

災対市長公室長は、各務原警察署長より交通管制区域指定の連絡を受けた場合は、速やかにあらゆる広報手段を使い、その周知徹底に努める。

イ 管制本部の設置

各務原警察署長は、その所管する区域において、災害対策基本法第76条に基づく交通管制区域の指定が行われた場合は、各務原警察署に管制本部を設置する。管制本部には、警察職員及び各道路管理者を本部要員として、また県トラック協会各務原協議会、市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、警備保障業者、公共輸送機関事業者（鉄道・バス）、日本通運岐阜支店その他物流業者の代表者をオブザーバーとして、それぞれ要員を派遣するよう要請

する。

ウ 要員の確保

a 各務原警察署

各務原警察署長は、震度6弱以上の地震発生直後においては、緊急通行車両の通行確保を最優先事項として、要員を確保し管制本部並びに交通規制実施のために必要な部署・地点に配置する。また、必要に応じて、地区交通安全協会、警備保障業者等との応援協定に基づき交通誘導の実施等を要請する。

なお、緊急活動用道路が確保され、要員に余裕があると判断された場合は、速やかに被災者の救出救助活動その他の活動に従事させる。

b 市（災対市長公室長）

災対市長公室長は、震度6弱以上の地震発生直後においては、緊急活動用道路の確保を最優先事項として、要員を確保し、管制本部との連絡・調整窓口となる対策班、市域に関する交通情報を収集・分析するための情報班その他必要な班編成を行う。

c 国・県・中日本高速道路株式会社

国・県・中日本高速道路株式会社は、震度6弱以上の地震発生直後においては、各所管道路に関し、緊急活動用道路の確保を最優先事項として、要員を確保し、管制本部との連絡・調整窓口となる対策班、市域に関する交通情報を収集・分析するための情報班その他必要な班編成を行う。

エ 広域的な協力・連携その他必要な措置

a 警察法第60条に基づく援助の要求

各務原警察署長は、明らかに各務原警察署管内で事態に対処することが可能な場合を除き、直ちに隣接する岐阜中、岐阜南、岐阜羽島、関、加茂の各警察署（県内）に協力を求めるとともに、警察法第60条に基づく援助の要求を行うよう、県警本部長に要請する。

b 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求

市（災対市長公室長）は、交通管制区域指定が行われた場合、隣接市町に対し、被災地域内への一般車両の進入禁止に関する広報、道路啓開のために必要な要員・資機材等の派遣など必要な応援協力を要請する。

c その他広域的な協力・連携の要請

各務原警察署長、各道路管理者及び市（災対市長公室長）は、道路の交通管制を実施するために必要と認める場合は、関係機関・事業所・団体などに広域的な協力・連携を要請する。

(4) 災害時交通規制の実施

基 本 的 考 え 方	<p>同時多発的で大規模な災害発生直後には、広い範囲にわたり、道路・橋りょう等の損壊や倒壊・落下物による通行障害、信号機等の機能停止などさまざまな交通障害の生ずることが予想される。阪神・淡路大震災においても、例えば神戸市では、幅員 6~8 mの道路の約半数が建物の倒壊により通行不能になった。そのため、一般車両が国道 2 号、43 号、山手幹線等の東西方向の幹線道路に集中し、消防、警察、自衛隊等の緊急出動車両の多くが大渋滞に巻き込まれ、時間との勝負となった消火、救出、救命搬送等の初期緊急対策活動は困難をきわめた。</p> <p>また、地震発生後 3 日目以降については、食料、飲料水、日用雑貨など大量の救援物資やたくさんの救出・救援活動派遣要員・ボランティア等が全国から被災地へ集中し、被災により減少した道路の交通容量を大幅に上回る緊急通行車両で道路は大渋滞した。その一方で「帰りトラック」の空車が目立ったこと、当初各区役所を物資の配送拠点としたため救援物資の幹線輸送ルートと端末輸送ルートの動線が整理されず錯綜したことなど、非効率的な輸送対策の運営もそうした状態に拍車をかけた。</p> <p>しかし、阪神地区の経済・社会活動の停滞のため交通の絶対量は災害前に比べ大きく減少した。したがって経済復興や市民の生活再建を促進する観点からは、少なくとも復興期においては一般車両の交通こそむしろ優先的に確保する必要がある。そこで、この計画では震度 6 弱以上の災害時の道路交通規制については、以下の 3 つの時期区分・留意点により行う。</p> <p>「災害発生直後（発生後 48 時間）」 …緊急自動車等の通行確保最優先 「復旧期（3 日目以降 14 日目まで）」 …物資等の大量輸送の効率化 「平常時への移行（15 日目以降）」 …経済復興、市民の自立支援の促進</p>
----------------------------	---

ア 発災直後の交通規制

a 計画方針

- ・消防、警察、自衛隊等の緊急自動車等の通行確保を最優先とする。
- ・原則として、交通管制区域における一般自家用車両の通行は、全面的に禁止する。
- ・要所に交通管制地域外からの一般車両の進入を禁止するための検問所を設置する。

b 期間の設定

発災直後の交通規制の実施期間はそのつど管制本部が定めるが、おおむね災害発生後 48 時間目までとする。

c 規制除外対象車両の設定

発災直後の交通規制の除外対象車両は、そのつど管制本部が定めるがおおむね以下のとおりとする。

- 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- その他防災機関が使用する緊急通行車両
- その他管制本部が必要と認める車両
- ※ 例えば、重傷病者が病院への搬送のために、また避難行動要支援者が移動のために、それぞれ乗車している車両

d 交通規制の内容

- ・ 交通規制は、大地震発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に寄せて停車させ、道路中央部分を緊急通行車両等の通行路として確保する等の必要な措置を状況により別命のあるまで現場の警察官が要所において継続する。
- ・ 隣接市町に通ずる幹線道路については、交通遮断線を設定しその手前に相当の距離をとり、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い交通をはじめとする秩序の維持を図る。
- ・ 地域内の幹線道路の各交差点においては、要員を派遣し信号機が作動する場合は、幹線優先の操作を行うとともに、交通整理員を配置し緊急活動用車両の通行を確保する。
- ・ 混乱している交差点、主要道路等の近傍に公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、緊急車両のための車線を確保する。
- ・ 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他の障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋りょう等の応急補修、復旧、機能確保にあたる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む。）と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。
- ・ 災害対策基本法第76条の規定に基づく災害現場における緊急通行車両の確認は、各務原警察署長が行う。確認を受けた車両使用者には、同法に定める「標章及び証明書」を交付する。

※ 緊急通行車両確認認証証明書の様式及び標章 (様式編様式 4)

イ 復旧期における交通規制

a 計画方針

- ・ 要所に交通管制地域外からの一般車両の進入を禁止もしくは制限するための検問所を設置する。
- ・ 幹線道路については、緊急自動車専用車線を少なくとも1車線確保する。
- ・ 幹線道路について、出入専用車線、代替バス専用車線等の指定を行う。また道路容量の絶対量の不足を補い限られた道路の有効利用を図るため、昼夜間時間帯別の規制対象車両の指定を行う。
- ・ 幹線道路の各交差点においては、信号機が作動する場合は、幹線優先の操作を行うとともに、交通整理員を配置し緊急活動用車両の通行を確保する。

b 期間の設定

復旧期における交通規制の実施期間はそのつど管制本部が定めるが、おおむね災害発生後3日目から14日目までとする。

c 規制除外対象車両の設定

復旧期における交通規制の除外対象車両は、そのつど管制本部が定めるがおおむね以下のとおりとする。

——終日規制除外対象とすべき車両——

- 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- 防災機関が使用する緊急通行車両
- 生活支援物資輸送車両
- 公共交通バス
- 復旧工事用車両
- 復旧資材輸送車両

——夜間のみ除外対象とすべき車両——

- 被災地外へ脱出する一般自家用車両
- 報道機関関係車両

d 救援物資等の大量輸送の効率化を図るための交通規制

- ・ 幹線道路については、緊急自動車専用車線を少なくとも1車線確保する。
また、あわせて可能な場合は、代替バス専用車線を1車線確保する。
- ・ 東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ及び国道21号にアクセスする道路並びに主要地方道江南関線、主要地方道川島三輪線、主要地方道春日井各務原線等については、道路容量が不足するなど管制本部が必要があると認める場合には、必要な区間を一方通行として指定するなどの措置をとり、非被災地からの物資・支援要員を輸送するための出入動線の簡略化を図る。
- ・ 被災地外へ脱出しようとする被災者の一般自家用車両に関しては、夜間時間帯について、規制除外対象車両とする旨を広報し、幹線道路において、その通行を確保する。

ウ 平常時交通管制体制への移行

a 計画方針

- ・ 通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両の通行を確保する。
- ・ 要所に交通管制地域外からの一般車両の進入を禁止もしくは制限するための検問所を設置する。
- ・ 地域内の幹線道路の各交差点においては、整理員を配置し優先通行車両の通行を確保する。

b 期間の設定

災害発生後15日目以降については、平常時交通管制体制への移行を漸次行う。

c 規制対象除外車両の設定

平常時交通管制体制への移行期における交通規制の除外対象車両は、そのつど管制本部が定めるがおおむね以下のとおりとする。

——終日規制除外対象とすべき車両——

- 消防、警察、自衛隊等の緊急自動車（道路交通法施行令第13条）
- 防災機関が使用する緊急通行車両
- 復旧資材輸送車両（緊急度の高い資材）
- 通常の生産活動・商業活動に不可欠な物資の輸送車両

- 公共交通バス
- 被災地外へ脱出する一般自家用車両

——夜間のみ除外対象とすべき車両——

- 生活支援物資輸送車両
- 復旧工事用車両
- 復旧資材輸送車両（緊急度の低い資材）
- 報道機関関係車両

d 経済復興、市民の自立支援を促進するための交通規制

- ・ 交通規制は、道路交通法施行令に基づく緊急自動車を除き、原則として通常の生産活動・商業活動に不可欠な輸送車両、公共交通代替バスの通行を優先して確保する。
- ・ 隣接市町に通ずる幹線道路のうち主要な地点について、交通遮断線を設定しその手前に相当の距離をとり要所に検問所を設ける。検問所には、時間帯別規制対象車両リスト標識の設置、被災地内幹線道路の復旧状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

エ 運転者のとるべき措置

a 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ・ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ・ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ・ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

b 避難のために車両を使用しないこと。

c 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

- ・ 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所。
- ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ・ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(5) 道路啓開等

ア 緊急啓開作業の内容

緊急道路に関する緊急啓開作業の実施内容は、被害の状況に応じて、各道路管理者が管制本部と十分協議し定めるが、災害発生初期においては、おおむね以下のとおり行う。

a 応急復旧目標

原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるように応急復旧を行う。

b 応急復旧方法のあらまし

- ・ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端に移動し堆積する。
- ・ 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等へ移動し堆積する。
- ・ 路上駐車及び放置自動車の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
- ・ 路面の陥没及び亀裂については、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し、自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
- ・ 橋りょう取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により、自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。
- ・ がけ崩れにより生じた崩壊土については、重機械（ブルドーザー等）により崩壊土の除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。又は、路側に崩土防止柵を設置する。

(6) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施担当班又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

———緊急通行車両の範囲———
a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
b 消防、水防その他の応急措置に関するもの
c 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
d 災害時の応急教育に関するもの
e 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
f 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
g 犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの
h 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認手続等

市において使用する車両のうち事前届出のない車両の確認手続に関しては、災対企画総務部長が県本部（防災班又は警察部交通規制班）あるいは県支部（総務班又は各務原警察署）に対し所定の書類を持って要請する。

なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受け、事後に必要な書類を提出する。

※ 緊急通行車両確認証明書の様式及び標章 (様式編様式 4)

(7) 報告等

ア 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をする。

イ 報告事項

各機関は、報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 禁止、制限の種類と対象
- b 規制する区間又は区域
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路の道路、幅員、橋りょう等の状況等

(8) 交通管制実施のための施設の確保

基 本 的 考 え 方	<p>被災により大幅に減少することが想定される道路容量のもとで、しかも限られた時間内に、最も効果的な市域の自動車交通管制（コントロール）を行うためには、相応の施設・設備等が必要である。そこで、この計画では、以下の3つの柱を立てて行うよう定める。</p> <p>第1に限られた要員により、最大限の交通管制効果を発揮させるため、信号機・標識等を確保する。</p> <p>第2に被災地域と非被災地域との主要な「玄関口」となる国道21号市町境部並びに東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ周辺等に出入規制等実施のための施設を確保し、被災地内への大型車の進入規制、仕分けによる効率的な配送を行えるよう措置する。</p> <p>第3に非被災地からの救援車両に関し帰り車の空車率の減少を図るための施設、被災者向の仮置駐車場、緊急活動用道路渋滞時の車両一時待避スペースを確保し、道路容量に対する負荷を軽減するよう措置する。</p>
----------------------------	---

ア 信号・標識等の確保

- a 各務原警察署長は、緊急活動用道路を確保するために必要な信号・標識等を次により確保する。
 - ・ 各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・業者の協力・連携を得て、指定路線のうち第一順位の路線から順次信号機を確保する。
 - ・ 県警本部長の指示がない場合で、震度6弱以上の地震が市域に発生したときは、あらかじめ定める路線区間ごとに復旧班を編成し、信号機の保守点検を行う。また停電により使用できないときは、主要交差点に可搬式自家発電機を設置し緊急給電する。なお、以上の措置をとった場合は事後速やかに県警本部長に連絡する。
 - ・ 管制本部としての決定に基づき、各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・業者の協力・連携を得て、各種専用車線（レーン）指定、速度制限・右左折禁止・一方通行の指示その他の道路標識、通行止看板、セーフティコーン等の設置に関し、指定路線のうち第一順位の路線から順次行う。
- b 災対市長公室長は、交通管制区域内でとられる交通規制措置について、迂回ルート等の

案内看板を製作し、主要地点に設置するとともに、緊急迂回等ルートマップを作成し市本部各部、関係機関及び市民に配布しその周知徹底に努める。

イ 出入規制等実施のための拠点施設

災対市長公室長は、市域に交通管制区域指定の連絡があったとき、もしくは震度6弱以上の地震発生によりその必要があると認めたときは、以下のとおり関係各部長に出入規制実施のための施設の設置を要請する。災対市長公室長は、関係各部長から設置完了の連絡を受けたときは、速やかに管制本部に報告する。これにより国道21号市町境部並びに東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジにおける出入規制実施に万全を期する。

a 配送拠点の設置の要請

- 要請先部長名

本部組織上職名	平常時職名
災対産業活力部長	産業活力部長

- 配送拠点設置予定地

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
各務原地区 (JR線北部)	県立各務原高校	蘇原新生町地内	国道21号 主要地方道江南関線 県道長森各務原線 市道蘇北770号線
各務原地区 (JR線南部)	川崎重工業格納庫	蘇原三柿野町地内	主要地方道江南関線 国道21号
各務原地区 (JR線南部)	J Aぎふ各務原 集出荷場予冷施設	鵜沼各務原町地内	国道21号 市道鵜941号線

- 配送拠点の利用について

配送拠点の利用対象車両は、各務原市対策本部にあてた国・県・日赤並びに各自治体・団体組織・企業その他からの救援物資のための車両とする。その他第2項「輸送手段の確保」による。

b 生活・復興関連物資積替中継拠点設置の要請

- 要請先部長名

本部組織上職名	平常時職名
災対産業活力部長	産業活力部長

- 積替中継拠点設置予定地

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
江主 南要 ・地 関方 線道	西側地域	各務原市 総合運動公園	下中屋町地内 東海北陸自動車道 国道21号 国道156号 主要地方道江南関線
	東側地域	各務原市民プール	鵜沼小伊木町4丁目 地内 国道21号 主要地方道江南関線

ウ その他の施設

災対市長公室長は、市域に交通管制区域指定の連絡があったとき、もしくは震度6弱以上の地震発生によりその必要があると認めたときは、以下のとおり関係各部長に出入規制実施のための施設の設置を要請する。

a 路上障害物の仮置場

災対都市建設部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、災対市民生活部長と協力して、道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を国道21号その他緊急活動用幹線となる道路の沿道適地に確保する。これにより「緊急通行車両」の標章が交付された車両のうち、非被災地への帰途「空車」の状態にあるものに路上障害物の搬送・処理協力を要請する。

b 被災者用臨時駐車場

災対産業活力部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、関係各部長と協力して、住宅を失った被災者で駐車スペースを必要とする市民のための臨時駐車場を適地に確保する。これにより路上駐車減少を図るとともに、一般車両の当面の利用自粛協力を得る。なお、駐車場用地は、市営・民営の一時駐車場をあてるほか、民有空地のうち仮設住宅建設用地としての利用は困難だが、仮置駐車場としての利用受諾が可能なものを借り受ける。

c 退避スペースの確保

災対産業活力部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、関係各部長と協力して、国道21号その他車線が十分に確保できない場合の緊急活動用道路沿道適地に車両退避スペースを設置する。これにより緊急通行車両による交通渋滞時の「緊急自動車」の通行を確保する。

(9) 代替交通手段の確保

基本的考え方	<p>現在市域には、岐阜市・名古屋都心部・他市町村との重要な輸送ルートとして、JR高山本線、名鉄各務原線、名鉄バス、岐阜バスの合計4社の鉄道もしくは路線バスが運行されている。市域を震度6弱以上の地震が襲った場合には、これらの鉄道・路線バスが運行停止もしくは困難となる事態が予想される。その場合、市民の生活再建を促し地域社会の経済復興を促す観点から、バスの復旧もしくは代替バスの迅速な運行開始が要請される。</p>
--------	--

ア 公共代替バス

災害時交通管制を適切に行うために必要な代替交通手段としてのバス運行を次のとおり確保する。

a 管制本部としての決定に基づき、各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・事業者の協力・連携を得て、バス専用車線（レーン）指定を行う。

b 災対市長公室長は、バス会社2社に対し、バスの運行について、共同方式により行うよう要請する。

イ 貸出用自転車の提供

災対市長公室長は、市域に交通管制区域指定の連絡があったとき、もしくは震度6弱以上の地震発生によりその必要があると認めたときは、以下のとおり災対産業活力部長に対し関

係各部長と協力して、市民向けに貸出用自転車の提供サービスを行うよう要請する。

a 貸出用自転車の確保

災対産業活力部長は、災対市長公室長からの設置要請の連絡を受けた場合、各務原商工会議所その他関係団体・事業者に、保有自転車を市民向け貸出用自転車として提供するよう要請する。

b 貸出用自転車ステーションの設置

災対産業活力部長は、貸出用自転車の貸出及び返納の受付・保管を行う拠点を、関係各部長の協力を得て、市本庁舎・現地連絡所、避難所、医療機関、鉄道駅等必要な施設・箇所に配置する。

c 貸出用自転車体制の運営・回収

貸出用自転車の回収は、可能な限り簡略化するものとするが、最小限の回収業務をボランティアの協力により行う。そのため、災対産業活力部長は、市ボランティアセンター本部に対し貸出用自転車ステーションの運営・自転車の回収その他必要な業務を行うよう協力要請をする。

第2項 輸送手段の確保

基本的考え方	<p>応急対策活動において、「輸送」は、「情報の伝達・収集」と並んで、いわば災害応急対策活動を支える基盤であり、この2つのどちらが欠けても効率的で円滑な応急対策は実行不可能となる。しかし、震度6弱以上の地震発生時には、被災により、動員可能な要員・車両は平常時に比べかなり減少する。また利用可能な道路も限られるものと想定しておく必要がある。</p>
--------	---

1 方針

大規模地震発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施担当班

本部班	農政班	住宅対策班
庶務班	避難収容班	
商工観光班	都市計画班	

3 実施内容

(1) 災害時輸送業務実施体制の確立

基本的 考 え 方	<p>市が本庁舎本部・現地連絡所体制のもと、災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、本庁舎本部及び救援物資・要員等集積拠点において、輸送手段としての車両を確保する必要がある。そして、災害発生後の混乱の中で、限られた輸送用車両や輸送要員の効率的な運用を図るためには、本部及び各「拠点」において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制が確立される必要がある。</p>
--------------------	---

ア 市の役割

災対企画総務部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合もしくは大規模な災害その他により必要と認めた場合は、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり災害時輸送業務実施体制を確立する。

a 災害発生後とるべき主な措置

項 目	手順その他必要事項
県トラック協会 各務原協議会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時輸送業務実施体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時輸送業務実施体制における市有車両の現在状況の把握及び運用上のルールの確認（全部長） ② 場所・燃料・資器材・設備・活動資金等の提供もしくは調達に関する協力の要請 (災対企画総務部長、災対産業活力部長、災対都市建設部長、災対教育部長) ③ ヘリコプター・舟艇に関する協力の要請 (災対企画総務部長、災対産業活力部長) ④ その他の協力要請 (その他関係各部長)
緊急通行車両の確認手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 各務原警察署長への災害時輸送業務実施体制確立の通知並びに協力要請 ② 各務原警察署長への緊急通行車両確認に関する手続の要請 ③ 災対企画総務部長への連絡 (緊急通行車両リストの送付等)
緊急業務調整班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ① 県トラック協会各務原協議会との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 市民対応
災対企画総務部輸送班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ① 災対企画総務部管理の市保有車両の確保 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整

b 燃料の調達

災対企画総務部長は、市保有車両及び協力車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。調達は、市内の供給業者又は石油等販売業組合等の関係機関に対して、あらかじめ定められた方法により供給を要請し行う。

c 市有車両運用上のルール

・ 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

——輸送対象の優先順位——

- ① 被災者の避難・救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送
- ② 医療・助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送
- ③ 病院用上水・飲料水の供給のための輸送
- ④ 対策上の拠点となる公共施設の応急復旧のための要員及び資機材の輸送
- ⑤ 救助・救援物資の輸送
- ⑥ 死体の捜索及び処理のための輸送
- ⑦ 埋葬のための輸送
- ⑧ その他災害対策に必要な要員及び物資の輸送

・ 配車手続等

- ① 災対企画総務部長は、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ② 車両の運行に必要な要員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- ③ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

※ 市保有車両一覧

(資料編資料 21)

イ 県トラック協会各務原協議会の役割

県トラック協会各務原協議会は、災対企画総務部長から災害時輸送業務実施体制確立の要請を受けた場合は、以下のとおり輸送業務に関する応援協力活動を行う。

a 各車両集結拠点への配置

県トラック協会各務原協議会は、あらかじめ定める計画に基づき会員各社に対し車両・要員の本庁舎並びに各「輸送拠点」(川崎重工業格納庫、県立各務原高校、JAぎふ各務原集出荷場予冷施設)への集結を指示し、加盟会員が有する車両・要員を輸送対策に従事させる。

b 運営体制

本庁舎内に県トラック協会各務原対策本部、各「輸送拠点」内に同対策支部を置く。各対策支部の要員はそのつど県トラック協会各務原協議会責任者が決めるが、あらかじめ災害時輸送業務実施計画に基づき各「輸送拠点」ごとに定める管内会員業者をもってあてる。なお、県トラック協会各務原対策本部は、災対企画総務部との連絡・調整にあたりとも

に本庁舎管内における協会提供の車両・要員による輸送業務のとりまとめを行う。

c 本部組織のめやす

県トラック協会各務原対策本部及び同対策支部の構成は、そのつど県トラック協会各務原協議会責任者が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役割項目
コーディネイト班	① 市（本部）各担当班からの輸送業務実施要請の受付 ② 車両・運行要員の運用計画の作成・調整 ③ 会員各社との連絡・調整 ④ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
バックアップ班	① 市、防災関係機関との連絡調整 ② 燃料、資機材等の調達・保管 ③ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④ 食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤ その他本部・支部機能維持業務に関すること

※ 県トラック協会岐阜支部交通事故防止対策委員会各務原協議会会員名簿

(資料編資料 22)

ウ 車両以外の輸送手段

道路・橋りょう等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、災対企画総務部長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、本章第4節「災害応援要請」の定めるところにより行う。

a 航空機（ヘリコプター）による輸送 ※自衛隊、県防災課、他自治体、川崎重工業 セントラルヘリコプターサービス
b 鉄道による輸送 ※JR東海・JR貨物・名古屋鉄道
c 舟艇による輸送 ※木曾川・長良川下流漁業協同組合

※ 協力団体等

(資料編資料 19)

(2) ヘリコプター離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

ア 臨時ヘリポートの開設

a 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示もしくは本部長の指示による。災対企画総務部長及び関係各部長は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講じておく。

b 主な開設予定地

市の行う災害応急対策の活動拠点となり、また車両集結拠点ともなる本庁舎本部、医療救護対策本部（医師会本部）、ボランティアセンター本部並びに「輸送・物資集積拠点」に最寄りの臨時ヘリポート開設予定地は、以下のとおりである。

設置場所名称	所在地	ヘリコプター機種の適否				拠点施設名
		OH-6	UH-1	V-22	CH-47	
市民公園	那加門前町 3丁目1-1	○	○	×	×	本庁舎 ボランティアセンター本部 ※総合福祉会館
						医療対策本部 ※産業文化センターの場合
那加中学校 運動場	那加東亜町 地内	○	○	○	○	※准看護学校の場合
総合運動公園	下中屋町 地内	○	○	○	○	物資積替中継拠点 (総合運動公園) ※消防活動上の臨時離着 陸場として活用予定
岐阜基地既設 ヘリポート	那加官有地 無番地地内	○	○	○	○	物資搬送拠点 (川崎重工業格納庫)
各務原高校	蘇原新生町 地内	○	○	○	○	物資搬送拠点 (各務原高校)
川島小中学校 グラウンド	川島河田町 1040-7	○	○	○	○	物資搬送拠点
川島スポーツ公園 グラウンド	川島小網町 2146-1	○	○	○	○	物資搬送拠点
岐阜県消防学校 グラウンド	川島小網町 2151	○	○	○	○	※消防活動上の臨時離着 陸場として活用予定

※ 臨時ヘリポート設置予定地一覧及び発着場指定基準 (資料編資料 23)

(3) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

基本的 考え方	<p>大規模な災害が発生した場合、国は全省庁的な災害救援体制を組むとともに、陸、海、空の3つの輸送ルートにより全国からの救援物資や救援活動要員の輸送にあたる。県もまたそうした計画のもとで広域的航空輸送基地としての各務原飛行場を含め県全域を結ぶ陸と空の2つの緊急輸送ルートを確保する計画である。</p>
------------	--

ア 基本的事項

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

a 取り扱い物資

- ・ 市からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- ・ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ・ 義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資
- ・ 医薬品

b 広域物資輸送拠点等における業務

- ・ 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- ・ 避難所等の物資需要情報の集約
- ・ 配送先別の仕分け
- ・ 小型車両への積み替え、発送

（注）大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。

bの配送先別の仕分け、小型車両への積み替え、発送については、ボランティアを積極的に活用する。

c 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける市が実施する。

イ 災害時物資配送拠点の確保

災対産業活力部長は、震度6弱以上の地震が発生したとき、もしくは災害発生によりその必要があると認めたときは、次の3施設を災害時物資配送拠点として提供するよう各施設の管理者に要請するとともに、複数の職員を配置するなど必要な措置を講ずる。また、災対産業活力部長は、各該当施設の運営に関して、ボランティア要員の提供・呼び掛けについてもあわせて要請する。

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
各務原地区 (JR線北部)	県立各務原高校	蘇原新生町地内	国道21号 主要地方道江南関線 県道長森各務原線 市道蘇北770号線
各務原地区 (JR線南部)	川崎重工業格納庫	蘇原三柿野町地内	主要地方道江南関線 国道21号
各務原地区 (JR線南部)	JAぎふ各務原 集出荷場予冷施設	鵜沼各務原町地内	国道21号 市道鵜941号線

ウ 積替中継拠点の確保

交通管制区域内においては、原則として一般大型車両の通行は禁止される。しかし、食料

や生活必需品の供給を円滑に行うためには、民間事業者の早期開業が不可欠となる。そのため、災対産業活力部長は、緊急物資確保対策の一環として、単独で被災地周辺部に物流拠点を確保できない事業者向けに必要な物資等積替作業を行えるよう、積替中継拠点を以下のとおり確保する。

a 初動措置

災対産業活力部長は、震度6弱以上の地震が発生したとき、もしくは交通管制区域の指定が行われ、その必要があると認めるときは、災害時積替中継拠点として提供するよう各施設の管理者に要請する。あわせて、各務原商工会議所等関係団体にその旨を連絡する。

b 拠点管理要員

災害時積替中継拠点を開設・管理するため、災対産業活力部長は、部の職員を複数配置するなど必要な措置を講ずる。また、各該当施設の運営に関して、各務原商工会議所等関係団体に対し、ボランティア要員の提供・呼びかけに協力を要請する。

c 設置予定場所

区 分		設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
江主 南要 ・地 関方 線道	西側地域	各務原市 総合運動公園	下中屋町地内	東海北陸自動車道 国道21号 国道156号 主要地方道江南関線
	東側地域	各務原市民プール	鵜沼小伊木町4丁目 地内	国道21号 主要地方道江南関線

(4) 輸送業務の業者委託

基本 的 考 え 方	<p>災害時における輸送業務の業者委託は、第一に、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な物資及び要員の輸送ニーズと、市の輸送能力の被災による低下というギャップを埋めるために行われる。第二に、道路の交通容量低下という特殊な条件下において、幹線動線と端末動線の区分けをはっきりさせることで、物資輸送に伴う車両動線の簡略化を図るために行われる。したがって、以下に示すとおり、震度6弱以上の地震が発生した場合もしくはその他大規模な災害が発生した場合においては、大きな支障がない限り業者委託により、輸送活動の合理化を図り、被災市民に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。</p>
------------------------	---

ア 基本の方針

災害時における輸送業務の業者委託は、以下の2点を基本方針として行う。

a	業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託することができる。
b	業者の選定にあたっては、輸送品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者もしくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を担当部があらかじめ把握しておく。

イ 業者委託の例示

業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、「業者委託になじむもの・なじまない

もの」を以下に例示する。

a 業者委託になじむもの

- 避難所における被災者向け弁当
- 避難所における炊出しに必要な食材・燃料等
- 避難所において被災者に供給する日用品・軽衣料等
- 要配慮者の避難所から福祉避難所への移送

b 業者委託になじまないもの

- 病院・避難所に対する飲料水・上水の供給
- 重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
- 危険地域から避難所への被災者の緊急避難

第6節 通信の確保

基 本 的 考 え 方	<p>災害発生後、最優先で行うべきは市民の生命を守ることであり、また被害を最小限にとどめるための適切な応急対策を講ずることである。そして、第二に被災地の市民に対してはもちろん、被害を免れた地域の市民に対しても適切な広報活動を展開して、市民の不安を解消し一刻も早く復旧事業への協力体制を築くことである。そのためには「災害の全体像」を最優先で把握しなければならない。この場合のポイントは、「スピード」であり必ずしも「詳細さ」を要しない。そして、以下の3点に留意することが大切である。</p> <p>第1に「全市域に関する被害・無被害の別」 第2に緊急に行うべき対策の手順を決定するために必要な範囲における「被害の内容」 第3に市において動員可能な「対策用要員、資機材、施設の現有力」</p> <p>の3点を重点的かつ迅速に把握することが要請されるのである。</p>
----------------------------	--

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施担当班

本部班

庶務班

避難収容班

秘書広報班

調査市民班

3 実施内容

基 本 的 考 え 方	<p>災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。</p> <p>そのため、市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。</p> <p>災害時の市本部と各部出先機関及び防災関係機関との通信連絡に利用する有線通信手段は、原則として、以下の順位による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) F A X等の利用（N T T公衆回線） (2) 非常・緊急通話の利用（N T T指定電話） (3) 携帯電話等移動系通信機器の利用 (4) 小・中学校インターネット (5) 警察電話・消防電話の利用 <p>また、地震その他の災害により市の有線通信施設が被害を受け不通になった場合は市地域防災無線、県防災行政無線、各機関・事業所専用の有線電話もしくは無線電話その他利用可能な設備によるか、又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。</p> <p>なお、市地域防災無線については、必要に応じて、各務原市防災行政用無線管理運用規程に基づき無線通信の統制を行う。</p>
----------------------------	---

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

市、西日本電信電話株式会社、株式会社N T Tドコモ及びK D D I株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話株式会社は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

ウ 各種通信施設の利用

a 各種通信メディアの活用

市及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

b 非常通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

c 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

エ 指定電話・連絡責任者の指定等

a 指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」としてNTTに登録しておく。

b 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

c 通信事務従事者

市各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ通信事務従事者を指名し市長公室長に報告しておく。通信事務従事者は、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

d その他

市各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに市防災会議（事務局：市長公室防災対策課）に修正の報告を行う。

※ 災害時連絡先 (資料編資料 9-1)

※ 災害時優先電話一覧表 (資料編資料 9-2)

オ 本部事務局員又は情報連絡員（リエゾン）の派遣

a 市の各部

市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部事務局員を本部員会議事務局（責任者：防災対策課長）に派遣する。

b 防災関係機関

防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、情報連絡員を本部員会議事務局に派遣するよう要請する。なお、情報連絡員は連絡用無線機、携帯電話等を可能な限り携行し所属の機関との連絡にあたる。

(2) 有線通信施設による通信

ア 災害時に利用可能な有線通信網

各務原市の市域において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

① 電話（NTT公衆回線）	⑤ 警察電話（警察業務専用回線）
② 電話FAX（NTT公衆回線）	⑥ 消防電話（消防業務専用回線）
③ 非常・緊急指定電話（NTT公衆回線）	⑦ 鉄道電話（各鉄道業務専用回線）
④ 市庁舎・中央図書館・少年自然の家 小・中学校パソコン通信（インターネット回線）	

イ 有線通信網の利用方法

a FAX等の優先利用

災害対策本部・市各部出先機関・現地連絡所並びに防災関係機関間の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

b 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、以下のとおり、非常又は緊急通話（電報）として他に優先して取扱うよう請求し利用する。

※ 公衆通信設備の優先利用に関するあらまし（資料編資料 11）

c 警察・消防・鉄道電話の利用

警察・消防・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、ほかに通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

ウ 有線通信が途絶した場合の措置

a 県・近隣市町村及び防災関係機関との連絡

県防災行政無線を利用して行う。なお商用電源停止時の非常電源として発電機が配置され、常時通信が確保されるよう備えている。また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、情報連絡員（リエゾン）が携行する携帯無線機を活用する。さらに必要に応じて、市地域防災無線（携帯型・車携帯型）及び伝令の派遣等による。

b 市各部（出先機関）との連絡

サービスセンターその他の市出先機関、現地連絡所及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は市地域防災無線（携帯型・車携帯型）により行う。また、伝令（自転車・オートバイ利用もしくは徒歩）派遣、県ハイヤー協会無線（タクシー無線）・アマチュア無線その他適当な手段により行う。

c 非常通信の利用について

災害時無線通信が被害を受け使用不能となり、しかも市の地域防災用無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図ることができる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 警察事務、防災事務、鉄道事務、電気事業を行う機関の保有する無線② その他県非常無線通信協議会構成員の保有する無線③ その他の無線（例：流通業者、運輸業者のMCA無線） |
|---|

(3) 無線通信施設による通信

ア 無線通信の運用

a 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に、本部においては、災対市長公室長が市防災行政用無線管理運用規程に基づき、おおむね次のとおり通信の統制を行う。

- ・ 無線機器の管理

——無線機器管理の原則——

- ① 携帯局の集結（携帯局は、本部班にいったん集結させる。）
- ② 携帯局の搬出（集結した携帯局の搬出・使用は、災対市長公室長が指示する。）

・ 通信の統制

携帯局からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

——通信統制の原則——

- ① 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ② 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ③ 子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要があるときは統制者の許可を得る）
- ④ 簡潔通話の実施の原則
- ⑤ 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

b 通信の制約に対する対応策

——対応策事例——

- ① 使えないとき
当然、代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。
- ② 混雑しているとき
混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び他の局にあけてもらうようにする。
また、通話は簡潔明瞭に終らせるよう心掛ける。
- ③ 聞き取りが困難なとき
周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。
また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。
無線機は、1m動かしただけで受信状態が大きく変化することもある。

※ 各務原市防災行政用無線管理運用規程

（資料編資料 12）

- (4) インターネット等による通信
- (5) 急使による通報

上記(1)から(4)までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

(6) 文書による通報

通信にあたっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

通信の発受記録及び文書による連絡は、本章第7節「地震情報等の受理・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第7節 地震情報の受理・伝達

基本的 考 え 方	<p>大規模地震の発生後には、余震がかなりの期間にわたり頻発するため、余震に関する情報が発表される。さらに、地震により被害を受けた建物や道路等の土木構造物や斜面において、降雨による二次災害の発生も懸念されることとなる。</p> <p>また、平成7年4月より関係機関の初動対応のための情報として、気象庁は震度3以上が観測された場合には、オンラインあるいは気象衛星「ひまわり」経由で、地震発生から2分程度後にその地域名を「震度速報」として提供している。</p> <p>あわせて、今後各地方公共団体や機関等において観測される震度情報を相互に有効活用できる体制づくりを進めている。</p> <p>さらに、現時点では、地震は予知困難とされているため、予・警報が発表されることはまずない。しかし、現在までに経験された数々の大規模地震発生前に観測されたさまざまな事象を対象として、前兆現象を解明するための研究や、内陸で起こる地震の発生機構に関する基礎的研究が続けられており、将来的には予知情報が発表されることも期待される。</p> <p>この項では、以上のような事情・研究の現況をふまえ、災害未然防止の観点から、初動対応のための震度情報、地象その他の災害原因に関する情報並びに風水害時等も含めた気象予・警報その他の気象情報について、迅速かつ適切に収集し伝達するための手順について定める。</p>
--------------------	--

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を市その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 実施担当班

本部班

秘書広報班

救急指令班

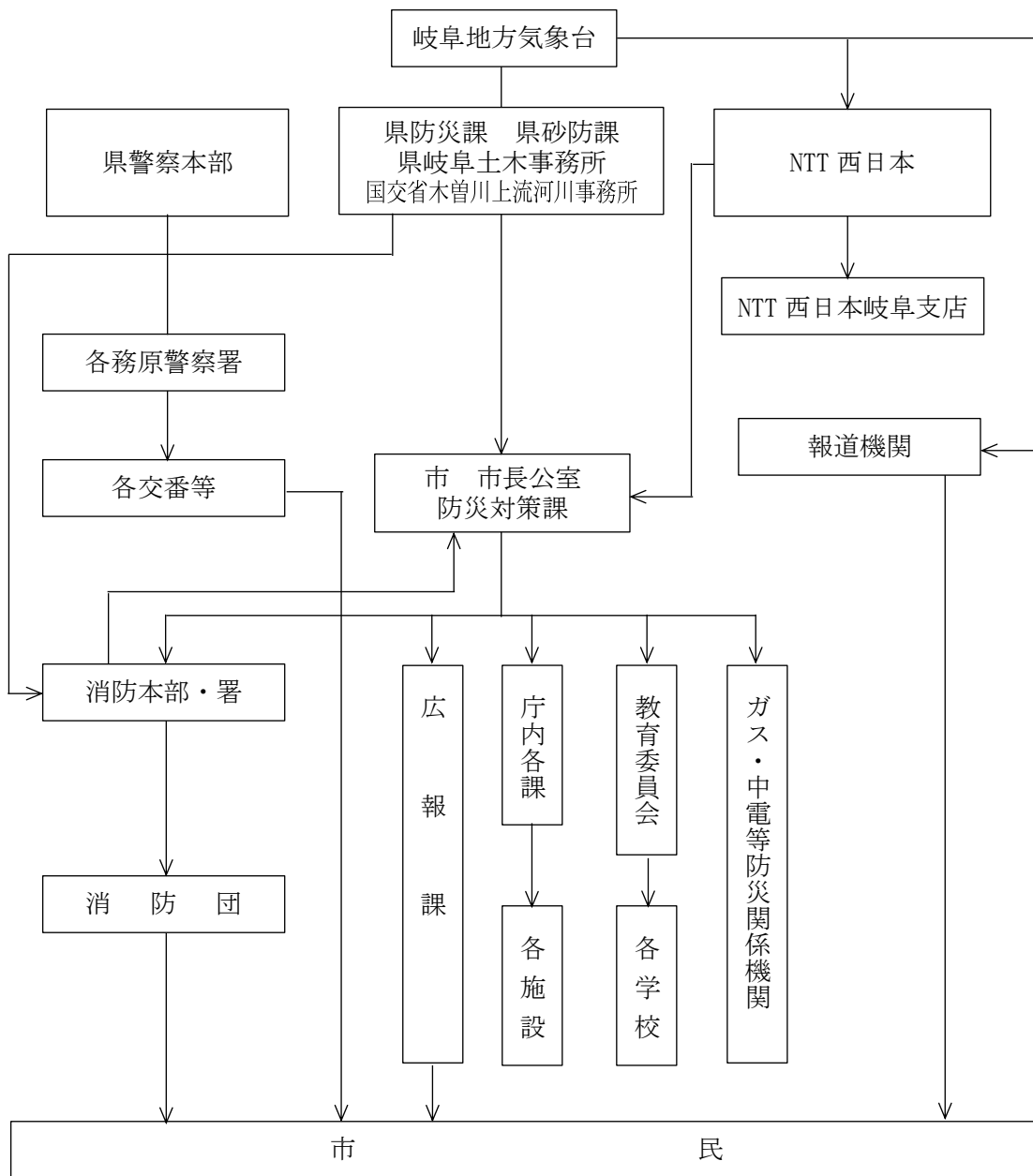
3 実施内容

(1) 地震情報、緊急地震速報及び気象予・警報の受領・伝達

気象庁が発表する地震情報、緊急地震速報及び気象に関する注意報・警報・特別警報等並びに県から特別警報に準ずる気象現象の受領及び伝達は、防災対策課長（災害対策本部設置後は災対市長公室本部班長が行う。以下同じ。）が担当する。

防災対策課長は、地震情報・緊急地震速報・注意報・警報・特別警報等を受領した場合、必要に応じ市長公室長に報告し、速やかに市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。特に特別警報の発表又は県から特別警報に準ずる気象情報の伝達を受けたときは、速やかに住民に伝達する。勤務時間内における受領・伝達系統は、以下に示すとおりとする。また、本部が設置されていない場合の、勤務時間外における受領・伝達は、本章第1節第2項「緊急初動体制等」に準じて行うが、救急指令班が受領し必要と認める場合は、速やかに防災対策課長に通報する。

勤務時間内における気象情報等の受領・伝達系統



→ 県・市・その他機関からの流れ

第8節 地震災害情報の収集・伝達

基 本 的 考 え 方	<p>災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。</p> <p>その場合の情報の収集・伝達活動上大事なポイントは次の4点である。</p> <p>この項では、以上のような事情・研究の現況をふまえ、災害未然防止の観点から、初動対応のための震度情報、地象その他の災害原因に関する情報並びに風水害時等も含めた気象予・警報その他の気象情報について、迅速かつ適切に収集し伝達するための手順について定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第1に即時報告（直ちに。「連絡なし」は最悪の事態と想定）</p> <p>第2に重要報告（被害推定指標施設、対策基幹施設等の情報）</p> <p>第3に定時報告（「変化なし」も重要な情報）</p> <p>第4に情報源（未確認情報やデマ情報もそれとして重要な情報）</p> </div> <p>壊滅的な被害を受けた地区に関する情報は多くの場合、かなりの時間の経過後本部の知るところとなる。また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。この場合「連絡なし」がいずれの故なのか本部に判断するすべはない。そのため、この項では地震発生後1時間以内に「被害の有無に関する」情報を第一報として、本部に寄せるようルール化している。これにより本部は市域の全地区に関する「被害の全体像」を1～2時間以内に把握することができる。</p> <p>以下には、その他適切な応急措置を行うために必要な範囲の災害原因に関する情報、被害状況・措置状況等の情報を各機関との連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について定める。</p>
----------------------------	--

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 実施担当班

本部班	調査市民班	下水道対策班
庶務班	水道対策班	

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

ア 情報の収集

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある場所で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の市民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

市は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

県は、早期に地震被害の概要を把握するため、特に、市が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車両、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市及び県は、それぞれの所管する道路のほか、電信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

また、市及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

イ 情報の連絡手段

市は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。

(2) 被害状況及び防災情報の収集

ア 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめておく。災害発生後直ちに収集すべき情報は、別記「報告の様式」に基づくが、おおむね次のとおりとする。

———災害発生後、直ちに収集すべき情報———

- ① 市民等の安否に関する情報
 - 各地区における市民の安否
 - 各地区における避難行動要支援者の安否
 - 各地区における児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者
- ② 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
 - 庁舎（本庁舎、出張所、各部出先機関及び現地連絡所設置施設）
 - 消防本部・署、警察署・交番、自衛隊、その他国・県の施設
 - 電話、水道、電力、下水道等ライフライン施設

- その他協力団体・事業所の協力可能能力の現況
- ③ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
 - 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
 - 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
 - 総合福祉会館・保育所・老人ホームその他要配慮者向施設
 - その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- ④ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
 - 木曽川・新境川・大安寺川等河川堤防、がけ・急傾斜地・土砂災害警戒区域等
 - 住宅密集地、大規模商業施設・工場、危険物取扱施設等
- ⑤ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
 - 東海北陸自動車道、国道21号及び主要地方道江南・関線（立体交差部）
 - 幹線道路、その他重要な道路、橋りょう・陸橋、トンネル、信号等
 - 川崎重工（格納庫）、民間

- ※ 各務原市の報告等様式 (様式編様式 2)
- ※ 被害程度推定のための公共施設建築年度一覧 (資料編資料 13)
- ※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式

イ 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部（現地連絡所を含む）の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

表 市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する課（管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 ○ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部（課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農・商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 ○ その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ○ 関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現況 ○ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況

<p>災対市民生活部 (調査市民班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災発生状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 主要な道路、橋りょう、トンネル、信号等の被災状況 ○ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 ○ 住家の被害その他の物的被害 ○ 電気・ガス・電話・水道その他の被害 ○ 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ その他本部長が必要と認める特命事項
<p>参集職員・防災モニター(市民・職員)からの情報集約</p>	<p>※ 災害発生直後1~2時間においては比較的電話がつながりやすい。また職員の参集のたびに途上の情報も同時にもたらせられる。初期においては、災対市民生活部が電話・面接等により上記について聴取し地図上に集約し全体像を視覚化する。</p>
<p>緊急初動特別班 災対市長公室 (現地連絡所からの報告のとりまとめによる)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地連絡所からの報告のとりまとめ 例えば、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋りょう等の被災状況、救急・救助活動の必要の有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況
<p>災 対 消 防 部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての人的被害(他で調査した人的被害の集計) ○ 住家の被害(物的被害) ○ 火災発生状況及び火災による物的被害 ○ 危険物取扱施設の物的被害 ○ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○ 避難道路及び橋りょうの被災状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
<p>各 務 原 警 察 署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ○ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ○ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項
<p>県(ヘリコプター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の空からの被害状況把握に関する市への通報
<p>そ の 他 の 防 災 機 関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでにとった措置 ○ 災害に対し今後とろうとする措置その他必要ある事項

(3) 災対市民生活部による災害情報の収集

ア 災害情報収集活動の実施

災対市民生活部長(市民生活部長)は、本部が設置されたとき、もしくはその必要があると認めたときは、本部長の指示の有無にかかわらず部職員による災害情報収集活動を実施する。

なお、本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ災対市民生活部長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

イ 調査の実施要領

a 実施体制

災害情報収集調査実施のための班の構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、おおむね以下のような体制で行うものとする。

表 災対市民生活部の班編成の目安

活動項目の目安	班数	1班あたりの構成員	構成員となる課
連絡・集計	1	職員 8名	税務課、市民税課、
災害情報収集	10	職員 2名	資産税課、市民課、
防災モニター等担当	1	職員 8名	医療保険課

b 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

<p>———災害発生後、直ちに収集すべき情報———</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況 ○ 住宅密集地をはじめとする大規模避難の必要の有無及び状況 ○ 主要道路、橋りょう、トンネル、信号機等の被害の有無及び状況 ○ 住宅密集地をはじめとする大規模救急・救助活動の必要の有無及び状況 ○ 各部が行う応急措置の実施状況 ○ 電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置実施状況 ○ 鉄道機関の行う応急措置実施状況 ○ その他本部長が必要と認める特命事項 <p>———災害発生後2日目以降に収集すべき情報———</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の原因（二次的原因） ○ 被害状況 ○ 応急措置状況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ 本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項
--

c 実施要領

- ① 災害発生直後に行う調査については、災害の拡大要因となる情報や救援対策実施上重要な情報の把握を第一に行う。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに本部あて報告する。
- ② 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を災対市長公室長がとりまとめ本部長へ報告する。
- ③ 調査は、災対消防部員並びに消防団員・警察官その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て、実施する。

(4) 情報のとりまとめ

ア 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情 報 の 総 括 責 任 者	
	災 害 対 策 本 部 職 名	平 常 時 職 名
総 括 責 任 者	災 対 市 長 公 室 長	市 長 公 室 長
取 扱 責 任 者	本 部 班 長	防 災 対 策 課 長

イ 各部から本部長への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。なお、被害情報の第1報（安否に関する情報）は災害発生後1時間以内に行う。また地震発生当日については以降1時間ごとの定時報告を行う。

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式

ウ 被害状況のとりまとめ

災対市長公室長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

<p>a 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握 ※ すべての情報は図上に整理し「被害の全体像」の視覚化に努める。</p> <p>b 至急確認すべき未確認情報の一覧</p> <p>c 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧 ※ 例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」</p> <p>d 情報の空白地区の把握 ※ 大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。</p> <p>e 被害軽微もしくは無被害である地区の把握</p> <p>f 応急対策実施上利用可能な施設・要員・資機材の把握 ※ 以上については、図上に明記し視覚化する。</p>
--

表 報告の区分、時期、留意事項及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
発生当日の速報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告。 以後当日に関しては、1時間毎に報告	◎ 人的被害・建物施設被害の程度 ※ 橋りょう・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※ 把握した範囲で迅速性を第一に。 ※ 部分情報、未確認情報も可。ただし、その旨及び情報源を明記のこと。	市第1号様式
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告。 以後実施の都度報告	◎ 災害応急態勢、措置状況 (避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ◎ 対策要員の人身に係る事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項	市第1号様式 ※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	必要と認めるその都度即時	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項	市第2号様式
4日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告	◎ 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎ その他必要と認める事項 ※ 全壊、流失、大規模半壊、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告	市第1号様式 ※被害項目ごとに所定の様式
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告	◎ 災害応急態勢、措置状況 (避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ◎ 対策要員の人身に係る事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項	市第1号様式 ※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項	市第2号様式

- ※ 各務原市の報告等様式 (様式編様式 2)
- ※ 被害状況判定の基準 (資料編資料 14)
- ※ 被害程度推定のための公共施設建築年度一覧 (資料編資料 13)

(5) 被害状況等の調査、報告

ア 被害状況等の報告方法

県は、市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災対法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防防第111号、以下「即報要領」という。）による報告を一体として消防庁に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災対法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、県警察、医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保する。特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、県警察、市等と密接に連携しながら適切に行う。

市は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡がとれ次第県にも報告する。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つ。なお、被害の調査が、被害甚大でその市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努める。

市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の鑑定及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係への共有を図る。

イ 一定規模以上の災害

市は、即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、市は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、市は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告する。県は同方法等により把握した被災市町村における行政機能の確保状況を総務省へ報告する。

ウ 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市

は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式2号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね 確定したとき (様式2号)
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した 20日以内 (様式2号)

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

(6) 県(災害対策本部)への報告

ア 報告すべき事項

<p>a 災害の原因(※ 地震、浸水、土砂崩れ…等の別)</p> <p>b 災害が発生した日時</p> <p>c 災害が発生した場所又は地域</p> <p>d 被害状況(被害の程度は、認定基準に基づく)</p> <p>e 既にとられた措置及び今後とろうとする措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置状況 ・ 主な応急措置の状況 (日時、場所、活動要員、使用資機材等) ・ その他必要事項 <p>f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類</p> <p>g その他必要な事項</p>

イ 報告の実施手順

a 担当者

県(災害対策本部)への報告は、本部長の指示に基づき、災対市長公室長が行う。
なお、法令の定めに従いそれぞれ所要の報告については、各部長が県担当部あて行う。

b 報告の方法

- ① 報告は、県被害情報集約システム、県防災行政無線(ファクシミリ)もしくは公衆電話ファクシミリその他により行う。
- ② 通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段をつくして報告するように努める。

- ③ 報告すべき被害の程度については、住家被害・人的被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告する。

c 報告先

勤務時間内	県岐阜地域防災係（岐阜県庁4階） TEL 058-272-1119(直通) FAX 058-278-2524 県防災行政無線衛星系 111-3-400-2-3293、3292 県防災行政無線地上系 111-400-2-3293、3292 県防災行政無線FAX衛星系 3-400-737 県防災行政無線FAX地上系 400-737 衛星携帯電話 090-7317-4014 メールアドレス c11117@pref.gifu.lg.jp
勤務時間外	災害情報集約センター 県防災行政無線衛星系 111-3-400-2-2746、2747 TEL058-272-1034 県防災行政無線地上系 111-400-2-2746、2747 県防災行政無線FAX衛星系 3-400-725～728 県防災行政無線FAX地上系 400-725～728

ウ 報告の区分及び様式

災対市長公室長が県に行く被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

表 災対市長公室が県に行う被害情報等報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	留意事項	報告の様式
即時報告 (第一報)	覚知後直ちに報告 災害の当初段階で災害概況速報として報告する	○人的被害及び住家被害を重点にする ○被害状況が十分把握できない場合であっても第一報は迅速性を第一に報告する ○部分情報、未確認情報も可	市第1号様式 ※県の様式は県資料
概況調査報告 (定時報)	発生後毎日定時に報告	○災害概況速報として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する ○全壊、流出、大規模半壊、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する ○被害の状況が十分把握できない場合であっても、毎日定時に迅速な概況調査報告に努める	県の様式 ※県資料
中間調査報告	被害の状況がおおむね確定したとき	○概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する	
確定 (詳細) 調査報告	被害確定後3日以内	○災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告 ○被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする	県の様式 ※県資料

※ 各務原市の報告等様式

(様式編様式 2)

※ 被害状況判定の基準

(資料編資料 14)

エ 災害救助法に基づく報告

災害救助法が適用された場合、法に基づく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ県報告主管部に報告する。

なお、災害救助法に基づく報告の実施については、本章第13節「災害救助法の適用」の定めるところにより行う。

(7) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

(8) 事態が切迫している場合の措置

ア 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとる。なお、県に報告することができない場合には、国（総務省消防庁 TEL 昼

03-5253-7527、夜 03-5253-7777、FAX 03-5574-0135) に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

イ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

ウ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

(9) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

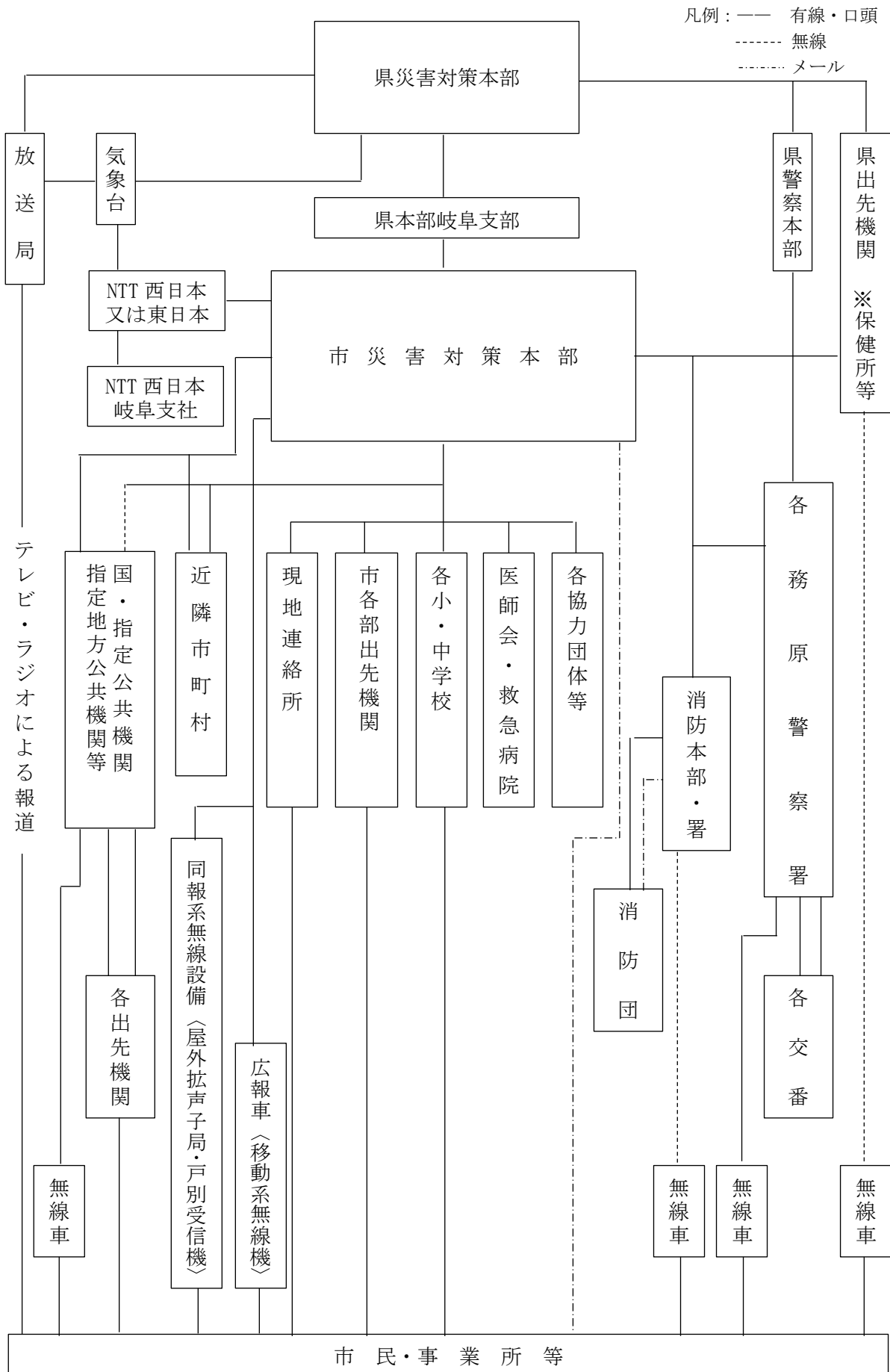
(10) 情報の共有化

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(11) 通信連絡系統

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。

市本部を中心とする通信連絡系統図



(12) 関連情報の収集・伝達

基 本 的 考 え 方	<p>平成27年現在、人口の約26%にあたる3.7万人の市民が他市町村の事業所・学校へ通勤・通学している。反面市内の事業所・大学・高校等に2.5万人の他市町村在住者が通勤・通学してきている。そのため市域や名古屋・岐阜市方面を含む周辺地域が大規模な地震に襲われた場合、地震発生直後から「市民や市内へ通勤・通学する他市町村在住者の安否に関する情報」に対するニーズがかなり大量に発生する。また、電気・ガス及び上下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報に対するニーズも同様に高まる。</p> <p>こうした状態に対して、なんら対応策を講じないまま、放置した場合には、市や各防災機関へ問い合わせが殺到し電話の輻輳状態や防災機関としての機能低下をまねく主要な要因のひとつとなるおそれがある。そのため、市は、市民に対して、電話等による問い合わせを行わないよう協力を呼びかけるとともに、この項で定める手順に従い、各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等によりライフライン施設に関する復旧状況情報の提供に努める。なお、市職員の2割強は他市町村在住者であり、災害対策本部要員として、心置きなく活動に従事できるよう、あわせて留守家族に関する安否情報の提供に努める。</p>
----------------------------	--

ア 近隣・周辺市町村の情報

岐阜市を含む近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達は、災対市長公室長が行う。

特に行政境界地域における緊急避難関連の情報並びに通勤・通学者の帰宅困難状況や安心は、速やかに本部長、副本部長に報告するとともに、各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、部内の職員に周知するとともに、防災関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講ずる。近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統については、以下のとおり行う。

※ 近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統

イ 生活関連施設の復旧状況情報

電気、ガス、水道、下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報については、災害発生直後から市民の最も関心の高いものであり、問い合わせ等が殺到し電話の輻輳状態や災害対策本部としての機能低下をまねくおそれがある。

そのため、市は、これらのニーズに答えるため、窓口を1箇所にとり、各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等により逐次復旧の見通しに関する復旧状況情報の提供に努める。また、市民に対して、電話錯綜を避けるため電話等による問い合わせを行わないよう協力の呼びかけを徹底する。

なお、生活関連施設の復旧状況情報の収集及び過去の災害事例等による提供情報の作成は災対市長公室本部班長が担当する。また生活関連施設の復旧状況情報の収集・受領・伝達系統については、近隣・周辺市町村の情報に準じて行う。

ウ 名古屋市に関する情報

a 収集実施担当者

災対市長公室本部班長は、災害が発生しその必要があると認めた場合は、以下の手段により、主に名古屋市に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報の収集を中心として情報収集を行い、市が行う広報活動や「災害時総合相談窓口」の開設時等における基礎的資料としての活用を図る。なお、名古屋市の情報の伝達系統については、近隣・周辺市町村の復旧状況情報に準じて行う。

b ラジオ等による情報収集

本部班長は、災害が発生し、その必要があると認めた場合は、情報聴取専従要員をそれぞれ配置し、ラジオ（NHK・岐阜放送その他民間AM・FMラジオ局）による名古屋市に関する安心情報その他の放送内容の聞き取り・記録を行う。

第9節 災害広報

基 本 的 考 え 方	<p>大規模災害発生時において、災害そのものによる被害以上に懸念されるのは二次的被害・混乱の発生である。第1に阻止すべきは火災の発生であるが、第2に電話の輻輳状態の発生、第3に交通渋滞の発生、第4にデマ等によるパニックその他の地域社会秩序の混乱があげられる。市民が電話に殺到するのは、いうまでもなく防災機関に救援を求めるためであり、「家族や知人の安否」に関する情報のニーズが高まるためである。同様に交通渋滞の発生も1995年阪神・淡路大震災では、比較的被害の軽かった西部地区からの通勤用車両が大きな原因のひとつとなった。デマ等の発生もまた救援救護対策、復旧対策、余震対策等の状況に関する情報及び生活関連情報へのニーズがいかにかの証しに他ならない。</p> <p>これらは、公的な機関により市域に関する「災害の全体像」、ライフライン施設の「被害の有無や復旧見込み」、当面の応急的な「救援救護活動の実施状況」「デマ等の打消」等に関する情報が供給され、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」をなくしていくことによってのみ解消される。</p> <p>そのため、市は、防災関係機関、報道機関その他の事業所・団体及び市民との連携・協力により、災害時広報体制を速やかに確立し、被災地の市民だけでなく被害を免れた地域の市民や全国各地の人々を含めた総合的な広報活動を行う。</p> <p>この場合、特に「災害時における広報活動」のもつ特殊性として、次の3点に留意して行うことが重要である。すなわち情報の周知とデマ発生防止の観点から</p> <ul style="list-style-type: none">○ 情報は「繰り返し供給」されること○ 可能な限り「文字情報の形で併せ供給」されること○ 活動のもつ二次的な効果としての「アピール効果」が意識されること <p>以上3点である。特に、本部長はできる限り速やかに市民の前にその健在であることを示し、多くの支援が寄せられ着実に応急対策を講じていることを伝えることにより、市・県及び国への信頼の強化・積極的な協力を促すよう「アピール効果」の最大限の発揮に努める。</p>
----------------------------	--

1 方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。

2 実施担当班

本部班

秘書広報班

避難収容班

3 実施内容

(1) 災害広報の実施

基本的 考 え 方	<p>市が行う災害時の広報活動については、その果たすべき意義を踏まえるとともに、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分ける必要がある。そのため災対市長公室長は、広報活動用資料の配布に際しては、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努める。</p> <p>なお、NHK・民間テレビ・ラジオ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として県を經由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、災対市長公室長が本部長の指示に基づき直接要請する。</p>
--------------------	--

県、市及び防災関係機関は、地震災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災市民をはじめとする市民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

ア 県及び市の広報する災害に関する情報

a 県と市との役割分担

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

(市の役割)

- ・地域住民に向けての広報

b 広報の手段

県、市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

c 広報の内容

地震災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難勧告・指示等）、応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他市民生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つ。

イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市町村と連携し、又は、報道機関の協力を得る。

(2) 災対市長公室の役割

基本的 考 え 方	<p>災害時における広報活動は、災害発生直後から急激に高まる圧倒的な情報ニーズを満たすために行われる。また一時的に混乱状態に置かれた市民に対して、冷静な判断力の回復と現実的な復興への意欲を促すために行われる。</p> <p>したがって、質・量両面において、広報活動は迅速かつ圧倒的な供給体制をもって実施されることが重要である。</p> <p>特に、災害発生初期においては、「情報の供給」が最優先されなければならない。各防災関係機関が供給する情報に「不統一」のあることは望ましいことではないが、それを恐れるあまり、広報活動の開始そのものが遅れるようならば、「情報の不統一」以上に、「情報の供給開始の遅れ」の方がむしろ事態の悪化を放置するという点で、デメリットが大きい。</p> <p>市本部においては、災対市長公室長（市長公室長）が防災関係機関、報道機関、その他市内関係機関・事業所・団体等と連携・協力して、必要かつ十分な広報活動用資料の作成・提供に努める。また現地連絡所においては、提供を受けた広報資料について、コピー機、印刷機、館内放送、掲示板など、使用可能な機材・設備を活用して、避難所在住の被災者及び担当地区の市民に周知されるよう努める。</p>
--------------------	--

災対市長公室長は、大規模な災害発生等によりその必要があると認めたときは、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。

役 割 項 目	手順その他必要事項
広 報 活 動 用 資 料 の 作 成	<ul style="list-style-type: none"> ① 各部からの資料のとりまとめ並びに収集 ② 広報活動用資料作成（A4 又はB4 サイズ） ③ NTTファックス、インターネット、電子メール、伝令等による各部及び現地連絡所・避難所への配布
「広報かかみがはら災害生活情報」 発 行 体 制 の 確 立	<ul style="list-style-type: none"> ① 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） ② 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） ③ 災害発生2日目以降必要に応じ随時発行
要 配 慮 者 向 広 報 体 制 の 確 立	<ul style="list-style-type: none"> ① 市社会福祉協議会との連携 <ul style="list-style-type: none"> a 外国語・手話通訳ボランティアの確保 b 翻訳・点字ボランティアの確保 ② 要配慮者向広報資料の作成 ③ 要配慮者向巡回広報公聴チームの編成 <p>*洪水時に注意する事項 浸水想定区域内における要配慮者が利用する施設への広報 ※施設の名称・所在地（資料編資料 35）</p>

報道機関対応	① 各報道機関に対し、共同記者会見所・臨時記者詰所の開設及び報道協力の要請
広報活動の編成	① 広報車巡回等による広報活動 ② 住宅密集地への広報活動 ③ その他緊急広報を必要とする地域への広報活動
同報無線設備を通じた市民への広報活動	大規模な災害発生等によりその必要があると認めるときは、本部長の指示の有無に関わらず、同報無線設備を通じて市民への広報活動を行う。

(3) 現地連絡所の役割

現地連絡所は、災対市長公室から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動資料を使った広報活動	① 現地連絡所員による自治会長等への情報伝達（緊急の場合は口頭伝達等による） ② 現地連絡所員による担当地域内における広報活動 ③ 現地連絡所員による避難所内における広報活動（館内放送、口頭伝達等による）
「広報かみがはら災害生活情報」の配布	① 現地連絡所担当者が担当地区内に掲示・配布 ② 現地連絡所担当者が避難所内で掲示・配布

(4) 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段
(1) 地震発生直後の広報 ア 地震に関する情報 イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ エ 避難の勧告、指示 オ 避難行動要支援者保護及び人命救助の協力呼びかけ カ 市内の被害状況の概要 ① 延焼火災の発生状況 ② 建物被害の発生状況 ③ 道路被害、がけ崩れその他土砂災害の発生状況 キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること ① 本部の設置 ② 現地本部の設置 ③ 現地連絡所、災害時総合相談窓口の設置 ④ 避難所、救護所の設置 ⑤ その他必要な事項 ク 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ	同報無線 (屋外拡声子局) (戸別受信機) 広報車 口頭伝達 (市職員による) 市ウェブサイト 携帯ウェブサイト による伝達 市防災情報メール 緊急速報メール 隣接市町村への 広報依頼

<p>(2) 被害の状況が静穏化した段階の広報</p> <p>ア 地震に関する情報</p> <p>イ 被害情報及び応急対策実施状況に関すること</p> <p>① 被災地の状況</p> <p>② 救護所、避難所の開設状況</p> <p>③ 応急給水の実施状況 (給水拠点の位置、給水実施予定等)</p> <p>④ 応急給食・その他の救援活動の実施状況</p> <p>⑤ ごみ・がれきの収集方法その他</p> <p>ウ 安心情報</p> <p>① 「……………地区は被害なし」</p> <p>② 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」</p> <p>③ その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報</p> <p>エ 生活関連情報</p> <p>① 水道の復旧状況 (その他施設の被害状況、水質についての注意等)</p> <p>② 電気、ガス、下水道の復旧状況</p> <p>③ 食料品、生活必需品の供給状況</p> <p>④ 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項</p> <p>オ 通信施設の復旧状況</p> <p>カ 道路交通状況</p> <p>キ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況</p> <p>ク 医療機関の活動状況</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(3) 風水害時の広報</p> <p>ア 洪水予報・水防警報・土砂災害警戒情報</p> <p>イ 河川の状況が注意を要する場合は、風呂水を捨てない等河川への負荷の軽減のための協力を市民に呼びかける。 その他地震災害の場合に準じて行う。</p> <p>※避難勧告の伝達サイレンは水防計画第6章第8「水防信号」による。</p>	<p>テレビ・ラジオへの 広報協力依頼</p> <p>広報かかみがはら 災害生活情報 ビラ掲示</p> <p>災害時総合相談 窓口の開設</p> <p>※各部職員で構成され る総合窓口を本庁舎 内に設置</p>
--	---

ア 同報無線設備（屋外拡声子局、戸別受信機）の利用

災対市長公室長が広報文を作成し災害対策本部より市民に対し一斉通報する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
<p>緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難の指示 b 火災の発生に関する情報 c 木曽川・新境川・大安寺川等の堤防に関する情報 d 土砂災害に関する情報 e その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること ○ 音量を考慮すること ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す
<p>時期を限定した伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> a 地震に関する情報 b 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 c 安心情報 d 生活関連情報 e 通信施設の復旧状況 f 道路交通状況 g 医療機関の活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること ○ 音量を考慮すること ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す

イ 広報車の利用

災対市長公室長が広報文を作成し各地域巡回により行う。災対市長公室長は必要に応じ他の部の車両や市内事業者・団体等からの調達により必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。なお広報車による広報は音声のみによらずビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

また、他の部の車両の動員については、災対企画総務部長を通じて要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
<p>緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難の指示 b 火災の発生に関する情報 c 木曽川・新境川・大安寺川等の堤防に関する情報 d 土砂災害に関する情報 e その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 車両をゆっくり運行させる
<p>時期又は地域を限定した伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> a 地震に関する情報 b 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 c 安心情報 d 生活関連情報 e 通信施設の復旧状況 f 道路交通状況 g 医療機関の活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部体制が着実に活動してる感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 車両をゆっくり運行させる

ウ 市職員の口頭での伝達

現地連絡所の要員が各管内地区において行う。また本庁周辺地区については、災対市長公室職員が行う。広報車の活動が不可能な地域もしくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。また必要な場合は、あわせて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 a 避難の指示 b 火災の発生に関する情報 c 木曽川・新境川・大安寺川等の堤防に関する情報 d 土砂災害に関する情報 e その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 不確実なことは言わない
避難所での情報伝達 a 地震に関する情報 b 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 c 安心情報 d 生活関連情報 e 通信施設の復旧状況 f 道路交通状況 g 医療機関の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること ○ 被災者が精神的に不安定な状態にあることをふまえた次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 音量・音質・共鳴を考慮 ○ ゆっくり正確に伝える ○ 3回以上繰り返す ○ 不確実なことは言わない ○ ビラ・チラシなどの印刷物をあわせて配布するよう努めること

エ 「緊急速報メールサービス」の利用

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社が提供する「緊急速報メール」サービスを利用し、市域にある携帯電話機に対して避難の指示など市民の生命に被害が生じるおそれのある緊急情報を一斉に配信する。なおこのサービスは、事前のメールアドレスなどの登録は不要である。

オ 市施設における掲示等

災対市長公室長は、「広報かかみがはら災害生活情報」を災害発生後2日目を第一号として1日1回ずつ定期的に発行（印刷物配送又はFAX送信による）するよう努める。これにより情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。なお、発行された「広報かかみがはら災害生活情報」は、本庁舎においては災対市長公室職員が、また現地連絡所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

カ 隣接市町への広報依頼

災対市長公室長は、隣接市町との境界部にあたる地域の市民への広報活動で、上記の手段では不十分もしくは適切でないと判断される場合については、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

キ 緊急警報放送等の要請

本部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合及びその他災害の発生により必要と認める場合は、民間テレビ・ラジオ各社の協力のもと、緊急警戒放送を実施する。また、災対市長公室長は、災害時の広報活動実施において、ラジオ・テレビの放送機能を積極的に活用する。なお、ラジオ、テレビに対する緊急警報放送（※1）の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し要請後速やかに県へ報告する。

※1 避難の勧告又は指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結 ※2）に基づき、「緊急警報放送」を要請することができる。

ク 広報文例

災対市長公室長は、広報資料の作成にあたっては、以下の文例をもとに適宜決定する。

なお、災対市長公室長は、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、情報項目の補充、聞き取り間違いの少ない適切な言い回しへの改訂に努める。

災害種別・区分	情報項目	例文番号
地震時 (市域において 震度6弱以上)	・地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達	2
	・被害の状況	3
	・火災発生の状況	4
	・安心情報	5
	・交通の状況	6
共通 (避難・救護)	・避難準備の周知	7
	・避難の指示、誘導	8
	・救護対策の周知	9
	・罹災者の避難収容場所の周知	10
	・防疫・保健衛生に関する周知	11

※ 災害時の広報文例

(資料編資料 17)

(5) 報道機関との連携

基 本 的 考 え 方	<p>1989年アメリカのサンフランシスコで発生したロマ・ブリータ地震では、その被害の大きさに比較して、社会的混乱がほとんどなかったと報告されている。その理由にはいくつかの要因があげられるが、報道機関、特にラジオ局の活発な災害時特別報道が非常に大きく貢献したことが注目される。</p> <p>日本でも1991年9月青森県を襲った台風19号による停電・電話不通の状況の中で、地元ラジオ放送局が住民と防災関係機関相互の貴重な情報連絡手段となるなど報道機関の災害時における役割の重要性を改めて認識させた。</p> <p>また、長崎県雲仙・普賢岳噴火災害（1990年～）や北海道南西沖奥尻島地震津波災害（1993年）、そして阪神・淡路大震災（1995年）における報道機関の取材活動が災害対策本部の活動上障害要因となるなどの事態も一部報告されており、功罪ともどもに指摘される。</p> <p>隣接する岐阜市には県内を聴取エリアとするNHK岐阜放送局がある。その他民間ラジオ放送（AMラジオ局）、各新聞社の本社もしくは支局などがあり当市の庁内にも記者クラブが置かれている。</p> <p>そこで、報道機関については、大規模災害時における市民への情報連絡手段のひとつとして位置付け有効な活用を図るとともに、災害時の取材活動が災害対策本部の活動の支障にならないよう、臨時に定めるルールを守るよう協力を要請することとする。</p>
----------------------------	--

市及び県は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

ア 市の発表

a 本部設置前

市長又は市長公室長の指示により、市長公室広報課長が報道機関に対する連絡窓口となり、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

b 本部設置後

本部設置後については、災対市長公室を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、災対市長公室長は、本部が設置された場合、市本庁舎内に特設の臨時記者詰め所及び共同会見場を設置する。

イ 消防本部（署）の発表

消防本部（署）の行う警戒防御に関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、指定する職員が行う。

ウ 各務原警察署の発表

報道の公正を期するため、担当の職員を定めて行う。また、あらかじめ発表内容を市（本部）へ通報する。

エ 緊急警報放送等の要請

市は、ラジオ、テレビについて緊急時における情報連絡手段として有効に活用する。

なお、ラジオ、テレビに対する緊急放送の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

a 県への要請

防 災 課		
1	防災行政無線	衛星系 111-3-400-2-2746、2747 地上系 111-400-2-2746、2747
2	防災行政無線 FAX	衛星系 3-400-725～728 地上系 400-725～728
3	一般加入電話	058-272-1125

b 岐阜放送局への要請

常 時	
※ファックスを最優先利用	
	電話 F A X 058-262-1267
1	一般加入電話
	電話 058-264-4611
一般加入電話による場合は要請先を確認する。	

c 岐阜放送への要請

常 時	
※ファックスを最優先利用	
	電話 F A X 058-262-7191
1	一般加入電話
	電話 058-264-1181
一般加入電話による場合は要請先を確認する。	

オ 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の情報連絡員（リエゾン）に対し、次の事項に重点を置いて連携し広報活動を実施するよう要請する。

a 各務原警察署

警察署は、市本部（消防署含む）その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段
① 被害の規模及び区域	広報車
② 避難場所及び避難経路の状況	パトカー
③ 交通機関の被害状況	立看板、横断幕
④ 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止など）	垂れ幕等の掲示
⑤ 主要幹線道路、橋りょうの被害状況及び復旧の見通し	テレビ・ラジオ

⑥ 治安状況及び犯罪の防止活動 ⑦ その他デマ情報の防止など	市への依頼 (広報紙等)
-----------------------------------	-----------------

b NTT西日本岐阜支店

NTT西日本岐阜支店は、災害のため通信が途絶したとき、もしくは利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。なお、地震の振動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態になり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

主な広報事項	広報手段
① 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 ② 通信の途絶又は利用制限の状況 ③ 通信の途絶又は利用制限をした理由 ④ 利用制限をした場合の代替となる通信手段 ⑤ 利用者に協力をお願いする事項 ⑥ その他必要な事項	テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 チラシ 窓口案内掲示 市への依頼 (広報紙等)

c 中部電力各務原営業所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。また停電の状況、復旧予定時間等については、市本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

主な広報事項	広報手段
① 第1段階（安全、危険防止） ア 断線、電柱の等価折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所へ通報すること イ 無断昇柱、無断工事をしないこと ウ 地震発生時は、使用中の電気器具のコンセントを切ること エ 屋外に避難する場合は、基（メイン）のブレーカーを切にすること ② 第2段階（被害状況） ア 停電区域 イ 停電事故復旧状況 ウ 停電事故復旧見込み ③ 市民対応窓口の確立 需要家からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店、支店などの能率的受付体制を確立しておく。	HP等 テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 チラシ 窓口対応 (営業所等) 市への依頼 (防災無線・広報紙等)

d 東邦ガス

大規模な地震（震度6弱以上をめやすとする）が発生した場合には、ガス供給の停止を被害地域のみ留め、その他の軽被害地域については可能な限り供給が継続されるよう大・小2段階のブロック化が実施されている。各ブロックについては、必要に応じて要員を速

やかに派遣し、手動操作により供給停止措置をとる体制がとられている。

以上のとおり、分離操作等により被害の大きな地域へのガス供給は停止され、それ以外の地域へのガス供給は継続される計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、以下の表のとおりサービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

主な広報事項	広報手段
<p>① 地震発生時には</p> <p>ア ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること</p> <p>イ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること</p> <p>この場合には、ガス栓・メーターガス栓を閉め、直ちに東邦ガスに連絡すること</p> <p>② マイコンメーターが作動してガスが出ない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべてのガス栓、口火等を閉める ・ 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをゆっくりと押しこみすぐ手を離してランプの点灯を確認する。 ・ 手を離して約3分間待つ（マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。ランプの点滅が消えるとガスを使うことができる） <p>③ 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、東邦ガスから連絡があるまで待つこと ・ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ東邦ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと <p>④ 供給再開時の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること ・ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと ・ 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄の事業所に連絡すること ・ ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄の事業所に連絡すること 	<p>広報車</p> <p>消防署、警察署、報道機関等への協力要請</p> <p>市への依頼（広報紙等）</p>

e 公共交通機関

各公共交通機関においては、おおむね次の事項に重点を置いて広報活動を実施し、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主な広報事項	広報手段
① 駅では、地震被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う	構内放送 車内放送 職員口頭 掲示等
② 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める	市への依頼 (広報紙等)

(6) デマ等の発生防止対策

市及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

(7) 被災者等への広報の配慮

市等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

(8) 市民の安否情報

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、PHS版災害用伝言板サービスを提供し、市民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

(9) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

市等は、市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

(10) 観光における風評被害対策

県は災害時に観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施する。

(11) 広報活動用資機材及び要員の確保

基本的考え方	<p>災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うためには、情報を整理し広報活動用資料のかたちに編集するための要員や、紙・インクその他の印刷用材料や巡回広報活動を行うために必要な宣伝カー・ハンドマイク・スピーカー等の器材を大量に確保する必要がある。そのため、災対市長公室は、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付車両や編集要員としての人材を有する市内の事業所・団体等を把握するとともに、災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他について、取り決めておく。また、市民に対して広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。</p>
--------	--

ア 拡声器付車両・資機材等の調達

a 市保有現在量の把握

災対市長公室長は、本部長の指示の有無に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

b 調達

市保有現在量では対応が困難な場合や拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

・ 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、おおよその調達可能品目、数量等をあらかじめ把握しておく。

・ 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生しその必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

・ 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用については、燃料・修理代を実費負担する。また、その他消耗品については、市が通常行うところによる。

イ 編集補充要員の確保

a 編集ボランティア

市内の事業所及び市社会福祉協議会に対し編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障がい者向広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

b 県・他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての県・他市町村職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

ウ 広報活動要員の確保

a ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

- b 県・他市町村職員の応援派遣要請
広報活動要員としての県・他市町村職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

※ 本章第4節「災害応援要請」参照

(12) 災害時総合相談窓口の設置

<p>基 本 的 考 え 方</p>	<p>災害時総合相談窓口の開設は、第1に被災から立ち直るための支援の窓口を1箇所にとどめることにより、各種救援サービスの受給を容易にするとともに、カウンセリング係を置き、無用なトラブルや不満の発生を未然に防止するために行われる。あわせて、災害による精神的・物質的打撃を受けた被災者の「こころのケア対策」の一環としても行われる。</p> <p>第2のねらいとして、各部が担当する救援対策に関する被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するための「場」を設定し、過不足ない救援サービスの実施を期する。</p> <p>そして、第3のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行われる。</p> <p>この項では、あわせて、市が行う臨時市民相談所の開設、県及びその他防災関係機関が行う災害相談についても、それぞれの役割分担、手順等のあらましをあげる。</p>
--	--

ア 災害時総合相談窓口の開設

a 開設担当部

災対市長公室長は、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合もしくは震度6弱以下であっても大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認める場合には、本部長（市長）の指示の有無に関わらず、ただちに本庁舎内に災害時総合相談窓口開設を行う。

また開設着手とあわせて、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、関係機関・団体等への協力要請、現地連絡所への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。

b 災害時総合相談窓口の設置概要

災害時総合相談窓口の設置概要は、以下のとおりである。

事 項		留意事項・その他
設 置 場 所		高齢者や障がい者の便宜を考慮し本庁舎1階に設置する。
担 当 者	開設・調整業務	設置施設担当部職員
	相 談 業 務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。
	災 対 市 長 公 室	保険・法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
	災 対 企 画 総 務 部	要搜索者名簿の閲覧
	災 対 市 民 生 活 部	罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う権利関係の確認 遺体の埋葬許可、国民年金、国民健康保険、環境衛生、環境保全
	災 対 健 康 福 祉 部	福祉全般、医療・健康
	災 対 産 業 活 力 部	救助物資全般、職業の斡旋、農業・商工業相談全般、外国人
	災 対 都 市 建 設 部	道路・橋りょう・河川施設 建物危険度判定、仮設住宅等住宅救援対策全般 災害復興に係る都市計画、建築指導事務
	災 対 水 道 部	水道、下水道
	災 対 教 育 部	教育相談、文化財
	災 対 消 防 部	罹災証明
カウ ン セ リ ン グ	災対市長公室職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う	
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請		

イ 臨時市民相談所の開設

災対市長公室長は、必要と認める場合、本部長の指示に基づき、避難所、現地連絡所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

ウ 県による相談窓口の設置の広報

市は、県により設置される相談窓口の広報を実施する。

県民相談チームの設置

県は、県民からの相談に応ずるため、県民相談窓口として県庁に「県民相談チーム」を設置する。

エ 災対消防部並びに防災機関による災害相談

a 各務原警察署

警察署は、警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

b 災対消防部

災対消防部長は、災害鎮圧後、各消防署と消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

c その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガスその他の防災関係機関に対して、市の災害時総合相談窓口及び臨時市民相談所への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第10節 消防・救急・救助活動

基
本
的
考
え
方

大規模な地震の発生に伴い、火災や危険物・有毒ガス等の漏えいなどの同時多発的な発生が懸念される。また、建物・ブロック塀等の倒壊、看板・窓ガラス等の落下物等により多数の市民が建物の下敷きになり、あるいは重傷を負い、緊急に救助・救急活動を要する事態が各地域で集中的に発生するおそれがある。

さらに1995年阪神・淡路大震災被災地では、ガス漏れや電気ストーブ・屋内配線等の電気の供給再開により出火したとみられる火災が多く発生している。また、火源がない所に出火した放火とみられる火災も少なからず発生している。

しかし、火災その他の二次災害の発生を最小限度に留め、限られた時間内に迅速・的確な救助・救急活動を行うべき任務を負っている消防本部・署、警察署、ライフライン施設所管の各機関は、庁舎が被災し職員自らが少なからず被災者となる中で、平常時に増して限られた要員、車両・資器材等をもってあたらなければならない。

そのため、市（消防本部・署を含む）並びに警察署・中部電力・東邦ガスその他の防災関係機関は、第一に活動要員・各種車両・消防水利及び救出用資機材の確保を最優先で行う。第二にそれぞれに行う措置が地震による二次災害の防止につながるよう事前通報その他相互の緊密な連携を行う。第三にすみやかに広域的な応援部隊の派遣要請を行うとともに、その受入れに万全を期す。

この節においては、震災時に、市等が有する全機能を発揮し、延焼火災の発生を防止し、倒壊建物等からの救助・救出、傷病者の応急救護、救命医療機関への搬送及び危険物・毒劇物取扱施設等の危険防止措置を行うことについて、そのあらましをあげている。

なお、航空機事故による災害対策については、一般対策編 第2章第32節「航空災害対策」に記載した。

1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより市民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等にあたり、激甚な大規模災害等から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 実施担当班

本部班	都市計画班	消防予防班
秘書広報班	住宅対策班	救急指令班
土木第一班	下水道対策班	消防署班
土木第二班	消防総務班	消防団班

3 実施内容

(1) 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

市は、出火等を防止するため市民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期する。

イ 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

ウ 延焼の防止（火災防ぎょ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。

市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

(2) 市の消防活動の目標

震災時における消防活動の基本目標は人命の安全確保である。大規模な地震発生時には、火災の多発、建物の倒壊等により極めて大きな人命の危険が予測される。消防は、その全組織機能を駆使して、避難の安全確保と市街地・密集地を中心とした市街地大火の発生防止に努め、また、倒壊建物等において生き埋めになった市民の救出活動も行う。

(3) 市の消防活動

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な地震発生時には、火災等の多発により、きわめて大きな人命の危険が予想される。消防本部・署は、震度5弱以上の地震発生時においては、本部に「消防震災対策本部」を、各消防署に「消防署対策部」を設置するとともに、消防職員並びに消防団員を招集する。</p> <p>そして、市消防団を含め、その全機能をあげて、避難の安全確保と住宅密集地を中心とした都市大火の発生防止に努め、また倒壊現場等において生き埋めになった市民の救助活動にあたる。あわせて市民や事業所に対し救助活動への協力、初期消火活動とその後の出火防止の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。</p> <p>消防機関（署・団）の非常災害時における組織体制の確立、消防隊、特別救助隊及び救急隊の運用方法等については、事前に定められた計画に基づき行われるが、以下には震災時の活動態勢、震災消防活動の原則、消防団の活動、自主防災組織等の活動、消防水利の確保及び応援部隊の受入れのあらましについて示す。</p>
----------------------------	--

ア 災対消防部の活動態勢

a 消防震災対策本部、消防署対策部及び職員参集状況

震度5弱以上の地震発生時において災対消防部は、消防本部に「消防震災対策本部」を、各消防署に「消防署対策部」をそれぞれ設置するとともに、勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。また非番、公休者は別命を待たずに所定の部署に参集する。災対消防部長

は、参集職員の参集状況に応じて当務部隊に合流させ部隊の増強を図る。

b 防災関係機関等との連携

災対消防部は地震発生後の消防活動にあたっては、ガス漏れや通電再開による出火並びに放火を防止するため、東邦ガス・L Pガス・中部電力・N T T並びに警察署等に対し部内に連絡担当班を設け各防災関係機関との連携・協力で万全を図る。

c 指令通信体制の確立

救急指令課は通信設備の機能試験を行い、指令通信体制の確立にあたる。

また、各消防隊に指令し各消防署管轄の被害状況を速報させる。

d 非常参集命令の指示

市消防本部(救急指令課)では、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合においては、「震災非常配備体制」を発令し消防職員並びに消防団員を招集する。

イ 消防隊の活動態勢

a 消防署対策部の開設

各消防隊の災害活動を統括的に処理させるため、各消防署に「消防署対策部」を開設する。

b 消防隊の出動体制の確立

- ・ 消防活動は各務原市消防災害出動計画に基づき行うこととし、火災が多発したときは事象に応じて各消防署隊が、全消防力をあげて消火活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主力に活動する。

c 部隊の運用

- ・ 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により消防震災対策本部並びに、各消防署対策部の指示に基づき部隊の運用及び現場活動を行う。
- ・ 地震発生後1時間を経過しても「災害の全体像」が掌握できない場合は、防災アセスメント等の事前計画により災害重要地点への効率的な部隊運用を図る。

ウ 情報収集等

a 消防震災対策本部、各消防署対策部は、岐阜県防災ヘリコプターによる上空偵察の情報や119番の通報情報、高所や主要地域への偵察派遣による市内の状況把握に努め、いち早く「災害の全体像」集約に全力を傾け、参集消防職員・消防団員の被災地派遣の効率的運用を図る。

b 救急指令課の通信システムを活用し、円滑な情報伝達管理を行う。

c 市災害対策本部派遣の連絡員と相互に連絡を取り合い、知り得た災害情報の交換を行うとともに、他の防災関係機関へも職員を派遣し連携のために必要な連絡体制を確保する。

エ 消防団の活動

消防団長及び副団長は発災後の応援活動の万全を期するため、消防本部に震災非常配備体制が発令された場合は、地震災害対策消防団本部、地震災害対策消防分団本部を設置し、団長が本部長となり各消防署隊と綿密な連携を保ち、消防団警戒活動及び応援活動を指揮統括する。

a 出火の防止

地震により火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼び掛ける。出火した場合は、市民と協力して初期消火にあたる。

b 情報の収集

各分団隊ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を

団本部もしくは消防署に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても報告をする。その他必要な情報収集報告を行うとともに、市災害対策本部長もしくは団本部長に伝達等を定期的に行う。

c 消火活動

分団受持区域内において消火活動を行うが、特に消防署の出動不能又は困難な地域における消火活動を行う。また主要避難路の確保のための消火活動について、単独もしくは消防署隊と協力して行う。

d 消防署隊への応援

消防署（出張所）の消防署隊応援要員として、消火活動等の応援をするとともに、道路障害物排除等の活動を行う。

e 応援救護

市民と一体となって要救助者の救出を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い安全な場所への搬送を行う。

f 避難誘導等

避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域内の市民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。

※ 各務原市の消防力等の現況 (資料編資料 24)

※ 消防本部・署及び消防団の部隊編成計画 (資料編資料 25)

オ 自主防災組織等の消火活動

a 出火の防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の使用停止、ガス・電気の使用停止等を呼び掛け、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

b 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。また倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

カ 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、以下のとおり確保する。

なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合は、直径 250 mm 以上の管についている消火栓については使用を試みる。

a 河川等の自然水利

河川・湖沼等が現場直近にある場合活用するが水利から 1.4 km（震災時のポンプ隊の活動範囲を 280 m とみなし最高 5 隊中継して送水するものと想定）以内にあたる場合、活用可能とする。なお木曾川、境川、轟川、大安寺川等については、無限水利とし大火災の発生等、通常の消防水利では水の絶対量が不足する場合の事態に備え整備を図っている。

b 防火水槽・貯水槽・プール等

防火水槽等、水利容量に制限のある水利については、40 m³ 防火水槽に 1 隊、100 m³ 防火水槽に 2 隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合はこの限りではない。また、貯水池・プール等はそれぞれの容量に応じ 40 m³ 1 隊を基本とし、充水措置

が可能なものはそれに応じた隊数を算出基礎とする。

c 充水措置

防火水槽等、水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間（1 隊 3 口放水の場合、40 m³ 防火水槽に 2 隊部署すると約 12 分。100 m³ 防火水槽に 4 隊部署すると約 15 分で使用不能となる）を判断し早目に充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、池、河川、用水、プール、井戸、ビル受水槽等、利用可能なすべての水利を活用する。

d 災対水道部への協力要請

災対水道部は消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等、消防水利の確保に協力するよう努める。また消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、地震発生後の火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

キ 応援消防隊の受入れ

消防災害対策本部長（災対消防部長）が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、消防相互応援協定、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定等に基づき他市町村の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおりとする。（詳細については、岐阜県緊急消防援助隊受援計画、各務原市受援計画に準じて実施する。）

a 応援消防隊の集結場所の指定

b 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

c 添乗署員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動にあたっては、各車両 1 名ずつ署員を添乗させる。

d 宿舍の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舍については、市が確保する。なお、必要に応じて県（防災課）に協力を要請する。

e 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行うが、概ね以下のとおりとする。

・ 応援市町村等が負担する経費

① 人件費、消費燃料等の経常的経費

② 応援隊職員が応援業務により負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における公務災害補償に要する経費

・ 発災市町村等が負担する経費

① 応援市町村等の要請に係わる消防用資機材等の調達経費

② 応援活動が長期にわたる場合の燃料の補給、食料、消火薬剤等の支給に要する経費

※ 消防応援協定（一覧）（資料編資料 26）

※ 岐阜県広域消防相互応援協定書（資料編資料 27-1）

※ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画（資料編資料 27-2）

※ 各務原市受援計画（資料編資料 28）

※ 岐阜県防災ヘリコプター応援協定書 (資料編資料 29)

(4) 危険物関係施設における災害拡大防止措置

ア 危険物施設の所有者の措置

- a 施設の異常を早期に発見するための点検の実施
- b 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置
- c 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときの消防、警察、市への通報、付近住民への避難の周知
- d 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

イ 消防機関及び県警察の措置

- a 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施
- b 警戒区域の設定、広報活動の実施、市民の立入制限、退去等の命令
- c 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施
- d 県警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

ウ 県の措置

- a 他の市町村に対する応援の求め、必要に応じた自衛隊派遣の要請
- b 流出防止資機材、化学消火薬剤等の必要な資機材の確保

(5) 負傷者等の救出及び救急活動

ア 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

a 救出活動

- ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
- ・救出活動を阻害するがれき、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

b 救急活動

- ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- ・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

c 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

イ 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

ウ 応援要請

県は、市の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

市は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

エ 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

(6) 救助・救急活動の目標

地震災害は人命に係る多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害が増幅するものは二次的に発生する火災と、震度の大きさにより家屋の倒壊、障害物の落下等による圧死、あるいは挫滅症候群（クラッシュシンドローム）等があり、大規模人身災害に発展する。

したがって消防資器材、人員等を活用し人命救助・救急活動を実施して、人命の安全確保に努める。なお、消防本部・署をはじめ市各部が災害現場に出動するまでの間は、消防団並びに自主防災組織等地域住民が救助作業を実施する。また市各部が到着後は、市が行う救出作業に協力する。

(7) 市の救助・救急体制

基本的考察	<p>各務原市が直下型地震に襲われた場合、建物の倒壊や屋内外の落下物・倒壊物等により救助・救急活動を必要とする事態が、市内各地域で同時多発的に発生する。この場合、救助・救急活動は、以下にあげる2つの要因により、「時間との勝負」という一事を最優先で行われる必要がある。すなわち、第1に過去の都市部における事例を見ると、建物倒壊現場等から救出され命をとりとめた人の約9割が24時間以内に救出されていること。第2に1995年阪神・淡路大震災でクローズアップされた「挫滅症候群」（クラッシュ・シンドローム）の観点から、1～2時間以内の救出による発症防止、48時間以内における人工透析等の救命措置という時間的制約のあることが指摘されること。以上の2点である。</p> <p>そのため、市（関係各部）、各機関及び市民・事業所は、この計画で定める役割分担により事態に対処する。</p>
-------	---

ア 災対消防部

- a 災対都市建設部と連携し、あらかじめ締結する協定に基づき業種別団体、事業所に対しブルドーザー、クレーン車等建設用機械などの重機材及び作業員の派遣協力を要請する。
- b 救急指令課は、多数の傷病者が予測されるため、あらかじめ医療機関に診療の可否、収容能力等の調査をする。
- c 消防応援隊、警察、自衛隊等の応援部隊に現有消防勢力への合流の指示等、救助・救急活動の重要地域への割振りを行う。
- d 救助・救急活動の詳細な現場からの報告を地図上に明記し、具体的に記録し災害の実態把握に努め、応援消防力の派遣優先順位等を考慮しておく。また「被害の全体像」が掌握できないときは、防災アセスメント等による事前計画に基づき指定される重要災害地点に

主力を注ぐ。

イ 災対都市建設部

- a 災害発生後ただちに、参集した部の職員のうちより救出活動班を編成する。

救出活動班の出動現場については、被害の状況に応じて、各部長が相互に連絡・調整の上決定する。

- b あらかじめ締結する協定に基づき各部所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車などの建設用機械、エアジャッキ・チェーンソーなどの救助用器具及び作業員の派遣協力を要請する。

ウ 災対市長公室

- a 警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊の災害出動を要請する。

- b 必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。

- c その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

(8) 消防隊の活動

ア 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊等が連携し、救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。

イ 救助活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、無線等により消防震災対策本部に要請する。

ウ 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し医療関係機関、消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。

エ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重傷者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して医療機関へ搬送する。

オ 重傷の判定はバイタルサイン（血圧、脈、呼吸状態、尿量・色）のチェック等により行う。

(9) 消防団の活動

ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救護活動を行う。

イ 消防署、警察署、自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。

(10) 活動及び出動の原則

ア 救助は、救命処置を必要とする者を最優先し軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動要員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。また消防職員が不足しかつ貸出可能な救助用資器材がある場合は、市民のうちより適当な者をリーダーとして選び資器材を貸与の上市民自らが救助活動を実施するよう要請する。

イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を最優先して実施する。

ウ 傷病者の救急搬送は救命を必要とする者を優先とし、安全な医療機関もしくは、後方医療機関に搬送する。

エ 救急処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。

オ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し、救護活動を行う。

カ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力

を依頼し、混乱を避ける。

キ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(11) 各務原警察署の活動

各務原警察署の警察官は、あらかじめ計画された震災対策計画に基づき、市、消防署隊、日赤等防災機関と積極的に連携し負傷者等の救出救助に万全を期し、次のことを重点的活動とする。

ア 救出救助活動は激甚被災地及び学校、不特定多数の人が集合する場所及び造成団地等の山際方面のがけ崩れ、山崩れ箇所を重点に実施する。

イ 救出した負傷者は、応急救護処置を施したのち、医療救護班へ引き継ぎ、緊急を要する場合は、直接病院等の医療機関へ搬送も行う。

ウ 救出・救護活動にあたっては、保有する装備・資器材等を有効に活用するとともに、二次的災害を防止する。

エ 警察官は震災により恐慌状態になっている地域や市民に対して、秩序や安全を確保するため次のことを実施する。

- a 救助・救急活動の現場周辺の交通規制
- b 必要に応じ立入禁止区域の設定、監視等を実施する。
- c 震災による行方不明者の搜索
- d 震災による死傷者の身元確認
- e 救出者の救出時における状況記録作成
- f 震災による死傷者等の事故原因の調査

(12) 市民・各事業所の果たすべき役割

市民・各業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防隊・警察官・自衛隊等の救出救護活動に協力し自ら地域を自衛する活動を行う。また市や消防隊等の防災関係者から消火・救助救急活動等のため必要な建設用機械・資器材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

(13) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 浸水対策

基 本 的 考 え 方	<p>市域において震度 6 弱以上の地震が発生し木曾川やその他の河川の護岸堤防が被災した場合には、復旧工事が完了するまでの期間中に、大雨や台風の襲来があり得るものと想定しておく必要がある。</p> <p>地震発生後だけでなく、洪水、台風等による風水害の発生が懸念される場合に、これを警戒・防御し、その被害を軽減するために行う水防活動の実施については、「各務原市水防計画」並びに「木曾川右岸地帯水防事務組合水防計画」によることとなる。そして、事態の推移によって、水防対策本部体制によっては対応が困難となり、水防管理者（市長）がその必要があると認めるときは、災害対策本部体制に切り替えて対応することとなる。</p> <p>なお、水防計画に特に定めのない事項については、「各務原市地域防災計画」のそれぞれ該当する節により行う。</p> <p>以下には、「各務原市水防計画」より「水防の責任」及び「水防活動」の2点について所収する。</p>
----------------------------	--

1 方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、樋門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水のおそれがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

2 実施担当班

本部班	土木第二班	救急指令班
秘書広報班	都市計画班	消防署班
農政班	住宅対策班	消防団班
避難収容班	消防総務班	
土木第一班	消防予防班	

3 実施内容

(1) 水防情報の収集

ア 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及び発電ダム、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の把握に努める。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

イ 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また、洪水の発生等の可能性などに注意する。

(2) 水防活動

ア 非常配備体制

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合、水防に関する応急対策を強力に推進するための隊員の非常配備体制は、次のとおりとする。

区 分	発 令 基 準	体制（動員）内容	活 動 内 容
警戒体制	1 市に大雨及び洪水等の注意報が発表され被害が予想されるとき 2 上記注意報のいずれかが警報に切り替わると予想されるとき 3 その他本部長が必要と認め当該配備を命じたとき。	災対各班の行動計画記載の業務遂行可能な体制（目安として全職員の1割動員） 必要に応じ警戒本部もしくは災害対策本部の設置	1 気象情報の収集を行うとともに河川等の増水及び危険箇所（特に重要水防箇所等）の巡視を実施する
第1水防隊本部体制	1 市に大雨・洪水警報、大雨特別警報及び国土交通大臣又は岐阜県知事より水防警報が発表され、市域に被害の発生が予想されるとき。 2 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 その他本部長が必要と認め当該配備を命じたとき。	災対各班の行動計画記載の業務遂行可能な体制（目安として全職員の3割動員、必要に応じ体制を強化） 災害対策本部の設置	1 情報（気象情報を含む）の収集を行うとともに、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒にあたり、その状況によっては早期の水防活動を実施する
第2水防隊本部体制	事態が切迫し、水防活動が予想され、又は、事態の規模が大きくなって第2配備では処理できないと考え、本部長がこの体制を命じたとき。	全職員 災害対策本部の自動設置	情報（気象情報を含む）の収集はもとより、河川等の堤防その他危険箇所の厳重な警戒にあたりとともに迅速な水防活動を実施する

※市より上流域の市町村にのみ大雨、洪水の各注意報、警報が発表された場合は必要に応じ上記体制をとる。

イ 現場指揮本部の設置

水防対策本部長は、水防活動の指揮統制及び関係機関との連絡を図るため、必要と認めるときは、水防現場に現場指揮本部を設置するとともに、現場指揮本部の指揮者を指名する。

現場指揮者は、現場指揮本部に標識を掲げ位置を明確にするとともに、水防隊本部と密接な連絡をとり、水防活動の迅速かつ的確な指揮伝達に努めなければならない。

ウ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所において、水防隊長は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

エ 水防隊本部員の留意事項

- a 水防隊本部員は、常に気象状況あるいは消防、水防信号等に注意し、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、又は待機しなければならない。
- b 水防隊本部員は、自らの配備時期を常に確認しておく。
- c 非常配備発令後は、その場所を離れることなく、配備体制をとらなければならない。
- d 配備された者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その場所を離れてはならない。
- e 交替者は、あらかじめ自己の職務を確認し、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

オ 安全配慮

水防活動に従事する者は、安全確保に留意して活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も活動者自身の安全は確保しなければならない。

※ 水防警報等に関する資料

(資料編資料 16)

(3) 応援要請

水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

(4) 地震発生後によるべき措置

基本的考え方	<p>震度 6 弱以上の地震発生後においては、地震により崩壊に至らなかった「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」等について、余震や降雨による、二次的な「土砂災害」の発生を警戒し、相当の被害軽減措置を講ずる必要がある。</p> <p>昭和 44 年消防庁（防災救急課長）通達は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の制定に伴い、市町村地域防災計画において定めるべき必要のある事項をあげ、特に「危険区域」における応急措置を実施すべき時期については、降雨量によることとし「警戒態勢をとる場合の基準雨量例」を示している。</p> <p>そして、この場合の基準雨量について、地震発生時においては別途考慮すべきことを併記している。</p> <p>また、「土砂災害」危険箇所以外にも、倒壊の危険のある建物やガラスや看板類の落下危険のある建物、倒壊の危険のあるブロック塀やその他の重量塀など、震度 6 弱以上の地震発生後においては、余震や降雨もしくは強風による二次的な「倒壊・落下」等の危険箇所が多数生ずるものと想定される。</p> <p>そのため、この計画では、市が行う、「地震発生後にとるべき措置」、「巡視及び警戒態勢」及び「広報及び避難体制」の 3 項目に関し、役割分担その他必要な措置のあらましをとりきめる。</p> <p>なお、地震発生時以外の場合における土砂災害に関する応急対策については、「巡視及び警戒態勢」「広報及び避難体制」による。</p>
--------	---

ア 危険箇所に関する情報収集

災対都市建設部長は、地震発生によりその必要があると認めるときは、下記のとおり初期情報収集を行う。なお報告がまとまり次第、速やかに本部長に報告する。

区 分	対 象 と な る 地 域 ・ 箇 所 等
土 砂 災 害	① 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (※ 資料編資料 7-1) ② 災害危険箇所一覧表(市消防本部) (※ 資料編資料 7-2) ③ 山地災害危険地区 (※ 資料編資料 7-3) ④ その他担当部長が必要と認める地域・箇所等
危 険 建 物	① 幹線道路沿道のもの ② 小・中学校通学路沿道のもの ③ 駅周辺地区 ④ その他担当部長が必要と認めるもの
ブロック塀その他	① 幹線道路沿道のもの ② 小・中学校通学路沿道のもの ③ 駅周辺地区 ④ その他担当部長が必要と認めるもの

イ 立入禁止措置等当面の安全対策の実施

災対都市建設部長は、初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。

区 分	措 置 の あ ら ま し
土 砂 災 害	① 立入禁止区域の設定 ② 必要と認める場合のシート保護 ※ 落石防止対策もしくは降雨対策として行う。
危 険 建 物	① 立入禁止区域の設定 ※ ガラス落下危険範囲はおおむね高さ相当とする。 ② 沿道通行禁止措置の実施 ③ 幹線道路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し ※ 所有者の了解が得られた場合、市が行う。
ブロック塀その他	① 倒壊もしくは落下危険がある旨の標識設置 ② 通学路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し ※ 所有者の了解が得られた場合、市が行う。

ウ 安全点検調査体制の確立等

a 市による要員の確保

災対都市建設部長は、職員により安全点検調査班(一部建物危険度判定班を兼ねる)を編成する。なお、この場合、あらかじめ協定する業種別民間団体もしくは事業所に必要な協力を要請する。

b 県・国への専門家派遣要請

災対都市建設部長は、その必要があると認めるときもしくは市域に震度6弱以上の地震

が発生した場合は、本部長を通じて、県・国への専門家派遣（国土交通省は、国や都道府県職員を派遣するほか、1995年度から土木事業の専門家やコンサルタントを主な対象として「防災エキスパート」「斜面判定士」制度を発足させた。）を要請する。受入れ方法その他については、本章第4節「災害応援要請」による。

c 緊急安全点検調査の実施

緊急安全点検調査は、「継続的な監視が必要な箇所」（Aランク）の状況を短期間に把握することを目的として行い、土砂災害危険箇所の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等による。

d 第二次安全対策の実施

災対都市建設部長は、安全点検調査の結果に基づきその必要があると認めるときは、斜面崩壊により発生した土砂の除去（二次的崩壊の原因となるおそれがあるもの）、崩壊面の補強、幹線道路沿道などその必要があると認める場合の危険建物の取り壊し措置、倒壊防止のための建物補強、立入禁止区域の拡大、定期的パトロールの実施、センサー類の設置等必要な措置を講ずる。

(5) 巡視及び警戒態勢

基本的考え方	<p>災対都市建設部長は、気象庁より大雨注意報が発表されたときは、災対消防部及び関係機関等より雨量情報を随時収集して、土砂災害危険箇所や危険建物等の巡視及び警戒態勢に万全を期する。</p> <p>特に、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域については、大雨警報が発表された後、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに発表される土砂災害警戒情報を確認・活用し、より万全を期す。そのため、災対都市建設部長は、大雨に関する予警報、土砂災害警戒情報の発表状況を確認しながら関係各部長の協力を得て、警戒員の配置、センサー類の設置その他必要な措置を講ずる必要がある。</p>
--------	---

ア 巡視

災対都市建設部長は、次に掲げる事項について、情報収集のための巡視を命じるとともに関係各部長と連携し、交替要員等の確保、雨量情報の収受等必要な体制を確立する。

- a 土砂災害危険箇所及びその付近の地表及び湧水の状況
（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）
- b 土砂災害危険箇所及びその付近の亀裂の有無
- c 土砂災害危険箇所及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
- d 土砂災害危険箇所及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- e 土砂災害危険箇所及びその付近の住民及び滞在者の数
- f 危険建物及びその付近の住民及び滞在者の数
- g ブロック塀その他市民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

イ 警戒

- a 警戒態勢をとるべき時期
 - ・ 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。
 - ・ 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長が必要と認めたとき。

① 地震発生後における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び危険建物の場合

	基準雨量等	応急措置の内容
第1警戒体制	市域に大雨注意報が発令されたとき	1 危険区域内の警戒・巡視 2 その他必要な応急措置
第2警戒体制	時雨量 20 mm 程度の強雨が降り始めたとき	1 必要に応じ市民等に対して避難準備・避難指示等 2 その他必要な応急措置

② 地震発生後におけるその他の土砂災害危険箇所の場合

	基準雨量			応急措置の内容
	前日までの連続降雨量が 80 mm 以上あった場合	前日までの連続降雨量が 10 ~80 mm あった場合	前日までの連続降雨量が 10 mm 未満もしくは降雨量がない場合	
第1警戒体制	当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき	当日の日雨量が 100 mm を超えたとき	1 危険区域内の警戒・巡視 2 その他必要な応急措置
	連続降雨量 200 mm 以上のとき			
第2警戒体制	当日の日雨量が 40 mm を超え、時雨量 20 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 60 mm を超え、時雨量 20 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mm を超え、時雨量 20 mm 程度の強雨が降り始めたとき	1 必要に応じ市民等に対して避難準備・避難指示等 2 その他必要な応急措置
	連続降雨量 200 mm 以上で、時雨量 10 mm 程度の雨が降り始めたとき			

※ 上記は、昭和 44 年消防庁防災救急課長通達において示された基準雨量例をもとに地震発生により生じた要因を安全側に考慮し、20%引上げた数字である。

③ 地震発生後以外における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の場合

	基準雨量等	応急措置の内容
第1警戒体制	市域に大雨注意報が発令されたとき	1 危険区域内の警戒・巡視 2 その他必要な応急措置
第2警戒体制	・時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき ・土砂災害警戒情報が発令されたとき	1 必要に応じ市民等に対して避難準備・避難指示等 2 その他必要な応急措置

④ 地震発生後以外におけるその他の土砂災害危険箇所の場合

	基準雨量			応急措置の内容
	前日までの連続降雨量が100 mm 以上あった場合	前日までの連続降雨量が10～100 mm あった場合	前日までの連続降雨量が10 mm 未満もしくは降雨量がない場合	
第1警戒体制	当日の日雨量が50 mm を超えたとき	当日の日雨量が80 mm を超えたとき	当日の日雨量が100 mm を超えたとき	1 危険区域内の警戒・巡視 2 その他必要な応急措置
	連続降雨量200 mm 以上のとき			
第2警戒体制	当日の日雨量が50 mm を超え、時雨量30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 mm を超え、時雨量30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100 mm を超え、時雨量30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	1 必要に応じ市民等に対して避難準備・避難指示等 2 その他必要な応急措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・連続降雨量が200 mm 以上で、時雨量10 mm 程度の雨が降り始めたとき ・土砂災害警戒情報が発令されたとき 			

b 警戒員の配置

危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒にあたる。

c その他

警戒態勢をとったのち必要と認める場合は、消防本部・東部方面消防署など市内6箇所に設置されている雨量計により10分～30分の間隔で雨量測定を行う。また変位計、傾斜計その他必要なセンサー類の設置を行う。

(6) 広報及び避難体制

基本的考え方	<p>土砂災害の危険のある箇所及び危険建物等が崩壊、又はそのおそれが生じた場合は、災対都市建設部長の指揮により災対消防部長、災対市長公室長、災対教育部長その他関係各部長の協力を得て、警戒員の配置、交通規制の実施、避難の勧告・指示の伝達、避難誘導員の派遣その他必要な措置を講ずる。</p> <p>この場合、「空振りを恐れるより見逃しを恐れる」ことを第一とし、災害発生の前兆と思われる場合は、速やかに避難措置を講ずるよう努める。</p> <p>なお、強風が予想される場合については、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に注意するよう、必要な広報活動を行う。</p>
--------	---

ア 広報体制

危険区域内の住民に対する避難準備等の広報活動については、災対市長公室長が、本章第9節「災害広報」により広報体制をつくり適切に行う。なお、強風が予想される場合につい

ても、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に市民等の注意を喚起するため、必要な広報活動を行うよう要請する。

イ 避難体制

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合において、災対都市建設部長が必要と認める場合、本章第14節「避難対策」により災対教育部長その他関係各部長と連携し、危険区域内の住民及び滞在者等に対し、避難の勧告、指示及び誘導その他の措置を構ずる。

第12節 県防災ヘリコプターの活用

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な災害が発生した場合、国は全省庁的な災害救援体制を組むとともに、陸、海、空の3つの輸送ルートにより全国からの救援物資や救援活動要員の輸送にあたる。県もまたそうした計画のもとで広域的航空輸送基地としての各務原飛行場を含め県全域を結ぶ陸と空の2つの緊急輸送ルートを確保する計画である。</p> <p>市においても、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合もしくはその他大規模な災害発生時には、通常の輸送体系が大きく混乱するものと想定し、以下の3つの基本方針に基づき、市内における陸上及び航空の緊急輸送ネットワークを確保する。</p> <p>第1に各担当部長は、職員によるパトロール活動をはじめ、消防本部・署、警察署への照会、参集職員からの情報収集その他の方法により道路、配送拠点・積替中継拠点（予定施設）、臨時ヘリポート（設置予定施設）の被害状況を把握し災対企画総務部長に報告する。</p> <p>第2に災対企画総務部長・災対産業活力部長は、配送拠点・積替中継拠点の開設・運営のための要員を配置しその後の指示発令に備える。また災対産業活力部長は関係団体に対し必要な措置をとるよう通知する。</p> <p>第3に災対都市建設部長・災対教育部長は、災対企画総務部長の要請に基づき、必要な臨時ヘリポート施設の開設協力を行う。</p>
----------------------------	--

1 方針

地震災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 実施担当班

本部班	農政班	住宅対策班
庶務班	避難収容班	
商工観光班	都市計画班	

3 実施内容

(1) 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

県知事は、市長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。）から防災ヘリコプターによる支援の要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による支援を行う。また、県知事は、市域内に災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。

- a 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- b 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- c 市民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- d その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

(2) 防災ヘリコプターによる支援の要請

市は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- a 災害の種類
 - b 災害発生の日時、場所及び被害の状況
 - c 災害発生現場の気象状態
 - d 離着陸を伴う場合において離着陸予定地及び地上支援体制
 - e その他必要事項
- (3) 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

第13節 災害救助法の適用

基 本 的 考 え 方	<p>災害のため大規模な被害を生じた場合の救助は、災害救助法（以下「救助法」という。）により国の責任において行われるものであり、都道府県知事は、国の委任に基づき国の機関として救助の実施にあたることとなっている。災害救助法の適用をうけるための基準は、別に示すとおり全・半壊住宅数によることとなっている。しかし、被害が甚大であればあるほど被害状況に関する報告は滞りがちとなることが経験的に知られている。全・半壊住宅の「数」の把握に時間をとり救助の要請が遅れるようなことがあってはならない。</p> <p>そのため、市長は震度6弱以上の地震が発生した場合については、明らかに被害の程度が一定の基準を超えると推定されるため、全・半壊住宅の「数」の把握ができない場合でも、被害の「大」なることをもって、躊躇なく救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。</p> <p>これにより、被災者個人の基本的生活権の保護と市全体としての社会秩序の保全を図るとともに、対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。</p> <p>なお、各部長は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録し、整理し本部長に報告する。</p>
----------------------------	--

第1項 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施担当班

本部班

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うことができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が内閣総理大臣の承認を得て定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。

また、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

(2) 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

表 救助法の適用基準

区分	人口 平成27年 国勢調査	1号適用 (市内の住家滅 失世帯数)	2号適用 (県内の住家滅 失世帯数2,000 世帯以上のと き)	3号適用 (厚生労働大臣と事前に 協議を必要とする)	4号適用
各務原市	144,690人	100世帯以上	50世帯以上	※1 ※2	※3

※1 (災害救助法施行令第1条第3号前段)

県下の被害世帯数が9,000以上あり、かつ市内の被害世帯数が多数であるとき。

※2 (災害救助法施行令第1条第3号後段)

災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救助を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

・厚生労働省令で定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

※3 (災害救助法施行令第1条第4号)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

・厚生労働省令で定める基準

1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に援助を必要とするとき。

2 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 滅失(罹災)世帯の算定

ア 滅失(罹災)世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家	1世帯=全壊(全焼・流出)	住家	1世帯
滅失住家	1世帯=半壊(半焼)	住家	2世帯
滅失住家	1世帯=床上浸水、土砂の堆積により 一時的に居住できない状態に なった住家	住家	3世帯

(注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

イ 被害程度の認定

救助法の認定に際しては、住家の被害の程度の認定が重要な要素となる。
滅失、半壊等のおおよその基準は、次のとおりである。

表 住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼 流出	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、梁、屋根又は階段をいう。半壊・半焼の場合も同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚しいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、損壊又は焼失した床面積が延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記2項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

(4) 救助法による救助の実施

ア 災害報告及び救助実施状況の報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の3段階があり、そのつど県知事に報告する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録し、整理し県知事に報告する必要がある。

イ 救助の程度、方法及び期間

救助法による救助の程度、方法及び期間は以下のとおりである。

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表（資料編資料 20）

(5) 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事に全面的に委任されている。救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないため、県では以下のとおり救助に関する職権の一部を市町村長に委任している。

したがって、市の行う災害救助法に基づく救助活動については、県知事の補助又は委任による執行となる。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき

市長（本部長）が応急措置を実施する。

表 災害救助法の適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
避難所の設置及び収容	市本部
炊き出しその他による食品の給与	市本部
飲料水の供給	市本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	県本部（確保・輸送）及び 市本部（調査、報告、割当て、配分）
医療	県本部・日赤・市本部（医療班派遣）
助産	市本部（その他）
学用品の給与	県本部（確保・輸送）及び 市本部（調査、報告、割当て、配分）
災害にかかった者の救出	市本部
死体の埋葬救助	市本部
応急仮設住宅の建設	市本部
災害にかかった住宅の応急修理	市本部
死体の捜索	市本部
死体の処理	市本部
障害物の除去 ※ 災害によって住居又はその周辺に 運ばれた土石、竹木等で、日常生活 に著しい支障をおよぼしているもの	市本部

※ 岐阜県地域防災計画による。

(6) 被害状況の把握及び報告

ア 市

市が被災した場合、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接、国に対して緊急報告を行う。

イ 県

県は、関係市町村等と連携をとり、速やかに被害状況の把握を行うとともに、把握した被害状況を国に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

(7) 災害救助法の適用

ア 救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、救助法適用を県知事に要請する。

イ 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には市長は救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに県知事に報告しその後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等特例申請については、

岐阜県地域防災係を経由し県防災課を通じて行う。

(8) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

第14節 避難対策

基
本
的
考
え
方

延焼火災の拡大、ガス等の流失拡散、浸水、がけ崩れ等により、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は避難の勧告又は指示を発令し危険地域から安全地域（あらかじめ指定する「一時退避場所」又は同等の機能を期待し得るオープンスペース並びに「避難所」）へ避難させる責務と権限をもつ。

しかし年齢や体力その他異なった条件をもつ個人が集団として混乱なく避難するためには、相当の手順、消防・警察等の各機関の役割分担に関する取り決めが必要である。特に、通勤・通学やショッピング・レジャー等を目的として来訪する不特定多数の人たちからなる昼間時の施設における避難対策については、施設管理者が安全避難措置を行うべき責務を有しているのであり、各施設管理者から市本部長に対する避難完了報告のルール化を行うことが必要である。また、市は被災した市民や一時市内に滞在せざるを得ない来訪者に対して、一時的な滞在施設（「避難所」）を提供する責務をもつ。現行の災害救助法において避難所の開設期間は「1週間以内」とされている。これは、一般に学校等の施設を一時的に利用し避難所とするため、本来居住を目的としない施設における集団生活は精神的・体力的に「1週間がガマンの限度」であり、その後の対策については「仮設住宅の提供により対応すべきである」という考え方に基づく。しかし、これまでの大規模災害事例を見た場合、避難所の開設期間が「1週間以内」でおさまることは稀であり、時には半年以上の長期にわたる事例も見られる。これは、避難所の開設期間が、閉鎖後の受け皿となる「仮設住宅の提供」その他の救援対策項目と整合するよう設定されていないがための結果と見ることができる。この計画では、そうしたこれまでの災害事例をふまえ、避難所の開設期間（目標）を「災害発生後2週目までの14日間」とするとともに、プライバシーへの配慮・要配慮者の生活維持のための条件確保等、ある程度の「居住性の向上」を図ることを避難所運営の基本方針とする。

なお、避難所閉鎖以後の受け皿となる応急仮設住宅等代替住居への入居開始時期については、発生後15日目を目標とする。

1 方針

地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、地すべり等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼすおそれがあり、市民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。市長等は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

2 実施担当班

本部班	都市計画班	救急指令班
調査市民班	住宅対策班	消防署班
福祉救援班	消防総務班	消防団班
避難収容班	消防予防班	

3 実施内容

(1) 避難の勧告又は指示

基 本 的 考 え 方	<p>災害対策基本法では、災害応急対策の第一次的な責任者である市長は「避難」の「勧告」「指示」並びに警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。法律の趣旨は、主に次の2点であると理解される。</p> <p>(1) そのまま放置すれば、災害により人の生命又は身体に危険が及ぼすと判断されるため、市としての「保護」責務を果たすため行う。</p> <p>(2) 市に課せられた「保護」責務として、災害による人の生命又は身体に対する危険を防止するため、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置を講ずるに伴って、「立退き（の勧告又は指示）」「退去」又は「立入の制限」が必要な場合に行う。例えば、洪水時における「ダムの貯水を暫時放流」や「河川堤防の破壊による流水の一部放流」措置を講ずる場合などがある。</p> <p>そのため、「避難」の「勧告」「指示」もしくは「警戒区域」の設定による損害賠償義務は生じないとされている。</p> <p>以上のようなことをふまえ、市長（本部長）は、緊急を要する場合において、第1に関係市民への避難の勧告・指示の周知徹底、第2に関係機関への速やかな通報を行い、市民の生命・身体を災害の危険から保護するという「市の責務」を果たす。</p>
----------------------------	---

ア 勧告・指示の対象者

災害から、市民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

a 市長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を逸することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

b 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長に代わってその事務を行う。（災対法第60条第5項）

c 警察官の措置

警察官は、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は

市長から要求があったとき、若しくは市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行う。(災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項)

d 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行う。(自衛隊法第94条第1項)

e 水防管理者の措置

水防管理者(市長)は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の市民に対し、避難のため立ち退くことを指示する。(水防法第29条)

f 消防長又は消防署長の措置

消防長又は消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で人命に危険が著しく切迫していると認めるときは市民に避難の勧告・指示を行う。

※ 「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合に対応している。

「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表する。災害対策基本法その他の根拠法規により勧告・指示を行うべき権限のある者は以上のとおりであるが、「勧告」は、原則として災害応急対策の第一次的な責任である市長(本部長)のみが行うことができる。その他のものはいずれも市長の指示による場合もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。

そのため、市長以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後ただちにその旨を市長(本部長)に通知しなければならない。ただし、警察官職務執行法により避難等の措置を講じた場合は、公安委員会に報告しなければならない。

イ 指示等の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

ウ 勧告・指示の伝達等

a 関係地域内住民等への伝達

避難の勧告・指示を発令した場合は、同報無線、地域防災無線、緊急速報メール、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、報道機関等の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

その他本章第9節「災害広報」による。なお、避難措置解除の連絡は、避難の勧告・指示の伝達に準じて行う。

b 隣接市町等関係機関への通報

本部長(市長)が避難の勧告・指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、災対市長公室長は、次の要領により、関係機関等へ連絡する。

・ 隣接市町(防災担当)

地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。

また避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対しても連絡しておく。

・ 県の関係機関

警察署、その他の県関係機関に連絡し協力を要請する。

・ 学校施設等の管理者

災対教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。

c 県への報告

災対市長公室長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県知事（防災課）に報告する。

- | |
|---------------|
| ① 発令者 |
| ② 発令の理由及び発令日時 |
| ③ 避難の対象区域 |
| ④ 避難地 |
| ⑤ その他必要な事項 |

エ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- a 本部長（市長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長（市長）が発令するいとまのないときは、災対企画総務部長、災対都市建設部長、災対教育部長その他の関係部長が実施する。この場合、事後ただちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。
- b 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後ただちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。
- c 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、災対市長公室長、災対企画総務部、災対都市建設部、災対健康福祉部、災対消防部その他関係部が連携し、警察署、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。
- d なお、地震の発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

——警戒区域の設定が必要とされる場合——

- | |
|---------------------------------|
| ① 土砂災害危険地域 |
| ※ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 |
| ※ 宅地造成地崩壊危険箇所 |
| ※ 山地災害危険箇所 |
| ※ その他担当部長が必要と認める箇所 |
| ② 倒壊危険のある大規模建物周辺地域 |
| ③ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 |
| ④ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 |
| ⑤ 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域 |
| ⑥ その他市民の生命を守るため必要と認められるとき |

オ 火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し又は命令で定めるもの以外の者に対してその区域からの退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。

(2) 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、下記の内容を明示して行う。

- a 避難対象地域（町丁目名、施設名等）
- b 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- c 避難路
- d 避難の勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- e その他必要な事項（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(3) 避難勧告等の解除

市は、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(4) 避難措置等の周知

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを勧告し、又は指示をし、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡する。

イ 市民等に対する周知

市は、避難の勧告又は指示を行った場合は、本章第9節「災害広報」により市民への周知を実施するものとする。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

基本的考え方	<p>市は、災害発生直後から避難所を開設する。この場合、避難所が果たすべき役割は、以下の4点である。</p> <p>第1にすでに住宅を失った人、住宅が倒壊するおそれがあると不安な人たちへの一時的宿泊場所の提供。これにより、あわせて災害による精神的ダメージの緩和を期待する。</p> <p>第2に水道やガス、電気の停止により炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、衣料・雑貨等の日用品を供給する。この場合、避難所に入っていない周辺地区の人たちに対しても同様に供給する。</p> <p>第3に地区における市本部の窓口（「現地連絡所」又は避難所事務所）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受付を行う。</p> <p>第4に拠点救護所が併設され、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。</p>
--------	--

ア 避難場所及び避難所の開設場所

市は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、市民等に対し、

周知徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

市及び県は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ 指定避難所の周知

市長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- a 被災者の受入れ
- b 被災者に対する給水、給食措置
- c 負傷者に対する医療救護措置
- d 被災者に対する生活必需品の供給措置
- e その他被災状況に応じた応援救援措置

エ 指定避難所の運営管理等

市は、指定避難所の運営をあらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。また、外国人への対応について十分配慮する。

市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

オ 県有施設の利用

県は、市長の要請に応じ、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供し、施設管理者は、市長が行う受入れ活動に協力する。

カ ボランティアの活用

市は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。

(6) 市における避難所の開設・運営

ア 開設・運営の担当者

避難所の設置場所は、一般の避難所として第一に緑苑小学校を除く市内全小学校及び稲羽中学校、緑陽中学校、第二に緑苑小学校、前記以外の中学校、高校及び市立体育館等、福祉避難所として第一に福祉センター等、第二に特別養護老人ホーム等であるが、収容しきれない場合は、予備避難所としてあらかじめ指定する市内の公共施設のうちから加えて開設する。

開設及び運営の実務については、当初は現地連絡所員が各施設の管理責任者・勤務教職員と協力して実施する。その後、災対教育部長が、災対健康福祉部長等関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員を派遣して担当させる。

また、避難所は、災対健康福祉部、災対産業活力部、災対都市建設部、災対水道部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内で各活動場所の指定等の調整業務は各避難所責任者が行う。

なお、さらに避難所が不足する場合には、県並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

※ 避難所一覧表

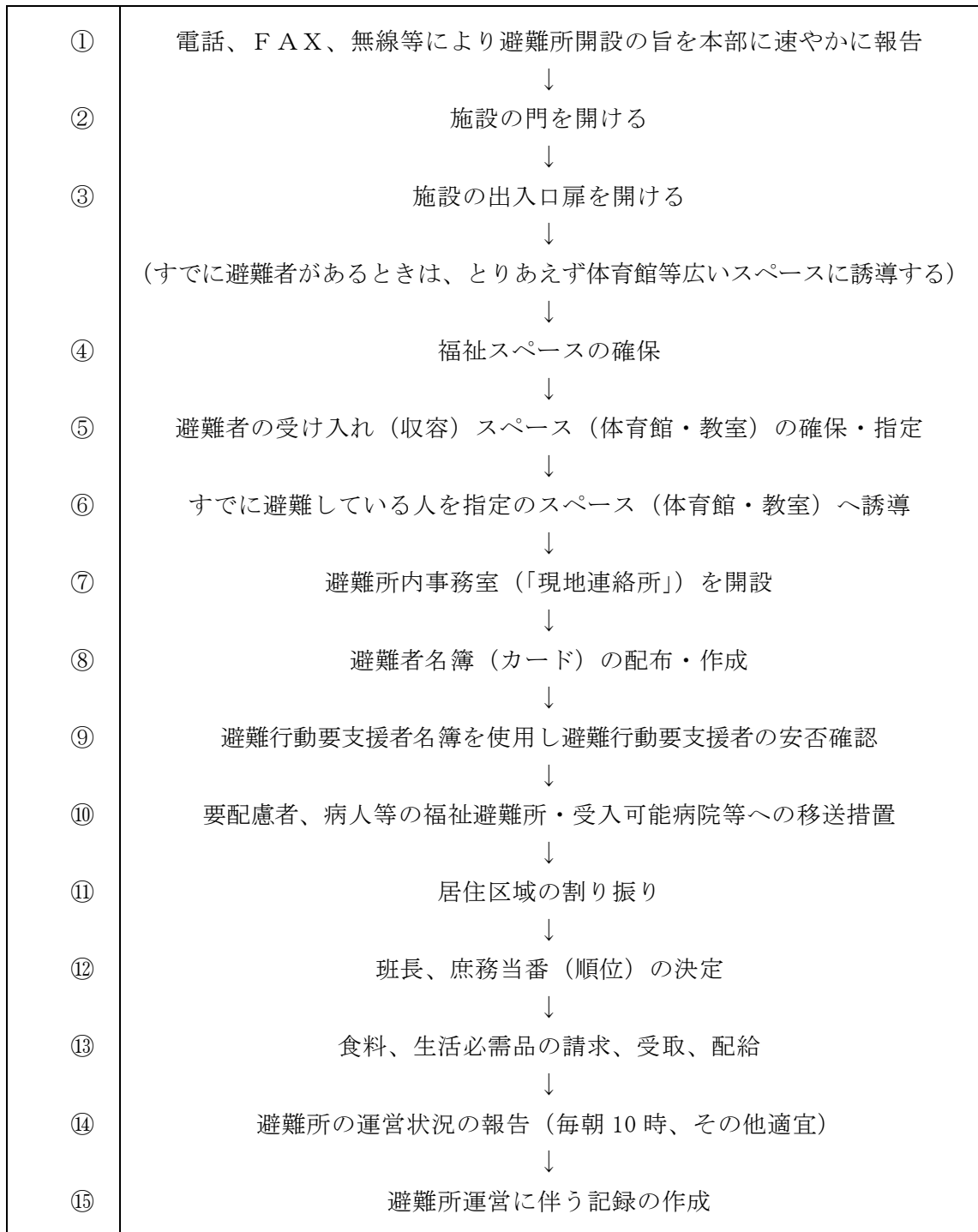
(資料編資料 35)

イ 開設期間のめやす

避難所の開設期間は、災害発生後14日間を目標とする。なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

ウ 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



エ 開設・運営時の留意事項

a 開設時の留意事項

・開設

避難所の開設は、原則として、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、本部長又は災対教育部長からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、「現地連絡所員」又は居あわせた当該施設所属職員(学校教職員を含む)が施設入口(門)の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。そののち、速やかに受入れスペース(体

育館・教室)の確保・指定を行うよう努める。

また、高齢者、障がい者等避難所生活において特別な配慮を必要とする避難市民のため、福祉避難所(一次)を開設する。なお、一般の避難所から福祉避難所(一次)への移動については、家族及び地域のボランティアの協力により実施する。

・福祉スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受け入れスペース(体育館・教室)の指定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。

あわせて事情の許す限り自治会・自主防災組織等の協力を得て地域ごとに体育館・教室(スペース)を割り当て、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、教室内世帯別等スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

・報告

避難所開設にあたった職員は、避難市民の収容を終えた後、速やかに災対教育部長に対して、電話(FAXもしくは口頭)、無線もしくは伝令によりその旨を報告する。

災対教育部長は、各避難所の開設を確認後、その旨災対市長公室長に報告するとともに、災対市長公室長に対し、避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

災対市長公室長は、災対消防部長、県(健康福祉部)並びに警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

——— 県等へ連絡すべき事項 ———

- ① 避難所開設の日時、場所、施設名
- ② 収容状況及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

・所内事務室の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」(「現地連絡所」)の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。また事務室には、避難所の運営に必要な用品(パソコン、避難所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等)を準備しておく。

b 運営上の留意事項

・避難者名簿の作成

避難者名簿(カード)は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿(カード)を基にしてできる限り、早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、災対教育部長を通じ、災対市長公室長へ報告する。

・居住区域の割り振り

スペース(体育館・教室)の割り振りは、可能な限り地域地区(自治会等)ごとにま

とまりをもてるように行う。ただし、小学校・中学校については、避難所の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底する。

—— 一般避難者の収容に使用しないスペース ——

- ① 学校の教育機能及び避難所の管理機能の確保の観点から、校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等
- ② 病弱者、負傷者等の保護及び医療活動を確保する観点から、保健室、和室等
- ③ 物流拠点機能等の確保の観点から、校庭

・居住区域の代表者（班長）の役割

各居住区域は、適当な人員（20人程度をめやすとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示し、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

- ① 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配付活動等の補助
- ④ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑤ 災対水道部が行う消毒活動等への協力
- ⑥ 施設の保全管理

・食料、生活必需品の請求、受取、配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、災対教育部長に報告し、災対産業活力部長へ調達を要請する。

また到着した食料や物資を受け取ったときは、そのつど、避難所物品受払簿に記入の上、各居住区域ごとに配給を行う。

・要配慮者優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

避難所滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。また、夜間の安眠環境を維持するため館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

・被災者の移送

① 要配慮者・病人等の移送

福祉避難所（一次）では避難生活を送ることが困難な要配慮者については、災対健康福祉部長に要請し福祉避難所（二次）（老人保健施設等）もしくは病院等へ移送する。

やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

② 被災者の他市等への移送

災対教育部長は、被害が甚大なため、市内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他市町村等の避難所への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

③ 他市町村等からの被災者の受け入れ協力

災対教育部長は、本部長より他市町村等からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。また、本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

・避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに災対教育部長へ報告する。なお、本部長に対する報告は、災対教育部長が、正午までにとりまとめて行う。また、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、そのつど必要に応じて、報告する。また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

・女性の視点での避難所運営

例えば女性専用の更衣室やトイレ、授乳スペースの確保、女性の職員からの物資配付など、女性の視点での避難所運営に努める。

c 学校教職員の協力

避難所となった施設の学校教職員は教頭を中心に、避難所開設当初1週間をめやすとして、市職員と協力し、避難所の管理・運営を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で、災対教育部長の要請により協力する。

※ 避難所一覧表 (資料編資料 35)

※ 避難所運営のための様式 (様式編様式 6)

(7) 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

ア 災対消防部の任務

災対消防部長は、避難の勧告又は指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長（市長）及び警察署に通報する。また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等を活用し、円滑な避難誘導できるように協力する。また、付近にいる消防団員に対して市民の誘導・避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう指示する。避難勧告・指示の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難路の安全確保に努めるとともに、避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

イ 警察署の任務

警察署は、避難の勧告・指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を

要所に配置するなど、被害の規模や態様により、必要な部隊を派遣し、現場における責任者、管理者等と連携して避難・誘導の措置を講ずる。避難誘導員は、避難者の混乱による事故の発生を防ぐため広報活動を積極的に行う。また、自治会、防犯協会等のリーダーに対し要配慮者優先の避難・誘導方法を指導するとともに、取り残された者等について必要な避難措置をとる。さらに、避難所、一時退避場所等における警察官の巡回活動を強化するなど、関係機関の職員等と密接に連絡をとりながら、避難所等の秩序保持及び避難者の不安感の解消に努める。

(8) 避難の誘導

基本的考え方	<p>市域に震度 5 弱以上の地震災害が発生した場合は自主的に、洪水等により著しく危険が切迫しているときはあらかじめ指名する市職員（現地連絡所員）が、緑苑小学校以外の各小学校及び稲羽中学校、緑陽中学校に参集し避難所が開設される。</p> <p>また、消防本部・署並びに警察署はそれぞれ避難場所、避難路の安全確保のため必要な要員を配置する計画である。</p>
--------	--

避難措置の実施者は、避難勧告等を発令するとともに、市民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ア 避難の誘導を行う者

a 危険地域における誘導

洪水等により著しく危険が切迫しているとき、もしくは大規模地震等により広域的な延焼火災が発生するなどのため、避難の勧告・指示が本部長より発令された場合において、災対教育部長及び災対消防部長は、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。

派遣された職員は、本部長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

b 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパーその他大型店舗等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

c 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

※ 第19節「要配慮者・避難行動要支援者対策」(4) 来訪者・入所者等の避難参照

イ 避難誘導時の留意事項

a 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくよう広報に努める。なお、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。

- ① 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
 - ② 食料（1人2食分位）、飲料水（1人分2～3L）、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ③ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
 - ④ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと
 - ⑤ 紙おむつ、おんぶひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先
- ※ 家族のなかに要配慮者の方がいる世帯

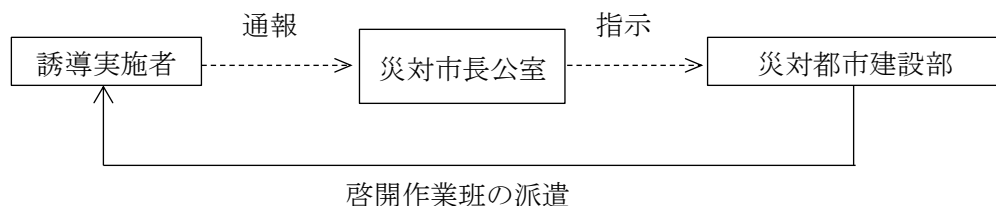
b 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことをめやすとする。

——避難の誘導時に留意する事項——

- ① 避難の誘導は、病弱者、高齢者、幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な人（要配慮者）を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。
- ② 交差点や橋りょう・トンネル等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。
- ③ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定する。なお避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。
- ④ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、災対市長公室長を経由し、災対都市建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



ウ 避難の完了報告

避難の誘導にあたった市職員は、安全な地域・施設への避難を完了させたのち、完了報告を速やかに行う。

なお、報告の方法については、第20節「帰宅困難者対策（4）来訪者・入所者の避難」を準用する。

(9) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- ア 避難指示（緊急）等の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

(10) 避難先の安全管理

基本 的 考 え 方	現在、市のどの地域においても、ほぼ2 kmの圏内に「一時退避場所」もしくは相当程度のオープンスペースが確保されている。そのため、広域的な延焼火災が発生しても、整然とした避難誘導が実行できれば、市民・来訪者の安全は十分確保される。したがって、避難路及び避難場所（避難所を含む）の安全をいかに確保し、混乱を生ずることなく避難誘導を行うかが重要な課題となる。この項では、避難場所・避難路において、整然と避難誘導するのに必要な時間を確保するための消防活動や、避難途中に予想される障害要素解消のための警察活動に関し、災対消防部及び警察署の任務のあらましをあげる。
------------------------	--

市及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

(11) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

市及び県は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

ア 被災者への仮設住宅等の供給

a 入居者の選定

災害救助法適用後の仮設住宅の入居者の選定は、市が県知事の補助機関として、以下のとおり行う。

- ・ 資格基準

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し現に居住する住家がない者であり、かつ自らの資力によっては、住宅を確保することのできない者であること。なお「災害時、現実には、法適用市町村に居住していることが明らかであれば良い」とされており、災害時における住民登録の有無は問わない。

・ 入居予定者の選考

入居予定者の選考は、災対都市建設部長が災対都市建設部職員、関係各部職員、自治会長（代表者）、民生委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。なお、この場合、高齢者や障がい者が偏って入居することのないよう留意する。また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民は同一地域の仮設住宅に入居できるよう配慮する。

・ 県への報告

入居予定者を選定した後、様式2号の「応急仮設住宅入居該当世帯調」により県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

b 応急仮設住宅の管理

災害救助法適用後の仮設住宅の管理は、県知事の補助機関として市が、以下のとおり行う。災害救助法が適用されない場合においては、これに準じて行う。

・ 災対都市建設部長が入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め行う。

なお、家賃は無料、維持補修は入居者負担、供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

・ 様式3号による「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておく。なお、入居者台帳は、その写しを県支部総務班を経由して県本部防災班に提出する。

・ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他住宅の斡旋を行うなどして、市は、その早期解消に努める。

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 （資料編資料 20）

※ 応急仮設住宅建設予定地調 （資料編資料 40）

※ 市内建設業者調 （資料編資料 41）

(12) 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

市及び県は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(13) 行政区域を越えた広域避難の支援要請

市及び県は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は他の都道府県に広域避難の受入れに関する支援を要請する。

(14) 広域一時滞在

ア 市町村の役割

被災した市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 県の役割

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災した市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

ウ 国の役割

国は市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災した市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、市に代わって行うこととなる県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(15) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

県は、市から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模により、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行う。

建築技術者等の派遣等により、積極的な市の活動を支援する。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 市の役割

応急危険度判定の実施において、市が果たすべき役割については、災対都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	① 応急危険度判定調査実施体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
災害時総合相談窓口における担当者等の配置	① 災害時総合相談窓口担当職員及び各種申込用紙類の配置 ② 市民からの調査依頼受付 ③ 市民からの調査及び判定結果に関する相談・異議・苦情等の受付
応急危険度判定に関する広報活動の実施	① 応急危険度判定に関する広報活動の実施 ② 応急危険度判定ボランティア協力の要請 (→ 災対市長公室長)
県・国等への協力要請	① 県・他都道府県への判定要員の応援派遣要請 (→ 県都市建築部) ② その他応急危険度判定実施要員確保のための協力要請 (→ 県建築士会・関係機関) ③ その他の協力要請 (→ その他各部長・関係機関)
報道機関対応 ※災対市長公室長を通じて行う。	① 県内ラジオ・テレビ各社への「応急危険度判定調査実施」に関する放送枠確保の要請 ② 在庁記者クラブ各社、報道機関各支局等への「応急危険度判定調査実施」に関する紙面確保の要請
建築物震後対策班の編成	① 災害時「住」対策推進会議に関する事務 ② 建築士会各務原支部との連絡調整 ③ 市各部、防災関係機関との連絡調整 ④ 安全点検調査すべき市施設、重要施設の提示 ⑤ 建築物危険度判定調査実施計画の作成 ⑥ 判定調査結果のとりまとめ及びデータの公表 ⑦ 市民対応

イ 応急危険度判定調査実施本部の設置

応急危険度判定調査実施本部を市本庁舎内に置く。

応急危険度判定の実施については、建築士会各務原支部その他建築関係団体・判定ボラン

ティア等の協力を得て、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
応急危険度判定調査実施体制の確立	① 各社への連絡による要員・器具等の確保 ② 建築士会各務原支部その他建築関係団体への協力要請 ③ 応急危険度判定調査実施計画の作成
応急危険度判定調査に関する専門ボランティアの受入・活用	① 応急危険度判定調査実施計画に基づく配置 ② 食事の提供・宿泊施設の確保 ③ その他専門ボランティアに関する連絡・調整
判定調査実施後に必要な措置への協力	① 危険防止のための応急的補強措置の実施協力 ② 危険防止のための立入禁止措置の実施協力 ③ その他必要な要員・資器材等の提供協力

ウ 判定作業の概要

- a 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに判定調査票を用いて行う。
- b 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。
- c 判定は、原則として、「目視」により行う。
- d 判定は、外部から開始し、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

エ 判定実施後にとるべき措置

応急危険度判定実施後にとるべき主な措置は、以下のとおりである。

- a 危険防止のための応急的建物補強措置
- b 立ち入り禁止措置
- c 被災度区分判定の実施促進

県・国・関係団体の協力を得て、判定結果の通知を受けた建築物所有者が自己の責任において、建築構造技術者へ依頼して行うよう促進する。

第16節 食料供給活動

基本的 考え方	市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、住家損壊等により炊事が困難になるだけでなく、道路の損壊等やライフライン機能の停止等により市域の広い範囲で「食品の供給」機能がマヒするものと想定される。県防災計画は、被災した市民（県民）に対して県知事が行う救助業務のうち、食品の供給については市町村長が一次的に対応すべき業務と位置づけ市長が行うことと定めている。
------------	---

1 方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	避難収容班
庶務班	農政班	

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、市が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市長が実施する。

ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町が応援又は協力をして実施する。

県は、市における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料物資を確保し輸送する。

イ 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(2) 災害時食品供給体制の確立

市域に震度6弱以上の地震が発生した場合もしくは震度6弱以下であっても大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認める場合には、災対産業活力部長は、本部長（市長）の指示の有無に関わらず、部内に災害時食品等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。具体的には、災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食品の緊急供給から、平常時食品供給機能の迅速な復旧にいたるまでの、3つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急食品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時 期 区 分	支 援 事 項
災 害 発 生 直 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 ○ 大規模店舗における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 4日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活支援物資車両」としての認定 ○ 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送車両等の終日規制除外対象認定 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 ○ 緊急融資の斡旋

ア 食品の輸送

食品供給に関する輸送業務は災対産業活力部長が以下のとおり行う。

a 輸送体制

災対産業活力部長は、市において調達した食品、県から支給を受けた食品及び全国各地から寄せられる物資については、その物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

なお輸送業務は、災対企画総務部及びトラック協会の協力・応援を得て、災対産業活力部がすべて行う。

b 食品の集積・配送拠点

食品の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。なお、災害の状況によって市内に設置することが困難もしくは適切でないときは、近接市町村・県・関係機関並びに事業所・団体等に協力を要請し、市域外で、交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分け・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

区 分	食品集積・配送拠点	所 在 地	主要アクセス道路
各務原地区 (JR線北部)	県立各務原高校	蘇原新生町地内	国道21号 主要地方道江南・関線 県道長森各務原線 市道蘇北770号線
各務原地区 (JR線南部)	川崎重工業格納庫	蘇原三柿野町地内	主要地方道江南・関線 国道21号
各務原地区 (JR線南部)	JAぎふ各務原 集出荷場予冷施設	鶯沼各務原町地内	国道21号 市道鶯941号線

イ 需要の把握（被害状況の把握）

災対産業活力部長は、災対市長公室長、災対健康福祉部長、災対教育部長等関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食品の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

——必要数の把握の分担——

- a 市本部・現地連絡所並びに災対消防部への被害情報による概数の把握
- b 災対教育部が集計した避難所収容者名簿による把握
(乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数)
- c 災対市民生活部が関係各部、関係機関、自治会等市民組織の協力を得て集計した住宅残留者の把握
- d 各部の協力を得て、災対産業活力部が集計した災害応急対策活動従事者の把握 (医療機関・福祉施設等を含む)

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項についてあわせて本部長へ報告する。

——本部長への報告事項——

- a 応急食品供給対象地域、施設、人口、量の概数
- b 応急食品供給体制に関する現況
- c 応急食品供給開始時期
- d 応急食品供給所(拠点)の設置(予定)場所

ウ 応急食品供給所(拠点)の設定

応急食品の供給は、原則として、各家庭への個別配付ではなく応急食品供給所の設定による拠点配付方式で行う。応急食品供給所へは、市の車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し各施設運営担当者が市民への配付活動にあたる。

応急食品供給所(拠点)は、災対産業活力部長が災対市長公室長の意見を聞いて設定するが、原則として、避難所設置施設となる小・中学校とする。

エ 応急食品供給実施に関する広報

応急食品供給所を設定したときは、設置場所その他食品供給に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- a 災対市長公室に対し、応急食品供給に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- b 応急食品供給に関する市民からの問い合わせ、要望等のとりまとめ役を被災地の自治会、自主防災組織もしくは代表となる市民に依頼する。またその旨を掲示物に添書する。
- c 設定した場所及びその周辺に「応急食品供給所」と大書した掲示物を表示する。
- d 応急食品供給の停止に関しては、事前広報を徹底する。

(3) 市民への食品供給の実施

ア 応急食品の供給

a 供給食品

供給する食品は、災害発生後3日目(最大9食)までは、カンパン、缶詰弁当又はアルファ米とする。また4日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。

なお、乳幼児(1歳半未満)に対しては、調整粉乳とする。

b 供給基準

応急食品の供給基準は、次のとおりとする。

- ① カンパン 1食あたり1パック5枚
- ② 米 穀 1食あたり精米200g以内 (※1、※2)
- ③ 食パン 1日あたり200g(約半斤)以内
- ④ 調整粉乳 乳幼児1日あたり150g以内

※1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀(精米換算)400g以内とする。

※2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀(精米換算)1食あたり300g以内とする。

c 供給の対象者

応急食品供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、大規模半壊、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- ④ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者

イ 炊き出し方式による応急食品の供給

学校給食センター・各学校給食調理施設の利用が可能な場合で、災対教育部長が認めた場合は炊き出し方式によることができる。その場合、災対産業活力部は、米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行い、炊き出し業務は、災対教育部が、学校教職員(県が任命権限をもつ者)、日赤奉仕団、女性防火クラブ、自主防災組織、その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお災対産業活力部長がその必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託することができる。

ウ 業者委託による弁当類の供給

市職員の出勤状況や道路の復旧状況等により、災対産業活力部長がその必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行うことができる。その場合、以下の点について留意する。なお、業者の選定にあたっては、本章第5節「交通応急対策」(4) 輸送業務の業者委託の基本方針をふまえて行う。

- 子供向、一般成人向、高齢者向の少なくとも3種類のメニューとする。
- 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- 各応急食品供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者よりそのつど聴取する。
- 食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全を期する。

エ 医療機関・福祉施設等への食品の緊急供給の実施

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障がい児・者施設及び介護保険施設等の福祉施設への食品の緊急供給は、必要の有無を確認の上、災対産業活力部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画を立て、部の車両及びトラック

協会の応援協力により行う。特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、要請の有無の如何に係らず、災害発生後ただちに、災対健康福祉部長を通じて、食品の確保状況を照会するなどして、食品の確保に万全を期す。

- ※ 中継拠点病院施設
- ※ 市内の医療機関等施設一覧 (資料編資料 31)
- ※ 市内の社会福祉施設一覧 (資料編資料 44)

(4) 食品等の確保

ア 各部・関係機関・団体等の連携

災対産業活力部長は、災害時食品等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事 項	要請先 (部)	要請先 (関係機関・団体等)
米穀等備蓄物資の確保 及び食品の調達	—	県農政部 県健康福祉部 (岐阜県地域防災係) 県商工労働部 (岐阜県地域防災係) ぎふ農業協同組合 各務原商工会議所 生活協同組合コープぎふ、 イオンリテール(株)、(株)パロー、 マックスバリュ中部(株) (株)赤ちゃんデパート水谷 大規模店舗・スーパーその他
応急食品供給所の確保・運営	災対教育部	県教育委員会 (岐阜教育事務所) 避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	—	自衛隊 県防災課 レンタル業者・民間給食業者 外食レストランチェーン業者 その他
応急食品供給所への輸送業務	災対企画総務部	県トラック協会各務原協議会
応急食品供給実施に関する広報	災対市長公室	ラジオ・テレビその他報道機関

※中部経済産業局：経済産業省所管の食品製造業・流通業等の大手、全国業者組織への依頼
仲介

県健康福祉部：県が備蓄する食品の放出依頼

県農政部：農林水産省及び県所管の農業団体への依頼仲介

県商工労働部：県所管の食品製造業・流通業大手、県内業者組織への依頼仲介

県教育委員会：県立高校等教育委員会所管の施設が避難所となった場合

イ 食品等の確保

災対産業活力部長は、関係各部長・県農政部・県健康福祉部 (岐阜県地域防災係) と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルート、県か

らの米穀等調達ルートを活用し応急食品を確保する。確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。なお平素より各家庭において3日分程度の備蓄を行うよう奨励する。

事 項	1人当り1日量 ※下記のうちいずれか1	時 期 区 分
初期応急食品の確保	カンパン 2～3缶	災害発生後 3日目まで
	缶詰弁当 2～3缶	
	アルファ米 2～3パック	
	調整粉乳 150g以内	
復旧期応急食品の確保	米穀(精米) 600g以内 その他 必要量	災害後 4日目以降14日目まで
	弁当類 2～3食	
	調整粉乳 150g以内	
災害応急対策活動従事者用 病院・要配慮者等入所施設	必要量	災害対策体制中随時

(5) 副食、その他資機材等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町において確保輸送し、あるいは確保のあっせんをする。

また、必要に応じて県及び県内市町村は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

応急食品供給所の確保・運営	災対教育部	県教育委員会(岐阜県教育事務所) 避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	—	自衛隊 県防災課 レンタル業者・民間給食業者 外食レストランチェーン業者 その他
応急食品供給所への輸送業務	災対企画総務部	県トラック協会各務原協議会
応急食品供給実施に関する広報	災対市長公室	ラジオ・テレビその他報道機関

(6) 応援等の手続

市において、炊き出し等食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等を要請する。

(7) 食品衛生

市は、炊き出しにあたっては、常に食品衛生に心掛ける。

県は、炊き出しを開始したときは、職員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈する者が発生した場合は、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。

(8) 平常時食品供給機能の復旧支援

震度6弱以上の地震等大規模な災害が発生した場合、災害発生直後については、市の行う応

急食品の供給活動に地域格差や絶対量の不足などが生ずることは避けられない。また、3～4日目ころになると、被災者は、混乱状態が収まり、気持ちの落ち着きとともに、細かなニーズへの対応が少ないことに対する不満が生ずる。一方、発生後1週間目ころには、全国各地からの応援部隊がかけつけ、道路・ライフライン機能、物資の供給機能など、ある程度復旧することが見込まれる。

そのため、以下のとおり、国・県・中部電力・東邦ガス・NTT等の関係機関及び各務原商工会議所その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後、可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、平常時食品供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

時 期 区 分	支 援 事 項
災害発生直後3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 ○ 大規模店舗における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 4日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活支援物資車両」としての認定 ○ 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送車両等の終日規制除外対象認定 ○ 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 ○ 緊急融資の斡旋

(9) その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第17節 給水活動

1 方針

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施担当班

秘書広報班	商工観光班	水道対策班
庶務班	農政班	
福祉救援班	避難収容班	

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

給水の実施主体は、市であり、県はこれを応援する。

市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

県は、市から要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、市における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する給水応援を実施する。

イ 給水活動における配慮

市は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

(2) 災害時給水体制の確立

市域に震度6弱以上の地震が発生した場合もしくは震度6弱以下であっても大規模な災害が発生していると認めた場合並びにその他必要と認めた場合には、災対水道部長は、本部長の指示の有無に関わらず、部内に水道施設の迅速な復旧、飲料水等の緊急供給のための応急給水源の確保及び応急給水活動実施のために必要な体制を確立する。

ア 災対水道部の体制

災対水道部長は、水道対策班に次の業務体制を構築する。

- ① 庶務
- ② 施設復旧
- ③ 管路復旧
- ④ 応急給水

イ 各部・関係機関・団体等の連携

災対水道部長は、おおむね以下のような事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事 項	要請先（部）	要請先（関係機関・団体等）
給水拠点の確保・運営	災対市長公室 現地連絡所	自治会・自主防災組織等
応急給水用資器材の確保	—	県・市管工事協同組合
給水拠点への輸送業務	災対市長公室	飲料関係事業所等 県トラック協会各務原協議会
応急復旧用資器材・要員の確保	—	県・日本水道協会・他市水道 事業体・市管工事協同組合
停電の早期復旧 及び電気設備の復旧依頼	災対市長公室	中部電力各務原営業所
通信回線の早期復旧 (電話・専用線)	災対市長公室	N T T 岐阜支店
応急給水・復旧に関する広報	災対市長公室	ラジオ、テレビ、その他報道機関

ウ 被害状況及び応急給水需要の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合は、災対水道部長は災対市長公室長及び関係部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努める。

また、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

——被害状況把握の方法——

- a 市本部・現地連絡所への報告
- b 県災害対策本部への要請
- c 市民からの通報
- d 災対水道部の業務報告

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、あわせて本部長へ報告する。

——本部長への報告事項——

- a 給水機能停止区域、世帯、人口
- b 復旧の見込み
- c 応急給水体制に関する現況
- d 応急給水開始時期
- e 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

エ 応急給水実施に関する広報

応急給水所を設定したときは、設置場所その他給水に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり広報活動を行う。

- a 災対市長公室長に対し、応急給水に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。

- b 応急給水に関する市民からの問い合わせ、要望等のとりまとめ役を被災地の町会、自主防災組織もしくは代表となる市民に依頼する。またその旨を掲示物に添書する。
- c 設定した場所及びその周辺に「応急給水所」と大書した掲示物を表示する。

オ 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる災対水道部の車両及び資器材は、以下のとおりである。

なお、不足する資器材等の調達は、関係各部・機関、県その他地方公共団体、自衛隊、飲料関係事業所等の応援を求める。

※ 水道部の車両・資器材・施設及び応急給水源 (資料編資料 36)

(3) 市民への飲料水供給の実施

基本 的 考 え 方	<p>市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、施設損壊や停電等により市民生活に不可欠な「水の供給」が広範に停止するものと想定される。県防災計画は、被災者に対して県知事が行う救助業務のうち、飲料水の供給については市町村長が一次的に対応すべき業務と位置づけ、市長が行うことと定めている。そのため、市民等に対する応急給水活動と水道施設復旧作業を、関係各部、関連機関、市管工事組合等の協力を得ながら災対水道部が以下の 4 点を基本方針として行う。</p> <p>すなわち、①水源確保から復旧状況に応じた供給量の拡大等までの全体計画を管理するための体制を災対水道部内に確立する。②管轄の如何にかかわらず災害により飲料に適する水を得ることができない地域の市民すべてに対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行う。③病院・社会福祉施設等を対象として、その施設機能を維持するために必要な上水を供給する。④水道施設の復旧を迅速に進めるなどにより、生活用水も含め供給量の段階的拡大を図る。</p> <p>※ 市域に大規模地震が発生した場合、水道部は最優先に飲料水（応急給水源）の確保を図る。主要配水池は、緊急遮断弁が作動し配水を遮断する。よって、水道施設（消火栓）から消火用水を使用することは、困難な状態になることが想定されるので、地震災害時の消火用水は、水道施設（消火栓）以外の消火用水を確保しなければならない。</p>
------------------------	---

ア 応急給水基準

災害発生直後における初期応急給水の量は、1 人 1 日 3L とする。

なお必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

(4) 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障がい児・者施設及び介護保険施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、災対水道部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、給水タンク車その他小型動力ポンプ付水槽車をはじめとする市車両の運用により最優先で行う。

特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、災害発生後ただちに、災対健康福祉部長を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期す。

- ※ 中継拠点病院施設
- ※ 市内の医療機関等一覧 (資料編資料 31)
- ※ 市内の社会福祉施設一覧 (資料編資料 44)

(5) 応急給水源の確保

ア 災対水道部は、大規模地震が発生した場合、水源地及び主要配水池等で速やかに応急給水源の確保を図る。

確保すべき目標設定のめやすは以下のとおりとする。

事 項	1人当り1日量	時 期 区 分
初期飲料水の確保	3 L	災害発生直後3日目まで
復旧期飲料水・生活用水の確保	10～20 L	発生後4日目以降14日目
移行期飲料水・生活用水の確保	20 L～必要量	発生後15日目以降水道復旧まで
病院・要配慮者等入所施設	必要量	発生直後から水道復旧まで随時

イ 災対水道部は、関係各部・機関、中部電力等の協力を得て、水源地及び主要配水池・ポンプ場の早期復旧を行い、応急給水源の確保を図る。

ウ 応急給水源の給水量が水道水で確保困難な場合、災対水道部長は、関係各部・機関・井戸所有事業所等に協力を要請し、事業所井水、小・中学校プール、受水槽等を応急給水源として利用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する必要がある。このため、生活用水として利用し、飲料水は、水道水を利用する。

エ 震災時に備え、平素より各家庭においても飲料水を常備するよう奨励する。

(6) 給水の方法

市は、給水の方法について、あらかじめ策定した給水計画により実施する。非常用水源からの拠点給水あるいは給水車等で輸送する搬送給水とするが、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。なお、木曾川水系以外の水系についても、木曾川水系に準じて実施する。

ア 車両輸送による応急給水

a 応急給水所（拠点）受水槽への搬送

飲料水等の応急給水所（拠点）受水槽への搬送は、災対水道部が関係各部・機関の応援協力を得て24時間体制で行う。必要な器材は、災対水道部が備蓄する給水タンク車、給水タンク、ポリタンク等や他部及び飲料関係事業所等からの応援流用したものを使用する。

b 応急給水所（拠点）での応急給水

応急給水所（拠点）での応急給水は、各家庭において、自ら持参した容器をもって、応急給水所となった施設の各部担当職員が避難所在住市民代表者、自主防災組織等の協力を得て行う。なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないように留意する。また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリ袋等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与のかたちをとって行うよう努める。

c 応急給水所（拠点）への搬送を効率よく行うため、災対水道部長は、災対都市建設部長

及び警察署等と連絡をとり、道路状況を確認の上、応急給水活動を行う。

イ 仮設給水栓設置による応急給水

大規模地震が発生した場合、災害発生直後については、水の供給が少ないことに対する大きな不満は出ない。しかし、3～4日目ころになると、気持ちの落ち着きとともに、生活用水の需要も増し、車両輸送による応急給水が限界となってくる。また、各家庭から応急給水所（拠点）への距離への不満が生じるようになる。

よって、断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

a 消火栓等を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の応急給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

b 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、災対水道部長が災対市長公室長及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

(7) 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、市にあっては、本章第3節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

(8) 水道施設復旧並びに生活用水の段階的供給の実施

災対水道部長は、水道施設の被害状況調査を速やかに行い、復旧計画を早急に立て、復旧用資器材・要員の応援要請を市管工事協同組合及び関連団体、他市水道事業体に行い、迅速な復旧を図る。この場合、災害発生後3～4日目ころからは、飲料水のほか、生活用水の需要も増してくるので、仮設給水栓の設置を考慮した復旧計画を立てる。

ア 復旧順序

a 水源地の取水井設備から導水管、水源地場内設備・送水設備、送水管、配水池と水源の元から順次復旧を行う。

b 配水本管及び連絡本管、受水池等の加圧系施設・設備及び送水管等の復旧を行い、市内の主要配水池への送水の迅速な復旧を図る。

c 主要配水池への送水確保後、その他の配水池への復旧及び配水管及び配水管網の面復旧を行う。

※ この復旧順序は、原則を示す。被害状況等により最も迅速な復旧計画を立案することとする。

イ 復旧計画に沿った仮設給水栓による応急給水

配水池等への送水復旧予定に沿って、事前に応急給水所（拠点）等への配水池からの配水本管を復旧し、仮設給水栓を設置し、生活用水の需要にも応える復旧を図る。

ウ コントロール室の監視制御機能の復旧

水源地・受水池・配水池の水道施設・設備は、コントロール室の機能が不能となっても各施設単独で運転できる。しかし、コントロール室の集中監視制御機能が運転しているか否かでは、水道施設復旧のスピードに大きく影響する。

よって、テレメータの通信回線を管理するN T T及び関係業者等の協力を得て、コントロール室の早期機能復旧を図る。

エ 停電の早期復旧及び電気設備等の復旧

水道施設の早期停電復旧を中部電力に要請するとともに、三井・西市場水源地の取水配電線路が損壊した場合、中部電力に応援を求め復旧する。

(9) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第18節 生活必需品供給活動

基本的考え方	<p>市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、住家損壊等により家財を失うだけでなく、道路の損壊等やライフライン機能の停止等により市域の広い範囲で「生活必需品の供給」機能がマヒするものと想定される。県地域防災計画は、生活必需品の供給については、確保・割当・配分・輸送を市が実施すると定めている。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合は県知事が確保・輸送を行い、市長は調査・報告・割当・配分を行う旨の役割分担を定めて対応すべき業務と位置づけている。</p>
--------	---

1 方針

地震災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施担当班

本部班	農政班	救急指令班
秘書広報班	避難収容班	消防署班
庶務班	消防総務班	消防団班
商工観光班	消防予防班	

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、市が市計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市が実施する。ただし、市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、市における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、市に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

なお、県は、市における生活必需品等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品等を確保し輸送する。

イ 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

(2) 災害時生活必需品供給体制の確立

市域に震度6弱以上の地震が発生した場合もしくは震度6弱以下であっても大規模な災害が発生していると認められた場合並びにその他必要と認める場合には、災対産業活力部長は、本部長（市長）の指示の有無に関わらず、部内に災害時食品等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、災害発生直後における最低限度の生活を維持するために必要な生活必需品の緊急供給から、平常時生活必需品供給機能の迅速な復旧にいたるまでの、4つの時期区分に応じて、備蓄物資確保、民間からの調達並びに応急生活必需品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時 期 区 分	必要な措置のあらまし
災害発生直後 3 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の確立・運営 ○ 第一次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）
災害後 4 日目以降 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の運営 ○ 第二次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害後 8 日目以降 14 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ○ 第三次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害発生後 15 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ○ 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報 ○ 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）

ア 各部・関係機関・団体等の連携

災対産業活力部長は、災害時食品等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のよう
な事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事 項	要請先（部）	要請先（関係機関・団体等）
備 蓄 物 資 ・ 調 達 物 資 等 の 確 保	—	県健康福祉部（県岐阜地域防災係） 県岐阜地域防災係 日赤県支部 各務原商工会議所 生活協同組合コープぎふ、 イオンリテール(株)、(株)パロー、 マックスバリュ中部(株)、 (株)赤ちゃんデパート水谷 大規模店舗・スーパーその他
応 急 生 活 必 需 品 供 給 所 の 確 保 ・ 運 営	災対教育部	県教育委員会（岐阜教育事務所） 避難所設置施設所管機関等
毛布・布団・ベッド等寝具類、 ス ト ー ブ ・ 扇 風 機 等 冷 暖 房 器 具 類 の 確 保	—	県岐阜地域防災係 関連業者団体 レンタル業者・寝具業者

		電器製品取扱業者その他
教養娯楽品の確保	—	書籍・運動具等関連業者団体 書籍・運動具等販売業者 書籍等レンタル業者
応急生活必需品供給所への輸送業務	災対企画総務部	県トラック協会各務原協議会
応急生活必需品供給実施に関する広報	災対市長公室	ラジオ、テレビその他報道機関

※ 中部経済産業局：経済産業省所管の製造業・流通業大手、全国業者組織への依頼仲介

※ 県健康福祉部：県が備蓄する生活必需品の放出依頼

※ 県商工労働部：県所管の製造業・流通業大手、県内業者組織への依頼仲介

※ 県教育委員会：県立高校等教育委員会所管の施設が避難所となった場合

(3) 生活必需品の確保

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

イ 物資の調達

生活必需品の調達は、市において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ウ 生活必需品等の確保

災対産業活力部長は、関係各部長・中部経済産業局・県健康福祉部（岐阜県地域防災係）・県商工労働部（岐阜県地域防災係）等と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。なお、確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。

事 項	品 目 例	時 期 区 分
第一次応急生活必需品の確保 （直後期） ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	○毛布（布団がない場合1人3枚） ○布団類（避難行動要支援者用優先） ○敷物（発泡スチロール製） ○外衣・肌着（中古でもよい） ○日用品（トイレトペーパー・ちり紙・生理用品・紙オムツ） ○冷暖房用品（使い捨てカイロ）	災害発生直後 3日目まで

	<ul style="list-style-type: none"> ロ・ストーブ・扇風機等) ○食器類 (箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等) ○光熱材料 (使い捨てライター・カセットコンロ等) 	
<p>第二次応急生活必需品の確保 (復旧期)</p> <p>※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外衣・肌着 (新品に限る) ○身回品 (タオル・パンスト・靴下・サンダル等) ○日用品 (トイレトペーパー・ちり紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙オムツ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等) ○冷暖房用品 (使い捨てカイロ・ストーブ・扇風機等) ○食器類 (鍋・箸・コップ・皿・缶切等) ○光熱材料 (使い捨てライター・カセットコンロ等) 	<p>災害後 4 日目以降 7 日目まで</p>
<p>第三次応急生活必需品の確保 (移行期)</p> <p>※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍・雑誌・マンガ・絵本類 ○スポーツ用品・ゲーム類等 ○その他教養娯楽品 	<p>災害後 8 日目以降 14 日目まで</p>

- ※ 施設別備蓄品等一覧 (資料編資料 32)
- ※ 協力団体等 (資料編資料 19)

エ 生活必需品の輸送

本章第 16 節「食品供給活動」の規定を準用する。

オ 需要の把握 (被害状況の把握)

災害対策活動従事者を除き、本章第 16 節「食品供給活動」の規定を準用する。

カ 応急生活必需品供給所 (拠点) の設定

本章第 16 節「食品供給活動」の規定を準用する。

(4) 市民への生活必需品供給の実施

災害対策活動従事者を除き、本章第 16 節「食品供給活動」の規定を準用する。

(5) 平常時生活必需品供給機能の復旧支援

本章第 16 節「食品供給活動」の規定を準用する。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策

基
本
的
考
え
方

市域を震度6弱以上の地震が襲った場合には、市域の各所で多数の市民が住宅を失ったり、そのままでは日常生活を維持できないような居住環境下に置かれる。

そうした被災者の中には、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人、そして人工透析者等の市民も当然に含まれる。さらに大規模な災害時には、福祉関係施設や職員も被災し、社会的介護・支援システムは混乱状態もしくは機能停止状態になる。

そして、被災地内においては、ともすれば「強いもの勝ち」「早いもの勝ち」といった体力・知力に劣るものが片隅に押し除けられかねない無秩序な社会状態が出現してしまう。

道幅の狭い、歩道の少ない、そして障害物が行く手をふさぐ「街中」を災害発生直後の混乱した事態の中でいかに安全な避難場所まで移動するか。階段や段差の多い、また洋式トイレの少ない避難所における滞在生活をなるべく他人の介護支援に頼ることなく、いかに過ごすか。

また、時間の経過とともに、誰もが生命があり衣食住が足りていることに感謝した災害発生初期の段階を経て、精神的にも余裕ができ家族や自らの生活の復旧の手立てを考えるべき段階を迎えたとき、健常者がひとり去り二人去りする中で取り残された「要配慮者」は、災害発生前の生活状態にいかにして立ち戻るか。1995年阪神・淡路大震災被災地では、避難所や仮設住宅に最後まで残るのは、高齢者や障がい者といった「要配慮者」であった。

災害時における「要配慮者の救援」は、平常時のそれと異なるものとして措置される。すなわち平常時のようにその機能を回復するまでの、いわば「橋渡し」（「当面必要な対策」）として迅速かつ適切に行われることが要請されるのである。

そのため、市は、市内福祉関係者・団体並びに市民・事業所・諸団体の全面的な応援・協力体制の確立（「震災特別介助支援体制」とよぶ）により対処する。

1 方針

地震災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 実施担当班

秘書広報班
調査市民班

福祉救援班
商工観光班

医療対策班
避難収容班

3 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策

市は、市計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、市計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

県は、市が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、市の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DCAT）の派遣を行う。

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○「要配慮者」の安否確認・所在把握 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ○避難所その他所在地における応急的な介助支援 ○福祉避難所の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者受入可能病院の確保並びに必要な移送措置 ○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○要配慮者向住宅供給ニーズの把握 ○要配慮者向住宅供給の推進 ○要配慮者向広報活動並びに相談業務 ○要配慮者支援体制の運営
住宅移転・帰宅等の準備措置 (避難所開設後期)	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○避難所その他所在地における巡回ケアサービス ○福祉避難所への移送措置 ○要配慮者受入可能病院の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者向住宅供給計画の作成並びに建設等 ○要配慮者向広報活動並びに相談業務 ○要配慮者支援体制の運営

住宅移転・帰宅等期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目を以降	○仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ○長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ○その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務 ○要配慮者支援体制の運営
------------------------	------------------	---

- ※ 避難所一覧表 (資料編資料 35)
- ※ 市内医療機関等施設 (資料編資料 31)
- ※ 市内の社会福祉施設 (資料編資料 44)

イ 「要配慮者」対策実施体制

a 要配慮者支援体制

震度6弱以上の地震が市域を襲った場合、災対健康福祉部長は、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、「要配慮者」対策を統一的かつ適切に行うため、要配慮者支援体制を運営する。

b 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

- ・ 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
市	① 「要配慮者」の安否確認並びに安全確保 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ② 避難所その他所在地における介助支援の実施 ③ 福祉避難所及び受入可能病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 ④ 福祉避難所その他所在地の設備の補修・新設 ⑤ 福祉避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ⑥ 災害時総合相談窓口の設置・運営 ⑦ 要配慮者向住宅供給ニーズの把握 ⑧ その他市民との対応
県	① 「要配慮者」対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ② 福祉避難所及び要配慮者受入可能病院の確保のための支援 ③ 精神障がい者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 ④ 人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置 ⑤ 災害救助法に基づく要配慮者向住宅供給計画の作成並びに建設 ⑥ 市が行う要配慮者向広報活動並びに相談業務に関する協力 ⑦ その他市が行う「要配慮者」対策への協力

<p>国・防災関係機関</p>	<p>① 「要配慮者」対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ② 福祉避難所及び要配慮者受入可能病院の確保のための支援 ③ その他市が行う「要配慮者」対策への協力</p>
<p>市社会福祉協議会 その他各種団体・事業所</p>	<p>① ボランティアセンターの開設・運営 ② 「要配慮者」の安否確認並びに安全確保に関する協力 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ③ 避難所その他所在地の介助支援への協力 ④ 福祉避難所及び受入可能病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施の協力 ⑤ 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 ⑥ 市が行う「要配慮者」向相談業務に関する協力 ⑦ その他市・県が行う「要配慮者」対策への協力</p>

- ※ 避難所一覧表 (資料編資料 35)
- ※ 市内医療機関等施設 (資料編資料 31)
- ※ 市内の社会福祉施設 (資料編資料 44)

・ 市民の役割

項 目	役割のあらまし
<p>地区復興委員会の結成・運営 又は自治会の運営</p>	<p>① 地域における「要配慮者」の安否確認並びに避難の支援 ※「避難行動要支援者名簿」の有効活用 ② 避難所その他地域における介助支援 ③ 福祉避難所及び専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力 ④ ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ⑤ 行政サービス各種申込書の配布 ⑥ その他「要配慮者」対策に必要な措置 ⑦ 行政・関係団体等との連絡・協議</p>

ウ 福祉避難所の開設

a 福祉避難所（一次）

地域における身近な要配慮者避難所として、福祉センター等に福祉避難所（一次）を開設する。

b 福祉避難所（二次）

地域における拠点的な要配慮者避難所として、市内の老人保健施設等に福祉避難所（二次）を開設する。

なお、福祉避難所（二次）は、障がいの程度の重い者等、より専門性の高いサービスが必要とする要配慮者を対象とする。

※ 避難所一覧表

(資料編資料 35)

エ 災害時総合相談窓口の活用

高齢者や障がい者、日本語を解さない外国人、人工透析者等の、「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、健常者が増して、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。そうした困難が市の行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを等しく受ける機会を奪う結果につながることはないよう市は措置する責務を有する。そのため、災対健康福祉部長は「要配慮者対策」の一環として、関係各部長と連携を図るとともに、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口に関し、「要配慮者」がサービスを支障なく受けられるよう必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

(2) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

ア 入所者の保護

a 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

b 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

c 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市、県に連絡又は要請する。

d 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市、県等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

e 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市、県に連絡しその応援を要請する。

f 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市、県に連絡しその支援を要請する。

g 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

イ 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

(3) 高齢者・障がい者の救援

基本 的 考 え 方	<p>1995年阪神・淡路大震災、2011年東日本大震災により想定を超える被災者が殺到した避難所は、寒さや低栄養、過密な集団生活といった要因に加え、利用困難な常設又は仮設のトイレ、段差のある建物構造など、高齢者や障がい者などの心身に「制限」のある者にとって、一層過酷な生活環境となった。ある者は壊れかけた自宅に帰り不自由な生活を堪え忍び、またある者は発病し、十分な治療が受けられず死亡した。</p> <p>また、避難所においては、寒さや低栄養、脱水、過密な集団生活といった劣悪な生活環境条件下に置かれた高齢者や障がい者が「肺炎・気管支炎・喘息・胃潰瘍・心筋梗塞」等にかかり、適切な治療を受けられず死亡した事例が見られた。震災は、高齢者・障がい者にとって、より過酷な生活環境条件の変化をもたらしたのであり、市が行う「高齢者・障がい者の救援」の最大の眼目は、震災関連疾患等による死亡（「震災関連死」）をいかに減らすかということに尽きるといっても過言ではない。</p> <p>「高齢者・障がい者の救援」の実施をきわめて困難なものにしているのは、それら対象者の心身の「制限」の「あり方」が、例えば肢体不自由、視覚障がい、心臓機能障がい・呼吸器機能障がい等の固定的臓器機能障がい、精神薄弱又は精神障がい等一様でない点にある。</p> <p>「高齢者・障がい者」の救援ニーズは、きわめて多様であり個別的なのである。しかし他方で多数の被災者に対する単純だがきわめて大量の救援ニーズ（例えば雨露がしのげる場所であり、水・食料）は、短時間に満たされる必要がある。この両者のギャップを埋めることは、行政単独では、到底不可能である。</p> <p>したがって、ここでは地震発生後の「高齢者・障がい者の安否、現在地の把握並びに介護保険施設等の施設への移送の要否」の確認から「福祉避難所での避難所生活」、「高齢者・障がい者やその家族・知人等を核として形成されている、多種多様な地域支援組織や全国的支援ネットワークとの連絡」そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの4つの措置に関し、その実施手順、各部並びに県・関係機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取り決めを行う。</p> <p>なお、老人保健施設、身体・障がい者療護施設その他の施設入所者については、各施設の災害時対応計画による。</p>
------------------------	---

ア 災害発生初期の緊急措置

災対健康福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、現地連絡所、関係各部、災対教育部及び関係機関・各障がい者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

- ・ 主な確認ルート

- 自主防災組織、民生委員・児童委員の調査に基づく報告
- 各種福祉団体等による調査に基づく報告
- 要配慮者支援体制による現認に基づく報告
- 福祉避難所、及び指定避難所の避難者名簿に基づく報告
- 各種支援組織による調査報告に基づく報告
- 岐阜保健所その他防災関係機関による調査に基づく報告

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
 - 必要となる介護・介助要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
 - その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
- ※車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

b 各種支援組織への連絡及び応援要請

各要配慮者に関わる市内、県内及び全国的な要配慮者支援組織に対し、市内被災者への救援活動を開始するよう応援・協力を要請する。あわせて、以下のような受入措置を講ずるよう関係各部に協力を要請する。

- ① 総合福祉会館内に各種支援組織のためのスペース、事務用資機材、電話機等を確保し提供する。この場合、可能な限りボランティアセンター本部に隣接したスペースを確保する。
- ② 支援者に対し避難所別「避難行動要支援者名簿」を提供する。
- ③ 各部並びに現地連絡所・避難所等拠点施設に対し「各種支援組織リスト」を配付し最大限の協力を努めるよう要請する。
- ④ その他要配慮者向応急ケアサービスが実施できるよう、必要なバックアップ措置を講ずる。

c 一次避難所等における応急的な設備の補修、設置

- ① 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- ② 踏み板の設置等段差の解消のための応急的な措置
- ③ 簡易ベッドの確保並びに供給
- ④ パーテーション（間仕切）、カーテン等の設置
- ⑤ 聴覚障がい者向広報伝達手段としての、掲示板等の確保

d 一次避難所における要配慮者専用スペースの確保

- ① 暑さ・寒さ対策が十分とられること
- ② 可能な限り少人数部屋であること
- ③ トイレになるべく近い場所であること
- ④ 避難所事務所もしくは救護所になるべく近い場所であること
- ⑤ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと

⑥ 必要に応じ福祉避難所（二次）への移送措置をとること

e 福祉避難所（一次）の開設

- ① 現地連絡所員による福祉避難所（一次）の開設
- ② 要配慮者用相談窓口の設置
- ③ 介護職員、手話通訳者等の応援派遣
- ④ 災害対策本部へのマット・畳等の物資及び備品の要請

f 福祉避難所（二次）の確保

- ① 協定を締結している老人保健施設、障がい者施設等への避難所開設の要請
- ② 市各務原特別支援学校へ避難所開設の要請
- ③ 老人保健施設等への避難所運営職員等の派遣
- ④ 専門的人材や一般ボランティアの派遣
- ⑤ 県への市外老人保健施設、障がい者施設等への特別入所措置の支援要請
- ⑥ 県への市外老人保健施設、身体障がい者療護施設その他入所施設への特別受入の斡旋要請
- ⑦ 市施設のうち福祉避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）

g 福祉避難所（二次）への移送

- ① 要配慮者支援体制による移送措置
 - ② 福祉有償運送事業者による移送措置
 - ③ ボランティアセンターへの依頼による移送措置
 - ④ 各種支援組織による移送措置
 - ⑤ 避難所入所者の協力支援による移送措置
 - ⑥ 市内バス会社への依頼による移送措置
 - ⑦ その他可能な手段による移送措置
- ※ 一次避難所から福祉避難所（一次）への移送については、原則として家族及び自主防災組織等で実施する。

イ 避難所開設期間中に必要な措置

災対健康福祉部長は、避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、災対教育部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 避難所その他所在地における設備等の補修・設置

避難所その他所在地における設備等の補修・新設については、前項「災害発生初期の緊急措置」に準じて行う。

b 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施

- ① 各支援組織による全般的なケアサービス
- ② ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務

- ③ 医師会、災対健康福祉部並びに県派遣保健班等との連携・協力による健康チェック
- ④ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- ⑤ 各務原市歯科医師会、歯科技工士会の協力による「入れ歯」チェックサービス
- ⑥ 老人保健施設、障がい者施設職員等の協力による「生活環境」チェックサービス

- c 福祉避難所の要請に基づく水・物資等の供給
福祉避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・物資その他の供給については、本章第18節「生活必需品供給活動」により行う。
- d 要配慮者向住宅の供給計画案の作成等
要配慮者向住宅の供給計画案の作成等については、本章第21節「応急住宅対策」により行う。
- e 要配慮者向広報活動並びに相談業務
要配慮者向広報活動並びに相談業務については、それぞれ本章第9節「災害広報」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ① 避難所や街頭における情報連絡が放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることをふまえ、聴覚障がい者向の伝達手段を併用すること
- ② 要配慮者は、多くの場合自らの意思の伝達上、それぞれに固有の特徴や困難さのあることをあらかじめ、全市職員に周知徹底すること
- ③ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行手続の簡略化
- ④ サービスを受けることを遠慮するあまり事態を悪化させてから結果的にサービスの必要量をふやし質的にもより困難なサービスが必要とされる事態を招きがちであることをふまえ、周囲の市民に理解・協力を得られるような配慮を行うこと

※ 高齢者・障がい者等の避難行動の特徴と配慮したい項目 (資料編資料 34)

ウ 第二期応急ケア対策計画の実施

災対健康福祉部長は、避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中に必要とされる措置について、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

a 仮設住宅入居「要配慮者」向応急ケアサービス

- ① 仮設住宅団地内集会施設等への「24時間スタッフ詰所」の設置・運営
※ 災対健康福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア並びに各障がい者支援組織の協力を得て運営。要配慮者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。
- ② 仮設住宅団地居住環境の向上
※ 段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼びかけ」標識の設置、花壇づくりなどを行う。また、バザーその他のイベント等を実施するなど、入居者相互の交流を深めるように努める。
- ③ 市医師会並びに県派遣保健班等との連携・協力による健康チェック・こころのケア

ア対策

- ④ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、在宅福祉サービスの提供、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施
- ⑤ グループホーム入居者への支援措置

b 入居待機者用施設その他の要配慮者向応急ケアサービス

- ① 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置
- ② 以下「仮設住宅」の場合に準ずる

c 福祉避難所（二次）等の「要配慮者」に関する措置計画の検討・実施

- ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者施設、通所施設等に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる
- ② 医療施設等に関しては引き続き入院が必要なものは、必要な手続きをとり、また退所・院が可能になったものについては、仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な引き継ぎを行う

d 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

災害時総合相談窓口設置期間中については、本章第9節（12）災害時総合相談窓口の設置により行う。また災害時総合相談窓口閉鎖後は、災対健康福祉部が窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

(4) 人工透析患者・難病患者等在宅医療対象者の救護

基本的考え方	<p>日本で最初の近代的大都市直下型地震となった1995年阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス等のライフラインにも大きな被害を与えた。</p> <p>このため、在宅で定期的に人工透析治療を受けている者、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している者などが、在宅では治療の継続ができなくなった。</p> <p>それらの人々は決して多数ではないが、医療制度の改革、医療技術の進歩（医療機器の開発）などにより長期入院の解消が図られ、在宅で治療を受けている者の数は確実に増えつつある。また、これら「在宅医療対象」の方に必要な支援がなされない場合には、「生命にかかわる」こととなる。</p> <p>したがって、市が行うべき「在宅医療対象者の救援」のポイントは、第1に多様かつ個別的な安否の把握と必要な医療内容の把握及び現在地を確認すること、第2に医療機関の稼働状況を確認し受療の確保を図ることである。</p> <p>そのため、市は、「在宅医療対象者の救援」担当部を指定し、国・県・各関係機関並びに各種団体・企業等の支援・協力を得る。</p> <p>なお、病院等の施設入所者については、各施設の災害時対応計画による。</p>
--------	---

ア 災害発生初期の緊急措置

災対健康福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、災対水道部、関係各部並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

・ 主な確認ルート

- 自主防災組織、民生委員・児童委員の調査に基づく報告
- 要配慮者支援体制による現認に基づく報告
- 福祉避難所、及び指定避難所の避難者名簿に基づく報告
- 岐阜保健所特別調査班の現認に基づく報告（難病指定患者）
- 拠点救護所・医療機関受診名簿もしくは入院患者名簿に基づく報告
- 各支援・相互扶助組織による調査に基づく報告

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
 ※飲料水支給上の特別配慮の要否、介助用具の要否等

b 関係機関並びに各支援・相互扶助組織への連絡及び支援対策本部の設置要請

(3) 高齢者・障がい者の救援に準じて行う。

c その他の事項

(3) 高齢者・障がい者の救援に準じて行う。

イ 避難所開設期間中に必要な措置

(3) 高齢者・障がい者の救援に準じて行う。

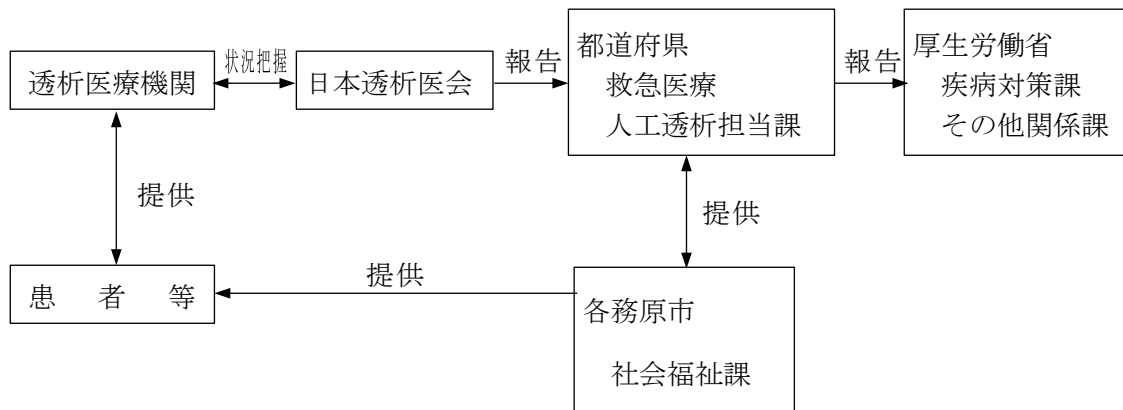
ウ 第二期応急ケア対策計画の実施

(3) 高齢者・障がい者の救援に準じて行う。

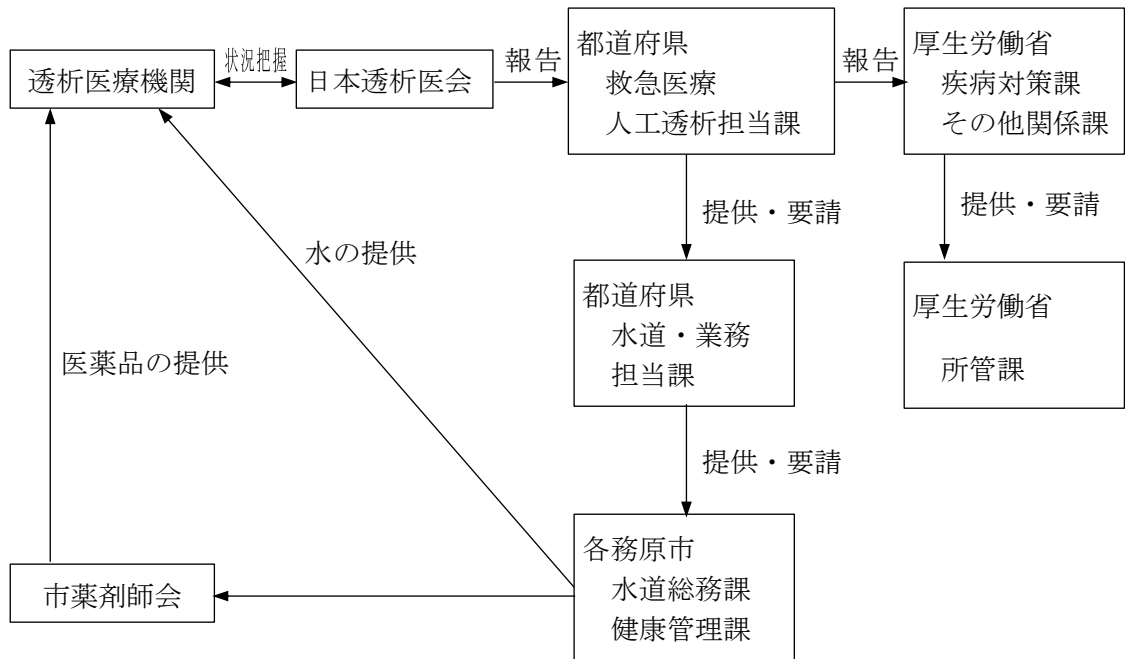
※ 高齢者・障がい者等の避難行動の特徴と配慮したい項目（資料編資料 34）

エ 人工透析の提供体制

○情報収集及び連絡



○水、医薬品等の確保



(5) 乳幼児の救援

<p>基 本 的 考 え 方</p>	<p>市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合には、住宅の倒壊その他の被害により多くの人が死傷し、あるいは生活の場を失う。住宅自体の被害が少ない場合でも、水道・ガス・電気・電話といったライフライン施設の機能停止や商業施設の被災等により、様々な生活上の制約を受ける。</p> <p>「乳幼児」が地震災害により受ける被害の表れは、第 1 に住宅の倒壊その他の被害による本人の死傷、保護者の死傷がある。そして、第 2 に「育児面における影響」がある。母子衛生研究会が阪神・淡路大震災被災者を対象として実施した調査をもとに、主な事例をあげると「消化のよい乳幼児向食料の入手困難」「飲料水の不足」「おむつ・下着類等の入手困難」「けがやカゼ・発熱等の身体的影響」、「医師並びに薬・体温計・水枕の不足等医療面の不足」、そして強烈なショックとしての地震体験と引き続く余震の発生による「何らかの精神的影響」がある。また、避難所等の集団生活の中では、「精神的ストレス」が強くなり、また「乳幼児の泣き声」は、他の被災者からの苦情的になりやすい。保護者の心労もいっそう増す。</p> <p>市が行う「乳幼児の救援」の担うべきポイントは、第 1 に保護者を失った「乳幼児の養育・養護」であり、第 2 に乳幼児が受ける「生活上の制約に関し可能な限り解消に努める」ことの 2 点である。以下には、地震発生後の「乳幼児の安否、所在地並びに乳児院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの 3 つの措置に関し、その実施手順、各部・機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取り決めを行う。なお、保育所・幼稚園その他の施設通所者については、各施設ごとの災害時対応計画による。</p>
--	---

ア 災害発生初期の緊急措置

災対健康福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、災対教育部及び関係

機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

・ 主な確認ルート

- 自主防災組織による調査に基づく報告
- 各種福祉団体等の調査に基づく報告
- 要配慮者支援体制による現認に基づく報告
- 保育所・幼稚園関係者による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
 - ※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等

b 乳児院・児童養護施設等の確保

- ① 県への乳幼児入所施設への特別入所措置支援の要請
- ② 市施設のうち福祉避難所の指定・確保

c 避難所における専用スペースの確保

- ① 暑さ・寒さ対策が十分とられること
- ② 可能な限り少人数部屋であること
- ③ トイレになるべく近い場所であること
- ④ 避難所事務所もしくは救護所になるべく近い場所であること

d 避難所等における応急的な支援措置の実施

- ① 乳幼児向救援セットの配布
 - ※内容の一例…粉ミルク、ほ乳ビン、離乳食、缶入飲料水、紙おむつ、ウェットティッシュ、タオル、おんぶひも、下着、おもちゃ、こころのケアに関するリーフレット等
- ② ポータブルトイレの確保並びに設置
- ③ パーテーション（間仕切）、カーテン等の設置
- ④ 簡易乳児用ベッドの確保並びに供給

e 乳児院・児童養護施設等への移送

- ① 要配慮者支援体制による移送措置
- ② ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- ③ 避難所入所者の協力支援による移送措置
- ④ 県乗用旅客自動車協会への依頼による移送措置
- ⑤ 市内バス会社への依頼による移送措置
- ⑥ その他可能な手段による移送措置

イ 避難所開設期間中に必要な措置

災対健康福祉部長は、避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、災対教育部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 避難所その他所在地における応急的な支援措置の実施

各避難所担当者もしくは市民からの要望により乳幼児対策上、災対健康福祉部長が必要と認める場合における、避難所その他所在地における応急的な支援措置については、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

b 保育所職員・ボランティアによる応急保育の実施

保育所職員・ボランティア保育士等により、各避難所内もしくは最寄保育所において、避難所開設期間中限りの「応急保育」を実施する。

c 保健師等による巡回保健指導の実施

- ① 市医師会並びに県派遣保健班等との連携・協力による健康チェック
- ② ヘルパー、ボランティアの派遣による育児支援
- ③ ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務

d 乳幼児向広報活動並びに相談業務

乳幼児向広報活動並びに相談業務については、それぞれ本章第9節「災害広報」により行う。

ウ 第二期応急ケア対策計画の実施

災対健康福祉部長は、避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

a 仮設住宅・入居待機者用施設内乳幼児向応急ケアサービス

イ「避難所開設期間中に必要な措置」に準じて行う。

b 健康診査の実施

県保健所、市医師会等の協力を得て、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施する。なお、この場合、相当の連絡・周知期間をもち実施するよう努める。また、親類・知人等へ疎開してる場合についても、もれなく伝わるよう、報道機関・県・他市町村等の協力を要請する。

c 保育所（園）運営に関する特別措置計画の検討・実施

非常災害発生後の被災者の生活復興を促進するための、入所児及び非入所児の特別保育に関しては、関係各部、議会並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下の点に留意し検討・実施する。

- ① 保育所定員の特別拡大措置
- ② 所得制限に関する特別緩和措置
- ③ 保育時間の特別延長
- ④ 保育者の特別増員措置もしくは過重負担にならないための応援体制の確立

d 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

災害時総合相談窓口設置期間中については、本章第9節(12)災害時総合相談窓口の設置により行う。また災害時総合相談窓口閉鎖後は、健康福祉部内に置く乳幼児向長期応急ケアサービスチーム事務局が窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

(6) 外国人の救援

基本的考え方	<p>1995年に発生した阪神・淡路大震災では、6,000人以上の方が災害により死亡し、数十万人に及ぶ被災者が避難所生活を余儀なくされた。電気・ガス等のエネルギー供給から、衣食住あらゆる分野にわたる物の供給、通信・情報・クリーニング・娯楽その他の様々なサービスの供給に至るまで、多種雑多な都市人口を支える、あらゆる機能がいったん停止したことの重大さは目を追うにしたがって深刻となった。被災都市に生活するすべての人は、いわば「自己以外に頼るものがないサバイバルの世界に放り出された」も同然の事態となったのである。そして、阪神・淡路大震災は、地域の中において、高齢者・障がい者・乳幼児以外にも、いかに多種多様な人々がともに生活し、そして「何らかの支援」を必要としているか、ということをも明らかにした。それは、言葉や習慣の異なるために、より不自由さが増すこととなった「外国人」である。</p> <p>したがって、市が行うべき「外国人の救援」のポイントは、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館、国・県等関係機関に加え自身や家族・知人等を核として形成される、相互扶助もしくは支援のための地域的・全国的組織との連絡を迅速にとることであり、必要なリストや救援活動のための拠点を提供することである。</p> <p>そのため、市は、「外国人の救援」担当部を指定し、国・県・各関係機関並びに各種団体・企業等の支援・協力を得る。</p>
--------	--

ア 各時期区分における措置のめやす

市域を震度6弱以上の地震が襲った場合における「外国人の救援」の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○「外国人」の安否確認 ○「外国人安否不明者リスト」の作成 ○「外国人安否不明者」の再度安否確認 ○避難所等における「要支援者リスト」の作成 ※通訳派遣のための基礎データとして ○関係各機関並びに各種団体との連絡・支援本部設置の要請 ○通訳の確保

		<p>○避難所等における応急的な支援措置の実施</p> <p>※ボランティア等の協力による必要なケア要員の派遣</p> <p>※避難所担当者及び「外国人」に対するリーフレットの配布</p> <p>○「外国人」向広報活動並びに相談業務受付窓口の設置</p>
第一期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<p>○避難所等における第一期応急ケア対策の実施</p> <p>※各機関並びに各種団体によるケアサービス</p> <p>※通訳の派遣</p> <p>○「外国人」向広報の実施並びに相談業務窓口の運営</p>
第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降 仮設住宅設置 期間中)	災害発生後 15日目以降	<p>○第二期応急ケア対策計画の実施</p> <p>※仮設住宅入居者向応急ケアサービス</p> <p>※関係各部・機関並びに各種団体からなる長期ケアサービス</p> <p>○第二期ケア計画に関する広報並びに相談受付業務</p>

イ 応援要請先となる県その他関係機関・団体等のめやす

災対産業活力部長は、「外国人」の災害時における当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下をめやすとして迅速に応援・協力を要請する。

項目	要請先機関・団体等
外国人	<p>県（総合企画部）、各務原警察署</p> <p>県国際交流センター、各務原国際協会、市社会福祉協議会</p> <p>新聞・テレビ・ラジオその他報道機関</p>

ウ 各種通訳の実施

県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

エ 正確な情報の伝達

市と県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

オ 災害発生初期の緊急措置

災対産業活力部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、災対教育部並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認並びに移送の要否の把握

- ・ 主な確認ルート

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各支援・相互扶助組織による調査に基づく報告 ○ 各務原国際協会及び県国際交流センターその他防災関係機関による調査に基づく報告 |
|---|

・ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意事項

- 避難所単位
- 通訳派遣要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別

カ 避難所開設期間中に必要な措置

(3) 高齢者・障がい者の救援に準じて行う。

キ 第二期応急ケア対策計画の実施

(3) 高齢者・障がい者の救援に準じて行う。

※ 高齢者・障がい者等の避難行動の特徴と配慮したい項目（資料編資料 34）

第20節 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 実施担当班

本部班	消防総務班	救急指令班
商工観光班	消防予防班	消防署班

3 実施内容

(1) 市民、事業所等の啓発

市は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(2) 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

(4) 来訪者・入所者等の避難

基 本 的 考 え 方	<p>市長が行う避難の指示又は勧告は、災害の切迫により危険となった地域内に滞在するすべての人に対して伝達され、安全な地域への迅速な避難行動として実現されてはじめて、その目的が達成されたことになる。</p> <p>市公共施設やスーパーその他の大型店舗など不特定多数の人が利用する公共的施設における避難対策については、市長の指示又は勧告を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行うこととなる。</p> <p>この計画項目の主な目的は、第1に各施設における避難行動に関し、各施設の所管部を通じて、その完了の有無を確認することで各施設の来訪者・入所者等の安全確保を図る。</p> <p>第2に「災害時の広報活動」における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。の2点である。</p>
----------------------------	---

ア 避難計画の策定

市の公共施設・市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定する。特に自衛消防組織を有する施設においては、来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

イ 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難の勧告・指示が発令されたとき、もしくは自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行う。

a 市の施設の場合

各施設の管理者は、所管部又は最寄り消防署を通じて、避難の完了を報告する。なお連絡の方法は、一般加入電話、FAX、市地域防災無線もしくは伝令による。また市以外の施設については、FAXもしくは電話による。

b 市以外の施設、事業所等の場合

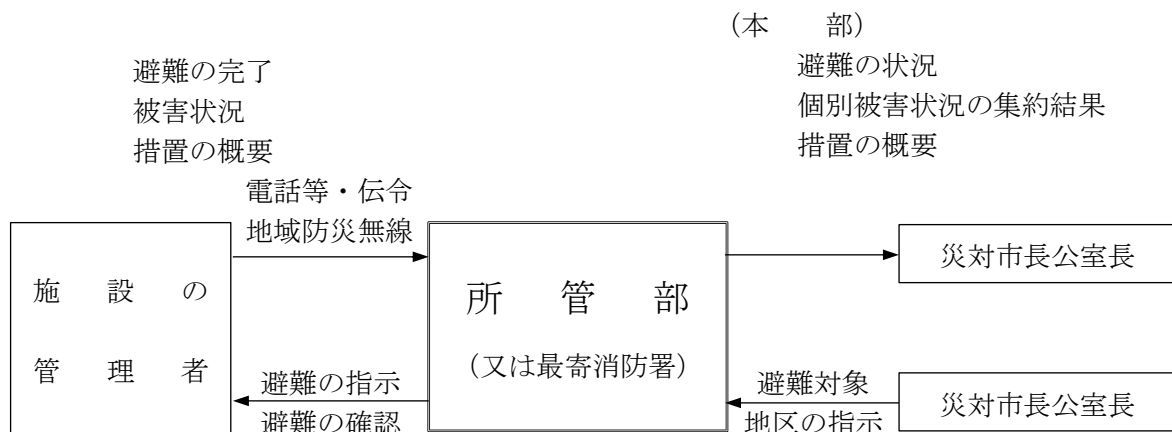
市以外の施設、事業所等の管理者は、以下の図のとおり所管部又は最寄り消防署を通じて避難の完了を報告する。なお連絡の方法は、FAX、電話もしくは伝令による。

ウ 避難完了報告のとりまとめ

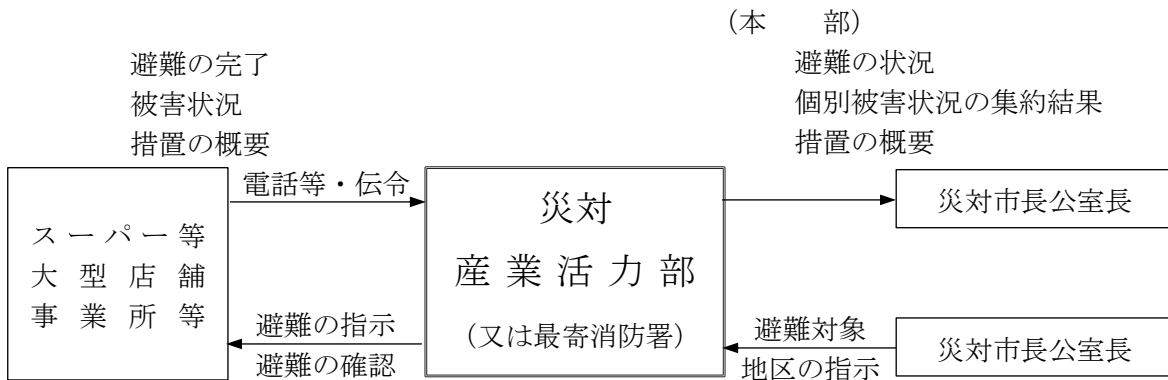
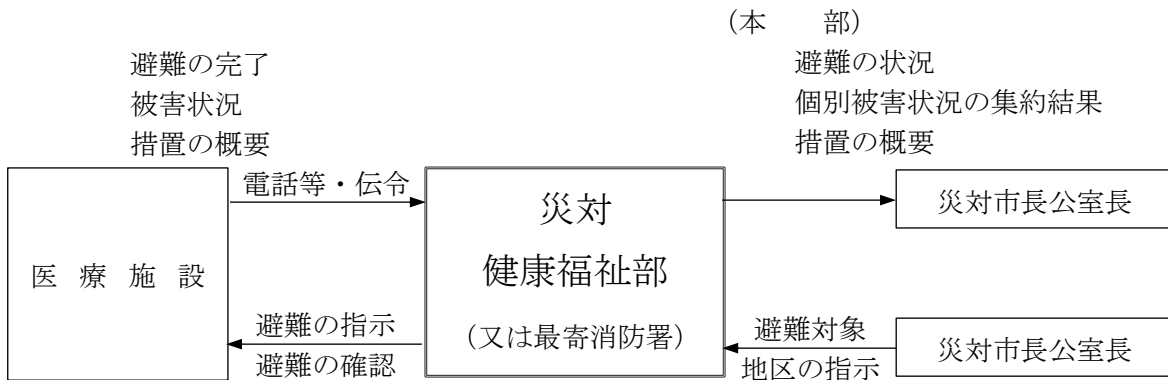
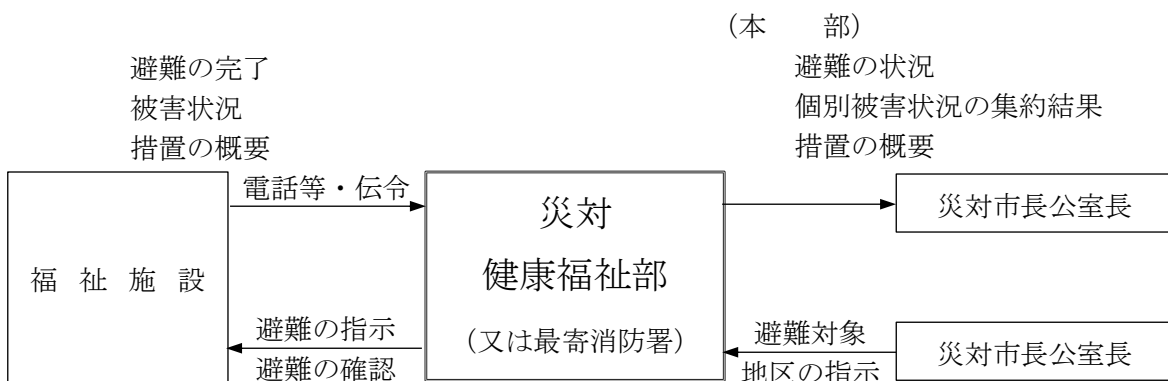
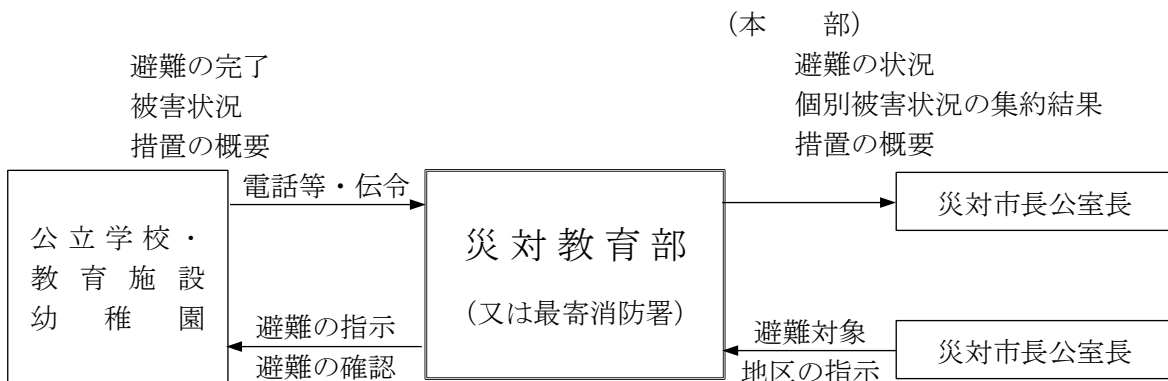
災対市長公室長は、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長（市長）へ報告する。

また、災害時広報における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。

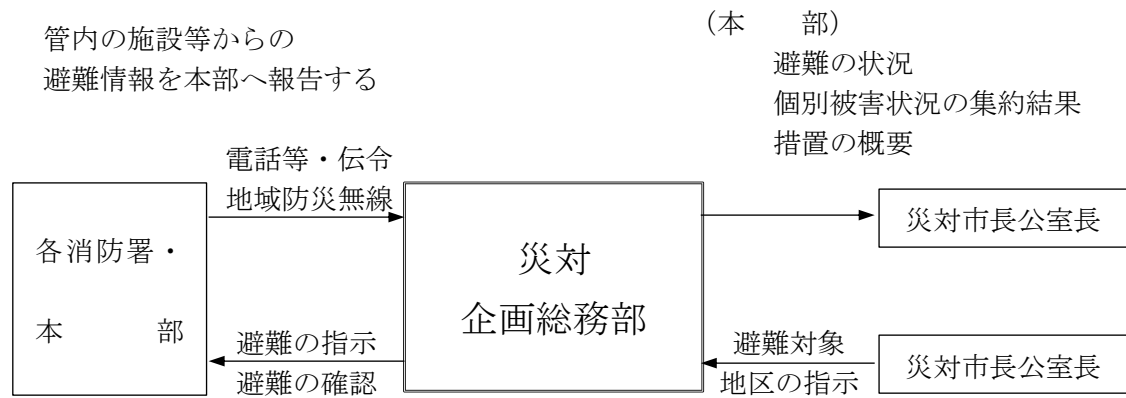
【市の施設】



【市以外の施設】



【消防署経由ルート】



第21節 応急住宅対策

基 本 的 考 え 方	<p>同時多発的で大規模な災害が発生した場合には、市域の各所で多数の市民が住宅を失ったり、そのままでは日常生活を維持できないような居住環境下に置かれる。そして、時間の経過とともに、市民はただ生存だけを保証される災害発生初期の段階を経て、家族や自らの生活の復旧の手立てを考えるべき段階を迎える。</p> <p>この段階においては、避難所は解消され個人のプライバシーが守られた居住空間が保証されることが必要不可欠となる。そして、究極の目標ともいえるべき「まちの復興」のための都市計画策定・事業化へと進む。非常時における都市計画は、平常時のそれと異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という、順序で取り組むことが要請されるのである。したがって災害時における「住」対策は、被災した市民の「自助」及び「共助」努力を基礎としつつ行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していくための「当面必要な対策」として行われる。ふまえるべき基本的ポイントは次の4点である。</p> <p>第1に住宅の被害程度に関し余震があった場合にも居住可能か否かの判定の実施とその後の危険防止措置。災害発生直後の混乱した事態の中で、迅速に実施するため、いかに「多く」の判定要員等のスタッフと資器材等を確保できるかがポイントとなる。</p> <p>第2に判定結果をふまえ、補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と費用の抑制」という観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また修復困難なものについては解体するが、「がれき処分」計画との整合性をふまえ広域的かつ段階的に行うよう所有者・関係機関・団体等の協力を求める。</p> <p>第3に迅速かつ相応量の住宅供給の確保。仮設住宅建設、公営住宅空家の確保とあわせて民間賃貸住宅の供給を促す。いかに「多く」の技術者・作業要員・資器材・被災地最寄用地を確保できるかがポイントとなる。</p> <p>第4にその他自主的復旧を促進するための支援措置。分譲マンション建替促進・支援措置など、当面は災害時総合相談窓口を中心とした相談業務を通じて対応し復旧計画上の検討課題とする。</p>
----------------------------	--

1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本章第14節「避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによる。

2 実施担当班

秘書広報班	福祉救援班	住宅対策班
調査市民班	避難収容班	
環境衛生班	都市計画班	

3 実施内容

(1) 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。

対 象 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力 確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存 公営施 設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設への 入居	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫 資金融 資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。	
	5 公営 住宅建 設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金 融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては市社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		
障 害 物 の 除 去 等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2) 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。

市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

市は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国並びに市建築工業協同組合その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
住宅被災・避難期 (避難所開設期間)	災害発生後 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の被害状況の把握 ○建築物の応急危険度判定の実施及び危険防止措置 ○被災建物の補強又は補修・解体の実施 ○応急仮設住宅の建設 ○公営空家住宅の確保 ○民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○被災者向相談業務 ○災害時「住」対策推進会議の設置・運営
住宅供給・帰宅期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 ○民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 ○被災者向相談業務 ○災害時「住」対策推進会議の運営

イ 災害時「住」対策実施体制

a 災害時「住」対策推進会議

震度6弱以上の地震が市域を襲った場合、災対都市建設部長は、市建築工業協同組合・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。あわせて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を災対都市建設部内に置く。事務局要員は災対都市建設部及び関係各部職員をもってあてる。

b 役割分担

災害時「住」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね

以下のとおりとする。

・ 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	① 災害時「住」対策推進会議の運営事務 ② 建物被害状況に関する調査及び集計 ③ 応急危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施（修理・解体を含む） ④ 被災住宅の応急修理 ⑤ 応急仮設住宅設営用地の確保・建設 ⑥ 災害時総合相談窓口の設置・運営 ⑦ その他市民との対応
県	① 応急危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成 ② 建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成 ③ 市の要請に基づく被災住宅の応急修理 ④ 市の要請に基づく応急仮設住宅の建設 ⑤ 応急仮設住宅設営用地確保のための協力 ⑥ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑦ その他市が行う災害時「住」対策への協力
国・防災関係機関	① 応急危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ② 建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援 ③ その他市が行う災害時「住」対策への協力
建築士会各務原支部 市建築工業協同組合 その他建築関係 団体・事業所	① 応急危険度判定作業実施の協力 ② 判定結果に基づき必要な措置実施への協力 ③ 市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ④ 被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ⑤ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑥ その他市が行う災害時「住」対策への協力

・ 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
地区復興委員会の結成・運営	① 被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 ② 被災者住宅への調査時の立ち会い ③ 被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知 ④ 融資制度その他行政等支援メニューの説明 ⑤ 行政サービス各種申込書の配布 ⑥ その他災害時「住」対策に必要な措置 ⑦ 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ⑧ 行政・関係団体等との連絡・協議

ウ がれき処理計画等他の計画との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、用地・要員・資機材の確保等に関して、事前・事後の調整の場を想定しない限り、いわゆる「早いもの勝ち」状態となる。そのままでは、事態の推移に応じて、限られた用地・要員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。そこで「調整」に関して、以下のとおり行うようとり決める。

a 調整機関等

調整は、原則として、用地に関しては、災対市民生活部長が、またその他の事項に関しては、災対市長公室長が行う。ただし災害時「住」対策推進会議もしくは合同部会限りで調整可能な場合は、これによる。

b 調整が必要な計画

災害時「住」対策計画との調整を行うべき計画は、そのつど本部長（市長）が定める。

なお、1995年阪神・淡路大震災、2011年東日本大震災等の経験から、以下のようなものが想定される。

計画名称	調整が必要となる項目	
	用地	人員・資機材その他（関係機関・協力団体）
緊急輸送計画	臨時ヘリポート その他輸送拠点 駐 車 場 要 員 宿 舎	道路管理者、警察・消防機関 ライフライン所管部・機関、鉄道事業者 県トラック協会各務原協議会 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会 市建築工業協同組合、石油等販売組合
がれき処理計画	仮 置 場 機 材 置 場 要 員 宿 舎	警察、鉄道事業者 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会 市建築工業協同組合
公共土木施設 復旧計画	資機材置場 要 員 宿 舎	警察・消防機関、ライフライン所管部・機関 鉄道事業者 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会
ライフライン 復旧計画	資機材置場 要 員 宿 舎	道路管理者、警察・消防機関、鉄道事業者 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合
鉄道施設復旧計画	資機材置場 要 員 宿 舎	道路管理者、警察・消防機関 ライフライン所管部・機関 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合
災害廃棄物処理 実行計画	廃棄物仮置場	県（環境生活部）、各務原警察署 県トラック協会各務原協議会 その他の輸送業者・団体、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合 グリーンパーク推進協会 市建築工業協同組合、各務原砕石販売協同組合 一般廃棄物収集処理許可業者 浄化槽清掃許可業者その他関係業者

エ 災害時総合相談窓口の活用

災害時「住」対策の実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる貸主と借主のトラブル、建築物の補修・解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コ

ンサルタントその他の専門家による助言もしくは協議斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。そのため、災対都市建設部長は、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、本庁舎内に設置される災害時総合相談窓口に、相談業務を行うための要員を確保するよう努める。

(3) 応急仮設住宅の建設

基本的 考 え 方	<p>市域を震度 6 弱以上の地震が襲い多くの住宅が倒壊・焼失又は破損した場合、市は災害救助法の趣旨に基づき被災した市民に対する生活救援の一環としての応急的な住宅対策を行う。このとき留意する必要があるのは、単に経済的な問題にとどまらない。例えば、一時的に大量に発生する住宅需要に対して、緊急に提供可能な既存住宅をいかに大量に確保するか。また、新たに建設する仮設住宅等のための用地・資材・作業要員をいかに確保するか。また、高齢者や障がい者が居住する上で、必要な仕様・規格・付帯設備等を備えた住宅をどのように設定し確保するか。しかも以上のような課題は、すべて制約された時間と行政上のルールのもとに取り組み、解決される必要がある。</p> <p>以上の点をふまえ、市は、関係機関・団体等の協力により民間活力を最大限に活用しつつ、市民の自主的復旧がよりスムーズに進むよう必要な行政的支援を行うことで、被災者の住宅需要に対して、最大限の住宅供給確保を図る。</p>
--------------------	---

市は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、市において決定する。

なお市は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておく。

ア 方針

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設等住宅の供給は、県知事の補助機関として市が行う。そのため、震度 6 弱以上の地震が市域を襲った場合、災対都市建設部長は、関係各部長並びに県・国・市建築工業協同組合その他協力団体等と連携・協力し、以下のとおり行う。

a 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりそのつど決めるが、おおむね以下の 2 つの時期区分に基づき行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の被害状況の確認・提供可能空家数把握 ○県営・(独)都市再生機構・公社住宅の被害状況確認並びに市内外提供可能空家数の把握 ○その他公共住宅空家の提供可能数の把握 ○暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握 (避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」) ○応急仮設住宅等入居希望状況の把握

		<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅建設用地の確保 ○応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保 (レンタル・外国企業をも含む) ○応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始
住宅供給・帰宅促進 実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○一時入居住宅・民間賃貸住宅のあっせん体制確立 ○被災者への一時入居住宅の提供業務開始 ○避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立 ○応急仮設住宅提供体制の確立 ○民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置

b 市の役割

被災者向住宅の供給において、市が果たすべき役割については、災対都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
仮 設 住 宅 等 入居者希望状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所における調査 ② 災害時総合相談窓口における調査 ③ 民生委員等による調査（高齢者・障がい者等）
応 急 仮 設 住 宅 建 設 用 地 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画部所管の公園の被災後の現況の把握 ② その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 (各部長・関係機関・その他管理者)
一 時 入 居 住 宅 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内公共住宅空家の現況把握及び確保 ② 市外公共住宅空家の確保 (県都市建築部等)
入居待機者用施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内民間保養所・社宅のうち提供可能なもの ② 集会施設等市施設のうち転用可能なもの (各部長・関係機関・その他管理者)
被 災 者 向 住 宅 供 給 計 画 案 の 作 成	<ul style="list-style-type: none"> ① 総戸数及び募集区分別戸数案の作成 ② 面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 ③ 供給実施計画案の作成
県・国等との協議 並びに協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請 (東海財務局・県総務部等) ② 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請 (県都市建築部・県商工労働部) ③ 供給計画案の協議並びに供給実施計画決定 (県健康福祉部) ④ 一時入居住宅提供その他の協力要請 (その他各部長・関係機関)
市 建 築 工 業 協 同 組 合 そ の 他 協 力 団 体 等 へ の 要 請	<ul style="list-style-type: none"> ① 供給・斡旋等協力体制確立の要請 ② 供給実施計画案の作成に関する協力要請

	③ 県・国との協議状況に関する情報の提供
災害時総合相談窓口・地区復興委員会等における申込等受付体制の確立	① 総合相談窓口担当職員・地区復興委員会等への必要事項周知及び入居申込用紙の配置 ② 市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付 ③ 市民からの相談・苦情等の受付
被災者向住宅供給に関する広報活動の実施	① 市による広報活動の実施 ② 報道機関に対する情報の提供及び報道の要請(災対市長公室長)
被災者向住宅供給対策班の編成	① 被災者向住宅供給実施計画に関する事務 ② 各部、防災関係機関、協力団体との連絡調整 ③ 一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保

イ 仮設住宅等入居希望状況の把握

仮設住宅等入居希望状況の把握については、災害発生後7日目以内に、以下のとおり各部が分担して完了させる。なお、調査結果のとりまとめは災対都市建設部長が行う。

対象区分	担当部	手順その他必要事項
避難所に入所している市民等	災対教育部	① 入居希望世帯数・世帯構成の把握 ② 建設地に関する希望状況の把握(小学校通学区域内にこだわるか否か) ③ 段差の解消等仕様に関する希望内容
災害時総合相談窓口において把握した希望者	災対都市建設部	
民生委員等が把握した希望者	災対健康福祉部	① ※上記の① ② ③ ② 介護の要否・程度に関する希望内容

ウ 仮設住宅用地・資材等の確保

a 用地の確保

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、二次災害の危険のないことはもちろん、就業、通学その他生業の見通しの立つような立地条件であることが最優先となる。また遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならない。用地の選定は、それらの点をふまえ災対都市建設部長が関係各部長・機関等の協力を得て、以下のとおり行う。

・ 用地の主な調達先

区分		管理者等	手続その他において留意すべき事項
市	市の公園	都市建設部	① 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。
	その他の市有未利用地	企画総務部	
県	県の公園等広い土地	県都市建築部	② 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
	その他の県有未利用地	県総務部	
国有未利用地		東海財務局	① 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。

		(国有財産法第22条第1項第3号) ② 所管する東海財務局に照会し提供を要請する。
(独)都市再生機構 その他公有未利用地	各管理機関	—
民有未利用地	各管理者	① 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交す。 ② また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。

・ 用地選定上のめやす

<p>————建設地の条件————</p> <p>① 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと ② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと ③ 就業、通学その他生活再建のための便利がよいこと ④ 交通の便がよいこと</p>

b 資材等の確保

仮設住宅建設のための資材等の確保については、原則として請負業者が行う。

ただし、大規模災害時には、混乱等により確保が困難と想定されるため、県本部(県土整備部その他の機関)が確保についての斡旋を行い又は確保して資材等を供給する。

なお、県から委任された場合、もしくは災害救助法が適用されないときで本部長(市長)が建設を決めた場合には、災対都市建設部長が関係各部長・機関・協力団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

・ 資材等の主な調達先

区 分	調 達 先	備 考
プレハブ 住宅用資材	プレハブ建築協会	
	市建築工業協同組合	飯場小屋用プレハブの手持在庫分の転用
	レンタル業者団体	レンタル用プレハブの在庫分の提供要請
コンテナ	トラック協会各務原協議会	耐用年数の過ぎたものを活用し改造・転用する。
キャンピングカー	全国レンタカー協会	レンタル用キャンピングカーの在庫分の提供要請

	キャンピングカーメーカー・ 輸入業者等	
--	------------------------	--

エ 仮設住宅等の建設もしくは確保

a 被災者向供給住宅の区分・仕様

被災者向に供給することが必要となる住宅の区分・仕様（案）は、入居希望状況調査結果に基づき、そのつど決めるがおおむね以下をめやすとする。

・ 面積区分と調達先

区 分	面積のめやす	主 な 確 保 ル ー ト
多人数世帯向住宅	39.6 m ² (12 坪)	○市営住宅空家 ○県営・(独)都市再生機構・公社・ その他公共住宅空家
少人数世帯向住宅	29.7 m ² (9 坪)	○応急仮設住宅建設 ○民間賃貸住宅借上げ
単身者向住宅	19.8 m ² (6 坪)	○応急仮設住宅建設 ○民間賃貸住宅借上げ
介護付住宅	平均 23.1 m ² (7 坪)	○応急仮設住宅建設 ○民間賃貸住宅借上げ
入居待機者用施設	—	○暫時提供可能な民間保養所・社宅 ○待機者用施設としての転用もしくは建設

※資料：日本建築学会「1993年北海道南西沖地震災害調査報告」を参考に作成

・ 募集区分と仕様のめやす

募集区分と仕様及び各区分ごとの供給戸数については、希望状況、確保・建設状況等に応じて、そのつど決めるがおおむね以下をめやすとする。

なお、仮設住宅等の建設にあたっては、高齢者や障がい者に偏り市民自治組織の形成・活動が困難となることのないよう健常者の入居もあわせて行うこととし各建設地ごとに各区分タイプがバランスよく設置される計画案を作成する。

項 目		あ ら ま し
一時入居住宅	公営住宅、 (独)都市再生機構・公社 その他公共住宅	① 多人数世帯向住宅、少人数世帯向住宅とする。 ② 災害発生の日から3年間に限り、正規の入居資格要件の有無を問わない。
応急仮設住宅	世帯向け住宅 6人以上 大家族型	① 2DK 39.6 m ² (12 坪) ② 和室 6 畳・4.5 畳・居間兼用台所・トイレ・風呂・押入 ③ 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸し器付
	2~5人 小家族型	① 1DK 29.7 m ² (9 坪) ② 和室 5 畳・居間兼用台所・トイレ・風呂・押入 ③ 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸し器付

	1人 単身者型	① 1K 19.8 m ² (6坪) ② 居間兼用台所・トイレ・風呂・押入 ③ 冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロ・湯沸し器付
	介護付住宅 (1~2人)	① 平均23.1 m ² (7坪) ② 居間兼用台所・トイレ・押入 ③ 共同風呂、集会施設付設。ヘルパー等による入浴・給食等の毎日ケア・サービスを行う。 ④ 地域型住宅と位置づけ地元優先とする。
民間賃貸住宅借上による供給		① 応急仮設住宅に準ずる取り扱いを行う。 ② 地域型住宅と位置づけ地元優先とする。
入居待機者用施設		① 補欠待機者のうち希望するものを対象とする。 ② 市の施設のうち集会施設等で、和室・調理室を有する施設をあてる。 ③ 企業より暫時提供を受けた保養所・社宅等をあてる。 ④ 1,000 m ² 以下の公園のうち適当な立地条件を有する用地並びに賃貸借契約期間1年未満の用地に建設する仮設建築物をあてる。ただし、この場合以下のとおりとする。 ※ 平均19.8 m ² (6坪)の2階建て寮タイプ ※ 共用トイレ・風呂、集会施設付き ※ 地元割当に限定する。

※資料：日本建築学会「1993年北海道南西沖地震災害調査報告」を参考に作成

民間賃貸住宅の斡旋	① 入居希望者のうち希望するものを対象とする。 ② 国・県と協議して、希望者の収入現況に応じて、家賃の一部補助を行う。 ③ 協力団体等の協力を得て、手数料等家賃以外の免除を行う。
-----------	---

b 応急仮設住宅の建設

・ 設置主体

災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置は、県知事の補助機関として市が行う。

ただし災害救助法が適用されないときで、本部長（市長）が特に必要と認めた場合、市において行う。

・ 建設の方法

災害救助法が適用された場合は、県・国と協議して決める。また災害救助法が適用されない場合で、市が行う場合は、本部長（市長）が決める。なお、現行災害救助法の適用に関する厚生労働省厚生労働事務次官通知に基づく取り扱いのあらまは以下のとおりであるが、1995年阪神・淡路大震災においては、「希望者全員に供給する」旨の特例措置がとられた。

① 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットと

し、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

② 規模及び費用

1戸あたり床面積は26.4㎡(8坪)、1戸あたり設置費用については、国の定めによる。入居希望世帯の構成状況に応じて、供給住宅の仕様をいくつかのタイプに分けて建設を行うことができる。

③ 建設工事

災害救助法適用の如何に関わらず、応急仮設住宅の工事は、災対都市建設部長が市建築工業協同組合の協力を得て行う。ただし、市において実施困難な場合は、県支部総務班に県による建設を要請する。なお、この場合、市は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」(様式2号)に略図を添えて県支部救助班に提出する。県は、これを受け、支部管内業者もしくはプレハブ建築協会等の広域的協力を得て行うこととなっている。

(4) 応急仮設住宅(みなし仮設を含む)の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(5) 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

(6) 被災建物の補修・解体

基本的考え方	<p>市域を震度6弱以上の地震が襲った場合には、多数の市民が住宅を失い、あるいはそのままでは日常生活を維持できないような被害をこうむる。また、余震等に対する十分な強度を保持しているか不明な段階では、自らの住宅の安全性に対して不安に感ずる市民も多数にのぼることが想定される。地震発生初期において限られた避難所に一時避難する市民が殺到する事態が不可避となるのはそうした事情による。しかし、ただ生存だけを保証されるレベルの避難所生活は、可能な限り早期に解消されなければならない。また、限られた震災対策予算を住宅を失った人に対する支援対策や復興まちづくり事業分野に対して、重点的かつ適切に投入する観点からも帰宅が比較的容易もしくは可能な市民については、順次帰宅を促す必要がある。しかし、一方で、住宅の安全性調査や補修等の作業を行う市内の専門家や業者自身少なからず被災者となる。そのまま専門家や業者に対する需要の急激な増大と供給の一時的減少とのアンバランスを放置した場合には、費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブルが多発することが懸念される。「建築物の応急危険度判定」とそれに続く措置として行われる「被災建物の補修」は、被災者の負担軽減を図ることに加え以上のような観点からも取り組まれる。また「被災建物の解体」については、余震その他による建物の倒壊その他による二次災害防止、「がれき処理・処分計画」との整合性確保、並びに可能な限り自力による応急仮設建築物の建設や本格的な再建を促し結果として一人でも多くの方が避難所生活の早期解消を図るねらいから取り組まれる。</p>
--------	--

ア 方針

震度6弱以上の地震が市域を襲った場合、災対都市建設部長は、関係各部長、市建築工業協同組合・県・国その他協力団体及び専門ボランティアと連携し、被災した建築物の「補修・解体対策」を行う。

a 時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・市建築工業協同組合その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の時期区分に基づき行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定結果に基づく対象者リストの作成 ○市が行う補修・解体作業実施希望状況の把握 ○建築物の補修・解体実施体制の確立（業者・資機材及び必要となる用地の確保） ○市が行う補修・解体作業実施計画の決定及び開始 ○被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの策定
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの提供 ○建築物の補修・解体に関する相談業務開始

		○被災者が行う補修・解体の業者への依頼斡旋 ○市が行う補修・解体作業の完了
--	--	--

b 市の役割

被災建物の補修・解体の実施において、市が果たすべき役割については、そのつど災対都市建設部長が関係各部長と協議して決めるが、おおむね以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	① 市が行う補修・解体作業への協力要請 ② 被災者が行う補修・解体依頼への最大限対応の要請 ③ 市内被害状況に関する情報の提供 ④ 本部体制の現況に関する情報の提供
市・県が行う被災建築物の補修・解体	① 市・県が行う補修・解体実施希望の把握 ② 市・県が行う補修・解体実施計画案の策定
災害時総合相談窓口・地区復興委員会等における申込受付等体制の確立	① 総合相談窓口担当職員・地区復興委員会等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 ② 市民からの補修又は解体申込受付 ③ 市民からの補修又は解体全般に関する相談・苦情・異議等の受付
環境保全に関する監視・指導	① アスベストその他有害物資の安全管理
建築物補修・解体対策班の編成	① 県都市建築部・市各部・関係機関との連絡調整 ② 建築関係協力団体との連絡調整 ③ その他建物補修・解体に関する連絡調整業務

イ 被災建物の補修

a 市・県が行う被災住宅の応急修理

・ 実施主体

災害救助法適用の場合は、県知事の補助機関として市が行う。ただし災害救助法が適用されないときで、本部長（市長）が特に必要と認めた場合も市において行う。

・ 修理の対象

災害救助法適用の場合は、県・国と協議して決める。また災害救助法が適用されないときで市が行う場合は、本部長（市長）が決める。なお、災害救助法の適用に関する厚生労働省厚生労働事務次官通知においては、「災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者でありかつ自らの資力によっては応急修理ができない者であること」としている。

・ 修理の方法

災害救助法適用の場合は、県・国と協議して決める。また災害救助法が適用されないときで市が行う場合は、本部長（市長）が決める。なお、これまでの災害救助法の適用に関する厚生労働省厚生労働事務次官に基づく取り扱いは以下のとおりである。

① 修理の内容及び経費

修理は、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分について、最小限度の応急的なものを行う。また1世帯あたりの修理の経費は、国の定める基準による。

なお、この費用の中には原材料費、労務賃、輸送費、工事事務費等の一切が含まれ

る。

② 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。なお、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間延長を行うことができる。

③ 修理工事

市建築工業協同組合の協力を得て行う。

・ 修理住宅の選定

市が県の定める基準に従い修理予定者を選定し、県支部総務班を通じて、県本部防災班（危機管理部）に報告する。

b 被災者が行う補修に対する支援

市は、被災者が行う補修に対する支援として、おおむね以下のとおり行う。

・ 地区復興委員会等を通じた支援

（融資制度等既存もしくは新規行政支援メニューの充実並びに資料・申込書の提供等）

・ 市建築工業協同組合等協力団体等を通じた支援

（被災者の依頼に対するし最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等）

ウ 被災建物の解体

これまでの災害救助法の適用においては、被災建物の解体は所有者の責任において行い市町村はがれきの収集・運搬・処分を行うこととしていた。しかし、1995年阪神・淡路大震災では、「被災者負担の軽減を図る」とともに「倒壊その他による二次災害防止を図る」ため、特例措置として公費負担による被災建物の解体が実施された。以下には1995年阪神・淡路大震災方式で行う場合について示す。

・ 実施手順と役割分担

実施手順	担当部等	備考
申込受付、調査及び同意確認	災対市民生活部	a 課税台帳に基づく権利関係確認 b 現地調査 c その他市民対応
解体工事の依頼及び工事管理	災対都市建設部 ※建築物補修・解体対策班	a 申込書の整理・保管 b 解体作業実施計画の作成・進行管理 c 市建築工業協同組合等解体業者との連絡・調整 d 関連各部・関係機関との連絡・調整
がれきの搬送・処理	災対市民生活部	a 収集・処理作業実施計画の作成・進行管理 b 収集・処理業者等との連絡・調整 c 関連各部・関係機関との連絡・調整
環境保全のための監視・指導	災対市民生活部	a 公害防止等実施計画の作成・進行管理 b 環境保全等業者等との連絡・調整 c 関連各部・関係機関との連絡・調整

・ 対象となる物件

区分	備考
個人住宅・民間分譲マンション	—

賃貸マンション	中小企業基本法等に基づく中小企業者所有のもの
事業所等	※工 業：従業員300人以下又は資本金3億円以下 小売業：50人以下又は5,000万円以下 その他略

エ 市営住宅等の補修・解体

a 市営住宅等の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、市営住宅を所管する災対都市建設部長が市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。なお、県営住宅、その他の公営住宅については、それぞれ所管する県都市建築部、県住宅供給公社、(独)都市再生機構が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理にあたることとなっている。

- ・ 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- ・ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。
- ・ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

b 解体

市営住宅を所管する災対都市建設部長が必要と認めた場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

(7) 障害物の除去

災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。

ア 対象となる被災者(めやす)

<p>① 自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること ※ 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産をもたない失業者等</p> <p>② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること</p> <p>③ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること ※ 本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない</p> <p>④ 半壊又は床上浸水したものであること ※ 全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない</p> <p>⑤ 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること</p>

イ 除去の実施

① 災害救助法適用前

災対都市建設部長が優先度の高い箇所を指定し、関係各部、市建築工業協同組合等の協力により作業班を編成し実施する。

② 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合には、県(知事)の決定に基づき、関係各部、自主防災組

織、市建築工業協同組合等の協力を得て、あらまし以下のような手順で行う。

- 市は、半壊及び床上浸水した全世帯のうち、世帯状況、市民税課税状況、被害状況等を勘案し救助対象世帯を選定の上「障害物除去対象者名簿」を作成し、岐阜県県土整備部に報告する。
- 岐阜県県土整備部は、市からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定める。
- 除去作業は、第一次的には、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。
- 労力、機械等が不足する場合は、岐阜県総合企画部に要請し、隣接市町からの派遣を求めさらに不足する場合は、県建設業協会に資器材・労力等の提供を求める。
- 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人件費等とし、国の定める基準による。
- 実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

なお、災害の状況により期間延長の必要があるときは、期間の延長を岐阜県県土整備部に要請し、協議する。

ウ 作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について充分留意して行う。

—————除去作業上の留意事項—————

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要な時は、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る
- ② 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、リサイクルのための分別、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う
- ③ 障害物の集積場所については、廃棄すべきもの、再利用すべきもの及び保管すべきものを明確に区分し、また収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、除去作業実施者が決める

※ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表

(資料編資料 20)

(8) 低所得世帯に対する住宅融資

市は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

(9) 生活保護法による家屋修理

市は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

ア 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

イ 土砂等の除去費

家屋修理費の一環としてアによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人件費等

ウ 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人件費

(10) 社会福祉施設への入所

市は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

市は、被災者の避難状況等に鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

(11) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第22節 医療・救護活動

基本 的 考 え 方	<p>直下型地震に代表される同時多発的で大規模な災害が発生した場合には、市のほぼ全域で多数の傷病者が発生するとともに、市内医療機関や医療スタッフ自身も少なからず被災することが想定される。そのため災害時の医療救護活動において留意すべきポイントは、第1に災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な医療救護ニーズと市域の有する医療救護サービス提供能力低下というアンバランスな条件下で行われるということ。第2にクラッシュ症候群に代表されるように、高度医療機関におけるいつときも早い救命措置が市民の生命をひとりでも多く救うために施される必要があること。この2点である。したがって、第1に質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス提供体制をもって実施されること。第2に広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークを確立することが重要となる。特に、災害発生初期においては、「医療救護要員の提供」が最優先されなければならない。確かに各団体や医療スタッフ個人が思い思いに医療救護活動を開始し、地域や個人ごとに「サービスの偏り」のあることは望ましいことではない。しかし、それを恐れるあまり、医療救護活動の開始そのものが遅れるようならば「サービスの不公平」以上に、多くの重傷患者が救命処置を施されないまま放置されるという点で、デメリットが大きい。そのため、災害時の医療救護活動については以下のとおり行う。</p> <p>市本部においては、災対健康福祉部長が市各部等と連携・協力して、必要かつ十分な医療救護活動実施のための拠点設置場所、資金、資器材等の提供及び広域的な高度医療機関の確保並びに搬送体制の確立その他のバックアップに努める。また、各務原市医師会は、准看護学校のほか、産業文化センター・各現地連絡所等において、提供を受けたスペース、医薬品、コピー機・電話などの使用可能な機材・設備、専門的能力を持つ要員等（他地域からのボランティア受入れを含む）を活用して、緊急に救命処置を施すべき重傷患者の選別及び高度医療機関への搬送依頼を最優先で行う。次いで、その他医療救護を必要とする避難所在住の被災者及びその他の自宅滞在市民等に対し、必要な医療救護サービスの継続的な提供に努める。</p>
------------------------	---

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

2 実施担当班

本部班	避難収容班	消防予防班
庶務班	都市計画班	救急指令班
福祉救援班	住宅対策班	消防署班
医療対策班	水道対策班	消防団班
商工観光班	消防総務班	

3 実施内容

基 本 的 考 え 方	<p>小規模な災害時においては、当然に県立病院を頂点とし、市内では東海中央病院をはじめとする医療機関により構成される一、二、三次の救急医療体制により適切に対応される。</p> <p>しかし、市域を震度6弱以上の地震が襲った場合には、各務原市だけでなく周辺の岐阜市等の医療機関についてもなんらかの被害を受けスタッフもまた被災者となる。また多くの被災者が重傷・軽傷の区別なく各病院に殺到し一時的な混乱に拍車をかけることも想定される。したがって、県の計画上「災害拠点病院」に指定される医療機関も指定された役割を果すことは事実上不可能となるものと想定される。そのため、この計画では、市内の病院施設並びに市外にある「災害拠点病院」等の高度収容医療能力を有する病院施設をあらためて以下のように位置付け収容医療機関を確保するよう定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中継拠点病院…市域にある東海中央病院とする。中継拠点医療機関は各拠点救護所で重傷病の疑いがあると判断された被災者を受入れ応急的な救命措置を施す。その後24時間経過観察を経て、入院治療の必要の有無・受入先施設の特定を行うなどの「中継機能」を果たす。 ○ 後方支援病院…市外にある「災害拠点病院」指定病院（県指定）に加えて、県外の高度収容医療能力を有するすべての病院とする。後方支援病院へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため県以外の都道府県にある施設はすべて受入先の対象となる。 ○ 要配慮者受入可能病院…専門的な技術者や設備による介護・介助を必要とする高齢者や障がい者専用の病院等施設として確保する。各避難所等において、その必要があると判断された高齢者・障がい者の転送受入先施設となる。
----------------------------	--

(1) 医療救護活動

市は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めるときは、県に応援を要請する。

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、医療等関係機関の協力のもと災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及びドクターヘリ等の派遣及び調整を行う。

ア 市の主な役割事項

災対健康福祉部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合及びその他災害の発生により必要と認められた場合は、本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり災害時医療救護体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
各務原市医師会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供

市歯科医師会への連絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 拠点救護所への歯科医師派遣の要請
市薬剤師会への連絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 拠点救護所への薬剤師派遣の要請 ③ 医薬品・医療用資器材の提供協力の要請
拠点救護所の設置	① 各拠点救護所における設置場所の確保 ② 拠点救護所設営要員の派遣 ③ 精神科救護所の設置
関係各部長、県等への協力要請	① 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 (災対市長公室長) ② 場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 (災対教育部長・災対水道部長等) ③ 県により編成される医療班の派遣要請 (県健康福祉部) ④ その他の協力要請 その他各部長・関係機関)
収容医療機関の確保	① 市内収容医療機関の現況把握 ② 市外収容医療機関の確保(受入れ要請) (県健康福祉部・周辺市町村等)
搬送体制の確立	① 搬送拠点の確保(ヘリポートの確保) ② 救急車両他搬送用車両の確保 ③ ヘリコプターの確保(官・民) (県防災課・自衛隊等)
報道機関対応 ※災対市長公室長を通じて行う	① ラジオ・テレビ各社への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 ② 在庁記者クラブ各社、報道機関市内及び周辺各支局への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療対策班の編成	① 市医師会等関係団体との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 拠点救護所への医薬品・医療資器材・水等の提供 ④ 収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の提供 ⑤ 市民対応

イ 県により編成される医療救護班の派遣要請

市に災害救助法が適用されたときは、県地域防災計画に基づき、県(健康福祉部長)は、直轄医療班(県立3病院ほか)や日赤県支部・県医師会・東海北陸厚生局の協力・応援を得て、医療救護班を編成し、市本部長(市長)からの要請に応じて、派遣する。

また県(健康福祉部長)は、医療助産活動が必要と認めた場合に派遣する。

ウ 各務原市医師会の役割

市医師会は、災対健康福祉部長から、災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資器材、設備、救援物資等を活用し、避難所在住の市

民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり医療救護活動を行う。

a 運営体制

公立学校共済組合東海中央病院内に各務原市医師会医療救護対策本部を置く。本部要員はそのつど市医師会責任者が決める。また各務原市医師会医療救護対策本部は、市との連絡・調整にあたるとともに、市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。

なお市医師会長は自ら必要と認めたときは市の要請を待たずに、医師会医療救護対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行うことができる。この場合、市医師会長は直ちに災対健康福祉部長に通報するとともに、看護要員、事務連絡要員等の派遣を要請する。震災などにより通信連絡網が断絶した状態の場合、各務原市医師会会員は最寄りの拠点救護所、避難所、災害現場等に出勤し、医療救護にあたる。

b 拠点救護所への要員派遣

各拠点救護所へ派遣する要員の編成については、医師会医療救護対策本部が決めるが、最小限の単位は、以下のとおりとする。

各拠点救護所あたり最小限編成		備 考
医 師	看護要員及び事務・連絡要員※	
3名	5名	※ 事務・連絡要員等は市職員等をもってあてる。

c 本部組織のめやす

各務原市医師会医療救護対策本部の構成は、そのつど市医師会責任者が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役 割 項 目
本部班	① 市内外医療救護ボランティア申出の受付 ② 医療救護ボランティア希望者に対する研修・引継等 ③ 医療救護関係団体との連絡・調整 ④ 医療救護要員派遣計画の作成・調整 ⑤ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
業務班	① 市、防災関係機関との連絡調整 ② 医薬品、医療資器材、物資の調達・保管 ③ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④ 食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤ その他本部機能維持業務に関すること

エ 拠点救護所設置のめやす

a 設置場所

災対健康福祉部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり各務原市医師会、各務原市歯科医師会、薬剤師、警察署等の協力を得て、拠点救護所を設置する。

① 那加中学校、稲羽中学校、鵜沼中学校、東海中央病院駐車場（計4箇所）
② 災害現場
③ その他本部長（市長）が必要と認めた場所

b 拠点救護所の開設及び運営

拠点救護所の開設及び運営実務は、災対健康福祉部長の指揮により医療対策班が行う。

c 市薬剤師会の協力を得て、各拠点救護所に1名以上の薬剤師が常駐するよう努める。

d 市歯科医師会の協力を得て、各拠点救護所に1名以上の歯科医師が常駐するよう努める。

e 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。あわせて必要と認める拠点救護所に精神科救護所を併設する。なお、県は保健所を拠点として精神科救護所（当初は24時間体制）、24時間電話による精神相談室等のこころのケア施設を設置するとともに、巡回精神科診療チーム等を派遣することとなっている。

オ 医療救護及び助産活動のめやす

a 活動のあらまし

医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班が拠点救護所において、以下のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。なお、医療救護班は拠点救護所1か所に対して、少なくとも医師3名以上が出勤し、開設中は、24時間体制で「区分の判定」及び救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

- ① 傷病者の蘇生
- ② 傷病者の傷害等の区分の判別（※1 トリアージ・タグ）
- ③ 中継医療拠点・後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 傷病者に対する応急処置
- ⑤ 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 死亡の確認
- ⑧ 死体の検案

トリアージ・タグ

(災害現場用)

No	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清醒 刺激で覚醒する	意識している 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	
トリアージ区分		0 I II III	

0

I

II

III

トリアージ・タグ

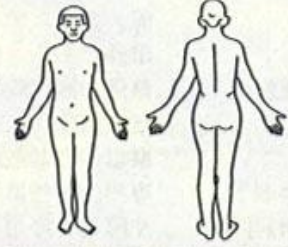
(特記事項 (搬送・治療時に留意すべき事項))

.....

.....

.....

.....



0

I

II

III

※1 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（収容医療機関など）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

b 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

c 助産について

・ 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

・ 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べんの処理
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

※ 応急医療救護に関する様式 (様式編様式 5)

カ 中継拠点病院の確保

a 措置のあらまし

災対健康福祉部長は、本部長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めるとき、以下のとおり中継拠点病院予定施設に対し要請する。

- ① 中継拠点病院予定施設の被災状況の把握
- ② 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請

- ③ 患者緊急受入れのための要員確保の要請
- ④ 中継拠点病院としての機能を果たすために提供が必要な物資等の把握
(医薬品、医療用資器材、水、燃料、通信手段等)

b 中継拠点病院予定施設

災害時に中継拠点病院となる施設は、以下のとおりとする。

東海中央病院

キ 後方支援病院の確保

災対健康福祉部長は、本部長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めるときは、県を通じて以下のとおり後方支援病院を確保する。

- ① 県指定災害拠点病院「基幹災害医療センター（県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院）、地域災害医療センター（岐阜赤十字病院、岐阜市民病院、松波総合病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中濃厚生病院、中津川市民病院、県立多治見病院、高山赤十字病院、久美愛厚生病院）」への受入れ要請
- ② 県指定「災害拠点病院」以外で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請
- ③ 近接県（愛知県、滋賀県、三重県、福井県、石川県、富山県、長野県）への受入れ要請
- ④ その他都道府県への受入れ要請

ク 要配慮者受入可能病院の確保

a 要配慮者受入可能病院の定義

要配慮者受入可能病院は、様々な介護・介助を必要とする高齢者や障がい者専用の病院として確保される。老人ホームや各避難所の専用スペースにおいて、入院治療の必要のある要配慮者が出た場合に、受入れ病院等施設となる。そのため、市内外において、高齢者や障がい者向けの医療設備・スタッフを有する病院等施設は、原則としてすべて対象とする。

b 措置のあらまし

災対健康福祉部長は、本部長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めるとき、以下のとおり要配慮者受入可能病院を確保する。

- ① 市内要配慮者受入可能病院予定施設の被災状況の把握
- ② 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請
- ③ 患者緊急受入れのための要員確保の要請
- ④ 要配慮者受入可能病院としての機能を果たすために提供が必要な物資の把握
(医薬品、医療用資器材等)
- ⑤ 県内で受入れ可能な専門病院等への受入れ要請
- ⑥ 近接県（愛知県、滋賀県、三重県、福井県、石川県、富山県、静岡県、長野県）への受入れ要請
- ⑦ その他都道府県への受入れ要請

c 市内要配慮者受入可能病院予定施設

災害時に要配慮者受入可能病院となる市内の施設は、精神病院、介護保険施設等とする。

※ 市内の医療機関等

(資料編資料 31)

(2) 重傷者等の搬送体制の確立

ア 搬送手段の確保

原則として、被災現場から拠点救護所までは、災対健康福祉部、災対都市建設部、災対水道部及び災対消防部（消防署救助隊・消防団）が、警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て車両もしくは担架による搬送を実施する。また拠点救護所から中継拠点病院及び後方支援病院（収容医療機関）への搬送については、以下のとおり車両もしくはヘリコプターを確保して行う。

- ① 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請
- ② 消防署以外の救急車両類似車両を東海中央病院に集結させ搬送を要請
- ③ 市庁有車又は各拠点救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- ④ 県・民のヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送を要請

(県、民間航空事業者)

イ その他の留意事項

a 当日道路状況図の作成・配布

災対健康福祉部長は、災対市長公室長その他関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し、既製の地図を基にして「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

b 搬送帰り車両の有効活用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するよう運用に留意する。

(3) 医薬品・医療用資器材等の確保

ア 各医療救護班の対応

拠点救護所における医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

- ① 市医療対策班は、各保管場所において市の現有医療資器材及び医薬品を確保し拠点救護所に携行する。
- ② 市の要請により、出動した各務原市医師会医療救護班が使用する医薬品、医療用資器材については、原則として市の用意した資器材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用する。その場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- ③ 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資器材を使用する。

イ 不足のときの調達方法

災対健康福祉部長は、各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、市薬剤師会の協力により調達する。また、県健康福祉部に対して応援を要請する。

なお、輸血用血液が必要な場合については、県健康福祉部を通じて、日赤県支部（県赤十字血液センター）などに確保されている各種の血液製剤等の提供を依頼する。

また、災対市長公室長に対して、市民への献血の広報を要請する。

(4) 水その他の確保

ア 水

水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。したがって災対水道部が給水タンク車その他の運用により最優先で提供する。特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、災害発生後ただちに、災対健康福祉部が水の確保状況を照会し、災対水道部を通じて水の提供に万全を期す。

また、大量の水が必要なため人工透析医療施設についても、災対水道部が災対健康福祉部と連携しながら給水タンク車その他の運用により優先的に提供する。

イ 電気

電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。

そのため、電気の供給が停止した場合、中部電力が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ拠点救護所の設置状況、中継拠点病院について、その旨要請しておく。

特に、「中継拠点病院」となる東海中央病院については、災害発生後ただちに、災対健康福祉部が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。また、各施設から要請があった場合は、災対産業活力部を通じて、自家発電機用の燃料の供給を行う。

ウ 電話その他の通信手段

電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に「中継拠点病院」において電話の使用が困難になった場合は、NTTに対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。また、必要に応じて、災対健康福祉部が地域防災無線を携帯した連絡員を派遣する。

(5) 平常時医療救護体制への移行

ア 移行時期のめやす

災害時医療救護体制の期間は、災害発生後14日目までをめやすとする。なお、当該現地連絡所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として拠点救護所も閉鎖する。

イ 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、おおむね以下の基本方針に基づき行う。

- ① 災害発生後1週間については、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会会員も含めた拠点救護所体制による。
- ② 災害発生後1週間経過後については、避難所における拠点救護所を漸次縮小するとともに、各務原市医師会等市関係会員を拠点救護所要員からはずし、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な各務原市医師会等市関係会員については、その早期再開を促す。

③ 当該拠点救護所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、当該拠点救護所を閉鎖する。

ウ 措置のあらまし

これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療がもっとも望ましい。

そのため、災対健康福祉部長は災対教育部長をはじめとする関係各部長、関係各機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、おおむね以下のとおり行う。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第23節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

基 本 的 考 え 方	<p>市域を震度6弱以上の地震が襲った場合には、市内の各所において多数の遺体収容作業を実施しなければならない事態が予想される。災害による死亡については法的に「変死」扱いとなり医師による検案又は解剖により、その死因が明らかにされたのち「埋葬許可証」を交付することができる。一方県の検案体制は、当に大量の作業を想定した体制になっていない。また遺体を納めるための「棺」の確保、保存のためのドライアイスの確保、火葬場等への搬送体制、そして火葬を行うための市の施設能力に関しても同様のことがいえる。しかし遺体は、迅速に取り扱いされない場合、腐乱による感染症の発生源となるおそれがあり、また遺族の心情からも一刻も早く「火葬」を完了させる必要があることから、第1に被災地において必要となる捜索・収容・埋葬作業の各要員・資材、検案作業を行うための「遺体安置所」、「一時安置所」（検案終了後、火葬場へ搬送されるまでの間の待機のためのスペースもしくは施設）を確保し効率的に運用すること、第2に市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる施設を多数かつ迅速に確保することが重要となる。そのため市は市内葬祭事業者、寺院等の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的・全国的な、官民を問わない応援体制の確立により対処する。</p>
----------------------------	--

1 方針

地震災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施担当班

調査市民班	住宅対策班	救急指令班
環境衛生班	下水道対策班	消防署班
医療対策班	消防総務班	消防団班
都市計画班	消防予防班	

3 実施内容

(1) 対策実施前の準備措置

ア 遺体取り扱い体制の確立

災対市民生活部長は、災対健康福祉部長その他関係各部長、警察その他の関係機関と連携・協力し、あらかし以下の手順により遺体取り扱い体制を確立する。

- ・ 市営斎場の被害状況を把握したのち必要に応じ応急復旧措置を講ずる等して、所管する火葬能力の維持に努める。
- ・ 災対都市建設部その他関係各部、自衛隊、警察その他の関係機関、市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合、グリーンパーク推進協会等の協力団体と連携・協力し遺体捜索のために必要な資機材、要員並びに遺体検案のための遺体安置所、火葬までの一時安置所等を確保する。

- ・ 市内葬祭関係業者等に協力を要請し収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材並びに搬送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する。
- ・ 火葬場が被災した場合や通常の火葬能力を上回る死亡者があった場合等により火葬が困難な場合は、岐阜県広域火葬計画に基づき、県に対して広域火葬応援を要請する。

※ 岐阜県広域火葬計画

(資料編資料 39)

イ 遺体取り扱い実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて、以下の項目を骨子とする「遺体取り扱い実施計画」を策定する。

- ・ 取り扱いすべき量の推定
要搜索者名簿、住宅の全・半壊数その他の被害状況資料等による。
- ・ 遺体安置所・一時安置所における管理等
遺体安置所・一時安置所における納棺業務、管理業務等を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、葬祭業者・民間警備会社等の協力を得る。
- ・ 取り扱いに要する期間のめやす
遺体の収容については3日目までに、火葬については7日目までに、それぞれ完了させるよう努める。

(2) 遺体の捜索

市は、警察署、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

ア 捜索依頼・届出の受付等

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成は警察署が災対市民生活部と協力して、以下のとおり行う。

<p>—————捜索依頼・届出の受付の手順—————</p> <p>① 届出を受けたときは、行方不明者の</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住所・ 氏名・ 年齢・ 性別・ 身長・ 着衣その他の特徴 <p>について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。</p> <p>② 「届出」のリストを市（災対市民生活部）に通報する。</p> <p>③ 災対市民生活部は、「届出」リストのうち避難所記録簿、医療救護班診療記録簿 その他市で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報 等により生存が確認されるものを除外し「要搜索者名簿」を作成する。</p>

イ 捜索の実施

捜索は、要搜索者名簿に基づき、災対消防部長が災対都市建設部長その他関係各部長並びに警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元自治会、自主防災組織、市民ボランティア等の

協力を得て、以下のとおり、実施する。

———捜索活動実施の手順———

- ① 捜索活動は、災対企画総務部及び災対消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- ② 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部長及び警察署長に連絡する。
- ③ 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め警察による検視を受ける。
なお、現地で場所を確保できないような場合、地区体育館などを検視会場候補場所として検討する。
- ④ 検視終了後の遺体は、指定された遺体安置所に集め、検案を待つ。
なお、その間、所要の警戒員を配置し監視を行う。

(3) 遺体の取り扱い、収容等

ア 遺体の取り扱い

市は、遺体を発見した場合は、警察署に届出を行い、警察署は、遺体の見分、検視を行い、医師による検案後、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の検案

検視規則及び死体取扱規則等に基づき、現地において警察署が検視（見分）した後の遺体は、県医療班（検案班）がその処理を引継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施する。

———遺体検案の手順———

- ① 遺体の検案は、県健康福祉部が検案班を現地又は遺体安置所へ出動させ、市医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。
- ② 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体検案書」（原本）を作成する。
- ③ 身元不明者については、警察署が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。
- ④ 現地において検案を行った遺体は、災対市民生活部が関係各部、各防災関係機関の協力を得て、指定の遺体安置所へ移す。

※ 検視

「検視」は、刑事訴訟法第229条の規定により「変死者又は変死の疑いのある遺体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官、もしくはその指示により検察事務官、司法警察員」が行う。検視規則第5条により警察官が代行する場合は、医師の立会いが必要である。

※ 検案

「検案」は、戸籍法第86条の規定により「死亡の届出には診断書又は検案書を添付」が必要なため、医師の治療を受けずに死亡した者について、死亡の事実を医学的に確認することである。死体解剖保存法第8条に基づき、東京（区部）、大阪（大阪市）、愛知（名古屋市）、兵庫（神戸市）の4都府県では、これを監察医が行うこととしている。

ウ 遺体の収容・安置

災対市民生活部長は、検案を終えた遺体について、関係各部長並びに警察署、地元自治会自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受け人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

——遺体の収容・安置の手順——

- ① 災対市民生活部長は、市内の寺院、公共施設等遺体の安置（収容）に適切な場所を選定して、遺体の「一時安置所」を開設する。なお適切な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- ② 市内葬儀業者等の協力を得て、棺、ドライアイス等必要な器材の確保に努める。
- ③ 死体検案書（写し）を引き継ぎ、死体取り扱い票及び遺留品処理票を作成する。
- ④ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- ⑤ 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、死体取り扱い票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- ⑥ 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長（市長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きを行う。

エ その他

市は、棺、骨つば、ドライアイス等の確保に努める。

(4) 遺体の火・埋葬等

ア 遺体の火・埋葬

市は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、焼骨を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付す等必要な措置をとる。

身元の判明しない・引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は以下のとおり、災対市民生活部が応急措置として、遺体の火葬場への送付を実施する。

——遺体の火葬の手順——

- ① 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、所定の遺骨遺留品保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- ⑤ 遺体が多数もしくはその他やむを得ない事情のため、火葬場で取り扱いできないときは、県健康福祉部に連絡し、近江市等の協力体制の確立を要請する。
- ⑥ 身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。この場合、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

※ 死体取り扱いに伴う様式

(様式編様式 7)

※ 死体取り扱いに要する施設等の現況

(資料編資料 39)

なお、埋葬の実施にあたっては次の点に留意を要する。

- a 事故死等による遺体については、警察署から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- b 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡しその調査にあたる。
- c 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

イ 広域調整

市及び県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

(5) 遺体安置所・一時安置所の確保

関係各部及び警察、その他の関係機関との協議・協力により遺体安置所・一時安置所を確保する。具体的な選定に際しては、東海北陸自動車道岐阜各務原インター、国道21号、156号、主要地方道江南・関線の各ルートによる広域取り扱い支援体制との連携に留意する。なお遺体安置所・一時安置所は可能な限り同一場所とする。

(6) 応援協力

市は、自ら遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

県は、市の実施する遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

遺体の捜索・収容・埋火葬対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、薬品及び火葬場その他の施設について、応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
捜索	自衛隊、県（県土整備部）、各務原警察署
検案	県（健康福祉部）、各務原警察署、市医師会、市歯科医師会、日赤県支部、日本法医学会
納棺・保存	市内葬祭関係業者、寺院
移動・搬送	自衛隊、県トラック協会各務原協議会
埋・火葬	県（健康福祉部）、県内外他市町村、寺院

(7) 事前広報の実施

遺体の捜索・収容・埋火葬対策の実施にあたっては「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

ア 行方不明者の捜索・収容における市民等の応援協力の必要性
イ 遺体安置所・一時安置所の設置場所に関する事項
ウ 遺体の収容、検案、埋火葬までに必要な手続きに関する事項
エ 遺体の埋火葬計画に関する事項
オ その他遺体の取り扱いに関する相談業務受付に関する事項

(8) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第24節 防疫・食品衛生活動

基 本 的 考 え 方	<p>市域を震度6弱以上の地震が襲った場合には、多数の市民が住宅を失いあるいはそのままでは日常生活を維持できないような被害をこうむる。そして多くの市民が、ただ生存だけを保証されるレベルの避難所生活を余儀なくされる。避難所となる施設は本来住居としての使用を想定していないため、公衆衛生上必ずしも良好な環境とはいえない。食生活の面でも、ガス・電気等の熱エネルギーの供給が停止するのに伴い、ともすると野菜が不足し脂肪分の過剰なものになりやすい。</p> <p>また入浴により身体の衛生状態を良好に保つとともに、精神的にリフレッシュすることも多くの場合望めない。こうした条件下においては、多くの市民が健康な状態を維持することが著しく困難となる。過去の事例を見ても災害発生後7日目以降になると、避難所入所者を中心として、風邪をひいたり体調をこわす人が増加している。そして最悪の場合には、食中毒の発生や、水道の断水・下水道管路被害による汚水のおふれ出し等による感染症の発生も懸念される。</p> <p>根本的な対策として、こうした生活を可能な限り早期に解消することが最優先課題となる。しかし被害が甚大な場合にはある程度長期にわたるものと想定せざるをえない。そのため、市は、市民の健康維持を図るため、県・国・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、当面の対策として、消毒・予防接種の実施を中心とした防疫活動、食品の衛生監視活動、健康診査・栄養指導・入浴機会の確保その他の保健衛生活動を行う。</p>
----------------------------	--

第1項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、地震災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

2 実施担当班

環境衛生班

医療対策班

3 実施内容

(1) 市の行うべき業務のあらまし

災対市民生活部長は、本部長の指示があったとき又はその必要があると認めたときは、災対健康福祉部長と連携し、関係各部長の協力を得て、環境衛生班、医療対策班等の作業班を編成し以下の業務を行う。なお各作業班の編成についてはそのつど災対市民生活部長が災対健康福祉部長と協議し決定する。なお、市のみで困難と認める場合は迅速にその旨県環境生活部・健康福祉部に連絡し協力を要請する。

項 目	担当班	措 置 の あ ら ま し
県が行う検病調査・健康診断への協力	医療対策班	検病調査に関する情報提供、健康診断対象要員把握等の協力を行う。
臨時予防接種の実施	医療対策班	県の指示に基づき臨時予防接種を実施する。
被災者に対する衛生指導	医療対策班	避難所の被災者及びその他の一般被災者に対し、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行を行う。
避難所の消毒	環境衛生班	必要に応じて適宜トイレその他の消毒を行う。
被災家屋等の消毒	環境衛生班	被災井戸の通報等により必要と認める場合に行う。なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
被災井戸（飲料水）の消毒		被災家屋、下水のあふれ出し箇所その他必要と認める場所の消毒を行う。なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
伝染病患者の隔離等	医療対策班	状況に応じて、隔離消毒班を編成し患者の収容、患家の消毒を行う。
その他県が行う防疫活動への協力	医療対策班 環境衛生班	県の指示により適宜行う。

(2) 県の行うべき業務のあらまし

県（環境生活部長・健康福祉部長）は、市の防疫に関する協力の要請があったとき、もしくは被災の状況その他により必要と認めるときは、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。また、被災状況に応じて、自衛隊に対し防疫活動の支援実施を要請する。

項 目	措 置 の あ ら ま し
防 疫 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診断（保菌者検索を含む）・検病調査 ○避難所の防疫指導 ○応急治療 ○臨時予防接種の実施 ○感染症予防のための健康指導 ○市の防疫活動の指導
防 疫 検 水 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ○細菌学的検査 ○井戸の使用の禁止又は許可

(3) 防疫用薬剤・資器材の確保

市が行う初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足するときは県支部に応援調達を要請するとともに、市薬剤師会等に協力を要請し調達する。

(4) 他市町村への応援の要請

防疫対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、応援他市町村に対して、協力を求める。

(5) 事前広報の実施

防疫対策の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗の励行
- ウ 生水の飲用に対する注意

第2項 食品衛生活動

1 方針

地震災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	避難収容班
福祉救援班	農政班	水道対策班

3 実施内容

(1) 食品の衛生監視

震災時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。このため、保健所では食品衛生監視班を編成し食品の安全確保を図ることとなっている。災対市民生活部長は本部長の指示があったときもしくはその必要があると認めたときは、保健所長に対し食品の衛生監視を要請する。なお保健所長の指揮のもと食品衛生監視班は以下のような活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 弁当製造業者その他食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

また、市は炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

(2) 巡回栄養指導

市は、保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、避難所・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。

(3) 食中毒発生時の対応

市は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

県は、食中毒の発生に関する連絡を受けた場合、原因施設の調査等を行い、その原因を究明するとともに、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じる。

(4) 事前広報の実施

食品衛生対策の実施にあたっては「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 食中毒の防止のための注意
- イ バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

第25節 保健活動・精神保健

基 本 的 考 え 方	<p>1995年1月兵庫県南部の大都市を襲った直下型大地震、2011年3月東北地方太平洋沿岸を襲った大津波は、地震により身体的な外傷を受けなかった住民も含め、被災地のすべての住民がなんらかの心的外傷を負うということを改めて明らかにした。それとともに、精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアの「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などの発生することを明らかにした。大規模な災害発生後の重要な対策項目として、「こころのケア対策」が新たにとりあげられざるを得ないのは、以上のような事情による。</p> <p>「こころのケア対策」については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」(Post Traumatic Stress Disorder)といわれる精神障がいにまで悪化することを防止できることがわかっている。しかし同時に、被災地においては一般市民だけでなく「こころのケア対策」に関する専門家自身も被災者となる。医療救護対策と同様、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な救援サービスニーズと市域の有する専門的救護サービス提供能力低下というアンバランスな条件下で「立ち上げ」を行わざるを得ないという困難な問題を抱える。したがって、第1に可能な限り迅速かつ全域的なサービス提供体制をもって精神科救急医療救護活動を実施すること。第2に「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障がい発症例」の最小化を図ること。</p> <p>第3に広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入体制と医療連携ネットワークを確立すること。第4に長期的なこころのケア対策実施体制を確立することが重要となる。</p>
----------------------------	---

1 方針

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている市民を対象に、市、県、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等市民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施担当班

秘書広報班

福祉救援班

医療対策班

3 実施内容

(1) 保健活動

ア 体制

県は、保健所を通じて市が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策

定する。

県は、被災した場合は、必要に応じ、その地域内における保健活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

また、被災していない場合は、被災地域内における保健活動及びその活動を円滑に行うための総合等の支援に努める。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

市は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めるときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。

イ 活動内容

市及び県は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

ウ その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要援護者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

(3) こころのケア対策

ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

a 市の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立において、市が果たすべき役割については、災対健康福祉部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
市 医 師 会 へ の 連 絡	① 災害時こころのケア実施体制確立の要請 ② 市内被害状況に関する情報の提供 ③ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市 薬 剤 師 会 へ の 連 絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 医薬品等の提供協力の要請
精 神 科 救 護 所 の 設 置	① 設置可能な市内精神科医療機関への設置 ② 必要と認める拠点救護所への併設 ③ スタッフの確保・派遣
災 害 時 総 合 相 談 窓 口 の 設 置	① 災害時総合相談窓口開設のために必要なスペース・設備等の確保 (災対市長公室長) ② 要員派遣（※本章第18節(6)） (各部長)
心 的 外 傷 に 関 する 啓 発 活 動 の 実 施	① 心的外傷に関する冊子・資料の作成 ② 心的外傷に関する広報活動の実施 (災対市長公室長)

県・国等への協力活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 県により設置されるケア施設の開設要請 (県健康福祉部・岐阜保健所) ② その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (県健康福祉部・岐阜保健所・関係機関) ③ その他の協力要請 (その他各部長・関係機関)
収容精神科医療機関の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内収容精神科医療機関の現況把握 ② 市外収容精神科医療機関の確保(受入要請)
報道機関対応 ※災対市長公室長を通じて行う	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内ラジオ・テレビ各社への「こころのケア対策」に関する放送枠確保の要請 ② 在庁記者クラブ各社、報道機関周辺各支局への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要請
医療対策班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ① 市医師会との連絡調整 ② 市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 拠点救護所への医薬品・医療資器材・水等の提供 ④ 収容精神科医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の提供 ⑤ 市民対応

b 市医師会の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立において、市医師会が果たすべき役割については、精神科医療機関部会長がボランティアや関係団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

項目	手順その他必要事項
精神科救護所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ① 通院患者の医療の確保 ② 急性症状患者の治療 ③ 収容医療の必要の有無の判定及び入院措置
収容精神科医療機関の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 収容精神科医療機関への応援体制の確保
こころのケア対策に関する専門ボランティアの受入・活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 収容精神科医療機関への応援・交替要員配置 ② 精神科救護所への応援・交替要員配置 ③ その他専門ボランティアに関する連絡・調整
心的外傷に関する啓発活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ① 心的外傷に関する冊子・資料の作成協力 ② 専門家の斡旋、紹介 ③ その他必要な助言・資料等の提供

イ 長期的こころのケア対策実施体制への移行

a 市の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、市が果たすべき役割については、災対健康福祉部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所	<ul style="list-style-type: none"> ① 巡回スケジュールの作成

及び被災地域ケアの実施	② 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 (災対教育部長、災対市長公室長) ③ 巡回に関する広報の実施 (災対市長公室長)
救 援 活 動 従 事 者 向 「こころのケア」の実施	① カウンセリングルームの開設 (災対市長公室長) ② 講演会・研修の実施 (災対市長公室長)
市 内 精 神 科 医 療 機 関 の 再 開 促 進	① 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置 ② 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置 ③ その他診療早期再開のために必要な支援措置
行政・医療機関・団体等 関係者連絡協議会の設置	① 長期的ケア対策計画の作成 ② 関係機関、団体との連絡調整 ③ 各部との連絡調整 ④ 協議会として要請された場合の事務局業務
その他県・国等への協力要請	① 協議会として必要と認めた場合の県により設置されるケア施設の開設継続の要請 (県健康福祉部・岐阜保健所) ② 協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (県健康福祉部・岐阜保健所・関係機関) ③ その他の協議会が必要と認める協力要請 (その他各部長・関係機関)

b 市医師会の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、市医師会が果たすべき役割については、ボランティアや関係団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所 及び被災地域ケアの実施	① 巡回救護班の編成 ② 巡回スケジュールの作成 ③ その他巡回救護活動に関する連絡・調整
救 護 活 動 従 事 者 向 「こころのケア」の実施	① カウンセラーの派遣及びカウンセリング実施 ② 講演会・研修会への講師派遣及び講演・研修の実施 ③ その他活動に関する連絡・調整
市 内 精 神 科 医 療 機 関 の 再 開 促 進	① 各会員への再開促進措置の周知 ② 各会員からの要望のとりまとめ ③ その他市との連絡・調整

行政・医療機関・団体等 関係者連絡協議会の設置	① 長期的ケア対策計画の作成協力 ② 協議会設置への協力 ③ 協議会運営への協力 ④ 協議会として要請された場合の事務局業務
その他県・国等への協力要請	① 関係全国本部への協力要請 ② 協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策実施のための関係機関への協力要請

第26節 清掃活動

1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、市が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

2 実施担当班

調査市民班	医療対策班	下水道対策班
環境衛生班	都市計画班	
福祉救援班	住宅対策班	

3 実施内容

(1) ごみ、し尿の処理活動

県は、市の報告により被害状況を把握し、必要に応じ県内の他市町村への応援及び他県への応援要請を行う。

(2) 災害時における「環境・衛生」対策

基本的 考 え 方	<p>市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合には、各所で多数の市民が亡くなり迅速かつ適切な遺体の捜索・収容・埋葬等の作業が必要となる。建物等の倒壊や窓ガラス・屋根瓦等の落下物等により、道路上には交通の妨げとなる物やごみが大量に発生する。また、避難所に設置される大量の仮設トイレや下水道管路の被災により平常時を大幅に上回る量の「し尿」の収集・処理が必要となる。また、事業所や道路占有物等の中には、有害物質の流出・漏洩による二次的な被害が発生する危険性のあるものもある。そうした事案については早急に調査を実施し安全対策を講ずる必要がある。</p> <p>平常時においては市・防災機関がそれぞれの分担に基づき処理可能なことも、甚大な災害発生後には、平常時を大幅に上回る膨大な作業量となり到底各部・機関単独では処理しきれないものと想定する必要がある。加えて、被災地においては処理施設の被災によるだけでなく市・各機関の拠点施設や職員自身が被災者となることによりその業務の遂行が一層困難となる。しかも、そうした対策実施主体側の事情の如何に関わりなく、災害廃棄物（ごみ・し尿・がれき）等が速やかに被災地から収集・除去されず、消毒その他の適切な応急措置が施されることなく放置された場合、生活上の障害となるだけでなく、疫病の発生源となり、衛生上の二次災害を生ずる潜在的危険性は増大する一方となる。さらに、物資の不足やライフラインの機能停止という状況の中では、避難所で不自由な集団生活を強いられる市民はもとより、自宅にとどまる市民についても公衆衛生上最悪の状態に置かれるものと想定する必要がある。</p> <p>したがって、感染症の流行、食中毒の発生、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害といった、災害発生後に懸念される 2 次災害の発生を未然に防止するためには、平常時のそれと異なり、県・国の大きな役割分担なしには、「当面必要な措置」ですら迅速かつ適切な対応はとれないといえる。</p> <p>そのため、「災害時における環境・衛生対策」は、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力（「震災特別処理体制」とよぶ）を得て行う。</p>
--------------------	---

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7 日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき）発生状況の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○避難所・被災地における保健・衛生・防疫対策上緊急を要する応急措置 ○遺体の捜索、収容、身元確認並びに埋火葬その他防疫対策上緊急を要する応急措置 ○有害物質発生状況の把握及び当面の危険

		<p>防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時「環境・衛生」対策推進会議の設置・運営 ○災害廃棄物（ごみ、がれき）の収集・処理（4日目から）
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行（避難所開設期間）	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき）の収集・処理 ○避難所・被災地における保健・衛生・防疫対策 ○遺体の捜索、収容、身元確認並びに埋火葬 ○有害物質に対する安全対策上必要な措置 ○被災者向相談業務 ○災害時「環境・衛生」対策推進会議の運営
住宅供給・帰宅期（避難所閉鎖以降）	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき）の収集・処理 ○被災地における保健・衛生・防疫対策 ○復旧期における環境保全対策 ○被災者向相談業務 ○災害時「環境・衛生」対策推進会議の運営

イ 災害時「環境・衛生」対策実施体制

a 災害時「環境・衛生」対策推進会議

震度6弱以上の地震が市域を襲った場合、災対市民生活部長は、県（環境生活部）に「震災特別処理体制」への協力を要請する。また災対健康福祉部長、災対都市建設部長、その他関係部長、県・国・協力団体・市民と連携・協力し、災害時における「環境・衛生」対策を統一かつ適切に行うため、災害時「環境・衛生」対策推進会議を設置する。

あわせて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を災対市民生活部内に置く。事務局要員は災対市民生活部及び関係各部職員をもってあてる。

b 役割分担

災害時「環境・衛生」対策推進会議を構成する市、県・国その他関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

- ・ 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における「環境・衛生」対策推進会議の運営事務 ② 災害廃棄物発生量に関する調査・推計・集計 ③ 災害廃棄物の収集及びそのために必要な措置 ④ 災害廃棄物の中間処理

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 防疫のための消毒作業並びに当面の薬剤・資機材の確保・調達 ⑥ 県が行う保健衛生活動に対する協力 ⑦ 環境保全要注意施設・区域の把握 ⑧ 遺体の捜索・収容・処理並びに身元確認 ⑨ 災害時総合相談窓口の設置・運営、その他市民との対応
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の収集・処理等に関する指導及び援助 ② がれき等産業廃棄物の収集・処理に関する指導 ③ 市が行う防疫活動への支援、必要な薬剤・資機材の補給 ④ 食品衛生監視その他保健衛生のために必要な措置 ⑤ 被災地における環境保全のために必要な措置 ⑥ 遺体の検案並びに捜索・収容・埋火葬への協力 ⑦ 市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑧ その他市が行う災害時「環境・衛生」対策への協力
国・ 防災関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の収集、処理、最終処分に関する協力 ② がれき等産業廃棄物の収集・処理に関する指導 ③ 防疫・保健衛生のために必要な措置に関する協力 ④ 遺体の処理のために必要な措置に関する協力 ⑤ 環境保全のために必要な措置 ⑥ その他所掌事務に関する災害時の「環境・衛生」対策実施のための協力
廃棄物収集・ 処理許可業者 浄化槽清掃許可業者 その他環境・衛生 関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の収集、中間処理、最終処分に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ② 防疫・保健衛生のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ③ 遺体の取扱いのために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ④ 環境保全のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ⑤ その他所掌業務に関する災害時の「環境・衛生」対策実施のための協力

・ 市民の役割

項目	役割のあらし
地区復興委員会等 住民自主管理組織の 結成・運営	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者の「環境・衛生」対策に関する意見・苦情等の集約 ② 災害廃棄物（ごみ・がれき）の分別・再利用のために必要な協力 ③ 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ④ 被災者住宅への消毒作業時の立ち会い

	⑤ 避難所・被災地における感染症の発見、居住スペース・トイレ等の生活施設の衛生的管理並びに消毒・手洗の励行等に関する協力 ⑥ その他災害時「環境・衛生」対策に必要な措置 ⑦ 行政・関係団体等との連絡・協議
--	--

ウ 建築物の解体計画等他の計画との調整

災害時「環境・衛生」対策の実施にあたっては、用地の確保、要員の確保、資機材の確保等に関して、各部・各機関が行う応急・復旧計画との調整が必要となる事態が予想される。

この場合事前・事後の調整の場を想定しない限り、いわゆる「早いもの勝ち」状態となり、事態の推移に応じて、限られた用地・要員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。そこで「調整」に関しては、以下のとおり行うようとり決める。

a 調整機関等

用地に関する調整は、災対市民生活部長が、また、その他の事項に関しては災対企画総務部長がそれぞれ行う。ただし災害時「環境・衛生」対策推進会議もしくは合同部会限りで調整可能な場合はこれによる。

計画名称	調整が必要となる項目	
	用地	要員・資機材その他（関係機関・協力団体）
建築物の解体計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合
住宅供給計画	建設用地 資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合
公共土木施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合 グリーンパーク推進協会
ライフライン復旧計画	資機材置場 要員宿舎	ライフライン機関、道路管理者、警察機関 鉄道事業者、市建築工業協同組合 市土木防災協会、市土木研究会、市新土木組合
緊急輸送計画	臨時ヘリポート 積替中継拠点 物資配送拠点 駐車場 要員宿舎	自衛隊、道路管理者、警察機関、 ライフライン機関、鉄道事業者、 石油等販売組合、市建築工業協同組合 市土木防災協会、市土木研究会 市新土木組合、グリーンパーク推進協会
鉄道施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関、ライフライン機関 市建築工業協同組合、市土木防災協会 市土木研究会、市新土木組合
医療救護計画	—	岐阜保健所、市医師会、歯科医師会 市薬剤師会

エ 災害時総合相談窓口等の活用

災害時「環境・衛生」対策の実施にあたっては、建築物の解体・がれきの処理の場合の権利関係の調整業務、有害物質の安全管理指導、健康相談、衛生指導等、法律の専門家や保健師・栄養士・カウンセラーその他の専門家による助言もしくは協議・斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、災対市民生活部長は、関係各部長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎に設置される災害時総合相談窓口もしくは現地連絡所において、相談業務を行えるよう必要な体制の確立に努める。

(3) ごみ処理

基 本 的 考 え 方	<p>市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合には、各所で大量のごみが発生する。同時に、交通渋滞や道路の損壊、施設・職員の被災その他の要因により、ごみの収集・処理能力が著しく低下し市が実施できる作業量はきわめて限られる。</p> <p>また、災対市民生活部は、災害発生後まず遺体の搜索・搬送について最優先で取り組むことが要請される。</p> <p>そのため、「ごみの処理」対策の実施にあたっては、第 1 に任務の緊急度に応じて、収集・処理すべき「ごみ」の対象区分を設定し重点的に行う方法で対処する。具体的には避難所その他の拠点施設から排出される「生活ごみ」、拠点救護所・中継拠点病院等の医療対策拠点施設から排出される「医療廃棄物」、そして緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」である。これらは、防疫対策上の観点及び緊急活動用道路の確保の観点から、速やかに収集され適切に処理される必要があるからである。</p> <p>第 2 に収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項について事前の広報を徹底し協力を求めるものとする。なお、事業所等における、有害物質の流出・漏洩については、関係機関の協力を得て適切な応急措置を講じ、二次的な被害の発生を未然に防止する。</p>
----------------------------	---

ア 基本事項

市は、ごみ収集車の確保について、委託業者及び収集運搬許可業者所有のものを利用するが、不足する場合には、県を通じて清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

ごみの収集は、市が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施するよう委託業者と協議する。

b 収集方法

可燃ごみステーションで、生活ごみ（腐敗性の廃棄物）ごみの収集を行う。

c ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。集積したごみについては、リサイクル等による減量化に努め、その後の可燃物は、焼却施設処理を原則とし、焼却できないごみは、埋立処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

イ 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど災対都市建設部その他

関係各部並びに県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災 害 発 生 後 の 緊 急 措 置	災 害 発 生 後 3 日 目 まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ○有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請並びにその他収集計画に関する広報
第 一 次 処 理 対 策 (避難所開設期間)	災 害 発 生 後 4 日 以 降 14 日 目 まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次処理対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※可燃ごみステーションでの生活ごみの収集 ※避難所・医療対策施設からの収集 ※要配慮者専用施設からの収集 ※その他拠点施設からの収集 ※被災地放置ごみの収集 ※第一次仮置場での片付けごみの受入れ ※市ごみ処理施設における中間処理 ○有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第 二 次 処 理 対 策 (避難所閉鎖以降)	災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次処理対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※不燃ごみステーションでのカン・ビン・ペットボトルの収集 ※第二次仮置場での災害ごみ（第一次仮置場からの搬入物・解体がれき等）の受入れ ※第二次仮置場における中間処理 ※最終処分 ○有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○平常時収集体制への移行

ウ 対策実施前の準備措置

a ごみ処理体制の確立

災対市民生活部長は、あらまし以下の手順によりごみ処理体制を確立する。

- ・ 焼却処理施設・その他のごみ処理施設、その他器材及び市の委託・許可業者が有する収集車の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- ・ 「ごみ量」が委託・許可業者が有する収集及び市の有する処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要

請する。

- ・ 自社処理業者に協力を要請する。

b ごみ処理実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて「ごみ処理実施計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下をめやすとして一次、二次の2段階に分ける。

区分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	被害が軽微な地域
燃えるごみ	災害発生後 4日目～7日目まで 直接収集方式 (随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式 (週2回) ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後4日目以降 収集ステーション方式 (週2回)	災害発生後4日目以降 収集ステーション方式 (週2回)
ビン・カン・ペットボトル等	災害発生後 4日目～7日目まで 直接収集方式 (随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式 (週1回) ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後15日目以降 収集ステーション方式 (月1回)	災害発生後15日目以降 収集ステーション方式 (月1回)
粗大ごみ	災害発生後 4日目～7日目まで 直接収集方式 (随時) 8日目以降14日目まで 直接収集方式 (週1回) ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後 4日目～14日目まで 第一次仮置場方式 ※ 15日目以降についてはそのつど決定	災害発生後15日目以降 直接搬入のみ受付
有害ごみ	県と協議し専門処理業者の協力により優先順位をつけて行う。		
医療廃棄物	災害発生後14日目まで市が専門業者を通じて処理 ※ 15日目以降についてはそのつど決定	排出者が処理。ただし業者委託による場合は災害発生後15日目以降	

c 仮置場の確保

関係各部、機関との協議・協力により仮置場を確保する。具体的な選定に際しては、以

下に掲げる点に留意する。

———仮置場の選定条件———

- ① 生活環境に影響が少ないこと
- ② 公有地であり、1 ha 以上の平面が確保できること
- ③ 通常時に市民が利用していない場所であること
- ④ 洪水、土砂災害など二次災害のおそれがない場所であること
- ⑤ 他の応急対策事業に支障がないこと

d 他市町村への応援処理の要請

ごみ処理施設の能力に余裕がある応援他市町村に対して、救援物資等を輸送してきた「帰り車」等利用による、ごみの応援処理協力を要請する。

なお、協力が得られた応援市町村との「ごみ」の受渡しは、各避難所その他の救援対策施設において直接行う方式と、「仮置場」経由による方式の主に2つを想定する。

e 事前広報の実施

ごみ処理対策の実施にあたっては、「広報かかみはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所・関係団体等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により収集方式の周知徹底に努める。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ① 被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性
- ② 分別排出と排出抑制の協力要請
- ③ 各地域ごとの収集日の区別の徹底
- ④ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

※ 例えば、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」「分別」適正処理困難物（タイヤ・廃油・消火器等）の混入禁止など

- ⑤ 平常時収集体制への移行に関する見通し

エ 第一次処理対策の実施

第一次処理対策については、災対市民生活部長がそのつど作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

- a 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し北清掃センターへ搬送し焼却(熔融)処理する。

なお、施設破損等により市のみで処理困難な場合は、県に協力要請し、適切に処理する。

- b 片付けごみ等の廃棄物は、第一次仮置場を開設し、収集を行う。その際、分別を徹底することで、その後の処理を迅速に行うことができるようにする。
- c 医療廃棄物については、専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
- d 道路等に排出もしくは放置された廃棄物は、災対都市建設部その他各部、応援市町村・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。

e 収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。

オ 第二次処理対策の実施

第二次処理対策については、災対市民生活部長がそのつど作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

a 処理のあらまし

- ・ 第二次仮置場を開設し、第一次仮置場からの廃棄物及び解体がれきの受入れを行う。
- ・ 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備（簡易焼却炉・破砕機・金属磁選機等）を設置し、可能な限り減量化を図る。
- ・ 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。
- ・ その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」については、いったん仮置場に搬送の上状況に応じて、北清掃センターに搬送し適切に処理する。

なお、施設破損等により市のみで処理困難な場合は、県に協力を要請し適切に処理する。

- ・ 焼却灰を含め、埋め立て最終処分については、現在、委託処理している事業者への委託を基本とする。

b 平常時収集体制への移行

平常時収集体制への移行については、作業の進捗状況、被災地の状況等をふまえて、段階的に行う。なお、その場合、移行スケジュールについて、あらかじめ関係各部・機関・団体等と協議の上、市民・事業所に対する広報活動を十分行うよう努める。

※ 清掃及びし尿処理施設等の現況 (資料編資料 37)

(4) し尿処理

基 本 的 考 え 方	<p>大規模な地震災害時には、電気や上下水道の機能停止により、通常のし尿収集地域だけでなく、市内の全域において、市が収集・処理しなければならない事態となり、し尿量が増加するものと予想される。また避難所においては、設置・管理すべき仮設トイレが大量に必要となる。同時に、交通渋滞や道路の損壊、施設・職員の被災その他の要因により、し尿の収集・処理能力が著しく低下し市が実施できる作業量はきわめて限られる。また、災対市民生活部は、災害発生後まず遺体の収容・埋葬について最優先で取り組むことが要請される。そのため、「し尿の処理」対策の実施にあたっては、第1に避難所・医療対策拠点施設その他の拠点施設から排出される「し尿」並びにその他の「仮設トイレ」からの収集を最優先する。第2にし尿は防疫対策上の観点から、速やかに収集され適切に処理される必要があるため、仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材及び要員、処理施設の確保については、協定締結業者、収集許可業者の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域的もしくは全国的な応援体制の確立により対処する。</p>
----------------------------	---

ア 基本事項

市は、し尿収集車の確保について、許可事業者所有のものを利用するが、不足する場合に

は、清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集

汲み取り収集は、市が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

b 処理

し尿は、クリーンセンターに搬入し処理する。

イ 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災 害 発 生 直 後 の 緊 急 措 置	災害発生後 3日目まで	○し尿の要収集施設・場所、量等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置 ○バキュームカーの補充確保 ○第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項並びに収集計画に関する広報
第 一 次 処 理 対 策 (避難所開設期間)	災害発生後 4日目以降 7日目まで	○第一次収集対策の実施 ※避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第 二 次 処 理 対 策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	○第二次収集対策の実施 ※汲取地域からのし尿の収集 ※避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○平常時収集・処理体制への移行

ウ 対策実施前の準備措置

a し尿処理体制の確立

災対市民生活部長は、災対水道部長その他関係各部長の協力を得て、あらまし以下の手順によりし尿処理体制を確立する。

- ・ クリーンセンター及びバキュームカーその他の器材並びに下水道施設（県各務原浄化センターを含む）の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、収集・処理能力の維持に努める。
- ・ 収集すべき「し尿量」が許可業者の収集能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

b し尿処理実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて「し尿処理実施計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下をめやすとして一次、二次の2段階に分ける。

- ・ 処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿の排出対象者は、下水道機能の活用が困難な避難所の入所者と汲み取り地域内の世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。排出対象者の総数と以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

表 し尿処理量算出のための原単位

事 項	基 準	備 考
1人1日当りのし尿排出量	1.4 L	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ1基容量	350 L	80人3日当りのし尿排出量に相当
※1世帯あたりの想定人口	2.71人	平成27年10月1日現在国勢調査

資料：日本トイレ協会監修「阪神大震災トイレパニック」による。

- ・ 仮設トイレ・バキュームカー等の確保

仮設トイレ及びバキュームカーの確保については、収集許可業者・協定を締結した業者を含めたレンタル業者等民間業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的もしくは全国的な応援体制の確立により対処する。

- c 他市町村への応援処理の要請

し尿の処理能力の余裕がある市町村に対して、応援処理をしてくれるよう要請する。なお、応援処理については、各避難所その他の救援対策施設において直接バキュームカーにより応援収集する方式と、バキュームカーによる搬入受入方式の2つを想定する。

- d 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。特に以下に掲げる点について周知徹底を図る。

- ① 被害軽微な汲取地域に対する収集一時中止措置の必要性
- ② 仮設トイレ利用上の留意事項
- ③ 平常時収集体制への移行に関する見通し

- エ 第一次処理対策の実施

- a し尿収集の実施

- ・ 仮設トイレによる場合については、防疫対策上の観点から避難所・医療対策拠点施設その他の拠点施設を最優先で収集する。
- ・ 収集したし尿については、クリーンセンターに搬入して処理する。
- ・ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、県（各務原浄化センター）と協議して、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。

- b し尿の広域的処理

災害の状況により、必要と認める場合は、他市町村に対して、し尿の応援処理を要請する。

- オ 第二次処理対策の実施

- a し尿収集の実施

- ・ 汲取地域について、収集を開始する。
- ・ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、県（各務原浄化センター）と協議して、収集時に最寄の汚水マンホール等から直接投入する。

b 平常時収集・処理体制への移行

施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について、検討する。

※ 清掃及びし尿処理施設等の現況 (資料編資料 37)

(5) がれき等処理体制の確立

ア がれき等処理体制の確立

災対市民生活部長は、あらかし以下の手順によりがれき等処理体制を確立する。

- ・ 北清掃センターの中間処理施設において、「ごみ」の処理を行いなお余力のある場合は、「がれき等」の受け入れを行う。
- ・ 「ごみ量」が市の保有する処理能力を上回り「がれき等」の受け入れが困難な場合は、県を通じて、搬出・処理に関する広域的応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

イ がれき等処理実施計画の策定

災対市民生活部長は、被害の状況に応じて「がれき等処理実施計画」を策定する。策定にあたっては、おおむね以下をめやすとして一次、二次の2段階に分ける。

- ・ 処理すべき量の推定
以下の基準により推定し処理対策実施のための検討材料とする。

表 がれき類発生量の推計

算出方法

$$Q_1 = s \times N_1 \times q_1$$

Q_1 : がれき類発生量 (t)

s : 1棟当たりの平均延床面積 (平均延床面積) (m^2 /棟)

(出典：家屋の概要 (平成25年度 岐阜県))

N_1 : 解体建築物の棟数 (解体棟数=全壊・焼失棟数、半壊棟数) (棟)

(出典：「平成23~24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」)

q_1 : 単位延床面積当たりのがれき類発生量 (原単位) (t/m^2)

- ・ 木造可燃物=0.194 t/m^2
- ・ 木造不燃物=0.502 t/m^2
- ・ 非木造可燃物=0.100 t/m^2
- ・ 非木造不燃物=0.810 t/m^2

なお、全壊・焼失被害は上記原単位を、半壊被害は上記原単位の20%を採用した。

(出典：阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について (平成9年3月))

兵庫県生活文化部環境局環境整備課)

・ 仮置場の確保

大規模災害時には大量の災害廃棄物が同時発生することから、被災状況に応じて災害廃棄物の仮置場を確保することが必要である。なお、具体的な設置場所については状況に応じて設定する。

・ 仮置場における搬入管理等

仮置場への搬入・搬出管理を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、民間警備会社等の協力を得る。また被災地以外の搬入がないようチェック体制を整備する。

・ 処理に要する期間のめやす

災害廃棄物は3年以内に処理する。

ウ 事前広報の実施

がれき等処理の実施にあたっては、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、特に以下に掲げる点に留意する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請② 分別排出と排出抑制の協力要請③ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守 |
|--|

(6) 災害時の環境保全対策

基本的
考察
方

市域を震度6弱以上の地震が襲った場合には、多数の市民が住宅を失いあるいは死傷する。しかし、都市直下型地震がきわめて厄介なのは、被害が多方面、多分野にわたるところにある。都市においては、生産・消費・サービスの各分野において、多くの有害物質が広く使われている。

日常的に有害物質を使用する工場や製造、販売の事業所、また燃料貯蔵・販売などの事業所において、平常時は法に基づく厳しい管理がされ安全性が確保されているところであるが、地震による建物・設備等の被災や安全管理責任者自身の被災等により有害物質が漏洩し環境汚染等の二次的災害が懸念される。

また、現在は使用されていないが、平成7年頃までに建てられた建物には、発ガン物質として知られるアスベストが多く使用されているものがあり、建物解体に伴い、飛散し環境を汚染するおそれがある。有害物質以外であってもLPガス、ガソリン、オイル、航空燃料等の貯蔵タンクの損壊により大気汚染、公共用水域の汚染、地下水の汚染が考えられる。

それらの対策として、有害物質等の使用を可能な限り抑制し、使用する場合厳しい耐震基準の設定等による管理体制を徹底させることが優先課題となる。被害が甚大な場合それら有害物質等の飛散、漏洩はある程度あり得るものと想定し、その対策を事前に考えておかなければならない。

市は、環境汚染を防止するために県・国・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、地震発生後の緊急対策として、有害物質等使用事業所を対象とした二次災害防止対策、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染の各調査による監視活動、そして建築物の被災もしくは解体に伴う対策を行うこととする。

ア 方針

a 対策実施上の時期区分

市域を震度6弱以上の地震が襲った場合における「環境保全」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
<p>災害発生初期の 緊 急 措 置 (第一次対策)</p>	<p>災害発生後 7日目まで</p>	<p>○有害物質等取扱事業所における被害状況等の把握 ※主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 ※応急措置の指示(除去、規制、周辺地域住民への周知等) ○燃料等貯蔵タンクの被害状況の把握及び公共用水及び地下水への影響調査 ※応急的汚染防止措置(消防班、水道班との協議・調整・市民への周知) ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理状況の把握 環境汚染防止措置の指導 ※解体に伴う粉じんの飛散防止、野焼きに伴う周辺環境汚染防止対策 ○環境汚染に関する広報及び苦情等相談受付事務 ○第二次対策計画の検討及び実施体制の確保</p>
<p>第 二 次 対 策 (避難所開設期間)</p>	<p>災害発生後 8日目以降 14日目まで</p>	<p>○有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 ※原因工場・事業場に対する防止対策及び管理指導 ※公共用水域及び地下水の汚染追跡調査 ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う環境汚染防止措置の遵守の徹底、監視 ※解体に伴うアスベスト等粉じんの飛散防止措置 ※野焼きの適正処理及び周辺環境汚染防止対策 ○環境汚染に関する広報及び苦情等相談受付事務 ○第三次対策計画の検討及び実施体制の確保</p>
<p>第 三 次 対 策 (避難所閉鎖以降)</p>	<p>災害発生後 15日目以降</p>	<p>○有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策 ※汚染状況等詳細調査の実施 (汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討) ※汚染地域の拡大防止措置 (除去、地下水の飲料禁止、浄化措置等) ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う環境汚染防止措置の遵守の徹底、監視 ※解体に伴うアスベスト等粉じんの飛散防止措置 ※野焼きの適正処理及び周辺環境汚染防止対策等 ○第三次対策計画に関する広報並びに相談受付</p>

b 法に基づく措置

大気汚染防止法に基づく措置	水質汚濁防止法に基づく措置
○県が行う有害物質取扱事業所に対する被害調査への協力 (特定施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導) ※県知事の協力要請に基づく	○水質(河川・地下水)調査地点における有害物質汚染調査 ○関係市町村・機関等への水質汚濁調査の要請 ○汚染源となる工場、事業場に対する汚染防止のために必要な排水検査・指導等 ○その他県が行う対策への協力

c 他市町村・関係機関・団体等への応援の要請

災害時における環境保全対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、薬剤及び処理施設等について、以下をめやすとして応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
工場、事業場に対する立入調査・指導等	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等
解体作業指導	県環境生活部(県岐阜地域防災係) 市土木工業会、市土木協会、市土木研究会、市新土木組合 市建築工業協同組合、その他関係業者団体等
大気環境モニタリング調査	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等
水質汚濁調査	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等
地下水汚染その他地質汚染調査	県環境生活部(県岐阜地域防災係) その他関係業者団体等

d 事前広報の実施

環境保全対策の実施にあたっては、関係各部長の協力を得て、「広報かかみがはら災害生活情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

① 環境汚染のおそれがある箇所に関する情報の市本部への提供
② できるだけ解体工事現場等の粉じんの発生する場所には近付かないこと
③ 手洗・うがいの励行
④ 防じんマスク着用のよびかけ
⑤ その他環境汚染のおそれがある箇所に関する留意事項

イ 有害物質に係る二次災害防止対策

震度6弱以上の地震が発生した場合、関係各部長並びに国・県・関係機関等と連携・協力して、おおむね以下のとおり行う。

a 緊急汚染源調査

被災により有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により緊急ヒアリングを

行う。また、必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。

b 被災状況調査及び緊急現地調査

被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業場をリストアップし、被災状況を把握するため郵送によるアンケート調査を実施する。また、そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査を行い、被害状況を把握するとともに、環境汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。

ウ 大気・水の監視

震度6弱以上の地震が発生した場合における環境調査については、そのつど国・県・関係機関等と協議して決める。

a 大気汚染調査

各務原市は、大気汚染（有害物質）特定工場はなく、むしろ地震による建物崩壊による粉じんによる比較的近接的な環境汚染が考えられる。その場合崩壊した建物のがれき等の適正処理の指導に努める。また、隣接する市からの影響が考えられるため、災害時の大気汚染調査については、県、隣接市等との連絡体制を密にし、その対応にあたる。（粉じん調査）

b 水質汚濁調査

水質調査については、通常行っている河川、地下水について調査する。

調査地点	新境川他 16 箇所 地下水市内 97 地点	環境基準全項目 飲料水判定基準項目等
------	---------------------------	-----------------------

エ 建築物の被災もしくは解体に伴う対策

国・県及び関係機関等と協議して、そのつど決める実施マニュアルによるが、おおむね以下のとおり指導監督を行う。

a 粉塵飛散防止対策

工事現場においては、シートでカバーするとともに、水を確保し解体作業時に散水を必ず行う等の飛散防止対策を講ずる。

b アスベスト飛散防止対策

- ・ 解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認すること。
- ・ 吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前に吹付けアスベストの使用の有無等について現地調査を実施する。調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。
- ・ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。

- 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。
- 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水の実施による。
- 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

- ・ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。

c がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う元請け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、その他必要な措置を行う。

オ 地下水の監視・対策

地下水については、水道事業と密接な関係があることから上水道井戸の確保を最重要とするとともに、その他簡易専用井戸の被害状況及び利用者への飲料水確保に努める。また、水質検査を行い、その結果から汚濁井戸の把握、その対策を講ずる。(水道班との連絡調整)

第28節 災害義援金品の募集配分

1 方針

被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班
財政会計班	商工観光班

3 実施内容

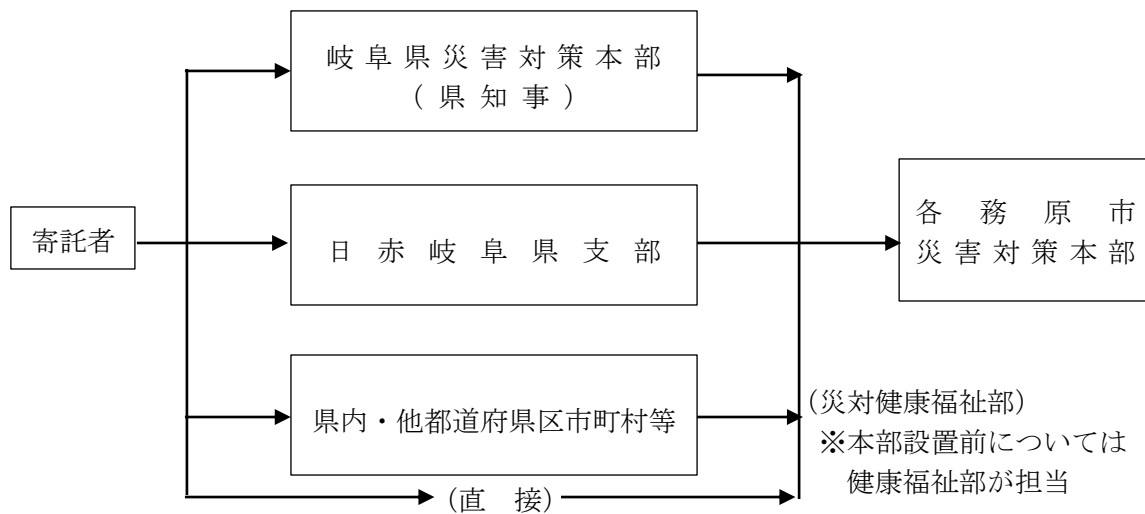
(1) 義援金の受入、配分等

ア 義援金の受入れ

市に届けられる義援金は、以下に示すような経路により市に寄託されるが、義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受付も含め、災対健康福祉部が担当する。

なお、義援金の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

図 義援金の受け入れ経路



イ 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、災対健康福祉部長名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。

なお、県に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。

ただし、県に引き継ぐべき災害であっても募集機関が直接指定市町村等に引き継ぐとき又は県が調整して直接引継市町村を指定したときは、市町単位機関に直接引き継ぐ。

ウ 義援金の配分

a 配分方法の決定

県の委員会が協議の上決定する。

b 配分の実施

市は、県の委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

c 配分の公表

県の委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、岐阜県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

d 県に委員会が設置されない場合については、県に準じて、市に委員会を設置し行う。

(2) 義援物資の受入、配分等

県において仕分けされた義援品、寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にして、災対産業活力部長が受入れから配分までの業務を行う。

ア 受入

a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。

b 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

c 義援金品抛出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

ウ 配分

a 配分

市、県、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

b 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

エ 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

オ 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定める。

カ 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

第29節 公共施設の応急対策

基 本 的 考 え 方	<p>道路・橋りょう、河川管理施設等の公共土木施設や市庁舎、公民館・保育所その他の市公共施設が地震により被災し、それらの機能を停止もしくは低下させた場合は、災害後の応急復旧対策の実施に重大な制約を受ける。</p> <p>このことから、これらの公共施設が被災し又は被災するおそれのある場合には市及び各施設を所管する機関は、応急措置を講じるとともに、関係機関と連携して、円滑な応急復旧対策実施のための体制を確立する。</p> <p>この節では、「都市公共施設等の応急対策」として、「市の施設並びにその他公共公益施設」、「道路・橋りょう並びに河川管理施設」、「鉄道施設」及び「文化財施設」をとりあげそれぞれについて、利用者の安全確保と施設機能の早期回復を中心として、各所管機関がとるべき応急措置と応急復旧対策のあらましを示している。</p>
----------------------------	---

1 方針

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要となる。また、本県の大部分を占める山地では、地震発生時に土石流や大規模崩壊とこれに伴いせき止められてできたダムが形成され、決壊するおそれがあるため、これらの事象にも的確に対応する必要がある。

そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施担当班

庶務班	土木第二班	消防予防班
調査市民班	都市計画班	救急指令班
環境衛生班	住宅対策班	消防署班
福祉救援班	水道対策班	消防団班
商工観光班	下水道対策班	
土木第一班	消防総務班	

3 実施内容

(1) 道路・橋りょうの応急対策

ア 災害時の応急措置

機 関 名	応 急 措 置 の あ ら ま し
市	ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路の冠水状況、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、災対市民生活部による調査活動、災対都市建設部による道路パトロール、災対消防部その他各部並びに現地連絡所からの通報、災対都市建設部による県土木事務所・警察署等関係機関への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合収集した情報を本部長

	<p>及び県に報告するとともに、通行規制の実施、迂回路の指定等被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</p> <p>イ 上・下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。</p> <p>緊急のため、その時間がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡する。</p>						
<p>県</p>	<p>災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。</p>						
<p>中部地方 整備局</p>	<p>被害状況を速やかに把握するため、岐阜国道事務所、出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。また道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い、交通路の確保に努める。</p>						
<p>中日本高速道路 株式会社</p>	<p>大震災が発生した場合には、速やかに中日本高速道路の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、中日本高速道路職員等の非常出動体制を確保し、ただちに災害応急活動に入る。なお、地震発生後、速やかにおおむね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行うとともに、ラジオ、標識、情報板、看板並びに中日本高速道路のパトロールカー等により情報を提供し、通行車の安全確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="560 1227 1426 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 1227 1136 1272">加 速 度</th> <th data-bbox="1136 1227 1426 1272">交通規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1272 1136 1408">50 ガル以上 80 ガル未満 (震度 4) 又は 特別巡回の結果必要と認められる場合</td> <td data-bbox="1136 1272 1426 1408">速度規制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1408 1136 1453">80 ガル以上 (震度 5 弱以上)</td> <td data-bbox="1136 1408 1426 1453">通行止め</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 風水害等を含む災害が発生した場合には、道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、適切な通行規制を実施する。またその内容、状況について、道路利用者への広報に努め、通行者の安全確保を図る。</p>	加 速 度	交通規制内容	50 ガル以上 80 ガル未満 (震度 4) 又は 特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制	80 ガル以上 (震度 5 弱以上)	通行止め
加 速 度	交通規制内容						
50 ガル以上 80 ガル未満 (震度 4) 又は 特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制						
80 ガル以上 (震度 5 弱以上)	通行止め						

イ 応急復旧対策

機 関 名	応 急 復 旧 対 策 の あ ら ま し
市	<p>地震その他災害により被害を受けた市道については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</p> <p>a 応急復旧目標</p> <p>応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>b 応急復旧方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 街路樹、落下物等については、人力・建設機械等により道路端等に移動し堆積する。なお、倒壊した電柱がある場合は感電の危険性があるため中部電力と連携して対処する。</p> <p>② 鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。</p> <p>③ 路上駐車 of 撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。</p> <p>④ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑤ 橋りょう取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑥ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、建設機械により崩壊土の排土作業を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、土のう等により再発防止する。又は路側に崩土防止柵工を行う。</p> <p>⑦ 落下した橋りょうもしくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p> <p>⑧ 上記作業について、市限りで処理できない場合は、速やかに国、県又は自衛隊に応援要請の手続きをとる。</p> </div>
県	<p>被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。</p>
中 部 地 方 整 備 局	<p>パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、中部地方整備局震災対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>
中日本高速道路	<p>災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡</p>

株 式 会 社	大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている区間にあつては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない区間にあつては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。
---------	---

(2) 河川管理施設等の応急対策

地震等により木曾川等の河川及び内排水路の堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設並びにため池が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機 関 名		応 急 復 旧 対 策 の あ ら ま し
市		<p>① 災対都市建設部長は、水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</p> <p>② 災対都市建設部長は、河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。</p>
県	岐阜土木事務所	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増大を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
中部地方整備局 (木曾川上流河川事務所)		<p>① 地震が発生した場合、ただちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。</p> <p>② 破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、市及び県の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。 (緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣)</p>

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

県は、市と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

市は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の市民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制整備を図るよう努める。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所への把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

(5) 公共建築物の応急対策

基本 的 考 え 方	<p>市施設並びにその他の公共公益施設に関しては、法の定めるところに基づき、防災担当者や自衛消防隊等の防災組織を設置するとともに、災害時の応急計画をそれぞれの管理者が定めている。したがって、市域を震度 6 弱以上の地震が発生した場合においても、それぞれの計画により又は準用し行う。</p> <p>具体的には、第 1 に利用者・入所者の安全の確保をまず図ること。第 2 にその上で施設が災害時に果たすべき公共的役割をふまえ、被害状況を所管部へ速やかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに施設保全のための自主的な災害対策活動を実施することなどである。また各施設を所管する各部長は、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講ずることとなっている。</p> <p>この項では、市災害対策活動実施のための活動拠点となる市庁舎とともに、不特定多数の利用者が想定される公民館等の市公共施設、社会福祉施設を主な対象施設として想定し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各所管機関がとるべき応急措置のめやすを示している。</p>
------------------------	--

ア 施設利用者・入所者の安全確保

- a 官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設の管理者は、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。
- b 各施設管理者は、避難対策についてはあらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は最寄の消防署もしくは警察署交番等の関係機関を通じて本部長へ速やかに報告する。
- c 各施設管理者は、館内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
- d 各施設管理者は、けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、所管部又は最寄の消防署もしくは警察署交番等の関係機関に通報し、臨機の措置を講ずる。
- e 各施設管理者は、施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

f 各施設管理者は、公共施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者又は各事業統括責任者が利用者の安全確保を第一に行う。

イ 施設建物の保全

a 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施し、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

———応急措置が可能な程度の被害の場合———

- ① 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。
- ② 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ③ 電気、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は直接所管部へ、あるいは最寄の消防署・警察署交番等を通じて、連絡をとり、応援を得て実施する。

———応急措置が不可能な被害の場合———

- ① 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- ② 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は直接所管部へ、あるいは最寄の消防署・警察署交番等の関係機関を通じて連絡をとり、仮設建築物の建設等の手配を行う。

b その他の留意事項

- ・ 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。
- ・ ガラス類等の危険物の処理
- ・ 危険箇所への立ち入り禁止の表示
- ・ 特に社会福祉施設については、高齢者、障がい者その他の「要配慮者」のための福祉避難所として、「二次的避難の受入先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

第30節 ライフライン施設の応急対策

基本的考え方	<p>1995年阪神・淡路大震災は、事実上わが国初の大都市直下地震として、多くの死者・建物の倒壊被害をもたらしただけでなく、多くの点で従来の防災対策の基本となる考え方に全面的な見直しを迫るものとなった。ライフライン施設に関しても、地震発生直後の対応方針として、供給の停止、継続に関する判断や考え方について、あらためて検討する必要が生じた。</p> <p>都市大火が発生した神戸市では、地震時以降の10日間に発生した175件の火災のうち出火原因の判明している81件の過半数（44件）が電気ストーブや屋内配線等の電気に関係した原因と指摘された。その他給電再開によると見られるものもかなり存在すると神戸市消防局では見ている。また、都市ガスが関係していると見られるものも6件あった。加えて、被災者の体験談に「揺れがおさまった後、ふと気が付くとガス臭かったので急いで元栓を切り避難所に逃げた。道は同じような人の列でいっぱいであった。」との証言が多く見られることが注目される。</p> <p>震度6弱以上の地震発生時には、防災中枢機関自体も被災し、発生直後には、ほとんど救援対策の実施が不可能となる。しかし、生き埋めとなった被災者の救出は一刻を争う。そしてどんなに小さな出火も初期消火の失敗は、きわめて広範囲で消火困難な延焼火災に発展する。いずれの場合も地域の人々がどれだけ初期防災活動に集中できるかが、ポイントとなる。そうしたことがあらためてクローズアップされるとともに、他方「現場でただ傍観していた。避難所で途方にくれていた。」市民が少なくなかったとの指摘もなされた。</p> <p>ライフラインは、平常時においては、都市の生活を維持する上で、必要不可欠な施設である。しかし、非常時においては、状況次第で一転「被害拡大要因」ともなり得る施設でもあるということが再確認される必要がある。したがって、ライフラインの応急対策のポイントは、第1に市民がより危険の少ない状態で救出活動や消火活動に従事することができるよう「電気については、平時より震災時における取扱上の注意を徹底するとともに、消防・警察機関等の要請により必要な場合は、被害甚大地域への供給を停止する」、第2に防災活動を支援する観点から「水道、下水道、電話は可能な限り供給継続に努める」、第3に再開にあたっては、一の「ライン」の復旧が二次災害の原因とならないよう、また「面」全体の復旧として行われるよう相互の連携・協力を密にする。以上の3点である。</p>
--------	---

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災市民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 実施担当班

本部班	土木第一班	水道対策班
商工観光班	土木第二班	下水道対策班

3 実施内容

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国等並びに各ライフライン機関と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
火災発生直後の緊急措置	災害発生直後相当時間まで(当日)	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置 ○水道の火災発生地域への供給の継続並びに必要な応援措置 ○下水道施設の使用継続並びに必要な応援措置 ○電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置 ○地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 ○詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 ○その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請 ○生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置
第一期応急対策の実施(避難所開設期間)	災害発生後14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域への代替サービスの供給 ○基本指針に基づく応急復旧の実施(応急復旧のめやす) <ul style="list-style-type: none"> ※電気・電話…期間中に復旧完了 ※上・下水道…期間中に80%復旧(通水率) ※ガス…期間中に復旧完了 ○ライフラインに関する広報活動並びに相談業務 ○生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営
第二期応急対策の実施(避難所閉鎖以降)	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域への代替サービスの供給 ○基本指針に基づく応急復旧の実施(応急復旧のめやす) <ul style="list-style-type: none"> ※上・下水道…発生後1か月以内100%復旧(通水率) ※ガス…発生後2か月以内復旧完了 ○本復旧計画の検討並びに実施 ○ライフラインに関する広報活動並びに相談業務 ○生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営

(2) 災害時ライフライン対策実施体制の確立

ア 各務原市防災会議

災対市長公室長は、災害時における「ライフライン」対策の「効率的かつ安全」な復旧が進展するよう、必要に応じて、本部長に対し各務原市防災会議の開催を要請する。

イ ライフライン復旧対策連絡協議会

災対市長公室長は、市域を震度6弱以上の地震が襲った場合もしくは震度6弱以下であっても大規模な災害が発生した場合には、市の電気、ガス、電話、下水道並びに水道の生活関連サービス施設(ライフライン)に係る二次災害発生防止の未然防止、「区域」としてのトータルな「復旧」の実施等を推進するため各サービス所管部・機関の実務担当者からなる「生活関連施設災害対策連絡協議会」を設置する。なお、アドバイザーとして、道路管理者、消防本

部の参加を要請する。

(3) 水道施設

ア 水道事業者の応急復旧対策

a 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

b 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水システムを考慮した復旧計画を作成する。

c 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

d 県への応援要請

水道事業者は、水道事業者による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、水道用水供給事業者は必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請する。

e 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(4) 下水道施設

ア 下水道管理者の応急復旧対策

a 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

b 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 電気施設

ア 市の応急対策

a 連絡調整

市は、地震災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

b 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

イ 電力会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電力会社は、地震災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

b 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

- c 情報収集・連絡体制
電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。
 - d 復旧用資機材及び輸送手段の確保
電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。
 - e 災害時における危険予防措置
電力会社は、地震災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。
 - f 高圧発電機車による電源確保
電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。
 - g 災害時における広報活動
電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
 - h 重要施設への優先的復旧
電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。
- (6) 都市ガス施設
- ア 市の応急対策
 - a 連絡調整
市は、地震災害発生時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。
 - b 応援要請
市は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。
 - イ 都市ガス会社の応急復旧対策
 - a 災害対策本部の設置
都市ガス会社は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。
 - b 緊急要員の確保
都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。
 - c 情報収集・連絡体制
都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。
 - d 復旧用資機材及び輸送手段の確保
都市ガス会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。
 - e 緊急措置
都市ガス会社は、地震計設置箇所の震度把握を行い、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を講じ、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

る。

f 復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を一般社団法人日本ガス協会に要請する。

g 臨時供給

都市ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努める。

h 災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

i 重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(7) 鉄道施設

基本的考え方	<p>多数の乗客を大量輸送する鉄道において、大規模な地震が発生したときには、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。各鉄道機関は、地震その他災害発生時の安全確保と、万一の場合の被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずるための計画を樹立している。この項では、県地域防災計画の定めるところにしたがって、市及び各鉄道機関が協力して、鉄道施設に関する迅速かつ適切な応急対策を実施するために必要な手順・分担についてそのあらましを示している。</p>
--------	---

ア 市の応急対策

a 連絡調整

市は、地震災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

b 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

イ 鉄道事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、地震災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

b 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

c 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行う。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、鉄道電話を第

一優先とし、他にNTT加入電話、作業用無線等を利用して行う。

d 危険防止措置

乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等危険な場所を避け、運転を一時停止する。列車司令又は駅長は、地震を感知した場合、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせの指示等の必要な措置をとる。

鉄道事業者は、一定の震度以上の場合及び被害発生のおそれがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

e 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

f 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、迂回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

g 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図り、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

h 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

鉄道事業者は、次のとおり鉄道に係る応急復旧措置を行う。

措置名	措置のあらまし
輸送の確保	不通区間が生じた場合、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
資機材及び車両の確保	鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保する。
応急復旧	早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

i 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

j 市に係る鉄道事業者の発災時の初動措置

① JR東海

措置名	措置のあらまし
保守担当区の設定	地震災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

列車の措置	<p>乗務員は、地震を感知したときは、速やかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させる。</p> <p>また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係部所に対し、必要事項の速報をする。</p>
駅の措置	<p>駅長は、地震発生と同時に次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。 ・ 直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。
旅客の避難誘導及び救出救護	<p>【避難誘導】</p> <p>駅長は、被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。</p> <p>列車乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じる。</p> <p>※ 駅では、必要に応じて、市の指定した避難地に誘導する。この場合可能な限り速やかに避難完了の報告を市災害対策本部に行う。</p> <p>【救出救護】</p> <p>地震その他の災害発生により列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行う。</p> <p>地震対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。</p> <p>また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の救出救護活動にあたる。</p>

② 名古屋鉄道

措置名	措置のあらまし
乗務員の対応	<p>ア 地震等による異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切土区間橋りょうの上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。</p> <p>イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。</p> <p>ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。</p> <p>エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。</p>
駅関係	<p>ア 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。</p> <p>イ 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。</p> <p>ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め旅客等に周知させる。</p> <p>エ 旅客等に対して駅員の指示誘導に従うよう案内する。</p> <p>オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。</p>

諸施設関係	<p>※ 駅では、必要に応じて、市の指定した避難地に誘導する。この場合可能な限り速やかに避難完了の報告を市災害対策本部に行う。</p> <p>ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。</p> <p>イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。</p> <p>ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。</p>
-------	---

(8) 電話（通信）施設

ア 市の応急対策

a 連絡調整

市は、地震災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

b 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

イ 電気通信事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

b 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

c 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努める。

d 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

e 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図り、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努める。

f 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期疎通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

g 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

h 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(9) 放送施設

ア 市の応急対策

市は、地震災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 放送事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

放送事業者は、地震災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

b 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

c 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

d 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図る。

e 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図る。

第31節 文教災害対策

第1項 文教対策

1 方針

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

避難収容班

3 実施内容

市、県は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

(1) 児童生徒の安全

学校等は、第2章第20節「文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努める。

(2) 市の災害時における学校教育対策

基本的考え方	<p>この計画では、開設期間のめやすを「2週間」として、市内の全小・中学校を被災者のための「避難所」として提供するようとりきめている。また、1995年阪神・淡路大震災被災地において見られたように、少なくとも発生初期においては、「教職員」の協力なしでは、適切な避難所運営は困難と想定される。</p> <p>しかし、小・中学校施設は、本来「児童・生徒のための教育の場」として利用されるのが最もふさわしい。また「教職員」は、市職員ではないため、「避難所」の運営要員としては、あくまでもボランティアと同様「協力者」の立場となる。さらにまた「児童・生徒の教育に関するプロであり当事者」である「教職員」を長期にわたり、避難所運営要員とすることは、「適材適所の人材活用」の観点からも適切でない。</p> <p>一方避難所開設期間中の児童・生徒に対する「地震後のこころのケア」や「教育的ケア」をいかに行うか、また避難所閉鎖以降の長期にわたる「教育的ケア」をどのように行うかが、阪神・淡路大震災後の大きな教訓のひとつとして残された。</p> <p>市が行う「災害時における学校教育対策」は、第1に地震後に必要不可欠とされる児童・生徒の「こころのケア」対策実施の観点から行われる。第2に児童・生徒を持つ市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建のための活動に専念できるよう支援するという観点から行われる。</p> <p>なお、県立高校その他の公立教育施設、私立教育施設（幼稚園を含む。）についても同様の対策が講じられるよう県・関係機関・団体等との連携・協力を努める。</p>
--------	--

ア 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・P T Aその他協力団体等並びに教育委員・学校教職員と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設並びに被災者の応急的受け入れ措置に関する協力 ○校内被災箇所・危険箇所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等） ○所属教職員の安否確認並びに動員の指示 ○「安否不明の教職員」リストの作成 ○「児童・生徒」の安否確認・所在の把握 ○「安否不明の児童・生徒」リストの作成 ○「疎開児童・生徒」リストの作成 ○第一期応急教育対策計画の検討並びに準備 ○災害時学校教育対策推進会議の設置
第一期応急教育対策の実施 (避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○第一期応急教育対策の実施 ※避難所及び校区内「児童・生徒」の「こころのケア対策」を兼ねて行う。 ○「安否不明の児童・生徒」に関する再調査 ○「疎開児童・生徒」リストの作成 ○被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 ○第二期応急教育対策計画の検討並びに実施体制の確立 ※教材類・要員等の確保 ○第一期応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ○災害時学校教育対策推進会議の運営
第二期応急教育対策の実施 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○第二期応急教育対策の実施 ※「児童・生徒」の「こころのケア対策」、平常時教育体制への移行を中心として行う。 ○「疎開児童・生徒」のアフターケア ※学校再開の連絡、その他必要な措置 ○被災校舎の建替もしくは耐震補強計画の検討並びに実施 ○第二期応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ○災害時学校教育対策推進会議の運営

イ 災害時学校教育対策実施体制

a 災害時学校教育対策推進会議

災対教育部長は、関係各部長、県・国・P T Aその他協力団体等、市民並びに教育委員・

学校教職員と連携・協力し、災害時における学校教育対策を統一かつ適切に行うため、災害時学校教育対策推進会議を設置する。なお、推進会議の事務局を災対教育部内に置く。事務局要員は災対教育部及び関係各部職員をもってあてる。

b 役割分担

災害時学校教育対策推進会議を構成する市、関係機関・団体、学校教職員並びに市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

- ・ 市・県・国その他関係機関の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市並びに 市教育委員会	① 「応急教育」実施のための市内学校間応援要員の確保並びに応急教育対策実施計画の作成 ② 被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施 ③ 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 ④ 代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供 ⑤ 教科書・学用品の被災児童・生徒への配付 ⑥ 市の所掌する学校納付金の減免等の措置 ⑦ その他応急教育実施のために必要な措置 ⑧ 応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ⑨ その他市民との対応 ⑩ 災害時学校教育対策推進会議の運営事務
県	① 「応急教育」実施のための他市町村間応援要員並びに応急教育対策実施計画の作成に関する支援 ② 教科書・学用品の調達・輸送 ③ 被災校舎の安全点検・危険度判定調査実施に関する支援 ④ 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援 ⑤ 県立学校の授業料の納付期間の延長又は免除 ⑥ その他市が行う「災害時における学校教育対策」に関して必要な支援協力
国・ 防災関係機関・ 協力団体	① 「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 ② その他「応急教育」実施のために必要な支援 ③ 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援 ④ その他市が行う災害時「教育」対策への協力 ⑤ 被災校舎の安全点検・危険度判定調査実施に関する支援

- ・ 学校並びにP T A等学校関係団体の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
学校教職員	① 「児童・生徒」の安否確認並びに安全確保 ② 発災直後の学校施設被災状況に関する報告 ③ 初期における避難所運営に関する協力 ④ 避難所及び校区における「児童・生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 疎開先の「児童・生徒」への教育的ケア ⑥ 登・下校路の危険箇所把握並びに必要な措置 ⑦ 応急教育対策計画案の検討並びに実施 ⑧ その他災害時「教育」対策に必要な措置
P T A、学校医 その他 学校関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ① 「児童・生徒」の安否確認並びに安全確保に関する協力 ② 避難所における「応急教育」実施への協力 ③ 避難所・校区における「児童・生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力 ④ 登・下校の安全確保のために必要な協力 ⑤ 市が行う「児童・生徒」向相談業務に関する協力 ⑥ その他市・県が行う災害時「教育」対策への協力

・ 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
地区復興委員会 又は自治会	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における「児童・生徒」の安否確認並びに避難所の運営に関する協力 ② 避難所における「応急教育」対策実施への協力 ③ その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力

(3) 災害発生初期の緊急措置

ア 避難所設置に伴う学校としての協力

a 避難所開設に関する協力

学校長もしくは、当日居合せた学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。なお、その後ただちに市本部（災対教育部長）もしくは最寄りの消防署にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

b 避難所運営に関する協力

学校長もしくは当日居合せた学校教職員は、市の避難所運営担当職員もしくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。また学校長は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間をめやすとする。

c その他留意すべき事項

- 学校長もしくは当日居合せた教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。

(事例)

- ・ 施錠してある施設について、被災者がガラスを破る等により開場し、すでに体育館等に入ったような場合には、勝手に侵入したことをとがめるのではなく、おだやかな声で「到着が遅れて申し訳ありません。皆様ご無事で何よりでした。学校は皆様の安全を守ることを第一に考えております。こわれたガラスは、このままでは寒いでしょうから応急的に穴をふさいだりする必要があります。のちほど皆様にお手伝いをお願いすることになると思いますが市職員の方共々避難所の運営にあたり

ますのでよろしくご協力下さい」などという。

- ・ 避難所開設直後については、校内放送の使用を一時控える。少し精神的に落ち着いた状態になってからにするよう配慮する。
- 高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児その他不自由な避難所生活に不適當な市民の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、福祉避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。
- 避難所運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で自主防災組織、PTAその他被災した市民の協力を引き出すようにし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。一次避難所においては、現地連絡所副所長である自治会連合会長、教頭を交え協力し合い、このような関係を作らないよう努める。

イ 学校施設の被災状況の把握等

a 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長もしくは、当日居合せた学校教職員は、地震その他の災害発生によりその必要があると認めた場合は、ただちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長は、設備の被害状況とあわせて、市本部（災対教育部長）もしくは最寄りの消防署に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

b 市災対都市建設部による安全点検の実施

災対都市建設部長は、地震その他の災害発生によりその必要があると認めた場合は、関係各部、県・国等関係機関、市建築工業協同組合・建築士会各務原支部その他協力団体等と連携・協力して、市内学校施設の安全点検を実施する。

※ 第15節「建築物・宅地の応急危険度判定」参照

ウ 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等

学校長は、児童・生徒・教職員の在校時間中に地震その他の災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童・生徒・教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める各学校防災計画にしたがいその安全確保に努めるとともに、市本部（災対教育部長）もしくは最寄りの消防署に対しその旨を連絡する。

登下校路の安全が確認された場合は、災対教育部長と連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。また災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、災対教育部長にあらためて、その旨報告する。

夜間・休日等に地震が発生した場合については、各学校地震時防災計画に基づき行うが、教職員は、震度6弱以上の地震が発生したことを知った場合には、学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属の学校に参集し、避難所の初期における運営協力並びに児童・生徒の「教育的ケア」、「応急教育対策」の実施に従事する。

また災対教育部長は、児童・生徒・教職員の安否の確認について、各学校長、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

a 安否及び所在地の確認

・ 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 災対教育部特別調査班の現認に基づく報告
- P T A・自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

・ 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
- 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障がいの有無等

b 「疎開児童・生徒」リストの作成

学校長は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける「疎開児童・生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。なお災対教育部長は、必要に応じて学校長に対し「疎開児童・生徒」リストの作成並びに提出を求める。

c 通学路の安全確保

児童・生徒の安全な登下校を確保するため、必要に応じて臨時通学路の指定、P T A等の協力による通学安全指導要員の配置指導を行う。

(4) 教育活動の早期再開

市教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

a 被害箇所及び危険箇所の応急修理

b 公立学校の相互利用

c 仮設校舎の設置

d 公共施設の利用

e 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始にあたっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周

知を図る。

(5) 教員の確保

市教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとる。

(6) 児童生徒等に対する援助

ア 学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な場合に給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

イ 就学援助

市は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

ウ 授業料の減免又は猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとる。

エ 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとる。

オ 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努め、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあっては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努める。

カ 防疫措置

学校等は、児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、本章第24節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

キ 転出、転入の手続

市教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

ク 心の健康管理

市教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

(7) 市の応急教育

ア 第一期応急教育対策計画の検討並びに準備

各学校長は、災対教育部長と協議の上、災害発生後8日目開始をめやすとして、避難所開設期間中の「児童・生徒のこころのケア」と「教育的ケア」対策としての「第一期応急教育」をおおむね以下のとおり行うよう検討し準備する。

a 措置のあらまし

- ① 校庭もしくは未使用の教室その他避難所内の適当なスペースを確保し行う。

- ② 教材の有無にこだわることなく、また屋外内にこだわることなく行う。
- ③ 時間枠は、午前中もしくは午後の数時間とする。
- ④ その他全体として、災害遭遇後の混乱した「児童・生徒及び教職員自身のこころのケア」と避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた「学校における生活秩序」を徐々に回復し、第二期応急教育対策にスムーズに移行させることにポイントをおく。

b その他留意事項

- ① 避難所に入所する被災者・家族に対する事前、事後の「広報活動」を十分に行う。

※「広報かかみがはら」紙面や各避難所作成の掲示・ビラ等による事前・事後の広報活動に加え、応急教育実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者との「よい相互関係を保つための活動」全般を総称する。
- ② 「こころのケア」対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

イ 第一期応急教育対策の実施

災害発生後8日目開始をめやすとして、避難所内もしくは学校長が適当と認める場所において、第一期応急教育を実施する。対象は、避難所及び校区内の「児童・生徒」とする。

ウ 第二期応急教育対策計画の検討並びに準備

避難所が閉鎖される15日目開始を目安として、災対教育部長は、避難所開設期間中に必要な措置として、関係各部、各防災関係機関・団体等並びに各学校長の協力を得て、第二期応急教育対策計画の検討並びに準備をおおむね以下のとおり行う。なお「児童・生徒のこころのケア対策」を適切に行えるよう、市医師会、県（子ども相談センター）その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

a 施設の確保

災対教育部長は、学校施設の被害状況並びに避難所の現状等に関する調査をふまえ、学校長と連絡の上、おおむね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

災 害 の 程 度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	① 軽被害の教室、特別教室、和室等 ② 屋内体育館 ③ 二部授業を実施する
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	① 近隣の集会施設等の公共施設 ② 軽被害の近隣学校の校舎 ③ 応急仮設校舎の設置

b 応急教育対策実施要員の確保

学校長は、出勤可能な職員の人数に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、災対教育部長に必要な措置を講ずるよう要請する。

災対教育部長は、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行うなど速やかに調整を

図り応急教育の早期実施に努める。

c 教科書・学用品の調達

災対教育部長は、第二期応急教育対策実施のために必要と認める場合は、教科書・学用品を調達し、必要な児童・生徒に支給する。なお、以下には、災害救助法の適用された場合の県地域防災計画に定める取り扱いについて示す。

・ 給付の対象

震災により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。災対教育部長は、必要数を調査し、県支部経由で県本部に報告する。

・ 給付の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他については15日以内と定められている。ただし交通・通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県（知事）が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

・ 給付の方法

学用品は、原則として県（知事）が一括購入し、市が教育委員会及び各学校長の協力のもとに、児童・生徒に対する配分を行う。なお学用品の給与を迅速に行うために県（知事）が職権を委任し、市が調達から配分までの業務を行うこともある。

・ 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

d その他留意すべき事項

・ 保護者等への連絡

第二期応急教育対策実施計画が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。あわせて第二期応急教育対策が適切に行われるよう必要な協力を要請する。

・ 疎開児童・生徒への連絡

疎開児童・生徒及び保護者への連絡については、学校長が行う。

・ 授業料の免除等

災害救助法が適用された場合、県立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて授業料の納付期間の延長又は免除が講ぜられる。小学校・中学校の学校納付金等の減免の措置については、県に準じた措置を講ずる。

エ 第二期応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、学校長が災対教育部長と協議し決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

a 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導	① 自分自身や自分を取り巻く周囲に対する信頼感の回復を図る。
② 衣類、寝具の衛生指導	② 災害時の困難な場面に対応するための具体的な技術の習得を図る。
③ 住居、トイレ等の衛生指導	例えば、食事の作り方、安全な登下校の仕方、またトイレの掃除、壁新聞の作成等具体的にできる仕事をさせること
④ 入浴その他身体の衛生指導	

	を通じて、事態の認識と復興の意欲を増すよう促す。 ③ 児童・生徒相互の助け合いと協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
--	---

b 学習に対する教育内容

ア 容易に入手できるものを教材、資料とする。(例えば、新聞・ラジオ等) イ 災害に関する自然科学的・社会科学的知識の習得を図る。 ウ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育・理科・衛生等をカリキュラムのひとつとする。 エ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育計画への移行を行う。

オ 児童・生徒の「こころのケア」対策

1995年阪神・淡路大震災後、「こころのケア」対策の必要性が指摘されるようになった。

児童・生徒の「こころ」にも傷が残る。災対教育部長は、関係各部長、県（子ども相談センター）その他関係機関、市医師会等協力団体、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、学校における児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

カ 避難所運営に関する協力

学校長は、避難所開設期間中において、災対教育部長が必要と認める場合は、学校運営に支障のない限りにおいて、避難所の運営に協力する。その他「(3) 災害発生初期の緊急措置」を準用する。

(8) 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施する。なお、私立学校の管理者は、公費負担等と関係のある事項については、次に定めるところによる。

ア 被害状況の調査

学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

イ 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があったときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

(9) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

避難収容班	消防予防班	消防署班
消防総務班	救急指令班	消防団班

3 実施内容

(1) 被害報告

災対教育部長は、震度6弱以上の地震もしくはその他大規模な災害が市域に発生した場合は、部内に「文化財被害調査等担当班」を編成し、その後の情報の収集・とりまとめ等にあたらせる。また、文化財施設の保護について、施設管理者及び関係機関は、次のような災害応急措置を講ずる。

ア 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被災の防止又は被害の拡大防止に努める。

イ 消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずる。

ウ 文化財に被害が発生した場合は、所有者又は管理者は県指定の文化財にあっては、県教育委員会、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を通じて文化庁へ報告しなければならない。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

市は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

(3) 文化財の対策

市は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第32節 災害警備活動

基 本 的 考 え 方	<p>大震災発生時には、広範囲にわたり建物の倒壊や死傷者が発生することが想定され、警察機関の要員は、交通規制や倒壊現場における救出救助活動で手一杯になるものと思われる。そのため、警察機関が平常時において行う秩序の維持のための活動については、十分な要員をあてることができず一時的な無秩序状態に陥ることが懸念される。</p> <p>また地震は、道路等の防犯灯や街路灯をも破壊し、夜間における安全な通行やその他の市民生活に支障が懸念される事態をもたらす。こうした環境下におかれた1995年阪神・淡路大震災被災地、2011年東日本大震災原子力災害被災地では、被災者が避難所へ避難した後の不在家屋や事務所・店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法の発生、放火等の犯罪行為が発生している。例えば、兵庫県警察本部の調べでは、阪神・淡路大震災発生後8日目にあたる1月24日までに300件以上の窃盗事件が発生した。これらは、多くの場合被災者によるものではなく、被災地外からの来訪者によるものと見られている。したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、平常時のそれに増して、市民・事業所の協力はもとより県並びに国・他都道府県の大きな役割分担なしには、「当面必要な措置」さえ迅速かつ適切な対応はとれないといえる。そのため、災害時の防犯対策活動は、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力を得て行う。</p>
----------------------------	--

1 方針

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努める。

2 実施担当班

本部班	消防総務班	消防署班
秘書広報班	消防予防班	消防団班
庶務班	救急指令班	

3 実施内容

(1) 地震災害発生時における措置

地震災害発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おむね次に掲げる対策を講ずる。

- ア 早期警備体制の確立
- イ 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- ウ 被害実態の早期把握
- エ 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- オ 行方不明者の調査

- カ 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- キ 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- ク 市民等による地域安全活動への指導、連携
- ケ 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
- コ 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- サ 不法事案等の予防及び取締り
- シ 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- ス 避難路及び緊急交通路の確保
- セ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ソ 広報活動
- タ 死体の見分、検視等
- チ 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力
- (2) 警備対策の具体的な運用

県警察の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察警備実施規程、岐阜県警察大震災警備実施計画によるが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずる。

(3) 警察の任務

ア 犯罪の予防検挙

a 犯罪情報の収集

各務原警察署長は、犯罪に係る情報を収集・分析する。

収 集 す べ き 情 報
① 各種犯罪の発生状況及び拡大予想
② 犯罪を誘発し、又は犯罪に移行するおそれのある事象
③ 繁華街、駅その他要情報収集場所の動向
④ 人心の不安に乗じて発生する悪徳商法等生活経済事犯
⑤ 暴力団等の動向
⑥ 警戒区域、無人化地域及び避難所の治安状況
⑦ 一時解放被留置者の動向
⑧ 援助物資をねらった犯罪
⑨ その他参考事項

b 地域警察活動の強化

各務原警察署長は、被災地、避難場所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し、必要により臨時交番の設置、集団警ら等を行い、地域警察活動を強化する。

c 地域住民等に対する「ボランティア防犯パトロール」等の編成要領及び指導各務原警察署長は、自治会、防犯協会等に対して「ボランティア防犯パトロール」等の編成を要請し、地域の安全活動及び警戒活動にあたらせる。

ボランティヤ防犯パトロールの任務
① 火災及び盗難の予防
② 被災者の救出
③ 防災関係機関の行う諸活動への協力

④ 情報等の伝達

d 警備業者の協力要請

各務原警察署長は、地域安全活動に必要があると認められる場合は、警備保障業者に協力を要請する。

e 応援要請

各務原警察署長は、二次災害の発生、犯罪の多発、集団的不法事件の発生等が予想される場合は、県警察本部長に対して応援部隊の派遣要請を行う。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

基 本 的 考 え 方	<p>東海地震が発生した場合、市においては一部の地域で震度5強、その他市域の大部分で震度5弱程度の地震動が想定されておりあらかじめ出火注意や家具の転倒防止その他の予防措置がとられる限り地震自体による人的・物的被害は比較的軽微であると考えられる。しかし、東海地震に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）は現在まで一度も発令されておらず、地震予知情報発表に伴う社会的混乱をどの程度に抑えることができるかは、未知数である。</p> <p>市及びその他防災関係機関はこの計画を基本としながら各々の計画に基づき警戒宣言発令又は東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表に伴う緊急応急対策（以下「緊急応急対策」という。）に万全を期す。</p>
----------------------------	---

第1項 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図る。

なお、「東海地震に関する事前対策」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、また強化地域に指定されていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、全県一体となった東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 東海地震に関する事前対策の性質

- 1 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、岐阜県全域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「東海地震に関する事前対策」中、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画とする。
- 3 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、「第3章 地震災害応急対策」に定めるところにより対処する。
- 4 「東海地震に関する事前対策」には、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画についても合わせて記載する。
- 5 市町村及び関係機関は、「東海地震に関する事前対策」に基づいてそれぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期する。
- 6 市の基本的な考え方
東海地震が発生した場合、市においては一部の地域で震度5強、その他市域の大部分で震度

5 弱程度の地震動が想定されておりあらかじめ出火注意や家具の転倒防止その他の予防措置がとられる限り地震自体による人的・物的被害は比較的軽微であると考えられる。しかし、東海地震に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）は現在まで一度も発令されておらず、地震予知情報発表に伴う社会的混乱をどの程度に抑えることができるかは、未知数である。

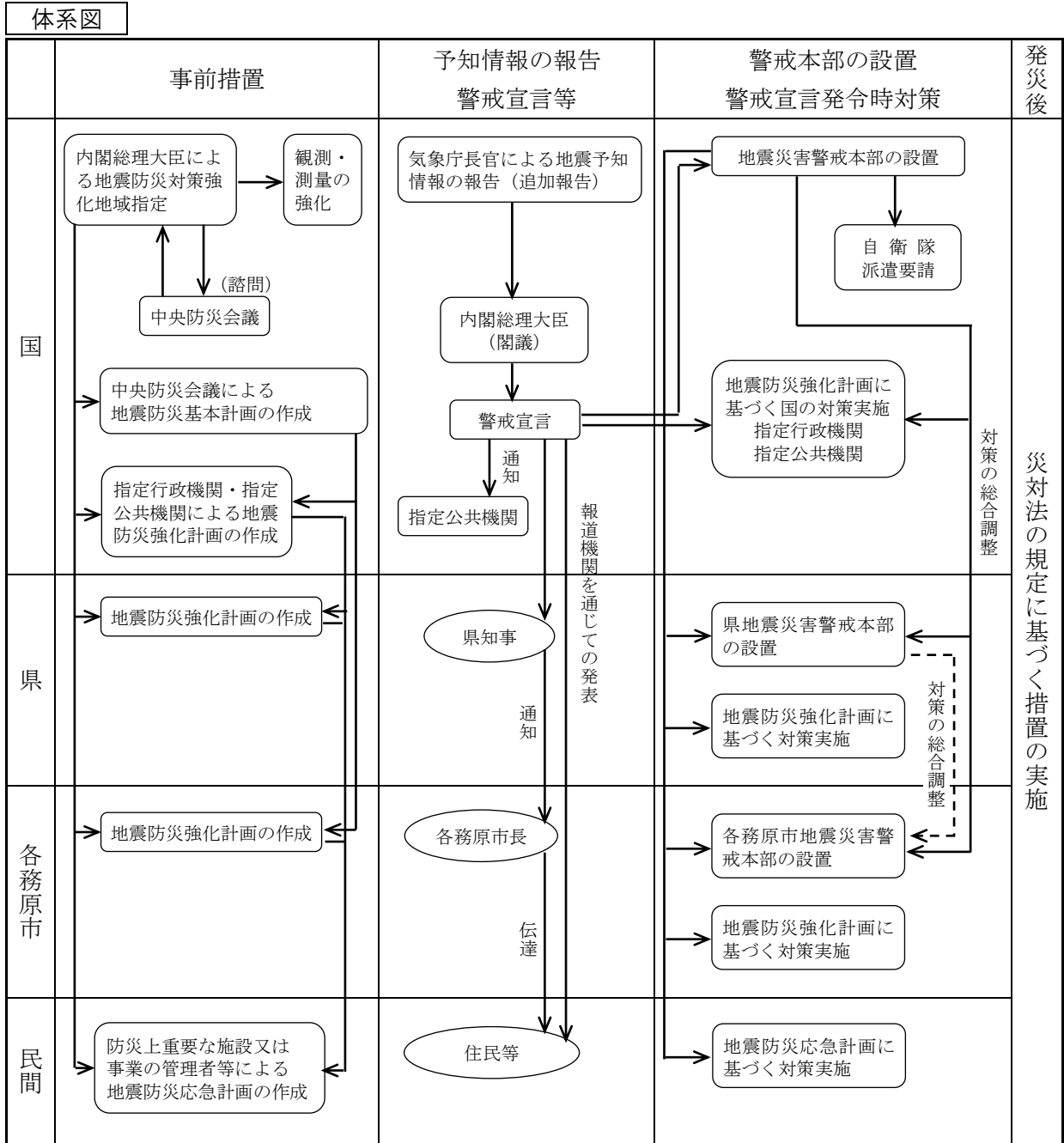
市及びその他防災関係機関はこの計画を基本としながら各々の計画に基づき警戒宣言発令又は東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表に伴う緊急応急対策（以下「緊急応急対策」という。）に万全を期す。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、市、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節に準ずる。

第4項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第5項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市、県、防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

第6項 地震防災応急計画の作成

1 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

2 強化地域内の事業所等

(1) 計画作成義務等

大震法の規定に基づく地震防災応急計画（地震防災規定を含む。）を作成する者は、それぞれ国、県及び市の指導のもとに関係施設について、警戒宣言が発令された場合の地震災害の未然の防止と社会的混乱を避けるため、市民等の安全確保を目標に計画作成に努める。

(2) 地震災害応急計画の基本となるべき事項

地震防災応急計画の基本となるべき事項は、別に定めるとおりとする。

第2節 活動体制

市長は、警戒宣言が発せられ災害が生ずるおそれがあると認められる場合、緊急応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。また、各防災関係機関は、地震災害の発生を防御するための活動態勢を整備する。

なお、市及びその他の防災関係機関は、注意情報が発表された場合、警戒宣言発令に備えて、速やかに警戒体制をとる。

第1項 地震警戒本部の設置等

1 県本部等

(1) 注意情報発表時

県知事は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動を実施するため、岐阜県独自の地震警戒本部を設置し、必要な体制をとる。

(2) 警戒宣言発令時

県知事は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法の規定に基づき岐阜県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置するとともに、岐阜県災害対策本部（以下「県本部」という。）を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

県知事は、警戒解除宣言が発せられたとき、県警戒本部及び県本部を廃止する。

(4) 本部の場所

県本部等は、県庁4階の常設災害対策本部スペースに設置する。なお、県庁舎が被災しその通信機能等が使用に耐えないときは、県防災交流センターにおいて県本部を設置する。

2 県支部等

(1) 注意情報発表時

県知事は、注意情報が発表された場合、県独自の地震警戒本部の組織として、全事務所に地震警戒支部を設置する。

(2) 警戒宣言発令時

県知事は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、東濃県事務所に岐阜県地震災害警戒支部（以下「県警戒支部」という。）を設置するとともに、他の県事務所に、岐阜県災害対策支部（以下「県支部」という。）を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

県知事は、警戒解除宣言が発せられたとき、県警戒支部及び県支部を廃止する。

(4) 支部の場所

県支部等は、各県事務所内に設置する。

3 運営等

県本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則、岐阜県地震災害警戒本部に関する条例及び岐阜県地震災害警戒本部運営要綱に定めるところによる。

なお、岐阜県地震警戒本部及び支部等に関する組織及び事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌を準用する。

第2項 市災害対策本部

1 市災害対策本部（以下この項では「本部」という。）

(1) 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに各務原市災害対策本部条例及び第3章第1節「活動体制」に定めるところによる。

(2) 本部の設置及び廃止

本部は警戒宣言が発せられ災害が発生するおそれがあると認められるときに設置し、地震災害に関する警戒解除宣言（以下「警戒解除宣言」という。）が発せられたときに廃止する。なお、注意情報発表の通知を受けた場合又は注意情報発表の報道に接した場合は警戒体制をとる。

(3) 職員の集合

市長は、次に定めるところにより、職員に集合を命ずる。

ア 指令の時期

注意情報発表を受けた場合又は注意情報の発表の報道に接した場合。

イ 配備態勢

第6項「動員体制」による。

2 市の地震災害警戒組織

(1) 注意情報発表時

市長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。

(2) 警戒宣言発令時

市長は、警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災対法の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

市は、警戒解除宣言が発せられた場合、市災害対策本部を廃止する。

第3項 防災関係機関の災害対策組織

(1) 注意情報発表時

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長（以下「防災関係機関の長」という。）は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。

(2) 警戒宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策組織を廃止する。

第4項 防災上重要な施設の管理者

(1) 注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、あるいは注意情報発表の通知を受けた場合には、実情に応じた準備活動を実施する。

(2) 警戒宣言発令時

防災上重要な施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、本部と密接な連携のもと、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防

災活動を実施する。

第5項 地域住民の自主防災組織

(1) 注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

(2) 警戒宣言発令時

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、初期消火、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

第6項 動員体制

警戒宣言が発せられてから予知された地震の発生までは短時間と考えられるため、勤務時間内においては勤務中の職員を配置する。勤務時間外については次の各項及び下表のとおり動員体制を定めておく。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、次表により、警戒準備体制（他の災害事態等との弁別が必要な場合は、「東海地震」を語頭に付す。次項「注意情報発表時」「予知情報発表時」についても同じ。）をとる。警戒準備体制につくこととなっている者は、自主的に参集する。

2 注意情報発表時

注意情報が発表された場合、次表により、警戒本部体制をとる。警戒本部体制につくこととなっている者は、自主的に参集する。

警戒宣言発令に備え、各部署で必要な要員を把握し、本部事務局員を通じ登庁準備の指示をする。

3 予知情報発表時（警戒宣言発令時）

予知情報が発表された場合（警戒宣言が発令された場合）、次表により、第1災害対策本部体制をとる。前項の登庁準備の指示を受けた者は、直ちに登庁する。

表 東海地震における動員体制

体制	基準	配備対応部（課）・要員		備考	
警戒準備体制	東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時	市長公室部防災対策課 5名 各部本部事務局員 各部1名 9名		・情報収集・連絡体制の確認	
警戒本部体制	注意情報発表時	災 対 市長公室	本部班	防災対策課 5名 人事課 2名	・災害対策本部設置準備 ・マスコミ、市民からの問い合わせの対応 ・市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。 ・現地連絡所長は避難所開設時に備え各学校との連絡を密にする。
			秘書広報班	広報課 4名 まちづくり推進課 2名	
		災 対 企画総務部	庶務班	総務課 4名 管財課 3名 企画政策課 2名 情報推進課 2名 議会事務局 3名 選管・監査事務局 2名	
				財政会計班	
		災 対 市民生活部	調査市民班	税務課 7名 市民税課 7名 資産税課 7名 市民課 3名 医療保険課 3名	
				環境衛生班	
		災 対 健康福祉部	福祉救援班	福祉総務課 3名 社会福祉課 2名 子育て支援課 2名 高齢福祉課 2名 介護保険課 2名	
				医療対策班	
		災 対 産業活力部	商工観光班	商工振興課 1名 観光交流課 1名 いきいき楽習課 1名	
				農政班	
		災対教育部	避難収容班	教育委員会総務課 2名 学校教育課 2名 スポーツ課 1名	
		災 対 都市建設部	土木第一班	建設管理課 2名	
				土木第二班	
			都市計画班	都市計画課 1名 河川公園課 1名 土地活用推進室 1名	
				住宅対策班	
		災対水道部	水道対策班	水道総務課 1名	
			下水道対策班	下水道課 1名	
		災対消防部	消防総務班	消防本部総務課 1名	
			消防予防班	消防本部予防課 1名	
			救急指令班	消防本部救急指令課 2名	
		本部事務局員 各部2名 18名			
		各部、各班で必要に応じ増員			
本第1部災害対策	予知情報発表時（警戒宣言発令時）	市長、副市長 3名 部等の長 13名 本部事務局員 全員 各部で必要とする要員（職員の3割を基準）		・災害対策本部設置 ・現地連絡所及び避難所の開設準備	

第3節 協力体制

1 方針

市本部及び防災関係機関等は、東海地震の予知に係る対策を実施する上で、応援を求める必要が生じた場合には、相互に応援を要請し、もしくは斡旋を依頼するなど、協力体制を図るものとする。

2 実施担当班

本部班

3 実施内容

(1) 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、又は県警戒本部に対し、応援の要請又はあつせんを依頼し協力を得る。

(2) 自衛隊地震防災派遣

県警戒本部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、国の地震災害警戒本部長に対し、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。なお、国の地震警戒本部長の要請に基づき自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援部隊と関係機関との連絡調整を行う。

自衛隊の地震防災派遣を受けた場合の受入体制については、第3章第3節「自衛隊災害派遣要請」に準じる。

(3) 警戒宣言後の緊急輸送の実施

警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、国の地震災害警戒本部、県警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行う。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

県は、自衛隊や、災害時応援協定等を締結している他機関の体制を確認する。また、県内市町村、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関の体制を確認する。

市は、広域的な応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市町等の体制を確認する。

第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達

1 方針

東海地震に関連する情報の伝達及び居住者等に対する緊急広報等を的確かつ迅速に実施し、また防災活動状況等の総合的な把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期す。

2 実施担当班

本部班

秘書広報班

3 実施内容

(1) 伝達する情報

ア 「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例）」（以下「東海地震に関連する情報」という。）

イ 警戒宣言発令

(2) 伝達主体

県は、東海地震に関連する情報等を市、関係機関へ伝達する。

市及び県は、東海地震に関連する情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により市民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、東海地震に関連する情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

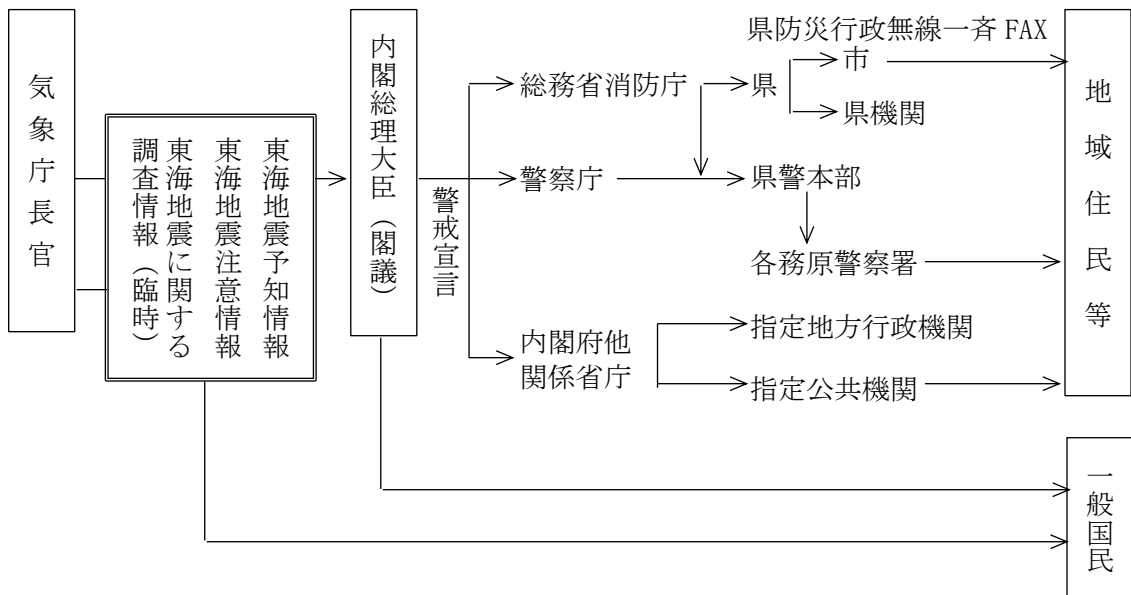
市、県、防災関係機関、鉄道や百貨店等関係事業者は、東海地震に関連する情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

(3) 伝達経路

ア 地震予知情報等の伝達

東海地震に関連する情報等の伝達経路は、次のとおりである。

[伝達経路]



イ 居住者等への伝達

注意情報及び警戒宣言が発せられた場合、災対市長公室部は、災対消防本部と連携のもとに、同報無線及び広報車等により地震予知情報等の性格及び居住者等のとるべき行動を合わせて伝達する。

第5節 広報対策

1 方針

東海地震に関連する情報等が発せられた場合、東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

2 実施担当班

本部班 秘書広報班

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 広報の内容

市、県、防災関係機関等は、市民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点を置き、市民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報する。

内容は、おおむね次のとおりとし、居住者等に密接に関係のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して実施する。

a 注意情報発表時

- ・ 注意情報の意味
- ・ 居住者等がとるべき行動
- ・ 今後の推移
- ・ 警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動及びその準備

b 予知情報発表時（警戒宣言時）

- ・ 地震予知情報等の内容
- ・ 居住者等がとるべき行動
- ・ 交通規制の実施状況
- ・ その他状況に応じて居住者等に周知すべき事項

イ 広報の手段

県、市、防災関係機関等は、ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等報道機関への情報提供、インターネット、同報無線・有線放送、広報車、自主防災組織又は自衛消防組織等により広報を行う。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

ウ 問い合わせ窓口

市及び県は、市民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

エ 報道機関との応援協力関係

市、県と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行う。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、市民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

(3) 活動状況等の報告

地震予知情報に係る実施状況の報告及び主な内容は、次のとおりである。なお、報告内容は、第3章第8節「地震災害情報の収集・伝達」に定める市第1号様式により災対市長公室長に提出する。

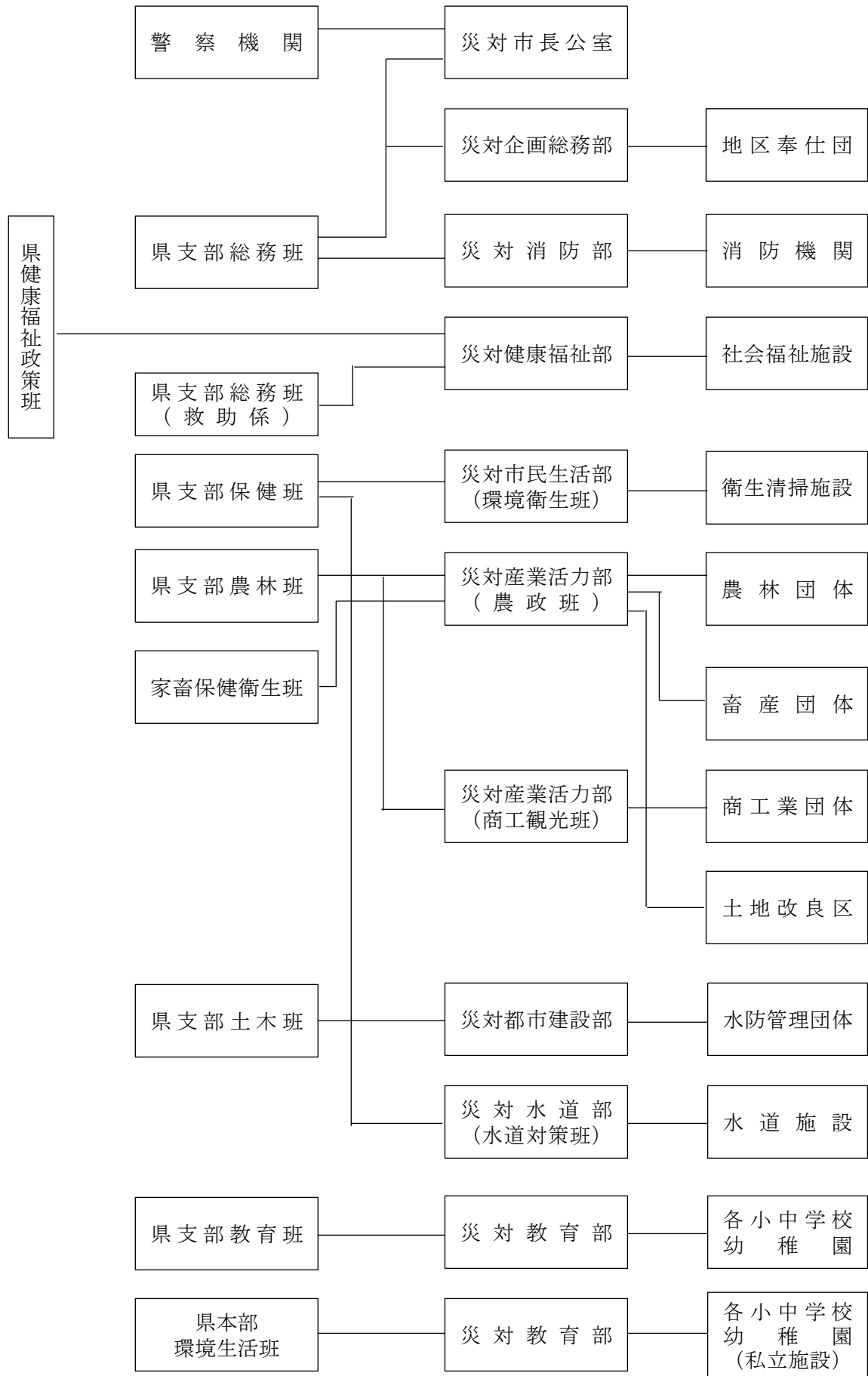
ア 報告事項の内容

項目	主な内容	担当部	災対市長公室 (とりまとめ)
異常な事態の発生	1 発生時刻 2 場所 3 異常な事態の状況 4 応急にとられた措置 5 必要と認める措置 6 異常な事態解消の見込み	各 部	
消 防	1 消防職員、団員の配備状況	災対消防部	
水 防	1 水防機関の配備状況	災対都市建設部 各務原警察署	
交 通 規 制	1 規制路線 2 規制区間 3 規制開始時刻 4 自動車の運行状況 5 交通規制広報の状況		
保 健 衛 生	1 医療班出動準備状況		
防災活動体制の整備	1 市本部の設置場所及び時刻 2 必要な要員の参集状況	災対企画総務部	

※ 各務原市の報告等様式

(様式編様式 2)

イ 報告の系統



第6節 事前避難対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を確保するため、市は地域住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 実施担当班

本部班

3 実施内容

(1) 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

ア 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

イ 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

ウ 災害時危険地域居住者等

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、老朽ため池下流の浸水危険箇所等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第7節 消防・水防

1 方針

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 実施担当班

土木第一班	消防総務班	消防署班
土木第二班	消防予防班	消防団班
都市計画班	救急指令班	

3 実施内容

(1) 消火対策

災対消防部、災対都市建設部は、警戒宣言が発せられた場合、市民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置をとり、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ 火災発生の防止、初期消火についての市民等への広報

エ 自主防災組織等の活動に対する指導

オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

(2) 水害予防

水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

エ 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、市・県・国や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(3) 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

(4) 河川対策

注意情報が発表された場合災対都市建設部は、他の河川管理者等と連携のもとに、応急復旧資機材及び水防資機材の備蓄数量の点検を行うとともに、建設業者等に応急復旧出動準備を要請する。

第8節 警備対策

1 方針

県警察は、警戒宣言が発せられた場合、市民等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、岐阜県警察大震災警備実施計画に基づき、次の事項を重点として警備に万全を期する。

また、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

2 実施担当班

本部班

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 各種情報の収集と早期実態把握

県警察は、警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、地域住民の動向をはじめ、交通状況等の早期実態把握に努める。

イ 避難に伴う混乱等の防止

県警察は、地域住民の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、積極的な広報の実施、関係機関と連携した避難誘導等に努める。

ウ 不法事案等の予防及び取締り

県警察は、犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、市民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、市民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行う。

エ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒警備

県警察は、避難場所、重要施設、警戒区域等に必要に応じ警察官の配置及び巡回パトロールを行うほか、状況によっては、災害相談所等を開設し、民心の安定を図り、混乱の発生を防止する。

オ 市民による地域安全活動への指導、連携

県警察は、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請する。

(2) 警戒宣言前の準備的行動

県警察は、市の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、市との連携の強化に努める。

第9節 交通対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

2 実施担当班

商工観光班	土木第一班
農政班	土木第二班

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

イ 交通規制

交通の混乱が予想される場合は、一般道路における車両の走行を必要に応じて抑制する。

ウ 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

a 走行中の車両

走行中の車両は、次による。

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
- ・車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

b その他

避難のために車両は使用しない。

エ バスの運転

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずる。

a 危険箇所・避難場所の調査、周知徹底

運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、教育・訓練等により従業員に周知徹底する。

b 情報の収集・伝達

注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン等による情報収集に努める。

c 注意情報発表時、警戒宣言発令時

注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行

を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、旅客に対し避難場所の教示を行う。旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

また、滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置をとった旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

東海旅客鉄道株式会社は、東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

第10節 緊急輸送対策

1 方針

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

2 実施担当班

本部班	庶務班	土木第二班
秘書広報班	土木第一班	

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

- a 応急対策実施要員
- b 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材
- c その他、県又は市警戒本部が必要と認める要員、物資等

イ 緊急輸送車両の確認

県、県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令に基づき、緊急輸送しようとする機関の申出により緊急輸送車両の確認を行う。

緊急輸送しようとする機関は、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

なお、緊急輸送車両の確認手続の事前届出制度について整備し、スムーズな交付を図る。

ウ 緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおりとする。県警察は、市内に関して緊急輸送道路のうち国道21号について、優先確保する。

a 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

b 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

c 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

エ ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

県は、災害支援協力に関する協定に基づき岐阜県ゴルフ場連盟に対する支援協力を要請する。

なお、県は、地域の実情を踏まえ、防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

オ 輸送手段の確保

a 県の確保体制

県は、次により車両及び航空機を確保する。

・車両の確保

県保有車両の確保、自衛隊に対する協力要請、関係事業者に対する協力要請

・航空機の確保

県保有ヘリコプターの確保、自衛隊に対する協力要請、災害航空応援協力協定に基づく民間ヘリコプター会社に対する応援協力要請

b 市の確保体制

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、各関係機関で警戒宣言前から次の措置を実施する。

ア 県警察による交通規制の準備

イ 県及び県警察による緊急輸送車両の確認の準備

ウ 市及び県による車両の確保

エ 県による災害応急対策等に必要輸送車両の確保等に関する協定に基づき、県トラック協会に態勢の確認

オ 市及び県によるヘリコプター臨時離着陸場の確保

カ 県及び県警察による保有ヘリコプターの待機

キ 県による災害航空応援協力協定に基づく民間ヘリコプターの確保

第11節 物資等の確保対策

1 方針

市及び県は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

2 実施担当班

本部班	福祉救援班	農政班
秘書広報班	医療対策班	
庶務班	商工観光班	

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 物資確保体制の整備

市は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、又は直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

県は、県内及び近県の主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体に対し必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

イ 食料の確保

a 県の確保体制

県は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、直ちに次のことを行う。

・食料調達体制の点検、確認

農林水産省及び協定等を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに現在の食料の保有数量等の把握に努める。

・卸売市場の開場要請

生鮮食品の安定供給を確保するため、公設市場開設者及び民営卸売市場開設者に対し、平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うことを要請する。

・集出荷の確保

市場開設者に対し、生鮮食料品の産地での出荷状況を把握し出荷要請を行うとともに、必要な入荷量を確保し、その保管する物資を放出するよう要請する。

b 市の確保体制

市は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡をとり食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

ウ 関係指定地方行政機関の協力

a 育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品…農林水産省

b 生活必需物資…中部経済産業局

c 災害復旧用木材…中部森林管理局

第12節 保健衛生対策

1 方針

市及び県は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 実施担当班

環境衛生班

3 実施内容

(1) 医療・助産

ア 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずる。

- a 警戒宣言発令の周知徹底
- b 地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置
- c 入院患者の安全対策
- d 救急患者を除く外来診療の中止
- e 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

イ 医療救護班の編成待機

県は、発災後市からの医療（助産）救護に関する協力要請に備えるため、県立病院に対する医療（助産）救護班の編成待機の指示、日本赤十字社岐阜県支部に対する医療（助産）救護班の編成待機の要請を行う。

ウ 医薬品等の確保

県、市、岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

a 医薬品等（血液を除く。）の供給体制

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣市町村の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

県は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な供給を図るため、県内及び近隣の主な製造業者並びに卸売業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

b 血液の確保

県は、輸血用の血液について、血液センターに対し緊急輸送の準備を要請する。

(2) 清掃

市は、災害発生により生じるごみ、又は、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

県は、市から支援協力の要請があるときは、災害一般廃棄物の収集運搬に関する無償団体救援協定に基づき、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合に、また地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県産業

環境保全協会に対し支援協力を要請する。

(3) 防疫

市は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備等を行う。

県は、市の応援が得られるよう準備体制を整え、検病調査、健康診断に必要な検査用器具、医療材料の整備点検及び検病調査班の編成準備を行う。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

ア 県

- a 医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の流通在庫の把握
- b 県と災害拠点病院間の通信の確保、当該拠点病院と地域病院との連携に必要となる措置
- c 医療救護班の編成、派遣準備
- d 災害時拠点病院等の空きベッド数等受け入れ態勢の確認

イ 市

救護所の開設準備

ウ 病院

病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備

第13節 生活関連施設対策

1 方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び市民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 実施担当班

本部班	水道対策班
商工観光班	下水道対策班

3 実施内容

(1) 水道

ア 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

災対水道部は、各所に緊急貯水するため、浄水及び給配水設備を最大限に作動させ供給の継続を図る。また給配水資機材、応急復旧用資機材等の整備点検を行うとともに、飲料水を運搬、供給するための給水車、容器、浄水薬剤、水質検査器具等の整備点検を行い、給水体制に万全を期する。併せて、工業者に情報提供を行い応急復旧出動準備を要請する。

イ 災害応急対策の実施準備活動

a 給配水施設

水道事業者は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工業者に対し、出動準備を要請する。

県は、給配水資機材生産者等の保有資機材について在庫量を把握するとともに、生産者等に対し必要な資機材の保管及び放出の準備を要請する。

b 応急給水

水道事業者は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動態勢を整える。

県は、被害が甚大な場合に水道事業者で対応することが困難となる場合に備え、自衛隊又は県下の市町村及び他都道府県の応援が得られるよう準備体制を整える。

(2) 電気

ア 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

イ 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

(3) ガス

ア 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

イ 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

(4) 公衆電気通信の確保

ア 警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、市、県等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとり、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

イ 災害応急対策の実施準備活動

NTTは、インターネットがいつでも利用できるように設備の維持に努める。

(5) 報道

報道関係機関は、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、東海地震に関連する情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、東海地震に関連する情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。

(6) 金融

東海財務局岐阜財務事務所、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

ア 民間金融機関の措置

- a 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預

金の払戻を続ける等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

なお、発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

b 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。なお、強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

イ 保険会社の措置

a 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。

営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社の円滑な業務遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。

b 強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

ウ 証券会社の措置

a 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。

営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社の円滑な業務の遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。

なお、発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。その他、地域の投資家保護に十分配慮する。

b 強化地域外に営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(7) 郵政事業対策

ア 郵便局の措置

原則として、平常どおり業務の取扱いを行う。

(8) 警戒宣言前からの準備的行動

県、市は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

市は、応急給水の準備を行う。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第14章 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 方針

警戒宣言が発せられた場合災対企画総務部は災対教育部と連携し、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、市内に発生した帰宅困難者や滞留旅客について、状況に応じ滞在場所の確保などの対策を講じる。

なお、平時から「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則を積極的に広報するとともに、企業等に対して従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなどの対策を講じる。

2 実施担当班

本部班

商工観光班

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせんを行い、市が実施する活動と連携するとともに、必要に応じ市町村間の調整を行う。

市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

市、公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

県は、警戒宣言時の公共交通機関の運行状況に関する広報を行う。

第15節 公共施設対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

市庁舎等公共施設は、災害対策上重要な役割を果たす場所になるため、その管理者は機能が十分発揮できるよう巡視、点検整備、被災防止等の措置をとる。

2 実施担当班

本部班	土木第一班	水道対策班
商工観光班	土木第二班	下水道対策班

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路

市及び県は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

イ 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、団の待機を要請し、また自主防災隊に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

ウ 下水道

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、次により対策を実施する。

a 災害対応組織の編成

職員の召集（自主参集）、役割分担の再確認、関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下市町村下水道管理者）

b 管きよ

地震発生後の調査や緊急措置のため資材の確保、調査用機材及び応急用機材の点検

c 処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検

エ 治山設備等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生おそれのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調全体制を整えとともに、必要に応じて工事業者に出動準備態勢をとるよう要請する。

オ 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じる。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

a 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

b 無線通信機器等通信手段の整備点検

- c 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- d 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- e その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- f 飲料水の緊急貯水
- g エレベーターの運行中止措置
- h 出火防止措置及び初期消火準備措置
- i 消防設備の点検

カ 工事中の建築物その他工作物又は施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。なお、倒壊等により、近隣の市民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じて調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第16節 大規模な地震に係る防災訓練

1 方針

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	消防指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
医療対策班	水道対策班	

3 実施内容

(1) 防災訓練

県、市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年1回以上実施する。なお、防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。

(2) 訓練の検証

市、県及び防災関係機関は、東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。

(3) 訓練の支援

県は、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行う。

(4) 市の訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ 余震に関する情報等情報伝達訓練
- エ 車両による避難訓練

第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施担当班

本部班 秘書広報班

3 実施内容

(1) 県及び市職員に対する教育

県及び市は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含む。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 市民等に対する教育

県は、市と協力して、市民等に対する教育を実施するとともに市等が行う市民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- カ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- キ 避難生活に関する知識
- ク 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- (3) 児童、生徒に対する教育
- (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育
- (5) 自動車運転者に対する教育
- (6) 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則

基本的 考 え 方	<p>平成25年2月に県が発表した想定によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、各務原市においては市域の大部分で震度6弱の地震動が想定されており、昭和57年以前に建築された木造建造物の一部が倒壊するなど、東海地震より被害が、甚大となることが想定されている。</p> <p>この計画は、市が南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震対策について必要な事項を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図る。</p>
--------------------	---

第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

平成25年2月に県が発表した想定によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、市においては市域の大部分で震度6弱の地震動が想定されており、昭和57年以前に建築された木造建造物の一部が倒壊するなど、東海地震より被害が、甚大となることが想定されている。

この計画は、市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことに伴い、南海トラフ法第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震対策について必要な事項を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図る。

第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、全県域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とする。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4項 南海トラフ地震防災対策推進地域

本県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老

郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巢郡、加茂郡、可児郡の区域

第5項 活動体制

1 方針

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに各務原市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 市災害対策本部（以下この項では「本部」という。）

(1) 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに各務原市災害対策本部条例及び第3章第1節「活動体制」に定めるところによる。

(2) 職員の集合

職員の集合は、第3章第1節第7項「職員の動員・配備」に準じ、参集する。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第6項 地震発生時の応急対策等

地震発生時の応急対策は、第3章「地震災害応急対策」に準ずる。

第7項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は次のものを最重点に行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。整備計画については、第2章第8節「防災通信設備等の整備」、第16節「まちの不燃化・耐震化」及び第17節「地盤の液状化対策」に準ずる。

- 1 避難所、公共施設等の耐震化
- 2 避難地の整備
- 3 避難路の整備
- 4 消防用施設の整備等
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備

第8項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いこと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、市及び県は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第2節 防災訓練

1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制と協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	下水道対策班
秘書広報班	農政班	消防総務班
庶務班	避難収容班	消防予防班
財政会計班	土木第一班	救急指令班
調査市民班	土木第二班	消防署班
環境衛生班	都市計画班	消防団班
福祉救援班	住宅対策班	
医療対策班	水道対策班	

3 実施内容

(1) 防災訓練

市は、南海トラフ地震を想定した訓練を各種訓練に組み込むものとし、少なくとも年1回以上実施する。防災訓練の実施にあたっては、地域住民等の参加を得て、地域防災力の向上に努める。

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

その他必要な事項は、第2章第3節「防災訓練」に準ずる。

(2) 訓練の検証

市は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。

(3) 訓練の支援

県は、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行う。

(4) その他

その他必要な事項は、第2章第3節に準ずる。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。その他必要な事項は、第2章第2節「防災思想・防災知識の普及」に準ずる。

2 実施担当班

本部班 秘書広報班

3 実施内容

(1) 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- イ 地震等に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- キ 家庭内での地震防災対策の内容

(2) 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- イ 地震等に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ク 避難生活の運営に関する知識
- ケ 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- (3) 児童、生徒等に対する教育
- (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育
- (5) 自動車運転者に対する教育
- (6) 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

基 本 的 考 え 方	<p>地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。</p> <p>復興は、復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する事業と位置付けられる。</p> <p>そのため、復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となる。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行うことが不可欠となる。</p> <p>以下には、阪神・淡路大震災、東日本大震災でとられた措置を参考例として、復興計画を作成するための手順のあらましを示している。</p>
----------------------------	--

第1項 方針

1 方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、市及び県が主体となって、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

2 実施担当班

本部班	都市計画班
秘書広報班	住宅対策班

第2項 迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国（国土交通省）は、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は市から要請があり、かつ県等又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市道の災害復旧工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

第3項 復興計画の作成

(1) 震災復興対策本部の設置

本部長（市長）は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする各務原市震災復興対策本部を設置する。また、企画総務部長を長とし事務局を企画総務部内に置く。

なお、県に対しては、県との連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援のため職員を必要に応じて派遣するよう要請する。

(2) 震災復興方針・計画の策定

ア 震災復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

イ 震災復興計画の策定

市長は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、市長は、県においても、震災復興方針に基づき、県としての具体的な震災復興計画の策定を行うよう要請する。また、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村への復興支援・相互調整に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項についての早期策定を要請する。

(3) 震災復興事業の実施

市長は、県及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、震災復興計画に基づき震災復興事業を推進する。

なお、事業の計画的な推進のため、市役所内に震災復興に関する専門部署を設置する。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
災害総合相談窓口における担当者等の配置	① 災害時総合相談窓口担当職員及び用紙類の配置 ② 市民への被災度区分判定調査等のあっせん ③ その他市民からの相談・異議・苦情
被災度区分判定調査及び震後補強対策に関する広報活動の実施	① 被災度区分判定調査の必要性に関する広報 ② 震後補強対策の必要性に関する広報 (災対市長公室部長)
「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度判定区分に基づく補強計画提出の勧告	① 「危険」及び「要注意」判定建物所有者名簿の管理 ② 「危険」及び「要注意」判定建物所有者への勧告から補強計画提出までの記録作成

<p>県・国等への協力要請及び報告</p>	<p>① 県・国等への被災度判定要員確保のための協力要請 (県都市建築部) (県建築士会・中部地方整備局他関係機関)</p> <p>② 応急近県度調査結果及びその後にとった措置に関する報告 (県都市建築部)</p> <p>③ その他の協力要請 (その他各部長・関係機関)</p>
<p>災害時「住」対策推進会議の運営</p>	<p>① 復興期における震後対策計画の作成 ※余震その他による再度判定調査の実施を含む</p> <p>② 関係機関・団体との連絡調整</p> <p>③ 各部との連絡調整</p>
<p>報道機関対応 ※災対市長公室長を通じて行う。</p>	<p>① 県内ラジオ・テレビ各社への「被災度区分判定調査実施及び補強計画提出」に関する広報資料の提供</p> <p>② 在庁記者クラブ各社、報道機関市内及び周辺各支局への「被災度区分判定調査実施及び補強計画提出」に関する広報資料の提供</p>

ア 市内建築関係団体等協力団体の協力

復興期における震後対策実施体制への移行において、市建築工業協同組合、建築士会各務原支部その他建築関係団体・判定ボランティア等の協力を得て、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
<p>被災度区分判定調査及び震後補強対策に関する広報活動の実施</p>	<p>① 被災度区分判定調査の必要性に関する広報</p> <p>② 震後補強対策の必要性に関する広報</p>
<p>「危険」及び「要注意」判定建物所有者からの依頼に基づく被災度区分判定調査及び補強計画の作成支援</p>	<p>① 被災度区分判定調査マニュアルの作成協力</p> <p>② 補強計画作成マニュアルの作成協力</p> <p>③ 上記マニュアルの会員各社への徹底</p>
<p>災害時「住」対策推進会議の運営協力</p>	<p>①復興期における震後対策計画の作成協力 ※余震その他による再度判定調査の実施を含む</p> <p>② 推進会議設置への協力</p> <p>③ 推進会議運営への協力</p> <p>④ 推進会議として要請された場合の事務局業務</p>
<p>その他県・国等への協力要請</p>	<p>① 関係全国団体本部への協力要請</p> <p>② 推進会議として必要と認めた場合のその他「復興期における震後対策」実施のために必要</p>

な関係機関への協力要請

第4項 人的資源等の確保

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

第5節 その他

市及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努める。

第2節 公共施設災害復旧事業

基本 的 考 え 方	<p>災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る必要がある。</p> <p>この節では、災害復旧事業計画の作成から、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成、そして災害復旧の実施にいたるまでの手順のあらましについて示している。</p>
------------------------	--

1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

2 実施担当班

本部班	商工観光班	都市計画班
庶務班	農政班	住宅対策班
調査市民班	避難収容班	水道対策班
環境衛生班	土木第一班	下水道対策班
福祉救援班	土木第二班	消防総務班

3 実施内容

市の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を以下の基本方針に基づき速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- a 河川災害復旧事業計画
- b 砂防設備災害復旧事業計画
- c 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- d 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- e 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- f 道路災害復旧事業計画

- g 下水道災害復旧事業計画
- h 公園災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 方針

地震災害に伴う災害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市等は早期な災害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

2 実施担当班

庶務班

財政会計班

3 実施内容

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 伝染病予防法
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法
- h 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- i 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- j 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

イ 要綱等

- a 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- b 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内

で事業費の2分の1を国庫補助する。

c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

a 公共土木施設災害復旧事業

b 公共土木施設災害関連事業

c 公立学校施設災害復旧事業

d 公営住宅等災害復旧事業

e 生活保護施設災害復旧事業

f 児童福祉施設災害復旧事業

g 老人福祉施設災害復旧事業

h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

i 知的障害者援護施設災害復旧事業

j 婦人保護施設災害復旧事業

k 感染症指定医療機関災害復旧事業

l 感染症予防施設事業

m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

n 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

g 共同利用小型漁船の建造費の補助

h 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

d 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例

e 水防資材費の補助の特例

f 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

(4) 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 被災者の生活確保

基本的考え方	<p>市民生活安定のための緊急措置は、本来自己責任において行われる市民生活や経済活動において、災害のため被害を受け、独力では復旧・克服することが困難な状態に置かれた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等が行う最小限度の復旧支援施策として行われる。</p> <p>この節では、国・県の定めている計画にもとづき「義援金の受入れ・配分」、「その他被災者の生活確保のための支援」、「農業関係者の復旧支援」及び「中小企業関係者の復旧支援」に関する対策について、そのあらましを記載している。</p>
--------	--

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

2 実施担当班

本部班	調査市民班	商工観光班
秘書広報班	福祉救援班	

3 実施内容

(1) 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市との関係を密にし、相談体制の確立を図る。

市以外の市町村に避難した被災者に対しても、市、県及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

ア 復興期における震後対策実施体制への移行

復興期における震後対策実施体制の移行において、市が果たすべき役割については、災対都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
災害総合相談窓口における担当者等の配置	① 災害時総合相談窓口担当職員及び用紙類の配置 ② 市民への被災度区分判定調査等のあっせん ③ その他市民からの相談・異議・苦情

(2) 被災者への生活再建等の支援

ア 罹災証明書の交付

a 担当部

罹災証明書の交付事務は、災対市民生活部が担当する。なお、地震火災についての罹災証明書の交付は災対消防部が対応する。

b 交付の手續

災対市民生活部は、災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき被災者台帳を作成し、被災者の罹災証明書発行申請に対し、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき被災者台帳により確認の上、遅滞なく交付しなければならない。

なお、被災者台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、罹災証明書を交付する。

c 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する。

・ 住家

- ① 全壊（全焼）
- ② 流失
- ③ 大規模半壊
- ④ 半壊（半焼）
- ⑤ 床上浸水
- ⑥ 床下浸水

・ 人

- ① 死亡
- ② 行方不明
- ③ 負傷

d その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、罹災証明書の様式は、以下に示すとおりとする。

※ 罹災証明書様式

(様式編様式 9)

イ 災害弔慰金等の支給

市並びに日赤岐阜県支部はそれぞれ規定に基づき災害救援金（見舞金）もしくは災害救援品の支給を行う。それらのあらまは、以下のとおりである。

a 市条例に基づく災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	① 市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 ② 岐阜県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ③ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	① 災害弔慰金の支給に関する法律 ② 実施主体等 ・実施主体 市町村 ・経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	①当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ②法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
	③ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの (昭和49年1月31日旧厚生省第88号厚生事務次官通知)		法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	③ 災害に際し区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不適当と認めた場合

※ 各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例

(資料編資料 42)

b 市長見舞金の支給

市は、災害救助法が適用されない場合の災害について、災害により住家を失った世帯等があるときは、次により市長の見舞金を支給する。

適用する災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害又は火災による建物の全失1世帯以上(市民が市内において常時居住に供している建物に限る)の被害が発生し、かつ、市民の身体又は住家に被害が生じたもので、災害救助法の適用を受けないもの	
見舞金額	見舞金は、おおむね次の金額の範囲内で市長が決定した額とする。	
	① 住家を全失した世帯(1世帯につき)	20,000円
	② 住家を半失した世帯(1世帯につき)	10,000円
	③ 住家に床上浸水した世帯(1世帯につき)	10,000円

	④ 死亡した者1人につき(遺族に対して)	30,000円
	⑤ 重傷を負った者1人につき	10,000円

c 日赤岐阜県支部による災害救援物資等の配付

日赤岐阜県支部では、災害により被災した者に対し、日赤各地区からの申請に基づき、災害救援物資の配付を行うこととなっている。

区分	罹災状況	毛布	日用品セット
火災	住家全焼 住家半焼		
災害	住家全壊、住家半壊 住家流出、住家床上浸水 避難所に避難した世帯	罹災者1人あたり 1枚	罹災1世帯(4人) あたり1セット
お見舞金	死亡者	1人あたり10,000円	

※ 災害救助法が適用された場合は、その都度協議して対応。

※ 大量の避難民が発生した場合は、その都度協議して対応。

ウ 災害援護資金・住宅資金等の貸付

市は災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に貸付ける。また(独)住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸付ける。貸付等各種の融資は、次のとおりである。

a 災害援護資金・生活福祉資金

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。	① 災害弔慰金の支給等に関する法律 ② 実施主体市町村(条例)	貸付区分及び貸付限度額 ①世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ② 家財等の損害 (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円 (イ) 住居の半壊 170万円	① 据置期間3年(特別の事情がある場合5年) ② 償還期間10年(据置期間を含む) ③ 償還方法年賦又は半年賦

災害 援 護 資 金	<p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円とする</p>	<p>③ 対象となる災害 岐阜県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害</p>	<p>(ウ) 住居の全壊 250万円 (エ) 住居全体の滅失又は流出 350万円</p> <p>③ ①と②が重複した場合 (ア) ①と②(ア)の重複 250万円 (イ) ①と②(イ)の重複 270万円 (ウ) ①と②(ウ)の重複 350万円</p> <p>④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別な事情がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②(イ)の場合 250万円 ・②(ウ)の場合 350万円 ・③(イ)の場合 350万円 	<p>④ 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p>
生活 福 祉 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者世帯 ・障がい者世帯 ・高齢者世帯 	<p>① 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社第398号)」による。</p> <p>② 実施主体等 (ア) 実施主体 岐阜県社会福祉協議会 (イ) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)</p>	<p>1世帯 150万円</p>	<p>① 据置期間 貸付けの日から6か月以内</p> <p>② 償還期間 7年以内</p> <p>③ 連帯保証人 原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可</p> <p>④ 貸付利率 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%</p> <p>⑤ 申込方法 官公署の発行する罹災証明を添付し民生委員を通じ、市社会福祉協議会に申し込む。</p>

※生活福祉資金について、表中の貸付金額、貸付条件は目安であり、個別の状況により貸付上限金額 580 万円以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。

b 災害復興住宅融資

(独) 住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資制度である。災害により住宅に被害を受けた場合に以下のとおり、住宅の建設・購入資金、補修資金の融資が行われる。災対都市建設部長及び関係各部長は、県(都市建築部)と協力・連携しそれぞれの事務分掌に基づき、該当する市民に対する制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- ・ 建設及び新築、リ・ユース購入資金

対象となる災害	住宅金融支援機構が指定した災害
貸付対象条件 (①～⑤すべてを満たすこと)	① 「全壊」「大規模半壊」「半壊」した旨の罹災証明を受けている ② 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建て ③ 下表「補修資金」の②～③の貸付対象条件 ④ 住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅(建設) ⑤ 住宅部分の床面積が 50 ㎡(マンションの場合 30 ㎡)以上 175 ㎡以下の住宅(新築、リ・ユース)
基本融資額 特別加算金	① 基本融資額 1,650 万円以内 特別加算金 510 万円以内(建設) ② 基本融資額 2,620 万円以内 特別加算金 510 万円以内(新築購入) ③ 基本融資額 2,320 万円以内 特別加算金 510 万円以内(リ・ユース購入) ④ 基本融資額 2,620 万円以内 特別加算金 510 万円以内(リ・ユースプラス購入)
土地取得資金	970 万円以内
整地資金	440 万円以内(切土、盛土を行う場合等)
最長返済期間	① 木造(一般) 25年(建設、新築) ② 耐火・準耐火・木造(耐久性) 35年(建設、新築) ③ リ・ユース 25年 ④ リ・ユースプラス 35年

- ・ 補修資金

対象となる災害	住宅金融支援機構が指定した災害
貸付対象条件 (①～③すべてを満たすこと)	① 住宅に 10 万円以上の被害が生じ、罹災証明を受けている ② 居室、台所、トイレが備えられている ③ 敷地の権利が転貸借でない
基本融資額	730 万円以内
移転資金、 整地資金	各 440 万円以内 (両方利用する場合は合計 440 万円以内)
最長返済期間	20 年

エ 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するものとする。

また、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

オ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

カ 生活福祉資金

岐阜県社会福祉協議会は、災害救助法に基づき、同法を適用した市に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更生をさせるため、生活福祉資金の貸付けを行う。

キ 罹災（被災者）台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

ク 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努める。

(3) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 市税

a 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。（市税条例第6条の2）
- ② その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

b 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

c 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行

う。

表 減免措置の対象となる税目等

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人 の 県 民 税 を 含 む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国 民 健 康 保 険 料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽 自 動 車 税	
特 別 土 地 保 有 税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

イ 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分等の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

ウ 広報

租税の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、災害対策本部が設置される期間においては、第3章第9節「災害広報」により行う。また、災害対策本部廃止後においては、「広報かかみがはら」もしくはチラシの配布等により行う。

(4) 職業の斡旋

県並びに各ハローワーク（公共職業安定所）の長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行うこととなっている。

災対産業活力部長は、災害の状況によりその必要があると認めたときは、離職者の状況を把握し県に報告する。また早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設、巡回職業相談の実施等の措置を講ずるよう要請する。

ア 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

イ ハローワークに出頭することが困難な地域への措置

ハローワークに出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

ウ 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

(5) 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市及び関係機関は、被災地域において市民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

(7) 金融対策

ア 金融機関の営業の確保

a 金融機関の営業については、原則として平常どおり営業を行うよう指導する。やむをえ

ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金等の払戻し業務については、次の措置を実施させできるだけ継続するよう指導する。

- ・ 罹災者の預金払戻しについて、実情に即す簡易な確認方法をもって実施する。
- ・ 定期預金等の中途解約又は当該預金、積金等を担保とする貸出に応ずる。

b 為替の取組又は手形交換及び不渡り処分についても適宜配慮するよう指導する。

c 金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮するよう指導する。

イ その他の金融機関の営業の確保

a 証券会社の預り金払出しは、罹災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。また、預り有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合は、適宜配慮するよう指導する。

b 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう指導する。また、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等適宜配慮するよう指導する。

ウ 金融機関等の防災体制等

a 金融機関の店頭顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮するよう指導する。

b 被害の軽減、並びに業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう指導する。

エ 顧客への周知徹底

ア及びイの措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて周知するよう指導する。

オ 郵便局の窓口業務の維持

災害時、被害地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務より業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払い資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害救助法が適用された地域の郵便局においては、郵便貯金等の非常取扱等を開始する。

(8) その他の生活確保

その他関係機関が行う、被災者の生活確保に関する対応については、以下のようなものがある。

機関名	生活確保の取扱
国 (岐阜労働局)	<p>ア 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>a 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>b 制度の周知徹底 市及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>

	<p>※ 市においては、災対産業活力部長が災対市長公室部長その他の関係部長及び関係団体の協力を得て制度の周知徹底を図る。</p>
<p>国 (岐阜 公共職業 安定所)</p>	<p>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。</p> <p>ウ 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 a 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 b 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 c 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p> <p>※ 市においては、災対産業活力部長が災対市長公室長その他の関係部長及び関係団体の協力を得て制度の周知徹底を図る。</p>
<p>日本郵便(株) (株)ゆうちょ 銀行 (株)かんぽ 生命保険 (各務原 郵便局)</p>	<p>ア 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付</p> <p>イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除</p> <p>オ 郵便貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。</p> <p>カ 簡易保険・郵便年金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。</p>
<p>日 本 放送協会</p>	<p>ア NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>イ 被災者の受信料免除</p> <p>ウ 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>

第5節 被災中小企業の復興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

商工観光班

3 実施内容

(1) 自立の支援

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 各種対策

ア 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要に関し速やかに把握する。市及びその他の関係機関は、緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

イ 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、被災地を営業地域とする金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

ウ 中小企業者に対する公的金融制度の周知

県は、市及び各務原商工会議所その他の関係団体を通じて、国・県が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）が行う災害貸付、商工組合中央金庫が行う優遇利率の適用等政府系金融機関の行う特別措置について中小企業者に周知するよう努める。

機関名	区分	内 容
日本政策金融公庫	国民生活事業 災害貸付	a 融資対象者 各貸付ごとの条件に加え、災害により被害を受けた者 b 資金使途 各貸付ごとによる c 融資限度 各貸付ごとの融資限度の額 1 災害につき、3,000 万円の特例を加えた額 d 融資条件 ① 利率 ・各貸付ごとの利率を適用 ② 融資期間 各貸付ごとによる ③ 据置期間 各貸付ごとによる ④ 保証人・担保 原則として必要
	中小企業事業 災害復旧貸付	a 融資対象者 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 b 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 c 融資限度額 直貸 既往貸付残高のいかんにかかわらず当該災害復旧貸付として1億5,000万円 代理貸 直貸の範囲内で別枠7,500万円 d 融資条件 ① 利率 基準利率 ただし、災害の実情に応じて、閣議決定により特別利率を適用する場合あり ② 融資期間 10年以内 ③ 据置期間 2年以内 ④ 保証人・担保 原則として必要
商工組合中央金庫		商工中金が適用を認めた災害により、災害を受けた中小企業者に対し、通常の貸付（限度額：組合200億円、組合員20億円、期間：運転10年、設備15年（据置き2年を含む。））について、優遇利率が適用され、期間が運転10年、設備20年（据置き3年）となる。

(注) 災害を受けた中小企業者の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

その他、支援対策としては以下のようなものが挙げられる。

- ア 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- イ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- ウ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- エ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- オ 租税の徴収猶予及び減免
- カ 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- キ その他各種資金の貸付け等必要な措置

その他、県は、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金対策の円滑化を図るとともに、県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金の出えん等の措置を行う。

また国・関係機関・団体等と連携・協力し、仮設店舗、仮設工場団地の設置等その他の必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

第6節 農林漁業関係者への融資

1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施担当班

農政班

3 実施内容

(1) 株式会社日本政策金融公庫による融資

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から円滑な貸付けの融通、必要枠の確保、早期貸付け等に適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業経営安定資金
- ケ 林業基盤整備資金